

平成 2 1 年第 2 回 (6 月) 伊豆市議会定例会会議録目次

第 1 号 (6 月 5 日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	2
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
開議宣告.....	3
議事日程説明.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
諸般の報告.....	3
行政報告.....	4
報告第 5 号 ~ 報告第 8 号の上程、説明、質疑.....	5
議案第 4 6 号及び議案第 4 7 号の上程、説明.....	1 0
議案第 4 8 号 ~ 議案第 5 0 号の上程、説明.....	1 4
議案第 5 1 号の上程、説明.....	1 9
議案第 5 2 号の上程、説明.....	2 1
議案第 5 3 号及び議案第 5 4 号の上程、説明.....	2 1
静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙.....	2 3
散会宣告.....	2 5

第 2 号 (6 月 8 日)

議事日程.....	2 7
本日の会議に付した事件.....	2 7
出席議員.....	2 7
欠席議員.....	2 7
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	2 7
職務のため出席した者の職氏名.....	2 7
開議宣告.....	2 8
議事日程説明.....	2 8
一般質問.....	2 8

森 島 吉 文 君.....	2 8
梅 原 泰 嗣 君.....	3 2
稲 葉 紀 男 君.....	3 4
内 田 勝 行 君.....	4 5
杉 山 美 央 君.....	5 0
塩 谷 尚 司 君.....	5 2
三 須 重 治 君.....	5 7
杉 山 誠 君.....	6 9
室 野 英 子 君.....	8 2
鈴 木 初 司 君.....	8 6
散会宣告.....	1 0 1

第 3 号 (6月9日)

議事日程.....	1 0 3
本日の会議に付した事件.....	1 0 3
出席議員.....	1 0 3
欠席議員.....	1 0 3
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1 0 3
職務のため出席した者の職氏名.....	1 0 3
開議宣告.....	1 0 4
発言訂正申出.....	1 0 4
一般質問.....	1 0 4
松 本 ・ 君.....	1 0 4
森 良 雄 君.....	1 0 9
西 島 信 也 君.....	1 2 0
関 邦 夫 君.....	1 3 4
大 川 孝 君.....	1 4 3
木 村 建 一 君.....	1 4 8
散会宣告.....	1 6 5

第 4 号 (6月10日)

議事日程.....	1 6 7
本日の会議に付した事件.....	1 6 7
出席議員.....	1 6 7
欠席議員.....	1 6 7

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1 6 7
職務のため出席した者の職氏名.....	1 6 8
開議宣告.....	1 6 9
議事日程説明.....	1 6 9
議案第 4 6 号及び議案第 4 7 号の質疑、委員会付託.....	1 6 9
議案第 4 8 号～議案第 5 0 号の質疑、委員会付託.....	1 7 4
議案第 5 1 号の質疑、委員会付託.....	1 9 6
議案第 5 2 号の質疑、委員会付託.....	1 9 9
議案第 5 3 号及び議案第 5 4 号の質疑、委員会付託.....	2 0 0
散会宣告.....	2 0 4

第 5 号 (6 月 1 9 日)

議事日程.....	2 0 5
本日の会議に付した事件.....	2 0 5
出席議員.....	2 0 5
欠席議員.....	2 0 6
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	2 0 6
職務のため出席した者の職氏名.....	2 0 6
開議宣告.....	2 0 7
議事日程説明.....	2 0 7
議案第 4 6 号及び議案第 4 7 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	2 0 7
議案第 4 8 号～議案第 5 0 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	2 1 4
議案第 5 1 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	2 2 8
議案第 5 2 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	2 3 0
議案第 5 3 号及び議案第 5 4 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	2 3 1
請願第 1 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	2 3 2
議員派遣について.....	2 3 4
日程の追加.....	2 3 4
議案第 5 5 号及び議案第 5 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 3 4
発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 3 9
閉会宣告.....	2 4 0
署名議員.....	2 4 1

開会 午前 9時30分

開会宣告

議長（飯田宣夫君） ただいまから平成21年第2回伊豆市議会定例会を開会いたします。

開議宣告

議長（飯田宣夫君） ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（飯田宣夫君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（飯田宣夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、議長において指名いたします。

15番、室野英子議員、16番、飯田正志議員を指名いたします。

会期の決定

議長（飯田宣夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から6月19日までの15日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月19日までの15日間と決定いたしました。

諸般の報告

議長（飯田宣夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、地方自治法第243条の3第2項に基づく、市の出資法人である伊豆市振興公社の経営状況の公表につきましては、書類をお手元に配付いたしましたので、ごらんいただきたいと思っております。

次に、監査委員からの法に基づく例月出納検査結果報告並びにそのほかの議長の会議・出張等につきましては、お手元に配付した資料のとおりであります。

本日までに受理した請願は、お手元に配付した請願書の写しのとおりであります。福祉環境常任委員会にこれを付託いたしましたので、ご報告申し上げます。

次に、静岡県地域活性化協議会長（賀茂郡松崎町長）から、「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出についての要請がありました。これにつきましては、総務教育常任委員会に審査を要請しましたので、お知らせをいたします。

なお、意見書の提出につきましては、本会議最終日に上程する予定です。

行政報告

議長（飯田宣夫君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

6月定例会に際し、議長からお許しをいただきましたので、行政報告を申し上げます。

今回は、人口減少危機宣言を市長として発したいと存じます。

平成16年4月1日、伊豆市は人口3万7,869人でスタートいたしました。総合計画では、平成22年に3万7,000人で人口減少をとどめ、平成27年には3万7,500人に再び人口をふやすことを目標としてきました。

しかし、実態は大変厳しく、6月1日時点で3万6,009人、7月中にも3万6,000人を割り込むことが確実の情勢となっています。この状態が続くと、いずれ人口は3万人を割り込み、行政サービスの維持や財政に深刻な影響を及ぼすとともに、伊豆市は回復不能な状況にまで衰退する危険が目の前に迫っています。

この状況を深刻にとらえ、「人口減少危機宣言」を発して市民の皆様に事態の深刻さを共有していただくとともに、人口減少を3万5,000人で食い止めるためにあらゆる施策を集中することといたします。そのために、次に掲げる具体的施策を果断にかつ着実に進めてまいります。

- 1つ、市民の所得をふやし、生活の安定を図る。
- 2つ、子育て支援策を強化し、安心して子供を育てられる環境を確立する。
- 3つ、結婚相談事業を活性化し、市内独身者の結婚を促進する。
- 4つ、土地の活用について抜本的に検討し、良質のベッドタウンを整備する。

各項目の具体的内容については、お手元にございます人口減少危機宣言の中に幾つか列挙させていただきます。

また、人口減少を当面補う施策として観光を総合産業として活性化し、交流人口の10%増を図る。これにより地域経済を底上げし、市民1人当たりの行政コストの負担を軽減する。

以上が人口減少危機宣言の内容でございます。

最後に、補足として申し添えました交流人口の増加については、伊豆市内の流入人口、観光客の流入人口が約100万人でございますので、平均すると1日270人程度になります。これに効果として日帰り客の増加等を見込みますと、現状での人口減少を補う程度の効果が、宿泊客の10%増を目標にし、これを達成することができれば、当面補うことができるものと見積もり、このようなことをつけ加えさせていただきました。

私が人口減少危機宣言を發しましたのは、日本全国の地域や地方が人口が減少しているので、伊豆市もやむを得ないというような風潮も一部にもございます。私は、伊豆市の潜在的魅力、潜在的能力はまだまだあると思っています。いたずらに市内の不協和音を増大することなく、私たちがそれぞれの地域のよさを再度見つめ直して、これを総合力として發揮すれば、私はこのまま人口減少が不可避のものではなく、必ずこれを食いとどめ、そして元気のある伊豆市をつくり上げることはできるものと確信をしております。あらゆる施策をそこに集中してまいりますので、市民の皆さんには痛みを我慢していただくこともございますけれども、あすのため子供たちのために、ともに戦っていただきたいとお願いを改めて申し上げます。

なお、政府は、今次補正予算において総額1兆円の地域活性化・経済対策交付金を組み込んでいます。関連法案は7月上旬になりますが、成立いたしますと、伊豆市には5億円を超す財源が生まれることとなります。私は、この貴重な原資を死んでも無駄には使わない。この決意のもと、真に伊豆市の将来の活性化につながる事業に充当する考えであり、8月ごろには臨時議会をお願いして、その使い方について議会にお諮りしたいと存じます。

なお、参考までに5月15日に売り出しました伊豆市元気もりもり商品券の売り上げでございますが、5月29日末の時点で、売上高1億2,567万円となっております。2週間で半分強でございますので、順調に伊豆市経済の底支えになるものと期待をしております。

最後に、教育委員会関連で1件報告申し上げます。

伊豆市学校再編成計画に基づき、新しい学校のよりよいあり方を検討する土肥地区小学校再編成準備委員会を4月20日に立ち上げました。これをスタートとして、日本一の教育環境をつくり上げるべく地域の皆さんと力を合わせてまいりたいと存じます。

以上、行政報告申し上げます。

議長（飯田宣夫君） 以上で行政報告は終わりました。

報告第5号～報告第8号の上程、説明、質疑

議長（飯田宣夫君） 日程第5、報告第5号 平成20年度伊豆市一般会計予算の繰越明許費の報告について、日程第6、報告第6号 平成20年度伊豆市下水道事業特別会計予算の繰越明許費の報告について、日程第7、報告第7号 平成20年度伊豆市後期高齢者医療特別会計予算の繰越明許費の報告について、日程第8、報告第8号 平成20年度伊豆市上水道事業会計予算の繰越の報告についての4件を一括して議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 報告第5号 平成20年度伊豆市一般会計予算の繰越明許費の報告から報告第8号 平成20年度伊豆市上水道事業会計予算の繰越の報告について、一括して提案理由を申し上げます。

報告第5号につきましては、平成20年度伊豆市一般会計予算の繰越明許に関する繰越額の決定に伴う報告です。また、報告第6号及び報告第7号は、それぞれ平成20年度伊豆市下水道事業特別会計予算及び平成20年度伊豆市後期高齢者医療特別会計予算の繰越明許に関する繰越額の決定に伴う報告です。報告第8号につきましては、平成20年度伊豆市上水道事業会計において建設改良費に繰り越しが生じたため、公営企業法第26条第3項の規定により、その結果を報告するものです。

詳細につきましては、それぞれ担当する部長に説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（飯田宣夫君） 本件の報告につきまして補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

報告第5号について、総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） それでは、報告第5号について補足説明申し上げます。

1ページ、一般会計予算の繰越明許費の報告でございます。3ページの計算書、こちらをごらんいただきたいと思っております。

今回、繰り越しでお願いしましたところの主でほとんど11事業、これについての報告でございますが、20年の第2次補正予算、これに係ります繰り越しでお願いした分の事業がほとんどの内容となっております。それぞれの事業について補足をいたします。

まず、本庁舎、1点目の総務、総務環境、本庁舎改修事業3,500万円でございます。これにつきましては、地域活性化・生活対策臨時交付金という形で補正予算で組まれたものでございます。ここで財源欄で国庫支出金欄、ここに書かれている事業、これにつきましては、いわゆる臨時交付金対策あるいはそれに関連する国の2次補正予算事業というふうにご理解いただければというふうに思っております。

その次が定額給付金事業でございます。これにつきましては、翌年度繰越額としまして5億8,487万4,994円ということが繰越額でございます。

次が、あわせて定額給付金と制度として子育て応援特別手当給付金事業というものが年度をまたいで行われたところございまして、これの繰越額1,095万5,266万円ということでございます。

〔発言する人あり〕

総務部長（平田秀人君）　そうですね、すみません。金額を読み間違えております。申しわけございません。1,095万5,260円でございます。

それから、次の4款の衛生費、清掃費の関係でございます。新し尿処理施設基本計画策定業務委託費でございます。現調査、整備検討費ということで415万円、繰越額でございます。これにつきましては、処理方式、誘致の宣伝等が確定しないということで繰り越しをするものでございます。

続きまして、8款2項市道整備事業でございます。これにつきましては1億1,587万5,000円ということで、内訳は市道上和田線、それから市道越路嵐山線にかかわる事業、それから下宿久保田線用地購入関係、これにかかわる事業でございます。

それから、その次でございます。国・県道関連事業ということで、これは小池川線改良工事、日向でございますが、これにかかわる繰越額ということで、これにつきましては県土との協議、これらの調整に日数を要したということで400万円でございます。

それから、土木費で河川費の河川維持改良事業でございます。これは2事業でございます。唐沢の流路工、それから小坂用水の排水路改修、これにかかわる事業でございます。これが3,600万円繰り越すということでございます。

それから、9款の消防費、田方消防南署建設事業ということで、南署への上水道の本管敷設工事分でございますが、これも県道改良工事との調整ということで、これが県土との調整、大幅におくれましたので工事期間を繰り越すということで1,100万円でございます。

それから、10款の教育費でございます。中学校耐震補強事業ということで、天城中学校の耐震補強工事にかかわる経費で1億6,000万円でございます。

それから、教育費の幼稚園費でございます。土肥の幼稚園管理運営事業ということで、園舎の改修工事ということになります。これが1,745万2,000円の繰り越しになります。

それから、最後でございますが、教育の保健体育費ということで中伊豆給食センター事業、中伊豆給食センターの改修工事でございます。1,200万円ということでございます。

繰越額トータルで9億9,130万7,154円を繰越明許として報告するというものでございます。以上でございます。

議長（飯田宣夫君）　次に、報告第6号と報告第8号について、建設部長。

〔建設部長 小川正實君登壇〕

建設部長（小川正實君）　7ページをお開きいただきたいと思います。

報告第6号の補足説明をいたします。

2事業でございます。最初に公共下水道事業、繰越額300万円、この財源内訳は国・県支出金150万円、地方債1,100万円、一般財源40万円でございます。この事業は、牧之郷の沖ノ原ポンプ場の改築更新工事でございます。平成20年度、21年度の債務負担行為をいただいております。下水道事業団へ1億700万円でお渡ししたところでございます。そのうちの20年度分4,000万円のうち300万円を繰り越すことになりました。これは、事業団からの一

般競争入札において参加者が辞退、それから再公募におきましても参加者がいないということで、事業着手自体がおくれてしまったからでございます。

続きまして、下の特定環境保全公共下水道処理場建設事業、これは土肥浄化センターの改築更新工事でございます。この事業も20年、21年度の債務負担行為6億200万円で下水道事業団にお願いしてございます。そのうちの20年度分2億800万円のうち1億3,800万円を繰り越すものでございます。財源の内訳は、国・県支出金が7,590万円、地方債が5,580万円、一般財源630万円となっております。理由といたしましては、水路設備等が途中漏水が発見されてしまいまして、この修繕工事に3カ月を要してしまいましたので、着手がおくれてしまったためでございます。

それから、15ページをお開き願いたいと思います。

報告第8号でございます。事業は配水管布設がえ工事、これは出口平石線の県代行で行っております市道改良拡幅工事、この工事がおくれてしまいましたので、この繰り越しにあわせるために本工事も繰り越さなければならないということになりました。繰越額は1,257万4,000円、前払い金を除いた残の予算を繰り越すものでございます。損益勘定留保資金1,257万4,000円が財源でございます。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 次に、報告第7号について、市民環境部長。

〔市民環境部長 渡邊玉次君登壇〕

市民環境部長（渡邊玉次君） それでは、後期高齢者医療特別会計の繰越明許についてご説明をさせていただきます。

11ページをお開きいただきたいと思います。

今回の繰り越しにつきましては、後期高齢者医療制度が発足するわけでございますが、それに伴うシステム改修の事業でございます。そのシステム改修の内容でございますが、保険料の軽減システムづくりであるとか特別徴収の見直し、それら普通徴収への切りかえ、こういった内容でございますが、それ以外には保険料の特別徴収と口座振替の選択性の実施というような内容が主なシステム改修の内容でございます。一応このシステムについては、本算定の終わります7月末をもって改修を終了したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

20番、木村議員。

20番（木村建一君） ここでいいですね。

議長（飯田宣夫君） はい。

20番（木村建一君） 報告第5号の中身についてお尋ねします。いわゆる20年度に終わら

ないからということで次へということですね。幾つかのところでその理由を述べておられたんですが、わからなかったのが教育費、中学校耐震工事、その下の土肥幼稚園の運営事業、それから最後、中伊豆給食センター事業、明許繰り越しの理由が述べられておりませんでしたので、ご説明をお願いいたします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（平田秀人君） これは、先ほど言いました国の2次補正にかかわる部分でございます。それにあわせて、公共事業の前倒し分というふうに認識いただければいいかと思えます。土肥幼稚園につきましては、園舎の改修、調理室の施設の設置事業でございます。福祉関係によります補正追加分ということでございます。

中伊豆給食センターにつきましては、流しの修繕等、内部のセンター改修事業分でございます。これにつきましては、先ほど言いました生活対策臨時交付金事業として、いわゆる追加で補正を前倒し事業という形で20年の最終で追加補正という形で上げさせていただいたものでございます。

議長（飯田宣夫君） よろしいですか。再質疑はよろしいですか。

そのほか。

12番、森議員。

12番（森 良雄君） 12番、森です。

2点ほど質問させてください。1つは、3ページなんですが、議長、ほかへいってもいいですね、3ページから次、15ページにいきたいと思っているんですが。

議長（飯田宣夫君） 報告事項全般で結構です。

12番（森 良雄君） 3ページの金額と翌年度繰越額が3ページから15ページまでほとんど同じなんですけれども、3ページの2と3ページの総務費ですね。ここでは翌年度繰越額が多少減っています。ということは、20年度に使った分があるのかなと、ただ定額給付金なので20年度でどんなものが使われたのか、事務的なものなのかなというふうには想像はつくんですけれども、その辺ご説明いただきたい。

それと、次に15ページなんですけれども、説明のところ公共関連事業で当該事業が繰り越しとなるためという説明が書いてあるんですが、そうすると当該関係というのが、その前のどこかにあるかなと、しかし5億円を超えるあれは見当たらないのでご説明いただきたい。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（平田秀人君） まず、1点目のご質問でございます。一般会計の繰越明許の関係でございます。定額給付金それから子育て応援特別給付金、これにかかわる20年度分の事務費、これが20年度で消化しておりますので、その分を差し引いた額ということで、この右隣に既収入特定財源ということで書いてあるかと思えます。これが20年度の事務費相当に

該当する金額、それ以下の金額は21年度にということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 次に、建設部長。

建設部長（小川正實君） 当該公共関連事業とは何かということですが、これは先ほど申し上げましたとおり、出口平石線の拡幅改良工事、これは県代行で行っております。この工事が遅延して繰り越されたということに関連いたしまして、この中に下層路盤なんですけれども、この中に配水管の布設工事がおくられて繰り越すことになったということでございます。

それから、予算計上額、支払い義務の発生額が5億8,000万円とか大きな金額だということですが、これは企業会計の建設改良の繰り越しの様式の書き方でございまして、建設改良費の予算額をここへ計上してございます。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質疑。

森議員。

12番（森 良雄君） 説明は大体わかったんですけども、ただ、後でまた勉強させてもらいますけれども、一方で予算計上が5億8,000万円あって、それがどこなのかというのが今ここで確認ができないのかなとは思っていますので、後でまた聞きにいきますけれども、それで、私毎回言っているんですけども、例えば出口平石線はどこだということも全然わからんと、どのぐらいの工事規模かもわからないもので、きょうはいいですけども、毎回同じような質問をさせないようにひとつお願いしたいと思います。

以上です。終わります。

議長（飯田宣夫君） それでは、そのほか質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（飯田宣夫君） 以上で質疑を終結いたします。

以上で4本の報告を終わります。

議案第46号及び議案第47号の上程、説明

議長（飯田宣夫君） 日程第9、議案第46号 平成21年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）、日程第10、議案第47号 平成21年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）の2議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第46号及び議案第47号について一括して提案理由を申し上げます。一般会計は、今回が2回目の補正となり、当初予算に計上されていない緊急修繕や消防団

員の退職者増による退職報奨金の追加などを中心に2,110万円を増額する内容となっております。

また、国民健康保険特別会計補正予算（第1回）は、被保険者資格の見直しにあわせ、保険給付費の負担区分の見直しを行ったことにより補正するもので、1億4,107万円を増額する内容となっております。

各会計の補正の詳細につきましては、それぞれ担当する部長に説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（飯田宣夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第46号について、総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） それでは、17ページ、議案第46号 平成21年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）について補足説明をいたします。

お手元に1枚、補正予算の概要というのが行っておろうかと思えます。それをごらんになりながらご説明を申し上げます。

今回いわゆる緊急的にあるいは追加で補助の確定を受けて、その事業執行をしなければならぬというようなことで、そうしたものに限りまして増額補正とさせていただいたということでございます。補正額が2,110万4,000円でございます。歳入歳出総額で追加補正でございます。137億8,847万2,000円とするものでございます。

補正予算の内訳でございますけれども、まず、歳入、20、21ページ、予算書のほうをごらんいただきたいと思えます。

歳入では、老人保健特別会計への繰入金ということで、これについては、先般、臨時で老人保健特別会計の精算をした中で710万4,000円ほど一般会計に繰り入れるということで、今回その繰入金を入れ込んでいるものでございます。繰越金として216万4,000円見込んでおります。

雑入ということで1,183万6,000円でございますが、消防団の退職報奨金の受入金、それから移住交流受け入れシステム支援事業の助成金200万円、直轄砂防事業補償代800万円ということで、これについては歳出のほうでご説明をいたします。

歳出のほうをごらんいただきながら、お手元の資料の裏表にございますが、2ページ目、事業内訳というものを見比べながらお願いしたいと思います。

まず、企画費関係で200万円、委託料のほうを追加補正してございます。これについては、地域づくり推進事業ということで、資料のほうで にごございます。移住交流受け入れシステム支援事業委託ということでございまして、定住プロジェクト等を昨年から行っております。これについて業務委託という形でございますが、全体的なシステムの構築これを図りたいというようなことで、これにつきまして100%補助金、地域活性化センターの補助を得まして

この事業を進めていこうという内容でございます。

その次の民生費でございます。民生費の委託料、放課後児童クラブの委託料160万2,000円の追加でございます。これについては、資料の に放課後児童クラブ委託料等でございます。こひつじ園の学童児童保育室、これの増によります補正をさせていただくというものです。

続いて、予算書でいきますと観光振興事業、商工費の駿河湾海上交通活性化協議会負担金9万8,000円ということで、資料のほうでは にございます。駿河湾カーフェリーの利用促進、これらのために関連町あるいは国・県等でこれを設置する協議会の負担金でございます。

それから、予算書でその下にその他観光施設管理事業169万5,000円とございます。これにつきましては、資料のほうにございます に浄蓮の滝危険木伐採等とあろうかと思えます。浄蓮の滝の危険木の伐採、これに150万円、それから損害保険料19万5,000円ということがこの内容になってございます。

予算書で24、25ページになりますが、土木総務費、その他事務事業ということで800万円追加で上げてございます。これにつきましては、砂防工事関連、これに伴います市道の付帯用地の取得事業でございます。これにつきましては、先ほど歳入のほうでも上げてございましたが、全額来るわけでございますが、国交省施工分、これの前ノ沢砂防堰堤工事に伴う用地分ということで、資料のほうで6番、 にこの内容等を記載してございます。

それから、土木費でございます。修善寺駅周辺整備事業ということで174万7,000円でございます。これは、説明資料のほうで2つに分かれています。 と 駅北広場の駐車場の仮設工事、それから の駅前周辺整備検討委員会設置にかかわる費用ということでございます。駐車場の仮設工事につきましては120万円ということで、駅周辺の社会実験という形で駅を使われる方、この駐車場の需要状況等のために試験的に駐車場等の無料貸し出し事業を実施しようということで、その整備関連でございます。

それから、消防費でございます。その他事務事業としてございますが、消防団退職報奨金206万2,000円でございます。資料のほうですと 消防団の退職報奨金で、これは当初見込んだ退職者よりも10名ほど退職者がふえましたので、これにかかわる報奨金としての補正をさせていただくということでございます。増額ではございませんが、先ほど歳入のほうでも出させていただいておりますが、退職金手当組合のほうからの受け入れという形の中でやるものでございます。

それから、その次の26、27ページの右側でございますが、中伊豆室内天城温泉プール管理事業でございますが、施設改修、これは天城温泉プールの関連でございます。 に追加資料がございます。天城温泉プールの屋根の修繕というようなことで、天城温泉プールの屋根のほうのガラスが破損しておりまして、直ちに修理をしたいというようなことで、これに390万円ということでお願いするものでございます。

人件費資料で、先ほど駅前周辺の関係で検討委員会の報酬等が出てまいります。人件費の給与費明細という形でその部分の補正をさせていただくということでございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

議長（飯田宣夫君） 次に、議案第47号について、市民環境部長。

〔市民環境部長 渡邊玉次君登壇〕

市民環境部長（渡邊玉次君） それでは、国民健康保険の特別会計に基づきます補正予算（第1回）のご説明をさせていただきます。

歳入歳出をそれぞれ1億4,107万円増額いたしまして、総額を41億8,297万円とさせていただきたいという内容でございます。

それでは、30ページをお開きいただきたいと思います。歳入のほうからご説明をさせていただきます。

まず、第1款の関係でございますが、国民健康保険税は税率算定に伴います見直しの結果、被保険者の異動に伴いまして一般被保険者分が3,353万円減額、それから退職被保険者分が2,090万円の増であったということから、全体では1,263万円の減額というふうになりました。

続きまして、2款の国庫支出金でございますが、一般分の保険給付が減少となりました。国庫負担金が1,499万円の減、調整交付金4,227万円の減というふうになりました。これは、いわゆる国庫支出については、一般分についてその支出がございますので、そういう結果になったということでございます。

続きまして、4款でございます。療養給付費交付金でございますが、退職被保険者分の保険給付が増となりました。それによりまして5,400万円の増額となったということでございます。

5款でございます。前期高齢者の交付金につきましては、概算交付額が決定されたことに伴いまして1,480万円の増額となりました。

6款でございますが、県支出金でございます。一般分の保険給付が減少したことに伴います調整交付金の減額を見込んだというものでございます。

続きまして、7款でございますが、共同事業交付金でございます。第1期から第3期までの交付決定額が本年度負担額の1期当たりの額に対しまして、高額医療共同事業分が72%、保険体制共同事業分が88%となっており、前年度の状況から引き続き低い交付水準となることが見込まれました。よって、7,207万円の減額とさせていただいたものでございます。

続きまして、9款の一般会計の繰り入れでございますが、前年度決算の見込みにあわせて財源充当の変更をしました。予算額の増減は今回ございません。

10款の繰入金でございます。当初の1,812万円から2億2,801万円増額の2億4,613万円とさせていただきます。これは、20年度に実施しました退職被保険者への職権適用に伴います支払基金交付金の増額に伴うものでございます。振りかえに伴います国庫負担分につきましては、今年度国に返還ということになります。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございますが、まず、2款の保険給付費でございますが、当初20年度

の4月から10月までの上半期の診療分をもとに見込みをしております。その後、退職被保険者への資格の適用に伴います振りかえの処理ができましたことから、その分を保険給付に反映させたもので、一般分が5,075万円減少いたしまして退職分は7,070万円の増加ということになりました。平均の1人当たりの医療費が退職被保険者のほうが高いため、差し引き1,995万円増額となったというものでございます。

続きまして、3款の後期高齢者支援金でございますが、負担額の決定に伴います不足分として93万円を増額いたします。

4款でございます。前期納付金でございますが、特例減額が初年度のみで、今年度分の納付額が161万円と決定されました。それに伴いまして不足分の88万円を補正するという内容でございます。

続きまして、6款の介護納付金でございます。本年度の概算負担金は1人当たり負担額が5万246円でございます。概算負担金総額として考えておりましたのが2億4,912万円ございましたので、平成19年度分の精算額が当初の見込みより多かったことから、1,041万円を減額いたしまして2億1,384万6,000円となったものでございます。

続きまして、11款の諸支出金でございます。歳入の中でも申し上げましたが、退職被保険者の職権適用に伴います国庫負担金の返還1億866万円、支払基金の精算に伴う返還見込み2,106万円など1億2,972万円を見込んだという内容でございます。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 以上で説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案の質疑は、6月10日開催予定の本会議において行います。

議案第48号～議案第50号の上程、説明

議長（飯田宣夫君） 日程第11、議案第48号 伊豆市国民健康保険条例の一部改正について、日程第12、議案第49号 伊豆市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部改正について、日程第13、議案第50号 伊豆市天城温泉会館条例の一部改正についての3議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第48号から議案第50号まで一括して提案理由を申し上げます。

今回提案させていただくものは、いずれも伊豆市の条例の一部を改正するものでございます。

それぞれの議案の詳細につきまして、担当する各部長に説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（飯田宣夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

議案第48号、議案第49号について、市民環境部長。

〔市民環境部長 渡邊玉次君登壇〕

市民環境部長（渡邊玉次君） それでは、国民健康保険税の税率改定につきましてご説明をさせていただきます。

まず、最初に、概要をご説明させていただきます。当初予算編成時におきます平成21年度の保険給付費等、必要とする額につきましては、当初予算に示したとおりでございます。その際、退職被保険者資格の職権適用に伴う再点検を実施中であったこと及び年度途中で制度改正に伴う影響額の把握ができておりませんでした。その中で見込みとならざるを得なかった状況ございましたものですから、今回21年度税率の提案に当たりまして見込み額の見直しを行ったというものでございます。

平成20年度に保険給付におきましては、一般被保険者の中に退職被保険者資格を有する者が含まれておりました。退職分を振りかえ後、平成21年度の再試算を行い、これにより一般分の負担額は減少となるものの一般被保険者数が減少し、加えて所得者が一般から退職に移ることとなったため、税率算定上は上昇することとなりました。この結果、医療分の税率につきましては、国民健康保険運営協議会への諮問答申どおり、所得割を0.35%引き上げ4.75%に、均等割を900円引き上げまして2万700円とさせていただきたいというものでございます。

介護納付金につきましては、基準の1人当たり負担額は、平成20年度の4万9,633円から平成21年度5万246円に引き上げとなります。この結果、伊豆市国民健康保険の負担額は2億1,384万円と決定されました。国民健康保険運営協議会への諮問答申は、基準の1人当たりの負担額が毎年引き上げとなっていること、それから中間所得層の負担軽減のため、賦課限度額が引き上げとなったことから、所得割0.15%、均等割600円、地方税法の改正に伴う限度額を9万円から10万円に引き上げる。これが税法で決まっておる内容というものです。

しかしながら、国において介護保険料の負担軽減策が示され、介護保険料の上昇抑制がなされたことから、2号被保険者に対する負担額についても同様に抑制することが望ましいということから、所得割率及び均等割額については、引き上げを保留して据え置きとし、限度額10万円への引き上げのみを行うこととさせていただきました。

後期高齢者支援分につきましては、平成20年度において不足が生じているものの、平成22年度に平成20年度の精算が行われること、それから今年度に平成22年度、23年度の保険料の見直しがされることから、今年度についても税率改正はしないことといたしました。

なお、不足額については、退職者の遡及適用に伴い発生した繰越金で補てんするという見通しでございます。

それでは、税率の対照表をお開きいただきたいと思います。47ページからになります。

まず、第2条の4項でございます。この条文改正につきましては、地方税法の改正に基づく介護納付金の賦課限度額、これを9万円から10万円ということの内容になっております。

続いて、3条でございます。48ページになろうかと思いますが、保険給付費の増加による税収増が必要ということから4.4%それを4.75%、いわゆる0.35の増加ということにさせていただきたいという内容でございます。

続きまして、4条でございます。4条につきましては、保険給付費の増加による税収増が必要ということで、応益応能の比較をした上での増額900円の増ということでございます。1万9,800円を2万700円にさせていただきたいという内容でございます。

それから、21条でございます。これについては、2条と内容は同じ内容でございます。

続いて、48ページの1号でございますが、これにつきましては、7割軽減世帯の均等割の軽減策ということで、2万700円掛ける70%にしますと1万4,490円ということでございます。

それから、2号でございますが、これは5割軽減世帯の均等割の軽減額ということで、2万700円掛ける50%ということになりますので1万350円になりますよと、こういうものでございます。

それから、3号でございます。これも同じく2割軽減世帯の均等割の軽減額ということで、3,960円が4,140円、計算式から申し上げているように2万700円かける20%ということになるというものでございます。

続きまして、50ページの2項でございますが、これは地方税法の改正によりまして2割軽減の申請が不要となるということでございます。職権により判定できるため、21条第2項の削除をさせていただくという内容でございます。

続きまして、50ページの関係でございます。21条の3項でございます。これは、条例条文の改正に伴う削除の項目でございます。

それから、51ページになりますが、4項でございます。この内容は、配当所得は分離課税として申告することができるわけでございますが、国保所得計算上は所得に含まれるという条文でございます。それ以下の21条に項目がないのは、条文改正によるものでございます。

最後に、52ページの8項のところでございますが、22年1月以降の株式損失につきましては、翌年度のみの控除対象となるということになりました。今までは3カ年で控除対象というふうになって規定されておりましたが、これは法改正で翌年度のみの控除対象となるという内容でございます。それ以外は、条例の条文改正ということでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

それでは、伊豆市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部改正ということでご説明をさせていただきます。

まず、対照表の説明の前に、有料化についての基本的な考え方をご説明させていただきます。

まず、1点目でございますが、ごみの発生抑制や再使用を進めていくために、経済的なインセンティブ、いわゆる動機づけと申しますか、そういったことを持っていただきたいということがまず1点目の有料化にする内容でございます。2点目としまして、ごみの排出量に応じた負担の公平化、こういったことを目的としております。それから、3点目は、住民の意識改革、こういったことが必要ではないかということでございます。一般的にモラルの向上であるとか、施設周辺の住民の立場への理解、それから新施設建設に対する認識、こういったものを踏まえまして、住民の意識改革をお願いしたいというところがございます。

それ以外に、伊豆市の環境行政いろいろ現状を見てみますと、柏久保の清掃センターの維持管理費、それから不法投棄問題、こういったものが大変難しい状況でございます。そんなことを踏まえまして、ぜひとも有料化を進めたいというのが今回の内容になっております。

それでは、対照表でご説明をさせていただきます。

57ページをお開きいただきたいと思っております。

条例の第7条の3項でございます。これは改正前においては、容器の表現だけでしたが、ごみの排出にはコンテナ、1斗缶、ネット、紙ひも等を使用している関係もございまして、今回、容器等という形での改正をお願いしたいというものでございます。

4項につきましては、粗大ごみを排出する場合は、有料化にあわせましてごみ処理券を張り、排出するということになるという条例でございます。

それから、5項でございますが、みずから運搬という表現を有料化にあわせまして直接搬入という表現にさせていただきたいというものでございます。

それから、一般廃棄物の処理手数料15条の2の関係でございますが、一般廃棄物の処理手数料を別表のとおり徴収したいということで、処理手数料については、皆さんも興味があるかと思いますが、その表は後ほどごらんいただきたいと思っております。

それから、続きまして、58ページになりますが、3項の1号、2号、3号でございます。指定ごみ袋、ごみ処理券については、購入する際に納付すると、それ以外は納付書により納付していただきたいという内容でございます。

続きまして、4項については、納付された手数料は還付しない。

それから、15条の3において、減免においては災害時あるいはボランティア活動、それから生活困窮等の方々といいますが、そういう状況に置かれた場合においては、減免についての要項を、この要項において定めたいという内容でございます。

別表については、ごらんいただきたいと思っております。10リットル、これは単身といいますが、そういう方々への配慮ということで、小さな袋を今回新たにつくるという内容でございます。それから、20リットル、30リットル、45、70リットル。70リットルについては、事業者用になるかと思っております。ただ、45リットルも実際のところは事業者がご利用されているという状況もございまして、そんなことも踏まえまして、こういう料金設定をさせていただきたいという内容でございます。

それから、備考欄でございますが、1については、70リットルの袋は事業用専用とすると、2として、この表現を加えることによりまして、定額の1,200円に600円を加算することができるという状況になります。

それから、附則の内容でございますが、経過措置は設けませんで、平成22年4月1日から実施をさせていただきたいということでございます。これによりまして、4月1日以前に指定袋、ごみ処理券の購入ができるという内容でございます。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 次に、議案第50号について、観光経済部長。

〔観光経済部長 鈴木誠之助君登壇〕

観光経済部長（鈴木誠之助君） 議案第50号 伊豆市天城温泉会館条例の一部改正について詳細をご説明申し上げます。

天城温泉会館は、平成8年6月にオープンした天城温泉会館、当初、第三セクター株式会社ライブピア天城によりまして運営されておりました。合併時、平成16年7月より伊豆市市営施設として本条例を設置し管理運営をしております。しかしながら、年間で約4,000万円を超える一般会計からの繰り入れが必要でありまして、現状の形態での経営の採算はおぼつかない現状と判断いたしまして、本年4月より温泉事業を休止しております。平成19年12月、市営施設管理運営協議会におきまして、種々の方法それぞれの方法でいろいろな形で方向転換が有効であるというような答申を受け、管理運営方策について検討してまいりました。平成20年11月には、天城会館の運営について地域の意見、集約を図る市長と市民との懇談会を開催いたしました。一般会計よりの繰り入れが多いということで、温泉事業を休止したい旨、ご説明を申し上げた次第でございます。20年度をもって、当分の間、温泉事業部門の休止を発表いたしました。

懇談会の中でも多くの市民より温泉事業の継続についてのご意見、それから平成21年4月、本年度の4月でございます。地元の市民や財産区の代表の方々より温泉事業が休止されたことによりまして、ますます地域が寂れることにつながるとして、民間活力の導入を視野に入れた利活用を検討していただきたいということで要望書が提出されております。

地元市民からの要望を受けまして、民間事業者への運営管理の移行を進めたいというふうな考えまして、行政での保有施設の指定管理や業務委託、賃貸借など、いろいろな方法があるわけでございますが、それにつきまして県の総務部の自治行政室の指導を仰ぎました。その中で、公の施設についての管理運営は、直営か指定管理かのどちらかであるということでご指導を受けた次第でございます。

5月、市の市営施設運営協議会を開催いたしまして、民間活力の導入を見据えた指定管理制度を導入すべきであるということで、全会一致で了承されたわけでございます。

今回提出しました条例改正は、指定管理者による管理条項を追加するものでございます。詳細につきまして、65ページの新旧対照表でご説明申し上げます。65ページでございます。

第1条でございます。これについては、「伊豆市天城温泉会館」となっていたところを「天城温泉会館」と名称を変えるということになります。1条、2条ですね。2条でございます。

それから、3条につきましては、施設の機能といたしますが、区分を少し整理しまして、65ページに載っています7点という形にいたします。

4条以降につきましては、現況の直営といたしますが、夕鶴記念館等々のものを残した条例になるわけございまして、4条から13条まででございますので、それでは、67ページになります。これから指定管理による管理についての条文となります。

第14条指定管理者による管理ということで条文にしております。以下、利用料金の納付というところになりますが、この中の2項、別表でございます。別表2、69ページ、改正後のほう、別表2でございます。失礼しました。別表3でございます。温泉館利用料金ということを示してございます。

戻ってきますと67ページの2項でございます。利用料金は別表3に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとするということでございますので、別表3、温泉館利用料金(1)ですね、(2)の70ページの天城温泉劇場ホールにつきましては、この金額の範囲内で指定管理者が設定できるということのような条文でございます。

16条、17条利用料金の減免等々でございます。

18条につきましては、伊豆市で行われている指定管理制度、事業報告書等々の条文でございます。

以上でございます。

議長(飯田宣夫君) 以上で説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案の質疑は、6月10日開催予定の本会議において行います。

それでは、ここで10分程度休憩をしたいと思います。10時50分再開いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

議長(飯田宣夫君) 休憩を閉じ会議を開きます。

議案第51号の上程、説明

議長(飯田宣夫君) 日程第14、議案第51号 土地改良事業の計画概要についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第51号 土地改良事業の計画概要について提案理由を申し上げます。

伊豆市が行う土地改良事業について、別紙のとおり土地改良事業計画概要書を策定するため、土地改良法第96条の2第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細は建設部長に説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（飯田宣夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

建設部長。

〔建設部長 小川正實君登壇〕

建設部長（小川正實君） それでは、補足説明をいたします。

72ページの次に、土地改良事業基盤整備促進対策事業伊豆中央地区計画概要書がございます。それを2枚まくっていただきますと、カラーの地図がございます。これをご覧になっていただきたいと思います。

この施行箇所でございますけれども、紙谷橋、それから紙谷橋の前後、それからライスセンターの付近、そして湯舟川に至る付近の農道整備でございます。本地区につきましては、道路幅員が3メートル程度と非常に狭いために、農業車両のすれ違いが困難でございます。営農上支障を来しているということでございます。主要地方道修善寺戸田線を起点に水田地帯が接する区間を拡幅改良することによりまして、農業生産性の向上、これらを図ることを目的とした土地改良事業の計画概要を定めるものでございます。

実施期間でございますけれども、平成21年度につきましては測量設計、それから22年度に用地補償、農道工、それから橋梁工の下部工を行いたいと思います。平成23年度には、これは紙谷橋ですけれども、上部工を行います。

道路幅員でございますけれども、農道工といたしまして整備いたします。施行延長336メートル、幅員6メートルで整備いたしますけれども、農道工で整備いたしますので、補助対象部分は幅員5メートルでございます。

それから、紙谷橋のかけかえでございますけれども、施行延長は30メートル、幅員は6メートルです。これも補助対象は5メートルということでございます。

総事業費でございますけれども約1億8,590万円、補助対象事業、この概要書にも載せてございますけれども1億3,000万円、補助対象部分は5メートルでございます。国庫支出金これが7,150万円、55%の補助率です。県支出金につきましても1,300万円、これは10%になります。あとが一般財源でございます。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 以上で説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案の質疑は、6月10日開催予定の本会議において行います。

議案第52号の上程、説明

議長（飯田宣夫君） 日程第15、議案第52号 住民票の写し等の交付に関する委託事務の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第52号の提案理由を申し上げます。

平成11年11月1日から実施している住民票、印鑑証明の駿豆広域市町村圏管内の相互発行事務について、平成21年9月1日からの戸籍抄本についても実施するため、委託する事務内容の変更について承認をお願いするものでございます。

詳細につきまして市民環境部長に説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（飯田宣夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

市民環境部長。

〔市民環境部長 渡邊玉次君登壇〕

市民環境部長（渡邊玉次君） それでは、議案第52号につきまして補足説明をさせていただきます。

皆様も既にご存じのように、住民票あるいは印鑑証明につきましては、駿豆広域市町村圏管内において交付を行っているところでございます。このたび戸籍の謄抄本につきましても発行できる運びとなりました。そのため、伊豆市を初め12市町で構成しております駿豆広域の中で、この事務をさらに追加したいということでございます。

なお、この事務委託いわゆるこの12市町で事務委託の契約といたしますが、協定を結ぶわけでございますが、それについては252条の14第2項に規定されております事務委託の中で実施をしたいということでございます。よろしく申し上げます。

なお、21年9月1日からの実施となります。

議長（飯田宣夫君） 以上で説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案の質疑は、6月10日開催予定の本会議において行います。

議案第53号及び議案第54号の上程、説明

議長（飯田宣夫君） 日程第16、議案第53号 市道路線の認定について、日程第17、議案第54号 市道路線の変更についての2議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第53号及び議案第54号について一括して提案理由を申し上げます。

本議案は、道路法第8条第1項の規定により、市道311381号線ほか7路線の認定及び道路法第10条第2項の規定により、市道340164号線ほか2路線を変更するものでございます。

詳細につきまして建設部長に説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（飯田宣夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関しまして補足説明の申し出がありますので、これを許します。

建設部長。

〔建設部長 小川正實君登壇〕

建設部長（小川正實君） それでは、最初に議案第53号の補足説明をいたします。

路線番号は省略させていただきます。

まず、梁見3号線、4号線、5号線でございますけれども、これは修善寺の横瀬電話局の横の月見タウン内の道路でございます。これは、開発行為による分譲地内の道路を認定させていただくものでございます。

続きまして、神戸4号、神戸5号でございます。これは3枚めくっていただきますと、神戸4号、5号でございます。修中入り口の市道駅前柏久保線を挟みまして反対側の道路でございます。これは、地籍調査も完了いたしまして道路境、官民境界線もはっきりいたしました。現在、既に建物は建ち並んでおりまして、このままでは建築確認等がとれません。基準法第42条に公道路とするために認定をさせていただくものです。

それから、5号でございますけれども、これに関連しまして通り抜けできるようにということで、ここも認定をいただきたいと思いますのでございます。

それから、前ノ沢谷戸峯線でございます。これは、中伊豆の上白岩でございます。もう一枚めくっていただきます。これは、長い間、私道として管理されてきました。付近を開発業者による開発がなされてきたわけなんですけれども、ここにつきましても、家の建ち並びが進んできましたので、今後は市道として管理することとしたものでございます。

続きまして、あと1枚めくっていただきますと、渡戸1号、渡戸2号線でございます。これも開発分譲地内道路でございます。伊豆ホームが行いました戸倉野分譲地の地区内道路でございます。

以上でございます。

議案第54号の市道路線の変更について申し上げます。

これは、県営一般農道整備事業第1期事業が、起点が伊東修善寺線を起点といたしまして、第1期工事が終点が西地区まででございます。この終了によりまして、冷川城線、冷川持越線それから西元村線の路線変更を行うものでございます。

それでは1枚まくっていただきますと、冷川城線の起点側の図面があります。県道伊東修善寺線からこの黄色の部分が路線変更でございまして、赤い部分の冷川城線、冷川618の2の起点を県道まで延ばすものでございます。

それから、1枚まくっていただきますと、これは冷川城線の終点側の変更でございます。赤い部分が既設の部分でございまして、変更前の終点が城764地先でございまして、これを黄色の部分、元村1号線まで延ばそうということでございます。

もう一枚まくっていただきますと、冷川持越線の話なんでございますけれども、先ほど冷川城線を県道を起点と変更いたしましたので、もともと冷川持越線が県道から冷川545が終点になっていたんですけれども、この起点を変更いたしまして、新たに起点を冷川523の3から冷川545と短くするという変更でございます。

最後でございますけれども、先ほどの冷川城線の終点の処置でございますけれども、市道元村1号線まで冷川城線を延ばしました。そのことによりまして、西元村線の終点を上白岩309の3までに手前に戻すということでございます。それから、斜線の部分でございますけれども、これは、もともと市道元村1号線と西元村線が重複区間だったところでございます。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 以上で説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案の質疑は、6月10日開催予定の本会議において行います。

なお、本日提出されております9議案に対する質疑、討論の通告期限は6月8日の正午となっておりますので、ご承知ください。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議長（飯田宣夫君） 日程第18、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会につきましては、広域連合規約第7条の規定により、市長から6人、町長から4人、市議員から6人、町議員から4人をそれぞれ選出して計20人をもって組織することとなっております。

このたび市議員から選出すべき議員のうち3人が欠員となり、その補充のための候補者を募ったところ4人となりましたので、選挙が行われるものです。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、すべての市議会における得票総数により当選人を決定することとなっておりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

そこでお諮りします。

選挙結果については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票数のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は、投票で行います。

直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（飯田宣夫君） ただいまの出席議員数は20人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に17番、鍵山堅一議員及び19番、三須重治議員を指名いたします。

次に、候補者名簿を配ります。

〔候補者名簿配付〕

議長（飯田宣夫君） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は無記名です。

投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

議長（飯田宣夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。お願いします。

〔投票箱点検〕

議長（飯田宣夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

会議規則第29条では、職員の点呼によって順次投票することになっておりますが、投票に支障がないと思われるので、議席番号順に1番の議員から順番に投票をお願いしたいと思います。

1番の鈴木議員からお願いいたします。

〔投票〕

議長（飯田宣夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

鍵山議員、三須議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

前のほうへお願いします。開票をお願いします。

〔開 票〕

議長（飯田宣夫君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 20票

そのうち、有効投票 20票

無効投票 0票

有効投票のうち、三好陽子君 8票

阿南澄男君 0票

八木啓仁君 1票

楠田一男君 11票

以上のとおりです。

これで議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

散会宣告

議長（飯田宣夫君） 以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、6月8日午前9時30分より一般質問を行います。よって、この席より告知いたします。

本日はご苦労さまでした。

散会 午前11時11分

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（飯田宣夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成21年第2回伊豆市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（飯田宣夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

一般質問

議長（飯田宣夫君） 日程に基づき、一般質問を行います。

なお、質問に先立ち、質問者と答弁者にご注意を申し上げます。

質問者は簡単明瞭に、また議題外にわたらないよう、答弁者に当たっては質問の趣旨に沿った回答をいただくようお願いいたします。

今回は16名の議員より通告されております。質問の順位は、議長への通告順位といたします。

1回目の質問では全項目について質問し、2回目以降は一問一答といたします。質問時間は申し合わせにより、質問のみ30分以内、質問の回数は同一議題について、再質問を含めて5回までといたします。なお、1回目の質問については、議員及び答弁者はいずれも登壇することとし、再質問については、いずれも議席にて起立の上お願いすることといたします。

これより順次質問を許します。

森 島 吉 文 君

議長（飯田宣夫君） 最初に、4番、森島吉文議員。

〔4番 森島吉文君登壇〕

4番（森島吉文君） 4番、森島吉文です。

2点ほど市長に伺いたいと思います。

1番目、旧船原ホテル寮売却の経過について。

つい先般、上船原区長より、当施設問題の早期解決の要望が市当局に提出されました。これは、1つの区だけの問題でなく、地域が要望している総論と考えます。この裁判は、裁判費用（弁護士費用、担当市職員の労務費、交通費、印紙代、書類代）など等々が、市民の納める血税によって賄われていると考えます。現時点を規準に、過去に使われた経費、要した

日数、結審までの必要経費、今後の日程面などについて伺います。

2番目、「市有財産売却にインターネットオークション活用を」について。

先般、北海道のある市が、学校施設をインターネットオークションで売却したとの情報がありました。また、ほかにも、オークションにより予想以上の高値で売れ成果を上げたとの声も聞かれます。我が市も、市長の推進する合理化、組織改革などにより不要になった土地、建物など、また現在の景気の状態から、物納による物品など、市有財産処分がこれからふえると予想されます。これらを処分するのに、例えば大規模なものは全国発信のインターネットオークションによる広範囲な公募とするなど、小さなものは比較的地域近隣での公募とし処分したと考えます。これらにより高い競争の原理が働き、公平性、透明性も強化され、市の営業努力の成果と評されるのではと考えます。オークション利用について、市長としての所見を伺います。

議長（飯田宣夫君） ただいまの森島議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

きょうで51歳になりました。改めて気合を入れて答弁をさせていただきます。

まず、第1点、本件裁判にかかわる費用につきましては、平成20年12月に住民訴訟が提訴されて以来、弁護士費用として年間63万円の訴訟費用、裁判所への出廷、事務担当者との打ち合わせ等に要する旅費や日当が5月までに約21万円かかっております。その他職員の旅費が4万円を要しております。

結審までの日程等につきましては、他の案件の状況等を勘案すると、おおむね2年程度かかるのではないかと予測をしております。法的に係争中であることから、売却した建物を買い受けた方が建物の改修や事業展開に手をつけられない状況であり、地域の方からも地域活性化や新たな雇用への期待を寄せていただいていること等を考え、裁判の早期終結を期待しているところでございます。

仮に結審までの日程を2年と想定いたしますと、法廷への出廷を年6回、市事務担当との打ち合わせを年6回とした場合年間約135万円となり、2年間で270万円程度の負担が生じます。これ以外に、関係職員の人件費 現在担当は2名でございますが や印刷費用等がありますが、金額の積算が難しいため、今申し上げました金額には含まれておりません。ただし、実質的には、担当する職員の人件費及び事務量が最大の負担となっております。

今年度に入り、地元の区長さんよりこの問題の早期解決についてのご要望をいただいているところでございますが、裁判に係る費用もさることながら、地元からの要望書にもありますとおり、廃墟となっていた建物がやっと民間企業によって有効活用され、地元雇用の創出など期待される事業計画が滞っていることが一番懸念されるところでございます。

2つ目のインターネットオークションについて申し上げます。

現在、インターネットオークションによる公売は、国税庁や都道府県、市町村等広い範囲で導入されておりますが、静岡県内ではまだ導入事例が非常に少なく、インターネットを利用するとなると従来の募集要領、入札方式などに見直しが必要となってまいります。売却された場合はオークション会社への手数料が必要であり、例えば2,000万円の土地が売却された場合3%、すなわち60万円をオークション会社に支払うこととなります。また、現在市で行っております通常の公売もインターネットでのPRを強化すれば、インターネットオークションに近い効果も期待できるものと考えております。

いずれにしましても、インターネットオークションによる公売については、近隣の市町と情報交換をしながら検討してまいりたいと考えています。

また、御指摘の物納による物品などの市有財産処分の件でございますが、物納は国税の相続税のみに限られており、市税においての物納は認められておりませんので、これは適用は考えてというか、前提条件と異なっております。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

森島議員。

4番（森島吉文君） 再質問をさせていただきます。

先ほど申し上げましたけれども、裁判途中ということで、いずれにせよ、市民の納める税金が使われていると。そういう状況であるというわけですけれども、何かこれに対しまして最善の解決策、リスクのない契約の解消、契約は成立しているようですから、これは結構ですけれども、和解などないものかと考えます。この点についての可能性について市長に伺いたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） これは、特に今回の場合には契約条件の中に2年以内に事業を実行するという事になっておりますので、特に4階建てのほうの建物でございますね。これは4月の契約ですので、あと10カ月ぐらいですかで事業展開していただかないと契約違反ということになり得ます。その際の幾つかある選択肢の中の解決策の1つとしては、市が逆に契約違反で買い戻し、つまり250万円を買い主に払い、そして5,000万円を投じて市が更地にするということも見据えなければいけない。それを考えますと、非常にこの財政難の折です。市の負担と、そして地元の地域に対する影響が大きいものと考えています。

私は、市長として被告の立場でございますので、イニシアチブを持っておりません。先般、まさに地元の方が公人である市議員である原告に要望を出してございまして、市長とは立場が違うとはいえ、市議員は公人でございますので、地域代表ではなくて伊豆市の市議会議員でいらっしゃいますので、ぜひ地元の皆さんから原告のほうに公の立場としてご要望をされることを私は期待しているところでございます。

議長（飯田宣夫君） 森島議員。

4番（森島吉文君） なるべくよい解決といいますか、できればと考えますけれども、余り裁判に影響があってもいけませんので、このぐらいで質問を終わりますけれども、地域の安全への強い要望、裁判費用は市民の血税から出ているんだということを申し上げまして、この場での質問を終わります。

2番目ですけれども、指定管理の公募ということでちょっと気になることですが、つい先般新聞で、天城温泉会館の経営にラフォーレ修善寺、時之栖が名乗りを上げているという記事がありましたけれども、指定管理のルールではもろもろの利用者への全責任、損害賠償は市が負うということで、そして応募予定者は選定委員、関係市職員と本件の提案についての接触を禁じるということが常識的といいますか、他市の条文ではありますけれども、それと接触の事実が認められた場合には失格とすることができる。そして、公募は市民だより及び市ホームページなどで幅広くお知らせするという、そんな条件があるわけですが、静岡新聞ですか、函南町の湯～トピアも指定管理者を現在新聞で募集していますけれども、やはり指定期間、目的、条件、応募期間などを列して公募しているわけです。

先ほどの指定管理のルールの中でも、接触は全部だめではなくて、公募説明会、事業計画書作成に当たっての質問事項等正当な行為はよろしいですよという、そういうところもあるわけですが、ぜひ手続の順序を間違えないようにルールを使い分けて、市民に誤解を与えないような慎重な対応をしていければと思いますけれども、今の総じて市長に所見を伺いたいと思いますけれども。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 天城温泉会館に関しましては、昨年の秋にまず温泉事業を凍結をしたいということで、湯ヶ島地区で地区懇談会をさせていただきました。そのときには、一部の方から温泉事業を継続してくれという強いご要望もございましたけれども、毎年毎年5,000万円の、しかもその6割程度が温泉事業に出されていることから、まずは私としてはこの3月をめどに温泉事業を凍結をしたい。平成19年に、施設運営委員会のほうから民間活力を導入したらいかかというご提言ございましたけれども、それを私は考えないということではなくて、見据えた上でもすぐに菊地が、市長ができることとして温泉事業の凍結をしたいということを申し上げたわけです。その間に、改めて地域の皆さんから、地域の中心的な施設であるので、ぜひ民間活力のほうの活用を検討してほしいということで再度強いご要望をいただきました。

そのころに、幾つかの企業が関心を示しているという間接情報が私のほうにも届いてまいりました。直接会ったというわけではありませんけれども、天城温泉会館の温泉事業凍結というのが報道された結果、幾つかのところはどうも関心があるようだということであれば、可能性があるのであれば、個別の新聞で報道されている個々の企業さんと直接交渉している

わけではございませんけれども、公募、指定管理を公に募集した結果ゼロということでは、条例改正を伴いますので、やはり行政としてはできません。そこで、そうすると、天城温泉会館というのは民間企業から見た場合に可能性があるのだろうかという調査は一部で進めてまいりました。その結果、改めて公募をしてみようと。ただし、この結果は、応募者があるか、ないかについては、まだ確信は当然持てません。内約があるわけでも、内密があるわけでもございませんので、今回は天城温泉会館の活用に、そして民間企業のどなたが応募されるかわからないけれども、その可能性にかけてみようということでございます。結果はどうか、それは実際に公募してみようということしか現時点では申し上げられない状況でございます。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

森島議員。

4番（森島吉文君） オークションももっと研究していただきまして、市での競争の原理が働くように、市の営業努力が出ますように、ぜひ頑張ってくださいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（飯田宣夫君） これで森島吉文議員の質問を終了します。

梅原泰嗣君

議長（飯田宣夫君） 次に、2番、梅原泰嗣議員。

〔2番 梅原泰嗣君登壇〕

2番（梅原泰嗣君） 議員ナンバー2番、梅原泰嗣。

住宅用火災警報器設置の支援について、不法投棄ごみの回収対策の2点につきまして一般質問させていただきますので、よろしくをお願いします。

住宅用火災警報器の奨励による設置期限は過ぎましたが、田方消防本部の情報によりますと、管内での火報普及率は5月現在推計28.8%で、取りつけてある世帯がまだ少ない状況とのことです。

住宅用火災警報器の設置につきましては、取りつける位置が天井または天井付近の壁に設置しなければならないということで、高齢者世帯及び身体的にご不自由な世帯等で取りつけが困難な方、また市住民税を免除されている等、経済的に困窮している方等、社会的弱者の方で希望があれば取りつけの費用の一部を助成等、行政で支援する対策はあるのでしょうか。

2点目に移ります。

伊豆市の自然、景観にとってイメージダウン、自然破壊、不衛生等になる不法投棄ごみの回収につきまして、現状の限られた予算及び一部のボランティア活動では回収が不可能と考えます。そこで、「伊豆市ごみ掃討大作戦」とし、全市民を対象に一大キャンペーンを企画し、全市民の総合力による不法投棄ごみを回収する作戦が必要と考えますが、市当局の不法投棄ごみ回収対策についてご質問します。よろしくをお願いします。

議長（飯田宣夫君） ただいまの梅原議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） まず、1点目の住宅用火災報知器につきまして、ご指摘のとおりの方
況でございます。この法律の改正目的である住宅火災の早期発見及び早期避難による安全で
安心なまちづくりに向けた推進について、大変懸念しているところでございます。したが
いまして、今後も田方消防署などと連携する及び市内住宅全戸への早期設置に向けて、さら
なる普及啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

議員からご提案のありました火災事故などに巻き込まれやすい高齢者世帯や身体不自由な
世帯等への住宅用火災報知器の設置支援につきましては、早急にその具体化に向けて検討さ
せていただきたいと思っております。

次に、不法投棄ごみについてでございますが、国道、県道、市道、林道のあらゆる道路沿
いに不法投棄のごみが目立ちます。内容的には、コンビニの袋に入ったものであるとかタイ
ヤ、テレビ、洗濯機、自動車に至るものまで種々雑多でございます。これは議会の皆様
にも一度ご視察いただいたとおりでございます。

今年度、まずは総務省の緊急雇用対策事業を活用して臨時職員を雇い、不法投棄ごみの処
理に当たります。

また、「伊豆市ごみ掃討大作戦」を行ったらどうかのご提案ですが、伊豆市の区長及び
各種団体に依頼をして、今年度中に、伊豆市全体での「ごみ回収大作戦」を検討させてお
りますので、案がまとまり次第公表し、ご支援をいただければと考えております。

また、来年度以降も継続して実施するためには、本議会に上程しているごみの有料化が可
決された場合には新たな財源の一部もこの回収事業に充てさせていただく所存でございま
すので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

梅原議員。

2番（梅原泰嗣君） 再質問させていただきます。

住宅用火災報知器の件なんですけれども、先ほど市長さんの回答によりますと、早急に具
体的な提案をしていただけるといことなんです、本来この火災による事故というもの
に対して、自分の生命とか財産は自己責任という私は理解しておりますけれども、今回の説明
の趣旨は、伊豆市内の社会的に非常に弱者の方に対しての支援をお願いをしたいといこと
なものですから、ぜひ正直経済的な支援しかないと思っておりますけれども、ご検討していただ
いて、具体的な対策をお願いいたします。

2番目の不法投棄ごみの回収対策ですが、4月24日でしたか、福祉環境委員のほうで伊豆
市内のごみの不法投棄の現状の視察をさせていただきました。ごみの不法投棄銀座通りとい
うんですか、そういうところを見せていただきましたが、その日に私が見た直感なんです、

これはとても行政で今の予算とかでは対応できないなど。これは、もう市民の皆様の意識とか自覚というんですかね、そういったものを徐々に変えていって市民全体でこの不法投棄の問題に対応していかないと、とてもこれは解決できる問題ではないというふうに私は実感しました。

そこで、ごみを拾う人はごみを捨てないというか、ごみを拾う人が多くいれば捨てる人が少なくなるというように、伊豆市の市民の皆様の意識を変えていくと、こういうことで先ほど一大キャンペーンというんですか、やっていただいたということですが、先ほど市長さんのご回答にも、ぜひこれは案をつくって今年度並びに来年度に継続してやっていきたいということなので、ぜひよろしく願いして質問を終わります。どうもありがとうございました。
議長（飯田宣夫君） これで梅原康嗣議員の質問を終了します。

稲葉紀男君

議長（飯田宣夫君） 次に、3番、稲葉紀男議員。

〔3番 稲葉紀男君登壇〕

3番（稲葉紀男君） 議員ナンバー3番、稲葉紀男でございます。

発言通告書に従い、市長に市の財政に関して2件の質問をいたします。

まず、1件目です。集中改革プラン定員管理についての実績の検証ということについてです。

伊豆市予算のうち人件費の比率が一番高く、定員計画の推進による経費の節減は、より一層の財政健全化のため、集中改革プランの重要なテーマです。そこで、平成17年度以降の進捗状況を人員数と人件費 決算ベースですが の関係について伺います。

表の1をごらんください。

表の1は、集中改革プランの各年度、19年度までは実績、20年度は見込み、21年度は予算ベースでの人員の削減計画、それから実績について記したものです。実績では、平成17年度の504人から平成20年度の見込み459人、さらには21年度の440人まで、かくのごとく毎年15人から16人、21年に対しては19人、17年度から21年度ではトータルで64人の削減がされて、あるいは予定されております。

次の欄は、トータルの市の歳出総額、予算ベース、それから決算総額です。人件費ですが、人件費で見ますと、これは普通会計のみの決算でして、上記の人数、これはトータルの職員数ですから、直接リンクしてはいないんですけれども、普通会計ベースでどのぐらいの人数が実際削減されているかということを見ますと、なかなかいろいろな絡みがございまして把握できなかったというのが現状です。しかしながら、ほとんどは一般会計ベースのほうですので、傾向には変わりはないと思います。

そういう前置きを抜きにしまして、人件費では昭和17年度の32.3億円が、人員が削減されたにもかかわらず、多少のアップダウンはあるんですけれども、ほとんど変わりはないと。

これを総決算のベースで見ますというと、予算の枠が縮小したためですか、むしろ人件費の比率は上がっているという結果になっています。

よりわかりやすい一般会計ベースのみで調べてもいるんですが、ここでもやはり一般会計ベースで平成16年で466人、以後19年度まで漸次人数減りまして、19年度では434人、32人の削減という数字になります。しかしながら、人件費は平成16年度から19年度まで31億円前後ということで全く変わっていないという結果が出ております。

そこで、質問です。職員数の減少が決算上の人件費の削減につながらない、あるいは余り反映していないというのはなぜでしょうかという質問です。

質問の2番目です。21年度の市の組織フラット化ということに伴い大幅な変更があったと思います。このことは、今後の定員計画にどのように反映させるか、市長のお考えを伺います。

2件目です。普通会計決算の性質別経費の推移についてでございます。これは、普通決算が、その性質的項目別に見て、平成16年から19年までの実績、さらには20年の見込み、21年度の予算というベースでどのような推移をしてきたかということからの質問でございます。

経常的経費の削減を図り、将来のために真に必要な投資的経費をふやすことは、今の伊豆市にとり重要な政策と考えます。しかしながら、平成10年度以降の決算からは反対の結果が出ています。

表2をごらんください。

そこには、当初決算の予算ベース、歳出の決算ベースの中で経常的経費の推移がどうであったのか、投資的経費がどうであるのか、その他主に繰出金がどうであるかということについて調べたものです。

まず、経常的経費の中のトータルで総予算総額に占める比率は、平成16年度から21年度まで、これはどう見ても上昇傾向にあると思います。その中のまず義務的経費の中の人件費ですが、人件費に関しては先ほど質問しましたとおり、余り実際に金額的には効果が出ていないと。むしろ21年度ではトータルの予算額が縮小しましたから、比率的には上がっているという結果です。

次に、扶助費、これは福祉や教育、医療ということに関する性質ですが、これは高齢化とかいろいろな教育の問題等々でふえていくという傾向はどこの市町村でも同じと思いますが、伊豆市においても金額、比率両方から見て、平成16年9.41億円、5%から21年度の予算12.47億円、9.1%までアップしていると思います。

公債費に至りまして、公債費のピークは平成17年25億円をピークに、普通事業費等々が合併後の事業等もまだ未実施という状態ですので、この公債費は減っております。しかしながら、今後ふえるということが予想されます。

また、一般行政費に関しまして、物件費等も、16年実施時点では台風の影響等もありましてふえているんですが、その後は余り変わっていないと。

それから、補助費でございます。補助費は、これは市独自の採択でできる分野として、外郭団体への事業運営費等々が経費になると思うんですが、これは一たん19年度に下がったものが20年度になぜか急激に10億円弱上がっているという、この内容についても伺いたいと思います。

いずれにしても、こういうことで経常的経費はトータルで上がっているということです。その反面、したがって、投資的経費は金額で見ても44億円、16年度。平成17年度の35億円というのは、これは台風の影響等々もあってでしょうけれども、18年度以降を見ましてもやっぱり比率、金額とも減っている。ことしの予算に至っては、トータルの12.2%ということになっております。その内訳の主なものは、やはり補助事業、単独事業、あるいは県営事業等の負担が少ない。いわゆる事業をやるうにも財源が伴わないという結果であろうかと思えます。

また、そのほかの経費の中では主に繰出金ということで、特別会計等への繰出金、あるいは湯の国会館や天城の温泉会館等も含まれます。大きいのは下水道事業等への繰出金が主になると思うんですが、これもやはり影響を受けて減っているという現況です。

このような内容を受けて質問に移りますが、今や待ったなしの思い切った対策が必要かと思えます。市長はいかに考えますか。

そこで、以下の3点につき質問をいたします。

まず、市の経費ですが、人件費や物件費、委託料等につき、市長は常々、市は最大のシンクタンクであると。専門性を高めるということも発言されております。そういう意味からも、特に委託料等々については確かな結果の出るさらなる合理化ということについての質問いたします。

それから、扶助費です。こういう財政の厳しい折、扶助費等市民への福祉サービスのあり方と市民の自己負担、あるいは責任に対して、福祉盛んで市の財政が破綻するというようなことがあっては私にはならないと思いますが、その点の基本的な考えについて伺います。

3点目ですが、企業会計への繰出金が削減及び指定管理者事業、その後の今後のあり方、あるいは事業の存続、存在の意義というようなことに対して市長の基本的な考えを伺いたいと思います。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） ただいまの稲葉議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、1点目の集中改革プラン定員管理について、職員数の減少が決算上の人件費の削減につながっていないではないかというご指摘についてでございますが、これは普通会計の人件費が職員数の減少を反映していないのではないかという意味だと理解をいたしました。示

されたデータは、全職員数と決算統計から引用した普通会計の人件費の推移でございます。普通会計と水道事業などの特別会計を合算したものが全職員数となりますので、職員の人件費の状況を見るには、各会計の決算額により削減額効果を検証するほう、全体として検証するほうが適切かと思えます。

平成16年以降、普通会計と特別会計間の人異動がありましたので、普通会計の人件費の削減効果が金額として大きく出てまいりませんでした。つまり、普通会計の中の職員数が大きく減少していないということです。この原因としては、16年度当初は特別会計としてあったふじみ荘、木太刀荘の両国民宿舎、あるいは天城ふるさと広場、昭和の森などの20名の職員の人件費の大半は現在普通会計のほうに算入されております。これが、普通会計の職員数の増加要因となっています。

ちなみに、議員が作成された表1の17年度から19年度の3年間の総職員数は実績で30人の減でございますが、表の中の最下段の普通会計の人件費に相当する職員は9名の減となっていて、これが実態をとらえにくい状況となっています。

先ほど職員の人件費については、全職員の減少数と全会計の決算額の合計から削減効果を検証できると申し上げました。ご参考までに、16年度から20年度決算額、これは一般職の給料、手当、共済費における5年間の推移は、16年度職員数520名、総額35億9,000万円。20年度、これは見込み額でございますけれども、職員数459、人件費総額32億6,700万円となります。職員は61名の減、人件費総額は3億2,300万円の削減となっております。平均すると、1名削減することにより530万円の削減効果が出ていると言えます。

次に、21年度の組織変更を今後の定員管理にどのように反映させるかについて、本年4月の組織改正でまず部長職、課長職を削減し、部課の統廃合を行いました。細分化した組織を見直し、部や課を統合し、1つの部門の職員をふやすことにより、それぞれの仕事の繁忙期や業務量の変動にも弾力的に対応できることを目的としており、今後毎年職員削減を進めるための準備としての意味合いもあります。これにより、定員削減の当面の目標、平成25年の目標の定員管理適正化計画である400人を実現してまいりたいと考えています。

ただ、他方、市長には市役所の管理者という立場と、市全体の行政の責任者という両面がございます。伊豆市行政の責任者として考える場合には、市内で最大の雇用先である市役所が若い世代の就職先として常に縮小し続けていいのかどうかという問題点がございます。ことは、県内では伊豆市だけだと思いますが、市役所として高卒と障害者に門戸を広げました。何人採用できるか、これは結果でございますのでわかりませんが、私はこれからも高卒の皆さんに対して市役所が門戸を閉じるということはすべきではないと考えております。あるいは、高校を出て、大学を出て伊豆を離れている伊豆市出身の人たちの中途採用の機会も閉じている。このようなことを考えると、ただひたすら縮小すればいいのかということについては疑念もございます。これは、今後ぜひ検討させていただきたいと思えます。

2点目の普通会計決算の性質別経費の推移についてお答え申し上げます。

性質別経費の推移につきましては、19年度における公債費の繰上償還、新火葬場建設、災害復旧、20年度、21年度の緊急経済対策など、各年度にさまざまな政策的な要因が含まれ、一概に比較することは難しいですけれども、財政規模の縮小を図りながら将来に向けて、投資的経費に重点を置くだけでなく、人口減少に歯どめをかけるための少子化対策、子育て支援などの扶助費や活性化計画策定のための委託費、後年の負担軽減のための繰上償還などの経常的な経費も含めた有効的施策を推進するように進めております。

まず、ご指摘1点目の人件費、物件費の合理化ですが、現在行政改革の一環として行っている事務事業評価では、伊豆市総合計画に基づき560件の事業について目的、成果、経費などを整理しております。今後も事業の廃止、統合など、なるべく効率的な行政運営に努めてまいりたいと考えております。

2点目の扶助費、補助費等は見直しを進めてきたところですが、扶助費については議員もご指摘されたとおり、ただ一面的に縮小するということは技術的にも難しい上に必ずしも適切ではないということもございますので、引き続き効率的な見直しを進めてまいりたいと思います。

補助費については、費用対効果を冷静に見きわめることも必要だと思われる一方、ただがむしゃらに切ってしまうと、市民の皆さんがさまざまな分野で活動されているその火を消すおそれもございます。そこで、経済的效果と社会的効果を複眼的に判断して見直しを進めてまいりたいと考えています。

3点目の公営企業会計等への繰出金ですが、下水道事業の繰り出しがその主体となっております。人口密度の低い地域性から、建設単価が高く料金収入が低い結果、繰出金が多額になっております。下水道事業について、今後受益者負担の公平化と地域特性に合った処理方式を導入するという方向でなるべく早期に見直してまいりたいと考えています。

また、指定管理者制度ですが、平成18年4月から、集会施設などを除き市内16施設について、順次管理者を公募し指定管理としてきました。評価制度も確立しつつあることから、更新に当たっては、直営に比した経費削減、市民サービスの向上に結びついているかどうか、また施設によっては地域の経済力の底上げにつながっているか等を検証し、随時改善、見直しを進めてまいります。

以上、市の財政状況につきましては、景気後退による市税や譲与税の減額、また将来にわたり予想される交付税の大幅な減額など、非常に厳しい状況にあります。このような状況下で、職員の定員管理や効果の少ない事業の見直し、廃止、また市民の皆様の理解を前提に、受益者負担も含め、本年度までの5カ年の実績を取りまとめた上で第2次行政改革大綱及び集中改革プランを策定することを考えております。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

稲葉議員。

3番（稲葉紀男君） ただいまいろいろな角度からご説明ありました。しかしながら、まだ

疑問が消え去っていません。

まず、1点目の職員数ですが、確かにトータルの職員数、普通会計における議員数等々複雑な絡みがありまして、一概には言えないということはよくわかります。そこで、シンプルな形で一般会計だけということにとらえてみます。一般会計だけの職員数、それに対して人件費がどうであったかという見方にとらえてみますと、平成16年度466人、平成19年度434人、この間で17年度は9人、18年度は17人、19年度が6人。これは、このデータは伊豆市の決算状況というインターネットからの抜粋でございます。それによりますと、平成19年度まで32人の削減という話であります。これに対しまして、人件費の総額は、先ほども言いましたように、16年度で31億2,000万円、以下31億3,000万円、31億3,000万円、31億6,000万円、これ減っていない。

こういうことから、その中で何がどうなっているだろうかという話ですが、質問です。給料は、確かに大幅な増額は見えておりません。恐らく、ベースアップの部分でしょう。16年度が1人当たり360万円、19年度は369万円ということです。しかしながら、この中で職員の手当、それから共済費、こういうものがふえていると。職員手当の中でも職員手当組合負担金、このものが1人当たり16年度から約20万円ふえています。もう一つは、共済費でございます。共済費もかなりふえています。

そういうことで、1人当たりの人件費ということで見方を変えてみます。これ単純に各年度4月1日の時点での人数で割っていいかどうかという問題があるかと思えますけれども、各年度とも同じベースで見ているということで考えますと、平成16年度は1人当たり670万円、17年度が686万円、18年度が711万円、平成19年度は何と727万円ということで、16年度に比べて1人当たり約57万円の単純計算で上がっています。よくわかりません。退職手当組合負担金、共済費というものはどういう性質のもので、それがどういう今のことに反映しているのか。このことは伊豆市だけのシステムの問題なのか、あるいは国全体の問題なのか、意識してやりようもないことなのか、その点についての質問をいたします。

次に、ここの定員管理ですけれども、さらに市長は先ほど述べましたように、平成25年度までの400人を16人下回るペースで今進捗していると発言されています。この定員計画の根拠等を教えていただければと思います。

さらに、伊豆市はかねがね面積が広い。人口に比べて職員数が多いのは、ある意味ではやむを得ないことだということもあります。そういう意味で、では何を対象にしたらいいかといういろいろな見方はあるでしょうし、各市町村によっていろいろな事情がありますから、一概には言えないですけれども、1つには類似団体というものを対象にしますと、類似団体は人口数とか産業構造とか、そういうものにしたがって類似団体とみなしていると理解しておりますが、そのベースで見ますというと、平成20年度の普通会計ベースの410人、これは類似団体の359人に比べて51人多い。もう一つは、面積の広さを考慮にした、ファクターに入れた数ですが、これは総務省の発表の定員管理指標というものに基づく総職員ベースです。

これは、普通会計から一部事務組合の負担金まですべてを含めた職員ベースでございますが、これで見ても、伊豆市の場合には総務省の試算に比べて現実には35人多いという計画になっています。このことを踏まえて、25年度の定員計画はこの視点から見ていかがか、どのような状況になるんでしょうかということ伺います。

長くなりますが、次に今後の伊豆市の財政状況の見通しという関連質問でございます。さきに市長がパブリックミーティングのときで出された資料をもとにの質問でございます。伊豆市の5年先、10年先の財政状況の見通しということでございます。

まず、人件費についてですけれども、減っていない、減っていないと言いましたが、実はよく見ますと、平成21年度の32億円をピークに、その……

議長（飯田宣夫君） 1番のほうを先、市長答弁をしてからまたやりたいと思いますので。

ただいまの稲葉議員の質問に対し、答弁を願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 共済費の性質については、後ほど総務部長から答弁をさせます。

まず、人件費1人当たりが余り減っていない、ふえている。ふえていると思います。というのは、新しい、つまり給料の若い人を去年は7人、ことしは3人しかとっていません、上には10年間ぐらいつつと20人ぐらいつついるわけですから、総体的に逆三角形の年齢構成になっているわけです。したがって、1人当たりの給料というのは総体的に高くなって、結果ラスパイレスで比較すると、ほぼ給与体系が同じ伊豆の国市よりも伊豆市のほうが今回ラスパイレス高くなったのは、中の年齢構成によるということがあります。

私が気になっている、非常に俸給表はそもそも国家公務員の俸給表がベースになっていますので、気にしているんですが、部長級の7級というのが国家公務員の課長級3段階あるんですが、その一番下なんですね。ですから、キャリアと言われる人たちが40半ばぐらいでつくところが伊豆市の一般職の最高給料になっているわけで、その下が課長ですから、国家公務員の課長補佐クラス。そこまで今ほとんどの50代の人が到達していないわけですね。ですから、1人当たりの給料を見た場合に、全体の年齢バランスの中で高いように見えますけれども、個々の職員の俸給を見ていくと、決して市民の皆さんから指摘されるような高給取りということも必ずしも妥当ではないなという感じを持っております。

また、大体700万円から800万円ぐらいの方が退職をされ、そして200万円ぐらいの若い職員が入り、そこを差し引きは500万円とか600万円なんですが、そこに3,000万円ぐらいですか、退職金が20人ずつぐらい、3,000万円ぐらいずつ退職金が入っていくわけですから、その年度ごとの人件費というのはかなりの金額になってまいります。これは、将来は逆に、今4人とか5人ずつしか採用していないわけですから、これは三十数年後には、同じような構成であれば人件費は著しく低下をするということでございますので、複眼的に見ていただきたいと思っています。

特に、行政コストを考えるとときに、ある市役所の市有施設を指定管理したと。安くなった、

安くなったと。見ると、そこに投じている予算は300万円だったのが、1,300万円にもなっている。何でこれはふえたんだという、人件費が減りましたと。ところが、その人件費が本庁に来ているだけなんです。ですから、やはりその行政経費というのは全体を見ないとなかなか判断がしにくいなということをお願いしておきたいと思います。

それから、400人の根拠というのは、400人が当面のあくまで目標であって、伊豆市の3万6,000人の人口で400人が妥当なのか、300人が妥当なのかということは、これといった根拠はありません。これは目標でございます。よく、人口に近い函南町は270人、280人でやっているのではないかと。これも気になって、正確に調べたわけではございませんが、非常に臨時職員が多いんだそうです。これは、今社会問題のある意味新たな問題でございまして、伊豆市役所がというか、そういう方向に行こうとすると、正規職員を切って臨時職員を採用するという今社会から糾弾されていることをやれということかと考えると、それは必ずしも適正ではないのかと。必要な事業であれば、やはり正規職員として採用することのほうが社会の、あるいは市民の要望にかなっているのではないのかなということを考えています。

それから、もう一つは、5年ぐらい採用をゼロにすれば当然これは減るわけですが、それも先ほど申し上げましたとおり、行政の責任者として、伊豆市の若い人たちに雇用の場をゼロにしてしまうのは、これもまた社会の要望に合うかどうかということと考えますと、当面は400人ということはあながち不適当な目標ではないんだろうということで、このペースを維持をさせていただきたいと考えているところでございます。

あとは、総務部長のほうから申し上げます。

議長（飯田宣夫君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） まず、1点目の職員1人当たりの人件費を挙げられた比較でございますけれども、議員おっしゃるように、中身は共済費と、それから退職手当組合の負担金、これがふえております。それ以外は当然人が減ればすべて減っているわけございまして、このふえている理由は負担率の上昇、これによるものでございます。給料等と比べて共済費はそれほど落ちていないというのは、この負担率が上がっているということ、退職手当も同じでございますが、この金額が非常に大きく人件費をある意味で圧迫しているということが言えるわけでございます。

それから、退職手当負担金につきましては、いわゆる勧奨制度といいますが、勧奨という言葉は使わないほうがいいのかもしれないですが、早期退職を行わせております。この関係で、この分は特別負担金という形で出てまいりますので、その金額は先ほど市長も言いましたように、退職する方によって違いますが、2,000万円、3,000万円 年度でですね という金額が特別にかかってくるということになります。そういうことで、先ほどの手当の押し上げは、それが大きな要因だということでございます。

それから、もう一つつけ加えますと、市長の中にもありましたけれども、いわゆる普通会計、それから特別会計、それが合併以後それぞれ事業の縮小、廃止しております。ですけれ

ども、それが即企業のようにその年度、その次の年度に反映されてくるものではございませんので、当然その部署は人が要らなくなるわけですが、また会計にしてもですね。それには少し時間がかかるということで、やはり合併後の調整時期と、その結果は当然何年か後には出てくると。その部署、あるいは指定管理者にしたところには人が要らなくなるというわけですが、そこには人件費はその分は要らなくなるということですから、すぐには出てこないということが言えようかと思えます。

それから、2点目の定数の関係で若干補足しますと、やはり400人というのが伊豆市として適当だというわけではないわけですが、やはり合併後職員が520人という中で、やはりこれは非常に多い人数だということで、退職、それから新規採用者の抑制ということでこれを調整していきましよう。この目標年次として、やはり1つは類似団体等の状況、これらを見た中で400名という数字を決めたわけですが、やはりこれは毎年毎年事業をやっていく中で、伊豆市としての適正人員、定員管理のあり方、こういうものは常に検討していくべきであろうというふうに思っております。今のペースですと、400人はもう下回るだろう。また、退職者の4分の1程度の採用に抑えておりますので、これでいくと380ぐらいの数字にはなるわけですが、果たしてそれでいいかどうかというのはやはり業務等を見ながら進めていかなければならないことかなと思っております。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質問よろしいですか。

稲葉議員。

3番（稲葉紀男君） ただいまの部長さんの説明で人件費がアップすることは、退職の過渡期に伴う必要な経費だと。特に、退職手当ですか、ということでわかりました。

それからあと、では再質問の中の次の質問にさせていただきます。

財政の見通しということですが、確かに人件費、平成20年度の32億円をピークに、やがて効果は出るでしょうというのが、もう既に21年度が31億円ということで、1億円強の減になっています。このことは、25年度毎年1億円ずつぐらい減っていきます。そして、30年度は26億円という見通しの中で、この6億円強の削減が図れるということは確かに大きいことだと思います。

しかしながら、さらなる要求なんですけれども、ご承知のように、財政規模がどんどん縮小されて、31年度では110億円まで落ち込むと。自主財源の縮小、あるいは交付税の大幅な削減ということでやむを得ない点もあろうかと思えます。そうした中で、人件費の26億円は110億円に対して、その比率から見ますというと、残念ながら24%近くまで上がってしまう。そうしますと、確かに全体額では減るけれども、やっぱり財政規模と申しましようか、そういう中から見るとさらなる削減が必要になると、こう思います。

それから、今申し上げましたように、社会福祉補助金のあり方なんですけれども、今言いました財政規模の縮小に伴いますと、平成25年度、30年度ではこの両者の負担が非常に高く

なって、経常的経費の割合は、20年度では73%が74%も、30年度には78%というところまで落ち込んでしまう。したがって、投資的経費は何と比率10%切って10億円まで下がってしまう。こうした中で、やはり確かに福祉、教育、こういうものをキープしながら、無駄を省きながらやはり縮小していくという施策も、やっぱり今その決断が問われるときではないかと思えます。財政能力に応じた市民サービスのあり方ということについて、重ねて市長の考えを伺います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） きのう私もある会合で、伊豆市の中には奇妙な安心感が充満しているような気がしますと申し上げたところ、ちょっと温度差があったんですけども、その方とは。正直言って、私も市長になってから随分考えが変わったところあるんですが、これほど厳しいとは正直言って思っていなかったですね。ことしの成人者、つまり20年前に生まれた子供の数は伊豆の国市と伊豆市は同じ450人、今は向こうが500人でこちらは200人、20年間にこれだけの大差がついてしまった。そして、このままいけば、今議員ご指摘のとおり、収入は減る一方。したがって、当然義務的経費は抑えられませんから、比率は義務的経費は当然比率として上がる、投資的経費は下がると。これはもう全くはっきりしているわけです。それをどうするかを今申し上げているわけです、私。したがって、福祉をいきなり切って、こちらもあるも切るということはいたしませんけれども、せめて市民の皆さんに等しくご負担いただく公共料金は公平性を保ち、そして事業の中で可能なものは、特別会計の中でしっかり赤字を出さないような料金体系にさせていただく。そして、少しでも将来投資効果があるようなところに集中をさせていただきたいと、こういうことをもう毎日のようにお願い申し上げているわけです。そこで、ことしは特にこれから交付金もございますので、その使い方等については先般申し上げましたとおり、死んでも無駄には使わないというような姿勢で臨みたいと思っております。

実は、その中で人件費の問題も、一概に市役所の職員を減らしてまいりますと、今度は企画する人間までいなくなってしまう。まずは、この伊豆半島の中で、特に近隣の市町と比べると、伊豆市の中にはこのような環境にありながら、大きな朝市的な鮮度の高い野菜とか海産物を扱っている施設がありません。そのためには、今残念ながら市内にイニシアチブをとってやっていただくような組織がございませんので、私は残念ながら一定期間行政が主体でやらざるを得ないのかなと。そうすると、そこでも人件費を充てなければいけない。それは、職員を充てるか、一定の人件費を市が負担をして民間のどなたかに協力をしていただく。そのようなことをやって、そしてそれが5年後、10年後に必ずプラスになるのであれば、その確信が持てれば、私は今投資をしてもいいんだらうと、こう思っているわけです。

ですから、このまま一方的に縮小はしていかないという決意を皆さんにご理解いただいた上で、それなら菊地にあと3年間やらせるから、やってみるというようなことで、これから

8月臨時議会を予定しておりますので、あるいは9月の次の議会のときに、補正予算の中で皆さんと議論をさせていただき、今稲葉議員が懸念されたようなことにならないような、あるいは少しでもその危険性を緩和できるような策を皆さんと一緒に議論させていただきたいと考えているわけでございます。

議長（飯田宣夫君） よろしいですか。

稲葉議員。

3番（稲葉紀男君） ただいま市長さんの覚悟を伺いました。恨むことなく実行していただきたい。その中で、議員はやはり、私は賛成するものは賛成する、おかしいものは賛成せずという立場を貫きたいと思っています。

最後ですが、財政改革のためには、今言いましたように、歳出の削減、合理化だけではもうしよせん限界があるということは見えています。やはり、当たり前のことですがけれども、自主財源が41%ということで非常に低い。他町村に比べても、伊豆の国は53%、函南は64、三島は66%です。そういうところに比べて非常に低い伊豆市においては、今は何としても地域産業の活性化により働く場の拡大と、これによる定住化人口の促進、交流人口の拡大による税収の増を図ることを目下の最重点課題としなければならないと思います。

市長は、今回の国の総額1兆円の補正予算による伊豆市の交付金5億円については、先ほどのとおり、死んでも無駄には使わないとされています。限られた金額、これをばらまきせず、選択と集中、真に伊豆市の将来に役立つことに充てるべきだと思います。また、将来のために、伊豆市の職員も能力開発、特に企画能力ですが、このための人材育成、意識改革等のために、思い切った教育的投資をすることも必要と考えますが、市長の考えを最後に伺います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 全くご指摘のとおりで、非常に苦しいのは、大平インターが去年の4月開通しましたけれども、あのインター周辺が全部調整区域、しかも青地ですよ。つまり、比較優位性のあるところを使えない土地として、牧之郷の周辺、これも市街化調整区域。伊豆市内で他市町に比べて競争力が、つまり比較優位性が高いところを全く土地として使えない。本当に手足を縛られて戦えというようなもので、これは時間がかかります、残念ながら。したがって、それまでの間、また菊地もかと言われそうですが、やはり観光施設は、観光資源、観光施設が整っていますので、観光振興はそのような中期的な事業ができない中で、当面の活性施策としてやはり私は振興すべきだろうと思っています。それは、宿泊施設の支援ではなくて、総合産業としての観光振興というのがまずやはり力を入れていきたい。そのためには、他の市町と比べて非常に競争力のある体育施設も一生懸命使いたいと思いますし、きのうもある観光協会の方と話をしたんですが、何で伊豆市はこれだけ魅力があるのに呼ばないんですかと言われて、ちょっと呼ばないわけではないんですが、やはり相当集客PRに

まだまだ伸びしろがあるというふうな感じがしております。

それから、人材教育については、これは、この1年間余り力点を置いてきませんでしたけれども、市の職員、そして市内の若い皆さんに、どのような形で広い知識と、それからそれを身に着けていただくか。きょうも新聞に出ておりましたけれども、伊豆市人づくり塾というものを去年まで大分定員が割れております。改めて、私も何か持たせていただこうと思っておりますので、人材育成のために改めて力を注いでまいりたいと考えています。ぜひご協力をお願いしたいと思います。

議長（飯田宣夫君） これで稲葉紀男議員の質問を終了します。

これより暫時休憩をいたします。10分程度休憩したいと思います。よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時52分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

内 田 勝 行 君

議長（飯田宣夫君） 次に、8番、内田勝行議員。

〔8番 内田勝行君登壇〕

8番（内田勝行君） 8番、内田勝行です。

質問をさせていただきます。

人口定住化策について。

施政方針の中で、最重要課題は人口減少に歯どめをかけることだと市長は断言をしております。私は、やまない過度の人口減少は市の存亡にも大きくかかわってくると思っております。そのような観点から、現実を変えるには、先入観にとらわれず試行錯誤すべきだと思いますが、いかがですか。

また、人口定住化プロジェクトチーム会議の報告書には、人口減少の危機的状況を回避するため、さまざまな施策を検討していくことだと述べております。検討項目を読みますと、どれも漠然として危機感やスピード感が伝わってこず、切迫しているとは感じ取れません。もう猶予はありません。すぐさま検討項目を机上から離し実施すべきだと思いますが、いかがですか。

以上、よろしく願いをいたします。

議長（飯田宣夫君） ただいまの内田議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、先入観にとらわれず試行錯誤すべき。先入観に限らず、これまでのやり方にとらわれることなく、新しいことに果敢に挑戦をしまいたいと思っています。

人口定住化プロジェクトチームは、昨年の5月に人口の定住化、企業誘致、限界集落対策等について調査研究をするために、部課横断的に発足をいたしました。これまで14回に及ぶ会議を重ね、目標達成に向けた施策の検討や研修等を行い、ことしの3月に中間報告書をまとめました。

人口定住化の施策の1つとして、昨年の10月に空き家等情報提供制度をつくり、現在20件ほどの情報が集まりましたので、6月中旬にはその情報をホームページ等で発信する予定としています。空き家情報に関する問い合わせも毎日1件ずつぐらいあるそうでございますので、やはり伊豆に対する関心は高いのだなと考えております。

また、伊豆市の魅力を知ってもらうと同時に、伊豆市民との交流により移住に向けての考えを現実のこととしていただくために行う伊豆市定住体験ツアーを昨年に続き実施します。地場産業体験、農業体験や地域住民とかわりを持つための田舎暮らし体験についても考えており、空き家情報提供システムの構築、仕事情報提供システムの構築、農地情報提供システム、あるいは田舎暮らしアドバイザー制度といった市民の皆さんと企業の方々、各種団体、そして市役所が一体となった伊豆市型の移住・交流受け入れシステム、ここでは「（仮称）伊豆市ウェルカムセンター」と書いておりますけれども、もうちょっと伊豆らしい名前がいいかと思いますが、そのようなものを確立をしていきたいと思っています。

今後の計画としては、人口定住化に向けて、まず伊豆市から若い人たちをなるべく出さない。市外から人々を受け入れるということの基本にして、チームから若者世代定住への、先ほど申し上げたプロジェクトチームの提言として、若者世代を定住させるための優遇施策というものも具体的に幾つか提案をされています。できることから着手したいと考えています。また、定住アドバイザー制度の確立、それから数年かかるとは思いますけれども、高校生への通学費の一定の補助、あるいは昨年からご指摘いただいております遊休農地の活用、企業誘致にかかわる優遇税制などについてもなるべく早期に結論を得られるように作業を進めてまいりたいと考えています。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

内田議員。

8番（内田勝行君） まず、再質問の前に、議長から許可をいただきたいわけですが、先般、市長が危機宣言を出しました。私の質問に関連しておりますので、そのことについて発言をしてもよろしいでしょうか。

それでは、発言をさせていただきます。

今から20年ほど前、私の小さな活動の原点とも言える言葉がございます。それを少し紹介いたします。子は国の宝である。国を築く源である。人なくして国は成り立たず、国の存続

は人のかじだ。たったこれだけの39文字の短い言葉ですが、私はこれまでこの言葉を大切にしてきました。あえて今使わせていただきました。

私は、これまで再三にわたり、一般質問で人口をふやすことの大切さを訴えてまいりました。今回、市長が菊地市長にかわりまして、今ようやくこの件につきましてはスタートラインに立った、私はそう感じております。

そのような状況の中で、先般市長みずから人口減少危機宣言、これを発表したことは画期的だと私は大いに評価をしております。また、その熱意が本物であることを信じております。必ずや成功するよう期待すると同時に、私は何ら協力を惜しむものではございません。

以上です。市長、意見があればお願いいたします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 私は、かつて申し上げましたけれども、日本の地方が人口減少、これは国全体としてもその傾向にございますが、伊豆市は私はまだ可能性があると思っています。都会から、都心から2時間、そして伊豆箱根鉄道という私線であるにせよ駅を2つ有し、海の駅も有し、だれもが知っている伊豆という観光地であり、これだけの環境があり、そして房総半島や三浦半島とは全く異なった山、里、清流、海、それぞれを兼ね備えたところで、このまま衰退するわけがない。ただし、このままではやはり危ない。それは、我々の側にあるだろうと思っています。いたずらに市民の不協和音をあおったり、あるいは市内で頑張っている企業の足を引っ張ったり、そんなことをせずに、競争も、私はいい競争はあっていいと思います。修善寺温泉と湯ヶ島温泉と土肥温泉は、それぞれ個性が違うから競争すればいい。だけれども、協力できるところはあるだろう。それから、農業、林業についても、やはりまだワサビとシイタケ以外は新たな芽が出ていない。それもぜひ、これは行政が当面主体となるかもしれないけれども、ぜひやらせていただきたい。そして、長期的には、やはり市役所の横で川の水が飲めるような清流を取り戻すとか、本当にごみもない健康な山を、たった2時間東京から来れば、そんな元気ですばらしいブナの林があるとか、そんなことを目標にしつつ達成ができる策というのは必ず私はあると思っています。

そして、議員がこれまで大変尽力されてまいりました結婚相談員について、ちょっとここで付言させていただきたいんですが、改めて問題点がよくわかりまして、伊豆市はこれまで結婚相談員に対する80万円の補助金しか事業としてはやってこなかった。結婚相談員の方々と話をしましたところ、その事業の目的は、登録されている方の結婚を促進することだと。したがって、母数が向こうは数十人、我々が考えているのは千数百人ですから、最初から立ち位置が違っていたということが今さらながらですけれども、最近わかりまして、改めてこれは単に結婚して子供を産んでくれということではなくて、伊豆市民の若い人たちの安定した生活と将来に向けての未来を開くための施策として、改めてこの千数百人の全員を対象にした事業というものを進めてまいりたいと思っています。夏以降には具体化しようと思ってお

りますので、また議員からもアドバイスいただければと思っています。そのような政策を総合的に進めれば、私は必ず伊豆には将来開けると考えていますので、ぜひご協力をお願いします。

議長（飯田宣夫君） 内田議員。

8番（内田勝行君） 質問をいたします。

今、市長が大まかなことはすべて話をされましたので、ちょっと細かい点を質問いたします。

今、手元にプロジェクトチームの中間報告書がございます。市長が言われましたように、1年間かけて14回の会議を経ての中間報告書だということですが、私の常識から言いますと、そうしますと、最終報告書がまた時間をかけて出るのかなという気がするんですが、ちょっと私はこれ時間をかけ過ぎではないかと思うんですが、言葉は悪いですが、絵にかいたもちにならなければいいな、こういうふうに思います。今後スピード感を持って取り組んでいただきたいと言っておきます。

それから、空き家情報についてはいまだまだ収集途中だということを書いてありますが、どうしてそうなるのか、ちょっとその理由を知りたい。私が考えるに、ほとんどの地区に職員が住んでいますね。ですから、全職員でやれば情報収集ができるのではないかと、私常識の範囲でそう思うんですが、ただ、他の職員ではできない何か特殊な事情があるのかなと想像するんですが、その辺の説明をいただきたい。

それから、2つ目としては定住促進、これは空き家の提供にかなりこだわっているようにこれ読めるんですが、なぜこだわっているのか。もしこだわっているのだとしたら、それを教えてください。もしこだわっているのであれば、なぜスピード感を持ってやらないのかという矛盾も出てきます。

それから、3番目。市のねらいというのは、市長も言われましたように、若者をターゲットにしている。私も、余り大きな声では言えませんが、そのほうが理想的なことには間違いありません。そうしますと、具体的に若者といってもどのような若者か、対象ですね。新婚夫婦なのか、これは私が考えているんですが、就学前の子供を持つ夫婦だとかそういうターゲットを指しているのか、その辺を教えてください。

それから、優遇策を設けるといふ今話がありました。私もこれは考えたんですが、想定しているということですが、どのようなものがあるのでしょうか。私が考えたのは定住の助成金とか支度金、この程度のことを考えたんですが、もしわかれば。

以上3点、よろしくお願いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） まず、1点目のプロジェクトチームに時間がかかり過ぎ、ご指摘を承りました。加速をするように頑張ります。

それから、空き家情報にこだわったのは、私が去年の選挙前に市内をぐるぐる回ってありましたら、非常に魅力のある空き家が残念ながら山ほどある。そうすると、今のような経済状況、あるいは伊豆の状況で新しい住宅をたくさんつくるということは、なかなかまずは難しいのではないかと。それから、市営住宅をふやすということは、これはなかなか将来に向けて負担も大きくなりますので、余りしたくはない。むしろ、魅力のある今住んでおられないところを提供していただき、そこを補修して伊豆らしい住宅というものがむしろ好ましいのではないかと、こう考えたところ、確かに空き家はたくさんあるんですが、盆、正月は息子が帰ってくるとか、知らない人には住んでほしくないとか、いろいろなやっぱり私が想定していないことがございまして今苦慮しております、正直なところ。

そこで、議員ご指摘のありましたように、市の職員もさることながら、できれば地元の区長さん等にもご理解をいただき、事業の趣旨を。これは、さっきの結婚相談等もそうなんですけど、待っていると物すごく申し出が少ないんですね。ですから、こちらから、ここを使いませんか、あるいはこんなことをこんなことで提案させていただきたいんですがというようなことでこちらから働きかけを進めてまいりたいと、こういうふうに思っています。

特定の目標というか世代を対象にした優遇政策についてはこれから進めてまいりたいと思いますが、例えば、子供さんをおある程度週末とか夏休み、冬休み、つまり観光業に携われるお母さんが働いていただくためには、小学校5年生以上ぐらいに限定した母子家庭に対する優遇施策というのがあるのかなと。あるいは、やはり三島、函南あたりの住宅にするか、修善寺、白岩の住宅に選択するかという場合には一定の広さ、できれば100坪が望ましいんですが、80坪程度の価格を抑えるための補助金といいますか一定金額、これは100万円以上を考えているんですが、そんなものをつけられないかというようなことで今詰めているところでございます。もう少し、なるべく夏を越さないようにしようと思っているんですが、幾つかの具体策はなるべく早いうちに取りまとめをしたいと思っています。

議長（飯田宣夫君） 内田議員。

8番（内田勝行君） では、最後の質問ですが、今の空き家情報の提供で、この空き家を活用して定住を促進したいと。仮にこれがうまくいかなかった場合には、ほかの策に切りかえるんでしょうが、私は、ちょっとどこの市だか忘れましたが、市営住宅ではなくて、市が新築住宅をつくって賃貸にすると。しかしながら、その既存の市営住宅ではなく、標準的なものではなくて、若者が好む独創的といいますか、そういうふうなデザインの家を市がつくって、そして賃貸すると。それで成功しているところがあったと記憶しておるんですが、そういうことは考えられないのか、それをお伺いしたい。

それから、最後に、この施策への取り組みについての最後熱意を伺って終わりにしたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 住宅について、もしいろいろな情報がございましたら、ぜひ伺いたいと思います。

実は、今まさに考えているところでございますが、具体的な地名を言ってもいいかわからないけれども、白岩の警察でしたっけ、あそこは。官舎の跡地今更地になっていますが、それから八幡の元郵便局の跡地と、それからちょっと今凍結しておりますけれども、原保の営林署の跡地等、市の住宅地に適した市有地があります。そこを果たして市がつくって安価に提供するのがいいのか、これはどうも聞いたところ、実勢価格よりも極度に安くして提供するとだめなんだそうですね。したがって、その実勢価格に合った価格設定しかできない。そうすると、それとは別に優遇政策として、家族であれば200万円ですとか300万円ですとか、誘致のための補助金という制度にしないと、この契約そのものがまた訴訟の対象になると困るので、少し苦慮しているところです。

私は、基本的には一定の条件をつけて、例えば100坪以上で売ってください。再販売してください。あるいは、家族を前提としてくださいという一定条件をつけてプロの不動産屋さんに市有地を売却するというのが一番効果が上がるのではないのかなと現時点では考えています。もしいいご意見とかアドバイスがございましたら、ぜひ承りたいと思います。

今期待していた下大見地区、あそこも青地が多くて、どこにでは私が再三申し上げている良質のベッドタウンはでは一体どこにできるんだということが大変これ苦しいところで、どうしても時間がかかってしまうんですね。ですから、さっきと同じでいろいろなものも試行錯誤しながら、何も修善寺だけではありませんので、土肥は土肥で静岡を対象にしたセカンドハウスの、あるいは観光振興のためのさっき言ったような仲居さんをターゲットに置いた母子家庭の誘致とか、天城であればあそこをコアにした、今既にアドバイザーになっている方々を活性化しての定住化の促進とか、中伊豆地区は中伊豆地区として今既にやってられるようなグリーンツーリズムの延長したような、その延長線上にある定住化の促進、そういったものを同時並行的にぜひ進めてまいりたいと思っております。

議長（飯田宣夫君） これで内田勝行議員の質問を終了します。

杉 山 羌 央 君

議長（飯田宣夫君） 次に、10番、杉山羌央議員。

〔10番 杉山羌央君登壇〕

10番（杉山羌央君） 10番、杉山羌央です。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

広大な面積を誇る我が伊豆市には、市有地の遊休地がまだまだ数多く点在していると思われれます。先ほどの話にも出ておりましたですけれども、中伊豆地区におきましても幾つか目に入ります。合併5年がたちまして、有効利用されている土地がいま一つ全体的にも見えてまいりません。昨年度も同僚議員から、市有財産の管理等で幾つか一般質問がなされていま

したが、その後の状況も含めまして現在の概要を説明いただきたいと思います。

喫緊の問題である人口減少も、中長期の財政計画のためにも遊休地を1日も早く有効利用し、市内の職場を確保し、労働人口を1人でも多くする。財政状況についても、将来の地価の上昇などは長くなるほど望めないのではないかというふうに考えます。早急に税収の入る民間活力の導入を検討すべきと考えます。特に、土肥のふじみ荘や船原のホテル寮、中伊豆の国民宿舎など、まだまだ遊休な無駄な市有地が挙げられますが、主なものについて個別に今後の方針、見解についてございましたら伺いたいと思います。

次に、危険交差点の解消についてお尋ねをいたします。

これも、広域な面積と長い山間部道路を保有している伊豆市の宿命の1つですが、危険な交差点が横瀬を初め大変多く、道路関係者ならずとも一刻の猶予もならない状況であります。中伊豆地区にも、県道12号線の城入り口バス停付近は変則十字路の通学路となっております。市道340296号線城地区からの車両通勤者が多く、下地区からの通学児童の通学時間帯では大変危険な場所であります。市道側の幅員が狭隘なため、県道側からの右左折車が渋滞し、交通事故も多発しております。長年の懸案場所のため、既に旧町時代に用地買収は完了しておりますが、県道との関係から今まで見送られております。下地区児童生徒の安全と周辺住民の安心生活のためにも、交差点市道側を拡幅整備してセンターラインを設けることによって先に設置し、それから県道側を県と検討をすべきと考えますが、見解を伺います。

以上です。

議長（飯田宣夫君） ただいまの杉山議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

昨年度は、公共用地取得特別会計の土地を2物件公売し、1件は落札され既に住宅を建築しており、もう1件についても先着順の売り払いにより申し出がなされ、現在売買契約に向けた手続を進めています。

本年度は、平成20年度末に整理、解体した、これまで市の倉庫として利用していました八幡郵便局及び八幡バス倉庫について、売却の手続を進めております。

また、県との賃貸借契約を解除し県が解体した大仁警察署白岩官舎や、六仙の里付近の山林の一部などの売却可能4カ所を8月より順次売り払いの募集を開始する予定です。なお、関係地区の皆さんには既に説明をさせていただきました。

このほか、中伊豆荘及び土肥ふじみ荘の売却を検討しており、中伊豆荘については平成22年以降に公売をする予定でございます。ふじみ荘については、現状の建物つきでの売却か、建物解体を進め更地としての公売かを現在検討をしております。

公共用地処分については、将来を見据えた利活用の有無、土地利用要件の確認、土地の境界及び面積確定、売却予定価格決定のための不動産鑑定、一般競争入札の準備、実施、契約

及び登記など、一連の手續にかなりの時間を要することをご理解いただきたいと考えております。

最後に、船原ホテルの寮の跡地については、先ほど申し上げましたとおり、早期に係争が解決されることを切に期待をしております。

2点目の危険交差点の解消についてですが、ご指摘の市の道、市道と県道との交差点は、市道から県道に出る車両が一たん停止をしていると、県道から入ろうとする車両の妨げとなるのが現状でございます。現に渋滞を引き起こすなど、交通に支障を来しているところであるという認識をしております。

また、中伊豆バイパスの無料化などにより県道の交通量が増加し、非常に憂慮される事態であるために、早急な拡幅改良が必要である路線であると認識しております。

整備に当たり、この路線は県道と県営一般農道を結ぶ重要路線であり、橋梁のかけかえを含む大規模事業となること、また用地買収が旧町時に完了していることなどの理由により、今後も県営事業による整備を県に強く要望してまいります。

ただし、計画が事業化するまでには、国の認可、これは県営中山間事業の変更に当たるために国の認可が必要だそうございまして、これらの作業がございしますが、事業が実現できるよう県に継続して要望していくとともに、市としても県の事業が円滑に進められるように最大限の協力をしてまいります所存でございます。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

杉山議員。

10番（杉山羌央君） 1点だけ、最後の市道、県道の問題でございますけれども、確かに前々から懸案であったことも今も話をされたとおりです。ですが、何せ市長も答弁でおっしゃっていただいたように、交差点のところが市道側が狭いということが最大の難点でありまして、そこはもうわずか二、三十メートルの話でございますので、橋のかけかえまでいくと大変だなという気は承知しております。その辺のところも考慮していただいて、危険地帯の解消をぜひお願いして私の質問を終わります。

議長（飯田宣夫君） これで杉山羌央議員の質問を終了します。

塩谷尚司君

議長（飯田宣夫君） 次に、14番、塩谷尚司議員。

〔14番 塩谷尚司君登壇〕

14番（塩谷尚司君） 14番、塩谷尚司です。

私は、2点について質問をさせていただきます。

子育て世帯への支援をとということでございます。1番目でございます。

本年の4月から、小学校、中学校、幼稚園の給食費が値上げになりました。また、これはちょっとあれなんです、今議会にごみの有料化の条例が提案されました。ただ、次の水道

料金につきましては今回条例は見送られたということで、ちょっとこの議案が出る前に質問状を書いたものですから、こういう形に書かせてもらいましたが。

それぞれの案件については、私は伊豆市の将来を見据えたり、提案理由が正当性は理解できますが、この料金の値上げによる、特に子育て世帯には大変な大きな負担になるように見えます。少子化が急激に進み、大きな問題点を抱える伊豆市で一生懸命子育てに頑張る世帯を応援する施策、また支援を考えていくべきと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

2番目、2市廃棄物処理施設建設についてお伺いいたします。

前の建設予定地を白紙撤回して1年がたちました。市長は、3月定例会の施政方針、また幾人かの一般質問に対して答弁で、早期に設置場所を決めたい。少々猶予をくださいと言っておりました。しかし、私は、余り悠長なことは言っていないのではないかと思うわけでございます。柏久保の施設は老朽化が進み、いつ故障して利用できなくなるかわからないし、また毎年六千、八千万円の修理費がかかります。また、伊豆市の将来財政見通しは大変厳しいものがあります。新しい施設建設には多くの財政負担が見込まれます。また、し尿処理施設も同時に建設を進めていくというような市長のお考えのようでございますので、大変な負担が見込まれます。

平成18年準備会設置当時、合併特例債を活用できないかと県に相談したところ、事業が具体化した時点で総務省にお伺いを立てるという返事があったと私は聞いております。合併特例債を活用すると、一般廃棄物処理事業債では大きな差があります。合併特例債が確実に使えるかどうかはわかりませんが、早期に事業を具体化して有利な財源を確保すべきではないかと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

以上です。

議長（飯田宣夫君） ただいまの塩谷議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） まず、子育て世帯への支援をということでございますけれども、公共料金値上げになりますと、当然全世界帯に対する負担が高くなってまいります。それから、大きな金額ではございませんが、給食費も昨年値上げをしましたので、子育て世帯に対する負担はその分は上がってまいりました。

他方、医療費の助成、これはこれまで小学校就学未満でしたので、これを小学校6年生まで拡大したことによりかなり負担は軽減されているものと思います。また、多分他の市町ではないと思うんですが、出産準備手当の創設というものは伊豆市ならではの施策だろうと考えております。このようなことで、本年度予算でおおむね1億円の子育て支援策を積み上げてさせていただいた次第です。

それから、子供さんのおられる親御さんと話をすると、実態としてはどうも高校生の通学

費というのが、これまだ処置しておりませんが、非常に大きい。ラフに計算してみると、どうも1億円ぐらいありそうなんです。そうすると、伊豆市の若い親御さんは、自分の高校生を通学させるだけで1億円ぐらいの支出を強いられている。私は、何とか幅広く皆さんからご負担いただくのをいただいて、そこに補助をできるような財源処置をさせていただけないかと、こう考えているわけでございます。

また、平成22年度以降、幼稚園と保育所の再編成に取り組む中で幼保一元化施策として、まずは土肥で先行的に認定こども園を開設をいたします。その後、その認定こども園というものは先行例を見ますと、非常に親御さんにとって、あるいは子供さんにとっていい施設ですので、そこを核として少し保育サービスを今より充実できるような施策ができないものだろうか。国の縦割りに左右されることなく、市の中で独自にできることがあれば、先行して保育サービスの充実というものを進めてまいりたいと、こう考えております。

また、本年度は次世代育成支援行動計画の見直しを予定しております。これは、子供に係る各種団体の役員や識見を有する方などで次世代育成支援対策地域協議会を設置し、5年後の伊豆市を展望して各種子育て支援事業にかかわる調査研究などを行い、実践的な計画を策定していただくものでございます。この中で具体的な取り組みについて取り入れていただければと考えているところでございます。

それから、2件目については、当初予定をしておりました修善寺堀切地区の候補地選定、これは私のほうで仕切り直しをさせていただいた後、改めて伊豆の国市と協働で数個の候補地の中から最適の候補地を選定する作業を継続しております。大変時間かかっておりますけれども、引き続き選定作業を実施しておりますので、何とぞご理解をいただきたいと思っております。

また、当事業の実施に当たり、合併特例債事業としての採択は、事務方の感触では非常に厳しいのではないかとというような見方をしておりまして、その場合には循環型社会形成推進交付金並びに一般廃棄物処理事業債の制度を活用すべく、内々には検討しているところでございます。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

塩谷議員。

14番（塩谷尚司君） 再質問をさせていただきます。

市長、少額ですと言うけれども、1年にするとかなりの金額に、両親と子供2人、中学生、小学生といますと、公共料金もかなり1年間ですとそう安い、少額ではないと。私は、計算するとそういう計算になりますけれども、いいですか。その公共料金につきましてはそういう形で、私は先ほども言いましたように、上がっていくものについても、それは正当性は認めますが、一番子育ての時期で一番お金がかかる世帯については、先ほど市長もいろいろな施策を考えているようですが、今回そういった施策が出てくるの新聞等もあるんですが、ほとんどが今回の補正予算、国のほうの補正予算、そして暫定的な支援だというようなものが今回、今年度予算書の中に出ているのはそれが多い。ただ、先ほど市長が小学校6年生まで

の医療費を無料にするという、これは本当に伊豆市としても画期的な子育て支援かなと思っております。

先ほど来、定住化という問題が出ておりますが、ハードのほうばかり考えていたってダメだし、私はこういう若者の定住化というのは、こういった本当に伊豆市は子育て支援の環境が物すごくいいんだよと。日本一とは言えないですけども、整備がすごく整った地域だよと。ちょっと言いにくいんだけど、先日来、伊豆市は公共料金の値上げということで、一部の新聞に1面をでかでかと2回も飾りました。今度は、伊豆市が子育て支援、そしてあそこなら安心して子供を育てられると、そういったものが新聞の1面を飾れるような、そういう施策を考えてもらいたいと私は思いますけれども、ぜひ市長にはそういった、先ほどから財政のことでこういったことばかりは、福祉的なものばかりにお金をかけるということではできないかもしれないですけども、やはり伊豆市を売っていくには、定住人口をふやしていくにはここが正念場だ。それで、皆さん、都会の人たちも、これから出ていくかもしれないと思われるような人たちにもアピールしていく。ぜひ、そこを市長、やってもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 子育て支援策については、単年度のことだけの交付金事業ではなくて、ほとんどというか、学校の耐震事業以外はすべて本予算のほうで考えておりますので、引き続きまず地域によって親御さんの負担が過度にならないように配慮するということ、それから地域によって子供の教育の質に差ができないことというものを進めてまいりたいと思っています。去年は給食費も上げたんですが、給食センターにすることによって、地元の八百屋さんから野菜の購入先が市場が変わってしまうようなこともあり、むしろ地元の食材をもっと使うことによって少しでも下げる、あるいは地元の野菜、その他の食材を食べてもらおうというようなことをしっかり進めていきたいと思っています。

それから、定住化、去年大変関心が高いことはわかりました。子供を持っている世帯もありました。その方々の関心は、どこに住むんですかということ。もう具体的に腹を決めて来られるんですね。どこに住むんですか。それから、仕事はありますか。その2点なんですね。そうすると、仕事はありません、家もありませんではまずスタート地点に着けないということで、今住宅をどうするべきか。そして、職場を少しでもふやせないかということに焦点を当てているわけです。

それから、大変厳しい状況の中で、伊豆市で生まれた30代、40代前半ぐらいの方が伊豆の国市に住んだり、函南、三島に住んだりしている中で、仕事が向こうということもありますが、私が聞いている中では、自分の子供がやはり自分のふるさとで仕事を得るのは難しい。そうすると、職場のあるところに出さなければいけない。そうすると、やはりある程度教育を受けさせたい。価値判断は別ですよ。でも、そう思っている親御さんも現にやっぱりいる

わけですね。ですから、伊豆に住んだから教育がマイナスになるというようなことがないように、それは一部はやっぱり単純に大きい学校のほうがいいと思っているだけの方もいるかもしれないけれども、でも、そういったことが起こらないように、やはりどこに住んでも親の負担も抑え、どこに住んでも高い質の教育を受けられるというようなことをこれからもしっかり進めてまいりたいと考えています。

議長（飯田宣夫君） 塩谷議員。

14番（塩谷尚司君） 市長、市の独自の施策は確かに継続したものでしょうが、国のほうから来た、今回国のほうの補正からおりてくる施策はほとんどが暫定的だと私は認識しているんですが、その点はどうなんですか。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 個別にお答え申し上げますが、確かに子育て応援特別手当、これは単年度ですね。ことしだけになっています。今、妊婦検診のほうがちよっとどうなるかわからないようなんですが、妊婦検診は、国の政策が暫定で終わっても、伊豆市の中では5回を14回にしたものを減らすことは全く考えておりません。これは、せっかく子供さんができたご家庭の負担を上げるなんていうことは、ぜひ市の施策としてでも続けてまいります。

あと、明らかにことしで切れるのは子育て応援特別手当と、あと学校、保育園の耐震化のほうは終われば終わるということですので、余り影響はないと思うんですが、今考えられるのはその1点だと思っております。

議長（飯田宣夫君） 塩谷議員。

14番（塩谷尚司君） わかりました。では、ひとつそういった面で若い子供さんを持ったご夫婦が伊豆市に大勢住めるような環境をひとつお願いします。

続きまして、ごみ処理場の問題でございます。

あれから1年がたちました。何もやっていないということはないと思うんですが、この前の失敗を踏まえて失敗をしないようにということで、候補地も伏せ、行動も伏せいろいろ作業を進めているんだろうと思うんですが、いつまでもこのままいれるものでもないとは思いますが、候補地とかそんなことは、私は名前は言わなくても結構ですが、今2市の準備委員会というのが、準備室というのがあるわけですので、もし話すことができるなら、今その準備室ではどんなことをやっているのかお聞かせを願いたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 準備委員会はもちろん継続をしております。そして、改めて私と伊豆の国市長との間で、この枠組みは決して崩さない。今の選定作業を断固として進めるという2点について確認をしておりますので、内容について申し上げられないのは大変恐縮なんですけれども、その2つ、つまり全くその枠組みを壊してしまって新たな道に今からということとは断じてございませんので、今の枠組みを継続し、そして今行っている選定作業を断固と

して進めるということで、同じことの繰り返しになってしまいますけれども、もう少し時間をちょうだいしたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 塩谷議員。

14番（塩谷尚司君） これは、計画してから3年はかかるでしょうね。建設にかかると言われていますね。建設の開始までに3年かかると言われていいますので、4年から5年はかかるということだと、今の伊豆市のごみ焼却場の現状を考えたときに大変我々心配するわけですが、当局のほうが一生涯懸命で伊豆市と市長と相談しながらやっているというので、それ以上聞くことはできませんが、なるべく早くそういった計画を立てて頑張ってくださいなと思います。

以上で質問を終わります。

議長（飯田宣夫君） これで塩谷尚司議員の質問を終了します。

三 須 重 治 君

議長（飯田宣夫君） 次に、19番、三須重治議員。

〔19番 三須重治君登壇〕

19番（三須重治君） 19番、三須重治です。

市長と教育長に2点にわたって質問します。よろしくお願いします。

最初に、風力発電について。

私も、10年ほど前に太陽光発電を導入し、CO₂削減の重要性は十分認識しているつもりです。そして、風力発電も設置条件を満たせば大変結構な手段だと認識もしております。しかし、今回の計画は、その条件を十分に満たしているとは思えません。

まず、第1に問題に挙げる点は、伊豆半島の観光の目玉である自然環境と景観を損なうところです。当該地区は、ドウダンツツジ、ミツバツツジ、マメザクラ、アセビ等の群生地であり、開花の春、もみじの秋には多くの人がその美しさに誘われて足を運びます。このような資源は国民の財産であり、地元の重要な観光資源です。それを保有する自治体は、保全する義務があると思います。

第2に、野生動物に対する影響です。今でも各種動物が人里へ降りてきて、農家は難儀をしています。それが、保護区である奥山へこのような施設ができることにより、動物の生活に影響がないとは思えません。人家の近くにある風力発電は、確かに人体に悪影響を与えていることはだれしもが認めるところでございます。人には悪いが、動物には問題ないといった理屈は成立せず、むしろ人間よりも自然界で生活している動物のほうが五感がさらに敏感で、より影響が大きいとも考えられます。その結果、彼らがより人里へおり被害を与える心配は払拭できません。

風力発電のメリットとデメリットの比較により建設の是非が問われますが、私は今回の計画はデメリットのほうが大きいと思いますが、市長の所見を伺います。

次に、学校再編について。最初に、市長に伺います。

前市長、教育長の時点では、複式学級の回避が学校統廃合の論点でした。それが、一気に中学校2校、小学校4校という大改編に変貌しました。すべての分野での改革は、伊豆市にとっては国是に等しいと思います。しかし、この改革は逆に将来へ禍根を残しかねない思いがしますので、次のように質問いたします。

1番目として、日本人の生活を安定レベルで支えてきた終身雇用制を壊す方向に政治が動いた結果、非正規労働者と呼ばれる低所得者が大量に発生しました。その中には多くの若者が含まれ、男性は結婚したくても経済的にできない。女性も、将来の苦勞が目に見えているので、結婚を望まない。また、1人の子供を育て上げるのに1,000万円とも言われていますが、年収200万円程度の非正規労働者の収入では子供を育てることなどとても無理。それならば、ひとり身で自分自身のためにだけ人生を送ろうといった人たちがふえたことが今日の既婚率を下げている大きな原因となっていると私は思います。それを少子化が自然現象ゆえに言う政治家の無責任な発言には憤りを感じるところです。

しかし、遅まきながら自民党も民主党も、子育てや福祉等のために目的を定めた消費税の値上げを検討しています。そして、労働契約が改善され、安定した収入が見込めたり、その他もろもろの負の部分改善されていけば、必ず少子化に歯どめがかかり、子供もふえていくと思います。しかし、今回の再編計画は、将来にわたって子供が減り続けていくことを前提にしているように感じます。少子化に歯どめがきかないときは、地域の崩壊にもなりかねないと思います。将来の展望をどのように市長が見ての計画か、お伺いをします。

2番目として、通学について伺います。

私の住んでいる地区を例にして伺います。私は、修善寺温泉の在の紙谷に住んでいますが、その奥に北又洞と湯舟洞があり、それぞれ修善寺駅から一番遠い家で8キロ程度あります。バスは、朝2便、夕に2便ありますが、駅から4.5キロの紙谷までしか来ません。したがって、中学生のほとんどは家族が送迎または登校は自転車、下校は上り坂で大変なので、家族が迎えにいくといった方法がとられています。通学費が無料になっても、バス路線がなければ関係なく、送迎に対する家族の負担は変わりません。自分の子供だから、それぐらいの苦勞は当たり前だでは済まされないと思います。それが、これからは小学生でもそのような悪条件の中で子供を育てなければならないとしたならば、今でも長男でありながら父母を残し、妻と子供を連れ市外で生活している世帯がそれなりの数ありますが、今後ますますそれに拍車がかかることは必定だと思います。主要幹線道路の沿線で潤沢にバスダイヤが組まれている地域は、このような問題はないと思います。しかし、伊豆市には私の住む地区だけでなく、同様の問題を抱えている地区がほかにもあると思います。今後、この送迎の現実が小学生にも及び、親子双方に過剰な負担がかかることを想像したとき、安易にこの計画には賛成できません。所見を伺います。

次に、教育長にお伺いします。

教育長は、少人数学級では社会性が身につかないと再三述べられています。しかし、私は初等教育では人間性に富んだ人間づくりのほうがより大事ではないかと思えます。恵まれた自然環境、そして温かい田舎気質の中で育つ。これは、子供の成長にとって大変重要な要素であり、決して少人数や田舎がハンディではなく、逆によさだとも思えます。少人数のおかげで先生の日も行き届き、丁寧に指導していただき大変ありがたいといった親の声を多く聞きます。今は、世界の様子もリアルタイムで報じられており、子供たちもそれを目にして成長します。社会性は、また年を重ねることについてもいえます。しかし、人間性はそれとは別で、環境や指導者に大きく影響されます。私は、教育長の言わんとするところの再編によるスケールメリットは理解しがたく、むしろ逆に思えてなりません。伊豆市の子供たちの健全な成長のために、本当に今回の計画が必要なのかお伺いします。

議長（飯田宣夫君） ただいまの三須議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） まず、風力発電についてお答え申し上げます。

最初の伊豆半島の観光の目玉である自然環境と景観を損なう点について、建設計画地域付近の西伊豆スカイライン沿いに伊豆山稜線遊歩道が整備され、散策に多くの人々が訪れ、地元の重要な観光資源であることは事実でございます。当該地区を保全する義務は、自治体のみならず、市民の皆さんも同様の価値観を有しておられると、そのように考えています。

第2に、野生動物に対する影響ですが、事業計画区域及び市内のあらゆる場所においてシカやイノシシなどによる食害が認められており、既に生息密度が過剰な状態であり、風力発電が生息地域の変化をもたらす直接的な影響は低いんだらうと考えております。

また、風力発電のメリット、デメリットの比較ですが、風力発電を含む新エネルギーへの取り組みは、資源の乏しい我が国のエネルギーの安定供給の確保、CO₂等温室効果ガス排出量削減など、地球環境への対応を目的としており、市としても取り組むべき課題と認識しています。

他方、事業にはデメリットの部分があることも確かであり、市としても現在調査しておりますが、事業者に対して積極的な情報開示や関係地区を含む利害関係者との十分な話し合いについてお願いしているところであります。現在、第1当事者である事業会社が関係地区と協議を実施しているところで、まずはその推移を静観したいと考えています。

ただ、この件については各市長さんも非常に高い関心を持っておりまして、先般東京で行われた市長会議のときにも、まず環境省なりNEDOなりがしっかりしたデータを出してくださいと。地域がこれだけ困っているときに、我々にはそこまでの研究調査能力がございませんので、国もしっかりしたデータを出していただくように、機会あるたびをお願いしているところでございます。

次に、学校再編について。

この週末もある方から連絡いただいて、学校を守る会ができるんだそうですということでした。私は、PTAの皆さんですかと伺ったんですが、そうではないです。でも、我々も声をかけられていますと。子供は、やっぱりあそこの学校と一緒にいたいと言っているけれども、自分は、その方はそこの保護者なので、そういった声をかけられると行かないわけにいかないということで連絡いただきまして、PTA主体かななんて思ったんですが、どうもそうではないようで、どういう組織なのか私まだわからないんですけれども。

将来、子供をふやしたいんです。ふやしたいんですけども、今の子供たちに犠牲は強いதாகないということなんですね。それから、少人数が悪いとも思いません。少人数のよさも当然あります。ただ、少人数の教育はできるんですね、グループ分けすることによって。ただ、30人のクラスであれば10人ずつのグループ教育もできるけれども、10人のクラスではクラスがえもできない。先生方のいい意味での競争力も生まれません。すいません。失念してしまいましたけれども、ある方から言われたんですが、いじめは閉鎖社会で起こる。可能な限り閉鎖社会というのは子供にはつukらないほうがいいというようなことを言われたことを思い出しながらこの週末を過ごしたんですが。

伊豆市の将来の展望をどのように見ての計画かとのご質問ですが、平成20年度は200人を超えたんですが、こここのところ200人を切る状況が続いております。昭和の時代には、昔私より前の時代には狩野小学校も2クラスあったんですが、そのような状況に戻ることは非常に考えにくいのが現実でございます。何とか出生数を300人まで1.5倍くらいふやしたいと思っておりますけれども、仮に300までふやすことができたとしても、3クラスはできないんですね。2クラス維持するのがやっと、どうにか場所によっては3クラスできるくらい。大規模校をつくるわけでは決してありません。

議員、あるいはその他の議員の皆さんがおっしゃるような少子化対策を講じていくことはもちろんでございますけれども、よりよい教育環境を今の子供たちに整備する上で、今の子供たちに対して責任を持つということと、そしてよりよい環境をつくることによって人口流出を、さらに人口が減少することを食いとめたい、こういうことを考えているわけでございます。

現在、田方地区には函南で5校、小学校の数ですね。函南が5、伊豆の国が7、伊豆市が12でございます。うちより人口の多い御殿場とか埼玉県志木市、いずれもうちよりやっぱり学校が少ないですね。人口が大体2倍程度でも伊豆市より学校が少ないような状況で、それでもうちは、子供が少なくて再編成をという市町さんが多い中で、うちは突出して多い状況でございます。何とか最適な教育環境をつくるようにご理解をいただきたいと思っています。

また、通学距離、通学手段につきましては、これは非常に丁寧な対応が必要だろうと思っています。私のところがちょうどバス停まで修善寺駅から8キロなんですが、朝7時、8時のバス、高校生1人も乗っていません。ですから、やはりバス路線があっても高く乗せら

れないというようなことが現状なんだろうと思います。したがって、中学生の通学費負担は全額市が負担をし、高校生についてもなるべく早く一定金額を補助をしたいと思い、そしてバス路線がない、少なくとも小学校、中学生のところについては、引き続き親御さんが送るようなことがないように、できれば地域の皆さんのご協力もいただきながら、昨年実験をしたようなワゴン車で義務教育の子供たちを通学をさせるような体制を今検討中でございます。

私の答え申し上げたいことはこんなことで、特に心配なのは、学校のほうで今教育委員会が3月に策定しました計画がそのまま自動的に実行するわけではないと思いますので、ぜひ皆さんとまだ少し議論する時間がございまして、一体最適な教育環境というのはどういうものかについて、なるべく多くの市民の皆さんと話し合いをさせていただきたいと思います。議長（飯田宣夫君） 次に、教育長。

〔教育長 遠藤浩三郎君登壇〕

教育長（遠藤浩三郎君） お答えをいたします。

議員ご指摘の人間性という部分については、おっしゃるとおり、小学校教育においてはぐくんでいく大切なことだろうというぐあいに思います。と同時に、同じように、社会性とか道徳性といった育成についても今非常に重要だと言われているものであります。人間関係どう構築するとか、いろいろな友達を見つけることができる能力だとか、さまざまな人間関係の中で新たな自分を発揮できる。あるいは、集団活動を通じて心身の調和のとれた発達を目指す等々、社会性、道徳性といった問題は大変重要であるというぐあいに考えております。あるいは、自制心だとか規範意識の希薄化、思いやりの精神、モラルの低下等、重要な部分であろうというぐあいに思います。それらは、ある一定程度の集団であるほうが育成しやすいというぐあいに考えて、今回の計画のもとにもなっております。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質問、三須議員。

19番（三須重治君） それでは、風力発電についてお伺いします。

市長は、事業者と地域関係者、その話し合いの推移を見守っているという意味合いの答弁だったと思います。しかし、事業者と地元の関係者ということになると、非常に狭い問題提起の中で話し合いが進むと思いますよね。例えば、地代が幾らだとか、うちに直接どういう影響があるかとか、その地域とその事業との関係だけという、そういうやっぱり狭い範囲の検討になっていくと思うんですよね。だから、やはりこれはこの風力発電、この通告にも書いてありますとおり、地元と事業者だけで話し合いがなされていいものではないと。やはり、伊豆市の市長としては、やはりこの風力発電が伊豆市全体に、またそれ以上の影響も考えながら、総合的にやはり判断していただかねばしようがないと思うわけですが、その辺もう少し積極的に市長が自分自身この風力発電、いろいろな事例は要するにもう既にやっているわけですから、いろいろな事例はあるわけですが、そういったものを参考にする中

で、今あその場所へやるのが市長としていいのかどうなのか、その辺の見解が示せるならば示していただきたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 狭い範囲というよりも、うちの地区説明会はかなり広い範囲で、南伊豆から伊東、東伊豆町の皆さんまで来られて、伊豆半島の風力発電事業の中でこれだけ広い地域の皆さんと説明会をやったことはないと思うんですが、再三申し上げているとおり、私にはアクセルはないわけですね。事業主体が伊豆市ではありませんので、市長として持っているのはブレーキだけなんです。ですから、自分はその推進するという立場では、事業を実行するという立場ではありませんので、自分はいつブレーキを踏むべきなのか、踏まなくていいのか、そして今市長としてブレーキを踏むかどうかの判断をする地点までまだ至っていないわけです。ですから、当面は事業会社の皆さんが直接関係する地域の皆さんと話をし、その動向を見守っていく。その後、市長の判断になったときにはまた改めて市長という立場で検討するわけですから、今はその静観をしているということでございます。

議長（飯田宣夫君） 三須議員。

19番（三須重治君） 私は、最初の答弁で受けた、私はそれ勘違いだったかもしれませんが、事業者と地域関係者との話し合いを待っているという答弁だったものですから、私の地域関係者というと、船原地区の皆さん、柿木地区ですか、そういった、また反対側の土肥地区ですか、そういったできる周辺の地域という認識でとらえたわけですが、少し一線あったようですが、私はそういうふうにとらえています。やはり、ただその狭いエリア、そういう意味では狭いエリアの中で、その一定の人たちの利害損得だけで判断するべきではなくて、市長はやはり市民全体の市長ですから、全体をにらんだ中で、むしろ逆に地域の事業者で1つのコンセンサスを得たようなことでも、それ多くの市民にとってマイナスだから、それは相なりませんよという、そういう判断も必要になってくると思いますよね。だから、もう少し、ちょっと今答弁聞いていますと、ちょっと余り無関心なのかなというような感じも受ける。もう少し市長として、市民の全体の利益を考える中で、もう少しこの風力発電に対して真剣にとらえていただいてもいいのかな。そんな感じがしましたが、いかがでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 市長としては、最終的に市全体の利益を代表して判断するわけですね。そのときに、景観についてはどうかというのは、これは価値観の問題だということで申し上げたわけです。あれがいいという人もいるし、あれが気に入らないという人もいる。それから、経済効果については、5億円前後の固定資産税、減価償却税というものが入るので、これはある程度計算できる。それは、これからも17年間の伊豆市の財政計画の中で5億円というものはどの程度の比重であるのか、どの程度考えるべきであるのかというのは1つの判断、

ある程度判断ができる。

もう一つ絶対に譲れないのは健康被害の問題であって、健康とか人の安全に影響することがあれば、これは多数決ではなくて、必ず市長としてブレーキを踏むと、こう申し上げているわけです。そこの辺も資料がまだ出そろっていませんので、現時点で市長としてブレーキを踏んだらどうかということはまだ断定できませんし、まだその時点にも至っていないというのが私の立場でございます。

議長（飯田宣夫君） 三須議員。

19番（三須重治君） では、風力発電結構です。

次は、時間があれですけども、このまま学校再編のほう、このまま……。

議長（飯田宣夫君） いいですか、途中で。

〔「やむを得ないということで」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） それでは、ではここで休憩をしたいと思います。再開を13時としたいと思います。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

議長（飯田宣夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中、三須議員の再質問が途中でしたので、これを許します。

三須議員。

19番（三須重治君） 何か風力発電のほう少しちゃんとしめさせていただいて、風力発電を終わりたいと思います。あそこに市有地も当該地にありますよね。ですから、地主という立場もあると思いますし、これ業者が入ってきてからもう2年以上経過もしておるので、やはり結論も急ぐというのも大事だと思いますので、ぜひ前向きに早い進展をお願いして、風力発電は質問を終わりたいと思います。

続きまして、学校再編成についてですが、最初の将来の出生数、あるいは人口の見通しということで市長に質問させていただきましたが、ほかの方への答弁でも、伊豆市は必ずしも人口が減り続けていくとは思わない。非常に首都圏からも近いし、いい環境であるという答弁も市長もしております。

私も、出生数も人口も十分ふえる可能性はあるなど。それは、やはり自分なりの理由を2つ掲げてあるわけですが、1つはやはり、駿河湾環状道路の開通、あるいは修善寺道路、伊豆中央道の無料化によりまして、遠距離通勤が時間的にも経済的にも利用者の負担の軽減になるという面では、少し遠くへ今では沼津、三島、そちらへ勤めるのは大変なわけですが、今の2点がやはり改善されれば、伊豆市からも十分楽な時間の範囲で通勤できるなど。それも、ひとつ人口増につながっていくことではないか。

それで、もう一つが、やはり国や地方自治体が大変未婚問題を、市長も危機関連の中で結婚促進言っているわけですが、これは政治的な部分ではなくても、個人の家としても世継ぎがないということは非常に重要な問題で、私どものほうにも大変多くあります。しかし、その家庭は、やはり後継者に嫁がない。では、どうして我が家を守っていくんだと。では、外へ出た子供、またその孫を何とかうちへ入れてこの家を継がせなければならないとか、それも不可能な家は他人を入れてまでもこの家を守らなければならないと、それこそ真剣に考えていると思いますよね。ですから、やはりそういったことが功を奏していいほうに結果が出たときには、1世帯が子供を育てることができなかった家でも、次の代には子育てが始まると。いわゆるそういったようなことを期待も込めて、そういった今言った2つのことがやはりうまく成し遂げられたときには、決して伊豆市がこのまま子供が減り続けるとか、人口が減り続けるというようなことは、そういったものが好転する条件には、やはり市の政策においてもやはり子育て支援が十分行き届いているといったものが背景になれば無理だと思いますが、私は十分可能だというふうに展望は思っております。

その辺のところ、私の展望に対してまた市長何かご意見があったらお伺いをしたいと思います。

それから、2番目の通学費の件ですが、通学費の無料化はもう非常に結構だと思います。今でもバスが来ていても、例えば2人の子供をバスで通わせるそのバス代を考えたら、親が大変であっても、親が送迎したのがよっぽど金銭的に楽だということで送り迎えをしている。ですから、なおさらバスに乗らないという、そういったものが生じていると思いますが、そういう面ではぜひ無料化はやっていただきたいと思うわけですが、通告の中で冒頭申し上げましたが、バスの行っていない地域に対してどういうフォローをするか。また、行っても本数が非常に少なく、それに乗りおくれたときには、今ある小学校の場合でしたら近いですから、何とか飛んでいっても何かそういうことができるわけですが、それが8キロ、7キロ離れたところに住んでいる小学生の子供たちがそのバスに乗りおくれたときに、ではもう両親は共稼ぎで、家へ電話しても家にはいないと。いつもちゃんとそのバスに乗れるという、そういうやっぱり保障もなかなか、生身ですからね、ない。そういうもろもろのいろいろな不安材料というのが私の住んでいるような地域では起こってきますよ、これから。だから、そういったところの説明もまだ何ら地域に対してもされていないということで、その辺のところの対策をどう考えているのかお伺いします。

次に、教育長にお伺いしますが、再編計画でうたわれているデメリットに、小規模学級では競争原理が働かずに学力が伸びないとか、人間関係が、先ほど教育長が申しましたような人間関係で社会性が身につかないというものがデメリットで掲げられてあるわけですが、だけれども、そういったものは、ある一定のところまではやはり創意工夫で補う方法は十分あるのではないかと。私は教育関係全く素人ですから、これは教育長に伺うところですが、例えば伊豆市全体の学校で学年別に年に数回の共通のテストを実施し、例えば修善寺小学校の

6年生の何のだれべえはいつも修善寺小学校の6年で1番だったけれども、伊豆市全体でやったら5番になっちゃったと。井の中の蛙だったなど。もっと頑張らなければしょうがないなというようなプラスの面も出てくると思いますし、また体育祭であるとか文化祭、その他の行事におきまして、これは一緒にやったほうがいろいろな面で効果があるなというような行事は伊豆市全体の学校行事にしていくとか、いろいろなやはり創意工夫で教育委員会の掲げているデメリットというのは克服できるところがあるではないかと、そういうふうを考えるわけです。

そこで、デメリットもうたってあるわけですが、デメリットは、この統合によって少人数でうたわれているデメリットがそのまま残せるかということ、少し難しいのではないかなと。それには、やはり1つの学級に2人先生をつけるとか、そしてきめ細かい教育をするとか、そういったことでもしていけないと少人数のメリットというのは生かされていかない、そんな気がしますけれども、そのあたりを教育の専門家である教育長に質問をいたします。お願いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

初めに、市長。

市長（菊地 豊君） 1点目の人口増を含む伊豆市の将来をどう見ているかということでございますけれども、皆さんの中には既に伊豆市になる前に町会議員をされた方もいらっしゃると思いますけれども、別にその皆さんはさぼってきたわけではない。旧町でもそれぞれがまちづくりとか町の活性化をずっと頑張ってきて、しかしながら、今伊豆の国の半分も生まれていないという状況があるわけですね。私は、伊豆の将来に決して悲観はしていませんけれども、そんな簡単にできるものではないだろうとも思っているわけです。したがって、ありとあらゆる施策を集中をして、集中するために、広く負担いただくところは負担をいただきたい。それは、大変耳ざわりのいい、皆さんに優しく、そして将来のためにもということ、耳ざわりはいいんですが、そういった中途半端なことをやっている、正直な話、今までの延長線上にしかないだろうと思う。ここは、やはり我慢をして、将来に向けてのところに集中をさせていきたい。そうすれば、必ず私は道は開けるだろうなというように考えているわけでございます。

2つ目の通学につきましては、これは議員まさにご指摘のとおり、現にバス路線があるにもかかわらず、バスが合わないからお母さんが送っているところ、中には幼稚園、小学生、下手すれば中学生と2回、3回送っているところもあるやに聞いておりますし、未確認情報ですけれども、ある小学校のある子供さんは、特定の曜日になると休む日が多い。どうもその日の朝お母さんの仕事がちょっと早いときがあるとか、そんなことも聞いたことがあるんですが、そういった親御さんの状況とか地域によって、子供さんの教育に影響がないようにしたいということなんですね。したがって、バス路線があるところは、バスの時間を今調整するように教育委員会のほうでご尽力いただいておりますし、バスがないところについて

はどのような形で足をつくっていく。一例で去年柿木で実験したようなコミュニティバスのなやり方で通学を支援できないだろうか。

そこまでやるのが親の責任だという主張も成立すると思うんですね。ただ、これは非常に申し上げにくいんですけども、伊豆市が今平均所得250万円切ったかな、ことは。そうすると、恐らく高校、大学ぐらいのお子さんになると、共稼ぎをしていただかなければきついのではないかという気がするんですね。そうすると、子供が高校に行ったから急にパートというわけにもいかないでしょうから、もちろん専業主婦を否定するものではないんですけども、働く意欲のある、あるいは働かざるを得ないお母さんの負担をなくして、そして少しでも地域で支えてお母さんが働けるような環境をつくるということも大切なことなんでしょうと思うんです。したがって、可能な限り通学の足というのは、一定の距離以上 3キロ以上ですか については、コミュニティバスか通学バスかはともかくとしても、行政で考えるべきなんでしょう。そのときに、今一部の方から幼稚園、保育園はどうなるんだということもあるんですが、私は可能であれば、保育園、幼稚園のちっちゃなお子さんもお姉ちゃん、お兄ちゃんと一緒にバスにみんな乗っていくというのも1つのあり方かなという考えがしております。

いずれにしても、通学の負担及び通学送り迎えの手間について、地域によって差がつかないように、これから丁寧に対応策を検討したいと考えております。

議長（飯田宣夫君） 教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 再編計画の中にも乗っけましたけれども、メリット、デメリットというような区分けをいたしましたけれども、今度の再編計画の中で考えたのは、全く今の状況が悪いということだけではないということは教育委員の中でも随分出ましたし、統合、再編成したほうがより子供たちのためになるだろうという比較のような形で出しているわけです。例えば、ご指摘のあった学力、あるいは統一テスト等の問題は、必ずしも小規模校の事例が全部悪いということではないように思いました。何度も先ほどの答弁でもお話ししたように、やっぱり人間関係の序列化だとか固定化だとか、友達同士で切磋琢磨するだとか、あるいは友達を多く見つけるとかというような、そういう部分でよりよい環境をとるように考えています。したがって、今は全く悪で、一緒になれば物すごくよくなるというというものでは決してないわけで、よりよいというところに重点を置いて考えています。現在も、八岳小、大東小で行き来をしてそれなりの工夫をしたり、運動会等でも小規模校でも工夫をしながらやっていることは事実でありまして、それをより少しでもいい環境にしていきたいというところをご理解いただければというふうに思います。

議長（飯田宣夫君） 三須議員。

19番（三須重治君） 少子化という部分は、伊豆市に限らず、冒頭の通告の中で申しているとおり、本当に日本国じゅういろいろな負の部分がぶつかり合った中で今の激しい少子化になっていると。それは、だれしも認識すると思うわけですよ。ですから、やはり国もこ

のままではしょうがないと。また、地方もしょうがないと。家庭においてもしょうがないと。いった心配が、何とかしなければというのがようやくここでそのスタートラインに立ったのかなという気がするわけですよね。

だから、そのときにやはり学校の持つ意味というのが、これ教育的見地という、子供に対してという、それを第一義に考えるということだと、ほかのもろもろのものは多少のデメリットがあってもみんな目をつぶっちゃうよという乱暴な話になるわけですが、学校というのはそういうものではなからうと思うわけです。やはり、特に若い人たちが家を建てるときに、学校が近くにあるというのは1つの条件になりますよね。だから、私ら紙谷というのは、終戦後40戸ぐらいの戸数だったんです。それが、今70戸になっている。それで、修善寺小学校を地元を持っている中里というのは4倍ぐらいの世帯数がふえていますよね。いわゆるそういう学校が近くなる、子育てしやすいというものは、やはりその土地を選んだ人たちの条件の中に入っていると、私はそういうふうに思っております。事実、若い人たちが、やはり今でも市街化区域になっておりますので、小学校の前あたりに若い人たちが家を今でも建ててくれていますが、そういうものが、やはり学校がなくなることによって、若い人たちが住む土地選びの選択肢にならない。私そういう懸念もするわけですが、そういう懸念というのは市長はお持ちではないか伺います。

それから、教育長に対してですが、いろいろ答弁聞いたわけですが、では実例として、今12校の小学校、あるいは中学校で、小規模のためにこういった子供たちに悪い影響が出ているという、そういう事例があったらお示しを願いたいと。お願いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 私が非常に今懸念しているのは、市内の学校再編をめぐる対立構造が、地域を守りたいという地域の人たちと、自分の子供にいい教育を与えたいという親御さんの間で、決して表面立った対立になっているわけではありませんけれども、これは両方とも、特に親御さんは言えないんですね。地域が一生懸命学校を守ろう、守ろうとしている中で、自分は子供のことを考えて統合のほうを進めたいということと言えないというような立場の方が非常に多い。その中で、社会的な対立構造に絶対に持っていきたくないということで、先ほどから教育のあり方について、最適な教育とは何かについてという視点で議論をお願いしているわけです。

確かに、今定住化プロジェクトをやっているわけですから、市外から世帯の誘致というのは当然視野にしているわけです。したがって、学校があれば、その周辺のほうが世帯は来やすい。それは、そのとおりです。ただ、私は、それによって、今伊豆市に生まれ、今伊豆の学校に行っている子供たちを犠牲にしたくないということを申し上げているわけです。それは、私も狩野小学校が1クラスでしたけれども、あのころの30人1クラスと今の20人1クラスでは兄弟の構造も違うし、地域の性格も違うし、昔も1クラス、今は1クラス、同じで

はないかということにはならない。これは、いろいろなところで親御さんとか先生方から聞いている話ですし、したがって、こっちを小さい学校でできるからそのまま、しかもそうすれば人がふえるではないかということではなくて、今伊豆の中で一番いい学校をつくろうとしたらどういうものになりますかという視点でぜひ議論をいただきたいと思っているわけです。

議長（飯田宣夫君） 次に、教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 議員おっしゃるとおり、我々考えたのは、今の子供たちによりよい環境をとというところで議論はずっとしてまいりました。だからこそ、ああいう計画になったように思っているわけですが、事例になるかどうかわかりませんが、つい最近、小学校で2校で運動会がありまして、教育委員さんに両方を見ていただいて今度の教育委員会で少し話題にしようと思って、4人の方には見て、それ今度の教育委員会で話し合いをしようとは思っています。どういう話し合い、感想を持つかわかりませんが、1つは大変小さい学校、もう一つは伊豆市内では大きい学校の運動会を見て、ちょうど同じ日にあったものですから、そういう事例はありました。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

三須議員。

19番（三須重治君） 私は、今まであえて市長には全体的な中での教育を含めた人口増であるとかそういった少子化、そういったものを含めた中で質問してきました。教育長には、教育現場の長としての専門的な形で質問はしてきたわけですが、やはり結論としましては学校、私も、今市長がちょっと地域を守りたい地域住民と、子供を持つ親との地域戦争と言いましたが、決して今子供がいない家庭も、いつかは学校に子や孫を送り出す家庭になるわけですね。ですから、必ずしも子供がいないからといって、そういう市長の心配するような子供のいないことを前提にした発言にはならないと。やはり、学校というのは、その家にとってはいつ学校へその家から通うかわからないわけですから、だから、そういう心配自分にはしていませんが。

ただ、いずれにしても、学校によってそれぞれ事情が違ふと思いますね、人数も違ふし。ですから、今教育長のほうからもはっきりした教育的な見地のデメリットという現実のデメリット、具体的なものを示されておられません。年数をここで統一の年数を切られちゃうというのは、みんなでそれまで一生懸命考えてくださいよという1つの目安だろうというような受けとめ方をして、ぜひ住民あつての市政ですし、その辺のところを行政主導でやらなければならないことも幾つかそれはあると思いますが、この件に関してはやはり市民の考え方が優先していくべきだと。これから伊豆市にとってもこれほど大きな政策課題が幾つ出てくるかといえ、そうそうあるものではないほどの大きな政策転換だと思しますので、慎重にお願いしたいことをお願いしまして、質問を終わります。

議長（飯田宣夫君） これで三須重治議員の質問を終了します。

杉 山 誠 君

議長（飯田宣夫君） 次に、7番、杉山誠議員。

〔7番 杉山 誠君登壇〕

7番（杉山 誠君） 7番、杉山誠です。

通告に従い一般質問をさせていただきます。

初めに、情報通信基盤整備について伺います。

パソコンの普及により、家庭や企業における情報収集や発信の手段としてインターネットが広く活用されるようになり、その役割は大きなものがあります。また、2011年7月には地上デジタルテレビ放送に完全移行されますが、市内中山間地域における情報通信網は整備がおくれており、ブロードバンド未整備地域や地上デジタル放送の難視聴地域も多くあります。今や企業活動に欠かせないインターネットの利用や災害情報、あるいは暮らしに役立つ情報番組、そして字幕放送や音声での解説放送など、高齢者や障害のある人にも配慮したサービスが提供される地上デジタル放送は、多くの市民に公平に享受できるよう自治体の努力が求められます。光ケーブルなどの情報通信基盤整備、そして高齢者や障害者等特別にサポートが必要な世帯への支援など、市長の所見を伺います。

次に、がん検診受診率の向上について伺います。

がんは、日本人の死因の第1位であり、今や2人に1人ががんになり、3人に1人はがんで死ぬ時代です。早期発見、早期治療が大切なことは言うまでもありませんが、がん検診の受診率は非常に低いとされています。当市の現状と対策についてお答えください。

3番目に、レジ袋削減の取り組みについて伺います。

地球温暖化防止の取り組みの一環として、レジ袋の削減が全国的な広がりを見せています。当市でも7月1日から、市内のスーパー2店と連携してレジ袋の有料化に取り組むとのことですが、今後さらにレジ袋の削減を進めていくために、どのような施策を計画しているのでしょうか。

最後に、スクール・ニューディール構想への取り組みについて、教育長に伺います。

国の2009年度の補正予算案に、学校施設における耐震、エコ、ICT化を抜本拡大するための国庫補助金4,881億円と、地方向け臨時交付金6,300億円が計上されました。経済危機対策として、地方負担を極力少なくした予算です。耐震性のない校舎、体育館の耐震化や、太陽光発電等の自然エネルギーの利用を初めとしたエコ改修の抜本拡大、そして最先端のICT機器、校内LAN等を駆使してわかりやすい授業を実現するための施設整備に活用できます。特に、デジタルテレビは、42インチ以上のものが本年に限り地方負担なしで導入できるとされており、さらに、50インチ以上のテレビは、電子黒板としての機能を後づけすることも可能です。財政の厳しい中で、このチャンスを有効に活用してはいかがでしょうか。

以上です。

議長（飯田宣夫君） ただいまの杉山議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 杉山議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、地デジに関しまして、既にどのような方法で聴視できるようになるかというのはご存じだと思いますが、中で一番難しい問題は、多額の改修費用が必要とされる共同の受信施設で受信する場合だと考えています。この場合、国からの補助金が、デジタル放送を見るための最小限の施設改修費に対して2分の1が補助され、その残りについてはNHKの補助制度もあり、NHKの負担が1軒当たり10万円を超えない部分で補助が出され、その範囲内ということであれば、1軒の負担は7,000円ということになります。ただし、これは最終的な負担額でございまして、まずは市民の皆さん自身で一たん支払っていただくことが必要になります。そこで、一部の方から、どうせ国から補助されるのであるから、当面の資金を貸し付けてもらえないかというご相談、ご要望も私の耳には入っています。市としてどのようなことができるのか、これから検討をさせていただきたいと思います。

さらに、現在共聴施設で困っているのは、どの施設も老朽化が激しく、ケーブル等を新たなものにしたいと考え、そのほうの金額がかさむ上に補助対象に入っていないというようなことが大きな問題になっていると認識をしております。

次に、高齢者や障害者等、特にサポートが必要な世帯への支援ですが、国ではデジタルの必要性や対応方法等について、きめ細やかな説明、働きかけを行うために、テレビ受信者支援センターを設置しました。来年の2月から3月にかけて、伊豆市においても説明会が予定されています。説明会への参加が無理な方に対しては、国は個別の訪問を検討しているようでございます。また、経済的に困窮度が高い世帯に対しては、デジタル放送を視聴するために新たに必要となる最低限度の機器の無償給付等を行うようでございます。

いずれにしても、地デジへの移行は国策であり、まずは国がさらなる対策を講じるべきであると考え、その動向に注目したいと考えています。

2点目の光ケーブルなどの情報通信基盤整備についてですが、伊豆市では国の方針であるブロードバンド整備の当面の目標であるADSLについては市内全域で利用が可能になっています。伊豆市内において光ファイバー網の整備は、ケーブルテレビ会社による光インターネットサービスが修善寺の駅前地区、柏久保地区、横瀬地区及び小立野地区を中心とする中心市街地で実施段階となっています。

光ファイバーの整備は、基本的には電気通信事業者による取り組みを期待するものでありますが、採算性等の観点から、今後も整備が見込まれない地域においては、インターネットによる行政情報の提供を初め、地域の既存産業の経営の効率化や新たな企業誘致、地場製品の販路拡大等、幅広い分野で整備済み地域との格差が発生する可能性が出てございます。こういった地域間格差をなくすためにも、高速のインターネット網の整備が行われるように、

引き続き県と国に対して粘り強く要望してまいりたいと思います。

3つ目のがん検診受診率の向上について、まず検診の方法は、胃、大腸、肺がん検診は公民館等での集団検診、また乳がん、子宮がん検診は集団検診と医療機関での個別検診で実施しており、受診しやすいように土曜日の検診も行っています。検診の対象者ですが、健康増進法に定められた年齢を基本にしていますが、市では独自の施策として、胃がん及び乳がん検診については従来からこの対象年齢を引き下げています。胃がんであれば、40歳が規準のところを35歳、乳がん検診の場合には40歳のところを30歳からというように実施をしています。

また、平成20年度の受診率ですが、肺がん検診は30%、胃がん検診は18.4%、子宮頸部がん検診については28.9%、乳がん検診が32.1%、大腸がん検診は25.9%で、それぞれ受診率は低下の傾向にあります。

さて、このような状況下における向上策についてですが、がん検診はがんの予防及び早期発見のために大変重要でありますので、この受診率の向上に向けた予防のための講演会の開催や、市の広報紙、あるいはホームページへの掲載等、さらには保健委員さんにご協力をいただくなど、検診の必要性について、あらゆる場と機会を通じ積極的に受診の勧奨や普及啓発活動に努めてまいりたいと思います。人の命にかかわることですので、市として伊豆市がやっている施策のPRの強化に努めたいと考えております。

3点目のレジ袋削減の取り組みについて、平成20年9月1日、伊豆市廃棄物減量等推進審議会より、今後のごみ減量施策のあり方 「(ごみ有料化)」ということなのですが、
について答申がありました。その中で、有料化という手法だけに頼るのではなく、他の各種施策を効果的に講じていくことが重要であると指摘をされています。これに基づいてレジ袋排出削減について審議をしていただき、実施に向けて市内各店舗の意向を確認をさせていただきました。

実施に当たっては、これは伊豆の国市、函南町と2市1町という共同歩調の中で協力いただける店舗から順次行うこととし、同事業の普及推進のため、商工会へも協力要請を行ったところでございます。伊豆市においては、キミサワ修善寺店とスーパーカドイケ中伊豆店の2社が平成21年7月1日より実施する運びとなりました。ただし、実際にいろいろなところから伺ったところでは、私が想定していなかったレジ袋を出さないことによる弊害が問題が生じているようでございまして、より小規模店で実行が可能かどうか、少し動向を見てまいりたいと思います。

いずれとしましても、環境問題に対応するためには、今後協力店がふえることを期待していますが、そのために市が研究し、調査できることについては着実に進めてまいりたいと思います。

議長(飯田宣夫君) 次に、教育長。

〔教育長 遠藤浩三郎君登壇〕

教育長（遠藤浩三郎君） スクール・ニューディール構想への取り組みについてお答えをいたします。

国の経済危機対策に盛り込まれましたスクール・ニューディール構想は、学校施設における耐震化、エコ化、ICT化など一体的に実施するもので、伊豆市といたしましても、このスクール・ニューディール構想にて対応できる事業を検討をいたしました。学校ICT環境整備事業として、市内の小中学校で現在活用していますアナログテレビについて、議員ご指摘の50インチのデジタルテレビにかえていくということで対応していきたいというぐあいに考えております。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

杉山議員。

7番（杉山 誠君） 再質問させていただきます。

基本的には、ブロードバンドサービス、あるいは地デジ、これは国策で、国の施策を求めていくという姿勢を伺いましたけれども、やはりそれは事業者にとっての立場でございまして、やはり行政としては、市民の立場から見ると、市民の中でそれが享受されないようなことがないようにしていく務めがあるのではないかと私は思います。

そういった意味で、地デジの受信説明会であるとか、あるいは共聴設備の整備であるとか、そういったことに対してよりきめ細やかなサポートを行政としても取り組むことができないかということで質問させていただきましたけれども、例えば高齢者や障害者への働きかけとかサポート事業、これは総務省では市長が答弁されましたように、テレビ受信者支援センター、デジサポと言うそうでございますけれども、そこでこの働きかけを行っていくということで、より手厚い支援が必要と考えられる高齢者や障害者に対してのその必要性や対応方法等についてきめ細かい説明、働きかけを行っていくため、高齢者、障害者への働きかけサポート事業として、全国で高齢者等を対象に説明会や戸別訪問による説明の実施を予定しているとあります。このことに関しては、もう既に都会では始まっているようなんですけれども、伊豆市でこれが行われるようになると、当然どうぞそちらでやってくださいというわけではなくて、やっぱり行政としても一緒にこれに働きかけを手伝っていくというか、より住民の立場に立ってその事業に協力をしていかなければいけないのではないかと思うんですけれども、その辺の計画というのは、具体的には行政としては対応を考えておられるのでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） これは、伊豆のような非常に人口規模が小さい、そして面積が広い地方にある意味宿命的な不利点でございまして、先般総務省の担当の課長に話を伺いますと、地方ではもうこれ以上ないほどやっていますという感覚なんです。それが、一たん中部、名古屋におりる。ここで十分おりているかどうか。それから、今度は県に行く。そして、県

の担当者と総務省の中枢部で、それが必ずしも意思が合致していない。そして、それが私たちはそこと交渉するわけですね。そうすると、その例えば地デジに対する支援策だけではなく、ここでもう一つの伊豆地域の問題になっている東京の放送を再放送で見れないか。もう政府のほうでは、こんなのはオーケーなんだからオーケーなんだと。ところが、こちらに来るといろいろな力関係があるわけですね。事業者同士の力関係、県の顔色、あるいは国の顔色。それで、霞ヶ関では想定していないようなことというのがここでは起こっているわけです。

ですから、その情報と環境整備のやりとりが、相当伊豆の市役所と、あるいは伊豆の市民と担当の総務省の担当課の間で距離があるということを感じたんですが、その中で地デジをどうやって見るかというのは、同じような伊豆半島の中でも清水町とか三島なんかでは、特に裾野なんかでは全く考えていないわけですね。エアでも入るし、光ケーブルも既にあるので、もうみんな市民の選択だけだと。こちらは今度エアというか、要するに電波でも入らないところがあるし、光ケーブルは何もないわけですから、今から全部やらなければいけない。そうすると、そこは市民が苦労しているんだから市がやれとなると、物すごい投資経費がかかってしまう。それが、本当にさっきの光ケーブルとの関係もあって、将来の企業誘致とか市の産業の振興につながるのであれば何億円かけるということもいいのかもしいけれども、今全く国策が見えていない中で市が巨額の投資をすることについては相当ちゅうちょしております。したがって、もう少ししっかりとした国と県の動向を見据えた上で、いつかはちょっと明言できませんけれども、もうこれ以上は耐え切れないというときに、市としての最後にやるべき行政的責務を果たしていくべきだろうと考えているところです。

議長（飯田宣夫君） 杉山議員。

7番（杉山 誠君） まさに、伊豆市としてそういう状況はわかるんですけども、逆に市民の立場からいいますと、伊豆市のような広範な地域、交通網の便利のよくない地域、そこで暮らす人々にとっては、このような情報通信というのは非常に便利というか、今や農業でもインターネットを通じて販売をやりとりをしているような農業者もおられる。そのような地代に、これから伊豆市のような広い地域で生活を続けていくためにも、私はそういった情報通信網の整備が必要ではないかと思うわけです。

確かに、経費が非常にかかりますので、これを将来を見据えて投資効果というお話でしたけれども、そこにすべてをつぎ込んでしまっただけというわけではありませんけれども、ある程度できるものは、今回の臨時交付金にしてもかなりの額が出ていますので、やっぱりそのハンディを補う、市長は無駄には使わないということをはっきり明言されていましたが、決して伊豆市というハンディをカバーするために使えば無駄にはならないような気もいたしますけれども、その辺のところをどうお考えでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 先般、行政報告で申し上げました地域活性化経済対策交付金とは別に、

今地域活性化公共事業交付金というものも1兆4,000億円のほうが枠組みがあるということで、その中で光ファイバー整備をしたらどうかというようなご指摘もいただいております。これは、よく使い方がわからない。これも、さっき申し上げましたように、政府から末端まで情報が正しく伝わっていないということと、もう一つ、この技術はまさにまさに日進月歩でございます、私も確かに選挙公約の中にたしか光ケーブルの整備は入れたような気がするんですが、イー・モバイルだとか、あるいはきょうも実は市役所に、市長室の机の上に新しい資料があったんですが、電波で、有線は引かなくても、電波で75メガバイトという、もうほとんど伊豆市はそれで問題ないようなことを有線を引かずにできる可能性があるというようなことを技術動向を見てまいりますと、30億円かけて、そのうち20億円が市の負担、4分の1が県だから、十四、五億円。十四、五億円かけて交付金でやるということは、うまくやればできるような気もします。ただ、私も技術者ではなくてよくわからないんですが、光ファイバーを有線で架設をすると、10年おきぐらいに線のほとんど入れかえのような整備が必要だそうで、そうすると、10年後には30億円を市負担で整備するという、これは多分不可能なんだろうと思います。そうすると、今ことしできるからといって、ではそれで全部やるかという甚だ勇気の要るところで、したがって、先ほど申し上げましたように、本当に産業の活性化とか企業誘致に、それは有線のほうの光ケーブル整備が必要かということについて、今慎重に検討しているという状況でございます。

議長（飯田宣夫君） 杉山議員。

7番（杉山 誠君） 実情はよくわかりました。

総務省では、2010年度までにブロードバンドサービスが利用できない地域をなくすということで事業を進めております。伊豆市、全戸サービスが利用できると市長は答えられましたけれども、まだ現実にはサービスが利用できない地域ございます。そういうところもあるものですから、国の動向を見ながら市としても積極的に働きかけていっていただきたいと思えます。

次に、地デジのことなんですけれども、高齢者やサポートが必要な方たちに対する働きかけ、そして1つは受信障害対策というのがうたわれているんですけれども、果たして伊豆市の建物が高層でないもので、その受信障害があるかどうかということはわからないんですけれども、一応自治体の所有の建物を原因とする受信障害というものがあってはいけないということで、調査が依頼というか、調査をしている自治体が多いという話を伺っていますけれども、伊豆市の実情はいかがでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 総務部長のほうから答弁をさせますが。

議長（飯田宣夫君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） すいません。ちょっと私もここへ来ての担当部署だものですから、

また詳しく調べてお答えしたいと思っております。

議長（飯田宣夫君） 杉山議員。

7番（杉山 誠君） 地デジのことではこれで、最後に公共施設のデジタル化、市役所その他、また市営住宅、こちらのほうの整備はどのような計画でしょうか。

議長（飯田宣夫君） 答弁。

市長。

市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁をさせます。

議長（飯田宣夫君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） 公共施設の地デジも、地域的な条件で全く同じことでございます。情報ということであれば、公共施設はいわゆる光がすべてつながれているという状況でございますけれども、地デジ対応ということになりますと、やはりその地域、地域の問題を抱えているところと一緒にございます。

議長（飯田宣夫君） 杉山議員。

7番（杉山 誠君） それでは、次に移らせていただきます。

がん対策ですけれども、がん検診対策ですね。少し調べさせていただいたところでは、国の基準よりは手厚く検診を行っているということは確認させていただきました。ただ、この受診率を国のほうでは5割まで上げていきたいという、そういう施策でございます。

がんというのは、ご存じの方も多いかと思うんですけれども、肺がんはなかなか発見しにくい。さらに、見つかったときには症状がかなり進行していて手おくれになるケースも多いということなんですけれども、そのほかのがんについては、比較的今は発見する方法もいろいろ簡単に発見できる方法もあるそうでした。早期発見をすれば今やがんというのは治る病気であるということです。ただ、残念なことに、今現状では日本人の死因の第1位。そして、2人に1人が一生のうちのがんになる。また、3人に1人ががんで亡くなっている。

この現状があるわけですので、市民の健康を守っていくという立場から、検診をより積極的に大勢の方に受けていただくような施策が必要だと思うんですけれども、私ちょっといろいろ調べていく中で腑に落ちないというか、疑問に思った点があったんですけれども、市の予算、これ3月議会で本当はただすべきだったんですけれども、検診費用前年並みという説明を受けて、そのまま深く考慮しないで過ごしてしまったんですけれども、国ではがん検診に要する地方交付税を2008年度から2009年度は倍額に増額しているわけですよ。2008年度の649億円から1,298億円、これを増額しているわけなんですけれども、伊豆市の21年度予算を見ますと、検診事業の総額が、20年度が3,788万6,000円、そして21年度は3,284万9,000円。もろもろのがん検診の委託料を見ますと、例えば肺がん検診の委託料が236万8,000円から200万円。そのほかの検診でも、前立腺がんの検診委託が若干ふえているのですが、それ以外はみんな減額になっています。これは、検診率を上げれば当然受診者がふえるわけですので、その費用はかかるわけなんですけれども、この予算というのは検診率が下がることを

前提にした予算　今さらながら申しわけないんですけども　ということになってしま
うような感覚を受けるんですけども、このことについてどうお考えでしょうか。

議長（飯田宣夫君）　答弁願います。

市長。

市長（菊地　豊君）　健康福祉部長から答弁をさせます。

議長（飯田宣夫君）　健康福祉部長。

健康福祉部長（鈴木俊博君）　議員ご指摘のとおりでございます。先ほど市長も申しまし
たとおり、検診率が低下してございます。その現実をとらまえて予算組みをさせていただ
いたところでございます。

なお、議員お話のありましたように、平成21年度よりこの検診率を上げようというふうな
ことの中で地方交付税も増加されておりますので、これらを受けた中で、次年度は受診率が
上がるように、先ほど市長も申しましたとおりPR等の強化をしまして、極端に言えばダイ
レクトメールをするなどして受診率を上げていきたいと思っております。したがって、
そのときには当然歳出予算も増加せざるを得ないのかなと思っております。

議長（飯田宣夫君）　杉山議員。

7番（杉山　誠君）　受診率が上がるように、いろいろなPRとか、それは当然やってい
ただかなければいけないんですけども、何も受診予算を下げてまでその計画を立てるとい
うのは、どうしてもやっぱり市の姿勢としてです。これは、受診率を上げようという姿勢とは
裏腹だと思しますので、これはやっぱり受診率が上がることを前提にした予算を組んでい
ただきたかったなということ今改めて思いますので、意見させていただきます。

あと、国の21年度の補正で、女性のがん検診が今度子宮頸がんと乳がん検診が無料クー
ポン券が配付されるようになるということですけども、市のほうにはまだその通知は来たば
かりではないかと思うんですけども、これはもう既に補正予算が成立し次第実行に移され
てよいものですので、まず検診台帳とかの作成は既に進めてもいいわけなんですけれど
も、その辺の取り組みはいかがでしょうか。

議長（飯田宣夫君）　答弁願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（鈴木俊博君）　ただいま議員がおっしゃりました件ですが、まだ当方には情
報が入ってきてございません。したがって、情報が入り次第、早急に取り組んでまいり
たいと思っております。

議長（飯田宣夫君）　杉山議員。

7番（杉山　誠君）　ちょっと情報が入ってきていないというお答えは、実は職員が研修に
行ったというお話を伺っていますので、ちょっと部長、認識不足だと思われるので、ぜひ
これはしっかり取り組んでいただきたいと思います。

それと、具体的なことに移りますけれども、情報がまだ不十分だということを前提にして、

やっぱりこれも受診率、特に子宮頸がんは罹患者が低年齢化しているということで、20代から病気になる、がんにかかる女性の方がふえているということで、年間2,000人ぐらいの方が亡くなっているそうなんです。これは、早期発見によってすぐ治すことはできますので、国としてもぜひこれは検診をしっかり受けていただけるようにということで無料クーポン券を発行するようになったんですけれども、今度そのより受けやすいようにということで、休日、早朝、夜間における検診の実施とか、特定検診健康診査とほかの検診と同時実施とか、マンモグラフィー車の活用は市では行われるようなんですけれども、対象者の利便性に十分配慮することということを打ち出されているんですけれども、これはほかのがん検診も言えることだと思うんです。検診を受けていただけるようにということのPRを一生懸命されることは結構なんですけれども、より受けやすい体制、これを整えていくことも必要だと思います。やはり、若い方今本当に生活が楽ではありませんので、共働きの方も多い。そんな中で、会社でしたら社会保険で受けられるかもしれないですけれども、パートの方なんか、仕事を休んでまでも検診を受けにくい気にならないというか、そういう声も多く聞きますので、より検診を受けやすい、この体制づくりを進めていただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） ちょっと私も今具体的にすぐという施策を思いつかないんですが、姿勢としては、がんに限らずやはり予防が、あるいは検診での早期発見が結果としても市民の利益にもつながると思いますので、ご指摘のものも含めて、早急に担当のほうで検討させていただきたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 杉山議員。

7番（杉山 誠君） とにかく、がんに限らず病気は早期発見で非常に軽く済みますし、医療費の抑制にもなりますので、市民の健康をぜひ守る取り組みをこれからも進めていっていただきたいと思います。

次に、レジ袋の削減ですけれども、7月1日から実施してくださるスーパーさんがあるということなんですけれども、このレジ袋の削減、有料化に限らずいろいろな手法があるということなんですけれども、基本的に伊豆市としては市が主体となってこれを働きかけていくのか、いろいろな方法が全国であるんですけれども、市民運動から始まったということもありますし、業者さんがまず先導して始めたということもあります。伊豆市の場合は、行政が主導でこれは働きかけをしているわけでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） もしその手続の詳細についてお伺いでしたら、担当の部長から答えさせますけれども、私もこれ実はご報告を受けて意外に思ったんですが、いいことだと思ったんですね。全市民は賛同の声を上げるだろうと思ったら、行ってレジ袋を出さないと怒られたり、あるいは先行的にやったところでは、こういうことがあるのかなと思うんですが、持

ち込みのバッグで万引きが発生したりというようなことで、ちょっと私が想定していないような問題が起こっているようです。したがって、なかなか事業者の皆さんからぜひみんなが進めましょうという声は実は起こっていないように聞いています。

それから、やるのであれば全部一斉に、条例にするわけではありませんけれども、市内全域でということもやり方としてはあるのかもしれませんが、現時点では協賛いただくところからやっていただくしか現実的なやり方はないのではないかと。ちょっと行政が強制はしないまでもお願いはしますけれども、ちょっと全店一斉にというのは難しいような印象を得ております。したがって、その目的と、それからやり方、あるいは先行して実施して下さっている店の状況なんかを踏まえた上で丁寧に広めていただくようお願いをすることを今は考えています。

議長（飯田宣夫君） 杉山議員。

7番（杉山 誠君） 市長がおっしゃられたとおり、レジ袋を有料化したところで客足が減ったという話も伺っています。ですから、これは本当に市民意識の向上というのが大事だなと思うわけです。

これが成功している例として事例が出されているんですけども、県内では掛川市というところがありまして、そこでは消費者協会が独自でマイバッグ持参を奨励して、事業者と消費者が一体となった運動を進めてきたということで、今本当に全国でもこの事例が十幾つか出ているんですけども、その中で取り上げられていますように、非常に成功しているということです。

これは、やはり本当に市民意識の高まりをしていかなないとなかなか、実際に自分たちが自分の身になってみるとわかるんですけども、特に男性はエコバッグを持って歩くということとはしませんよね。ですから、突然袋が有料ですならしいんですけども、出しませんと言われたときには戸惑ってしまいますけれども、やはりこういう市民からの盛り上がりも大事だと思いますので、このごみの有料化に対するアンケートですが、その中でごみの減量化ということでアンケートがあった中で、レジ袋の削減に対する意見が幾つかありましたので、それを読ませていただいたんですけども、エコバッグということで幾つかの意見で、これを自分で用意するのもいいけれども、市として市独自のエコバッグをつくって提供したらどうかというような意見が複数ありました。また、三島市のようにエコバッグのPRを市全体で推進していけば、市民全体の意識が高まると思います。エコバッグを常に携帯していますが、かごから袋に移す手間がなく、店員さんがきれいにに入れてくれるので、とても楽です。小さなことでも積み重ねは大きいと思います。エコバッグを使うよさを市民に伝えていくことが大事だと思いますというような意見も出されております。やはり、有料化にすれば、お金が欲しいからレジ袋を辞退するという考えではなくて、やはりごみの減量化、地球環境を守るというエコ化という立場から、市民運動として盛り上げていく必要も感じますので、そういった面から行政のほうでも盛り上げをしていったらいかと思うんですけども、どう

でしょうか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 掛川のレジ袋は民間主導でということだったんですが、あそこの前の市長さんも大変に実は環境問題ご熱心で、私も大変勉強するところたくさんあったんですけども、今回残念ながら落選してしまっただけですが、非常に頑張っている市長さん、私も尊敬する市長さんがなかなか市民の皆さんのご理解を得られないところがあって、ぜひ市民の皆さんにも自分のこととして、やはり主権者ですから、いろいろお考えいただければなと思うことが多々ございます。

それと同時に、ではそのレジへ持っていった自分のマイバッグに店員さんに入れることまでお願いするかとなると、それはやはりそのレジを通過したら、できれば消費者の皆さんに自分の袋に入れることは自分でお願いをできたほうがいいと思いますし、少なくとも店内でマイバッグを広げないような、そういったマナーについては、買われる方は大半大人の皆さんなので、余りそれを行政主導でぎちぎち言ってしまうと、小学校の遠足のお菓子のルール決めみたいなことまで市長が言うのかという話になって、基本的には私は考え方、基本的な考え方を皆さんに主張しご理解いただくことが行政がすべき範囲内ではないかなと思っています。ただ、全体としてごみの排出量を減らすということは、これは重要な行政の責務の一端だと思っておりますので、レジ袋に限らず、市行政及び市民の皆さんとの協力のもとで全体のごみの排出量を減らすということについては今まで以上に積極的にかつ強固に進めさせていきたいと考えています。

議長（飯田宣夫君） 杉山議員。

7番（杉山 誠君） もう1回いいですか、今の質問。

市長、ちょっと今のお考えちょっと認識が違うと思うんですけども、エコバッグは、私も家内と一緒に買い物に行ったとき、お客さんのを見ているんですけども、買い物をしたかごの中に、買い物をした商品と一緒にエコバッグを入れてレジへ渡すんです。エコバッグを広げて店の中を歩いている人はいません。ですから、やっぱりそういうマナーというのは、エコバッグを使うような人は心得ていると思います。やはり、そういうごみの減量化とかそういうのに熱心な人を見ていると、逆にそれに積極的でない意見を耳にすると、何か憤りを感じちゃうんですね。やはり、そうやって積極的に減量化、またそういうレジ袋の削減に取り組んでいる人の姿何人かかなり私も目にしていますので、そういう人たちを応援するような、そういうメッセージを市長からお寄せいただきたいと思いますんですけども、これは本当に悪いことではありませんので、強制というわけではありませんけれども、市民の皆さんが喜んで積極的に取り組んでいただけるような、そういうふうな方向でやっていただきたいと思います。

最後の学校ニューディールに移りますけれども、デジタルテレビを買いかえするというこ

とですけれども、今学校にはかなりの数のブラウン管テレビがあると思うんですけれども、これは今度の学校ニューディールでは、すべてのブラウン管テレビを交換してもいいということをやっているんですけれども、どのくらいの取りかえをするんでしょうか、伺います。
議長（飯田宣夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（間野孝一君） ただいまのご質問でございますけれども、具体的に数は明細ではございませんけれども、数十台の台数あたりを今計画をして進めていくという状況でございます。まだこれは教育委員会だけではなくて、この交付金につきましては市全体の予算にかかってくるものですから、ここで明確にお話何台だということはまだちょっと言い切れないところがございます。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 杉山議員。

7番（杉山 誠君） 今の学校ICT環境整備事業ですけれども、その整備事業から国庫補助2分の1、残りの2分の1は地域活性化の経済危機対策臨時交付金ということで自治体負担がゼロになるという組み合わせなんですので、当然その市長部局との調整が必要になってくると思うんですけれども、現実問題として、ブラウン管テレビは2011年の7月から使えなくなりますよね。その場合、残ったブラウン管テレビはどうするのでしょうか。チューナーを新たに取りつけるのでしょうか。チューナーは補助金が出ませんけれども、その辺どのようにお考えでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（間野孝一君） その辺につきましては、ちょっとまだ具体的にはあれなんですけれども、考えているところで、まだそこまではっていないんですけれども、台数等、役所の中で過日管財のほうを通して、公共施設に配置されているアナログテレビの台数、それに基づいてどういう電波の対応が、先ほど地デジの電波の関係が出ておりますけれども、そちらとの対応が現時点で地域で格差といいますか、対応方法が多少異なると思えますけれども、その辺も含めての対応になってくるかと思えます。

議長（飯田宣夫君） 杉山議員。

7番（杉山 誠君） これ早急に検討していただきたいと思えます。締め切りが実はきょうなんです。12日までと自分は情報を得たものですから、12日でも間に合うかとは思いますが、そうしないと、今使っているアナログテレビは廃棄処分になってしまいますか、あるいはチューナーを高いお金かけて買うことになります。チューナーをつけてデジタル放送が見れたとしても、それはただ画像音声を見たり聞いたりするだけで、双方向受信とかいろいろデジタルのメリットは利用できないということをお伺いしています。ですから、非常にもったいない。今なら自治体負担なし、これ本当に政府のほうでも緊急経済対策ということで、ぜひ学校にその予算を、今まで教育委員会の予算は余り本当に財政に遠慮して整備がさ

れていない面があるというのは全国でも共通しているものだそうで、伊豆市でも例外ではないと思いますけれども、これはやはり本当に最初で最後のチャンスということで、国のほうでもぜひ使っていただきたいということで制限は設けませんということで、1校当たり1,100万円予算を組んでおります。埼玉では1校当たり4,000万円使うような計画を出したそうです。そういうことで、ぜひもったいないですから、検討していただきたいと思います。

先ほどのデジタルテレビとかICT化のメリットなんですけれども、確かに教員の方に先端技術を覚えていただくというのは非常な負担になるということは伺っております。教員の人数も少ない中で、これ以上の負担はという声もあります。それも理解できます。ただ、伊豆市の子供たちのことを考えた場合に、できればできるだけのこととしてはあげていただきたいという思いが強くなります。

といいますのは、これ世界各国のICT環境の整備状況というデータがあるんですけれども、コンピューター1台当たりの児童生徒数が、日本では全体で1台当たり7人、アメリカでは3.8人、イギリスでは3.6人、韓国では5.1人。校内LANの整備率が、日本では全体で62.5%、アメリカでは94%、イギリスでは92%、韓国では100%。高速インターネットの接続率が、日本では51.8%、アメリカでは97%ということで、またイギリス、韓国ではともに99%。

これは、何を意味するかというと、やはりこういう最先端技術を学ぶということは、国際化の時代、これだけの人材を育てるわけですので、またもう一つは、子供というのはこういう先端技術に対してすごい興味を示すそうです。ですから、非常にのみ込みも早い。むしろ大人よりも早いということもあるということは常々感じております。ですので、こういった市長は本当に教育環境を地域によって差別をつけないようにしたいということ。伊豆市内では確かにそれはできるかもしれないですけれども、国際人として考えた場合に、やはり国策として今度の緊急経済対策で全学校にこれを整備したいということを国で打ち出してきたわけですので、伊豆市としてもできる限りのことはしてあげていただきたいと思うんですけれども、それはきょう残念ながら市長に答弁通告を出してありませんので、教育委員会のほうから強く要望していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（間野孝一君） まず、第1点、一番最初にお話がありましたきょうまでが期間ですよというその話は私のほうも承知しておりまして、最初にお答えした数十台という台数の中でとりあえずといいますか、そういう言い方すると語弊がありますが、申請計画書のほうを上げさせていただいております。これは、きょうまでの締め切りを承知しておりましたので、先週のうちに県のほうへとメールで送信してございます。

それから、ただいまありましたその件につきましては、市長部局のほうへとよく相談をして進めていきたいと思っておりますので、以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） 正直、情報が錯綜しているといえますか、部分がございまして、今回いわゆる国の補正で上げましたのは経済危機対策臨時交付金というものでございまして、これが市長言いました市の財政力等を勘案した中で、枠組みの中で伊豆市として5億円有余の交付金としての枠があるというものでございます。今言いましたそれは、基本的にはいわゆるそういうエコ化というのが1つの使い道の方策の1つとしてございますけれども、いわゆる地方単独事業であれば、基本的にはその裏を見ていいですよということがございます。その中に、教育部門でのいわゆる交付金の充当事業可能メニューという形であるわけございまして、これは1つはそういう教育部門で来るメニューもございまして。それから、総務省ベースですと、いわゆる光ファイバー網の整備、こういうものに取り組む場合にはこれも重点的に見ましようよというふうにいるいろいろなメニューがある。それから、全くメニューのないものは単独で行うことができるというものでございまして、これらはいわゆる予算が通りましたので、今月中にある程度の市としてのヒアリングといえますか、事業メニューを出していく中でこれから詰めていくということでございます。当然、予算でございますので、市長が言いましたように、状況によっては補正予算、臨時議会という形で、補正予算の場で皆さん方にその事業等についてたたいていただくという形でございますので、それぞれ補助裏というような形で、いわゆる教育委員会関係、総務省関係、別メニューで動いている分もございましてけれども、基本的な流れの中は、先ほど言いましたように、経済危機対策臨時交付金の大きな枠の中で、まだこれの事業メニューについては市として今検討中であるということでご理解いただきたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 杉山議員。

7番（杉山 誠君） 最後に、この経済危機対策というのは非常に期間限定で締め切りも迫られているということで、いろいろせかされるわけですがけれども、私も短い時間でまだ十分調べ切れなかったんですけれども、こういうことを検討をし過ぎると手おくれになってしまいますので、ぜひ早い判断で的確な判断をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（飯田宣夫君） これで杉山誠議員の質問を終了します。

ここで休憩をしたいと思います。14時30分まで休憩します。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時29分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

室 野 英 子 君

議長（飯田宣夫君） 次に、15番、室野英子議員。

〔15番 室野英子君登壇〕

15番（室野英子君） 通告に従い発言をいたします。

議席番号15番、室野英子。

高齢者の暮らしやすいまちであるためにできることは。

伊豆市の高齢化率は年々上がっています。総人口のうち65歳以上の高齢者の占める割合が、本年4月1日現在29.66%となっています。その中で注目しなければならないのは、高齢者のひとり暮らしの世帯、また高齢者のみで暮らしている世帯がとても多いということです。伊豆市が掲げている「心地良い故郷」として、高齢者の皆さんが暮らしやすい伊豆市であるかということです。具体的にお尋ねします。

（1）現在は自立して1人で暮らす方、高齢者のみの家庭で暮らしに不便なことが起きたとき、例えば買い物に行けなくなったなどという日常的な不便なとき、どうしたらいいと思われませんか。

（2）子育て支援としてファミリーサポートセンターが伊豆市にはあります。昨年、年間のくらい市から経費が出ていますか。

以上です。

議長（飯田宣夫君） ただいまの室野議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） ご質問にお答え申し上げます。

市では、すべての高齢者が住みなれた地域で健康で生き生きと安心して暮らせるまちづくりを進めるために、高齢者保健福祉計画というものを作成して支援を行っております。この中では、買い物や食事の指導など、日常生活や家事に対する支援や指導を行う生活管理指導員派遣事業や、栄養バランスのとれた食事を届け、あわせて安否確認を行う食の自立支援事業、また急病などの緊急時に簡単な操作で通報ができる緊急通報システム設置事業などがあり、必要に応じこれを利用することができます。その他にも、地域包括支援センターや在宅介護支援センターがありますので、ご利用くださいというのが事務的な答弁なのですが、私は、自分が帰ってくるまで30年間母親にひとり暮らしを強いてまいりまして、それを見ておりますと、やはり地域の皆さんに救われてきたなという思いを強くしております。当然、行政としての責任は放棄するものではありませんけれども、地域での支え合いが何より大切なのではないかと改めてご質問を伺って感じた次第でございます。

ファミリーサポートセンターの経費につきましては、平成18年度に開設して、子育てを応援したい人と応援してほしい人が会員になり、育児の援助活動が行われています。現在の会員登録は107名で、平成20年度の利用実績は40件ということでございました。市からは会員の保険料2万7,960円を支出しております。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

室野議員。

15番（室野英子君） 再質問をします。

最近、お一人様という言葉をよく聞きます。このお一人様の老後についての本も次々に出版されています。私も、そのお一人様の端くれの1人として大に関心がありまして、興味深くそれらの本を読んでおります。その中でわかったことがあります。高齢者のひとり暮らしというのは、また高齢者だけの暮らしというのは、健康な働き盛りの世代には予想もできないようなことが突然起きてくるということです。日々の健康上の不安があり、将来の人生への不安があり、子供や家族の世話、また認知症や寝たきりになったらどうしようかという不安など、また死後の不安など、本当に高齢者は不安だらけの中で日々を暮らしているというのが実情だと思います。

緊急のときには、市では市長さんが先ほどおっしゃったような通報システムとかそういうものがありますし、ついこの間部長さんともお話ししたときに、民生委員さんに通報してください。地域包括支援センターに連絡してくださいというお答えをいただきました。でも、高齢者というのは非常に遠慮深い人たちです。こんなことで市に電話していいんだろうかと思ってしまいます。本当に、救急車とか、その必要なときにはきっと連絡するでしょう。でも、ふだんは元気なだけけれども、発熱して薬を買ってきてほしいとか、病院に連れて行ってほしい、ついていて最期までいてほしいとか、そういうときに、民生委員さんは頼めないでしょうし、地域包括支援センターにもきっと電話できないと思います。

そういうときには、私がファミリーサポートセンターのことを今聞きましたら、ファミリーサポートセンターは、保険のお金が本当に2万七千幾らか出ているだけで、また子育てのファミリーサポートセンターでは、電話を受けて保育園にお迎えに行ってください。お母さんが残業が終わって帰ってくるまで預かってください。そういう電話のコーディネーターをしてくださる方が2人今市ではいらっしゃるんですけども、その人たちがそういう高齢者に向けてファミリーサポートセンターの内容を拡充していくということができないでしょうか。その点のご答弁をお願いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） このような社会的な課題にどのように対応していくべきかずっと考えていたんですが、去年、ある若いビジネスをやっている人がよろず便というのをつくったときに、なるべく郵便局と組んでくださいという、こうお願いをしたんですね。郵便局は、大体毎日1軒必ず行く。そして、今はちょっと崩れつつあるんですが、地域のことを実は一番よく知っている、あの人はひとり暮らしです、あの人は長男がどうしているとか。うまく連携できたら、まさに今のこのようなときに、家の前のポストに張っておいて、どここの電球を直してください。郵便局の人が持って行って、よろず便みたいなところで町の電気屋さ

んに、あるいは町のお薬屋さんというようなことができないかということで、彼はやってみたんですが、なかなか今社会のニーズと合わなかったということで、非常に需要が少ないんだそうです。

そんなことで、一体ではこの地域に適した支援策はどのようなものかとまさに考えていたところなんですけど、今ご指摘のありましたファミリーサポートセンター、これ設立目的は子育て支援なんですけど、これを今のような事業に拡大できないか。これは、事務方のほうに検討させてみたいと思います。もし、これが制度の制約等がないのであれば、ぜひ前向きに実現に向けて勉強させていただきたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 室野議員。

15番（室野英子君） 大変前向きな心強い答弁いただいて、この質問を出した意味があったと思ってちょっと喜んでおります。

ちょっと私はこういうことを言おうと思っていたんですけども、先に言うのが遅くなりましたけれども、現在高齢者のひとり暮らしの世帯は、伊豆市内では1,829世帯あります。それは、全人口の中の13.40%です。高齢者だけの夫婦のみの世帯は1,329世帯あります。それは、全人口の9.713%です。その他の高齢者のみの世帯、多分高齢者の親子だったり、高齢者の兄弟とか、そういう高齢者のみの世帯が市内には131世帯あって、全人口の0.96%です。この伊豆市内の高齢者の人口は、合計しますと24.09%ということで、結局全人口の24.09%というのは本当に高い数字だと思います。それだけ高齢者の住みやすい伊豆市であると思うわけです。

現在私は、温泉場のほうでひとり暮らししている90歳近い高齢者の方のお使いを時々頼まれます。本当に、修善寺温泉場のほうは小売のお店がなくなっています。そういうお金はあって元気になったけれども、歩いて買いにいけない、小売のお店がないということが市内にもあちこちにあります。ご夫婦で、ご主人が運転、もう75歳、今までは運転していたんですけども、ちょっと運転に自信がなくなったから、もう免許証を返してしまったとか、そういうお家でも本当に買い物に不便しているお家がいっぱいあります。ですから、現在あるそのファミリーサポートセンターのようなそういう制度を利用して、そういう財政が苦しい中でも既にあるそういう制度を見直しして、新たに内容を充実させていって市民生活の利便性を高めていくということが、これからの市政では大変大事なことではないかと思います。市長さんに、その子育て支援のほうと高齢者の福祉のほうのその枠を外した中で事務方のほうでできないかというちょっと検討させますという答弁いただいたので、本当にありがたいと思います。実は、私も調べた中では、沼津市ではもうとっくにそういうふうに、ファミリーサポートセンターでお年寄りにも向くようにやっています。ですから、きっとできると思います。そのようにぜひお願いしたいと思います。

介護保険というの、認定もだんだん厳しくなっておりますし、高齢者が年々増加していく中で、介護予防のほうに力を入れていくという方向になっています。自立しているお年寄

りが暮らしやすい伊豆市であるということは、人口減少を食いとめることにもつながっていき
くと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

以上で終わります。

議長（飯田宣夫君） これで室野英子議員の質問を終了します。

鈴木初司君

議長（飯田宣夫君） 次に、1番、鈴木初司議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

1番（鈴木初司君） 議席番号1、鈴木初司。

発言通告書に従い一般質問をさせていただきます。

上下水道、上水道のことについてでございます。今先ほどからいろいろございますように、
学校再編の問題、上下水道、公共料金の値上げ、給食等の値上げ等々いろいろあります。そ
の中でも相当の大きな問題だと私自身思っているわけで、その辺について質問をさせていた
だきます。

まず、1つ目です。平成21年度伊豆市上水道事業及び会計について質問いたします。

平成21年度伊豆市上水道特別会計も、平成21年度第1回市議会定例会で可決されました。
当初は企業会計ですので、1,260万円の黒字が出され、予測されていまして。20年度決算見
込みからすると、21年度も収入、給水収益も減少の傾向が強く、赤字になるとの決算見込み
の資料があります。私は、事実ととらえたくありませんが、事実そのようなことがあるのか
伺います。

2つ目に、伊豆市上水道給水料金等改正案で、給水人口、給水戸数、年間配水量について
質問いたします。

料金等を改定する場合には、一般的に水需要などの基本的見込みを立てる。収入や支出の
見込みの前提となる合併時以降の人口の推移から、平成21年度以降の人口の予測計画値、ま
た人口減少、核家族化などを考慮した給水戸数の予測の計画値と年間配水量は、合併時から
の実績を検討し予測したデータが必要とされています。1年間6億6,000万円ありきではな
く、そういう資料のもとに金額が移行されるのが普通です。そういうものが一切表示されて
いないのはどうしてか伺います。

なおかつ、以上の書類が示されていないのに、どうして経常収支の概算表だけ出てくるの
か、私は不思議です。答弁を求めます。

3つ目に、上水道改定の給水料金についてお尋ねいたします。

市長は、3月定例会施政方針で、上水道は今後5年間の事業計画と周辺市町の料金を参考
に、適正な料金体系に移行すべきと考えていますとのことでした。しかし、行政から配付さ
れた公文書によりますと、伊豆市上水道料金等改正案の5枚目を見ますと、近隣市町との換
算表で比べることができます。近隣市町は、すべて20立方メートルまでが基本水量で、基本

料金に含まれ、生活水の配慮がなされ、一定の使用水量までは従量料金がかからない基本水量制がとられています。これは、17市町すべてでございます。

伊豆市の改正案は、近隣市町と異なり、基本料金（基本料金とは各使用者が水使用の有無にかかわらず賦課される料金である）と従量料金（従量料金は水使用の多寡に応じて水量と単位水量当たりの価格に算定し賦課される料金であります）の完全2部料金制のやり方です。この改定料金案では、旧料金体系とも近隣市町との料金体系とも全く異なる料金体系で、生活水への配慮が欠け、基本料金が高くなります。市民も新聞等の報道で了承されていますけれども、30立方メートルを比べれば一番高く、市長の言われている周辺市町の料金を参考に適正な料金体系に移行すべきとは完全に逆行していると思われます。これでは、私はただの水道料金、公共料金的大幅な値上げでしかありません。私のところにも、市民の皆様の不安や不満の声が出されています。いま一度、生活水に配慮した料金体系の変更を市長、行政当局に求めます。答弁をお願いします。

4つ目でございます。平成25年度までの水道事業の計画を立てた中での行財政改革について質問をいたします。

料金が決められる場合は、行財政改革をしてからどうのこうの、こういう形だからというのが一般であります。1つ目に、職員の配置についてを計画期間中（平成21年度から25年度）まで削減していくのか、どのような実施をしていくのか伺います。

2つ目でございます。給与費や手当の見直し、また緊急時対策業務の体制の見直しなど、どのように実行していくか伺います。

3つ目です。上水道給水料金等改正案の内容について、行財政改革を断行することによって新料金体系が構築でき、水道使用者の公平な利益と水道事業の健全な発達を図り、もって地域住民の福祉の増進に寄与することができると私は考えます。

まず、第1に、施設の建設、改良、維持、補修費であります。5年間の総トータルが、17億5,640万円でございます。平均入札率を93%にしますと16億3,345万円、5年間で1億2,300万円のマイナスができます。また、管理費のほうでございます。1億840万円を95%でしますと、542万円のこれもマイナスが出ます。次に、企業債、金利6%以上の企業債を繰上償還します。中伊豆地区平成2年度企業債金利負担金約590万円軽減でき、修善寺地区昭和59年度企業債金利負担金約5,500万円軽減できます。職員についても、22年度より1名の配置転換をお願いしますと、給与等すべてで663万円1名にかかっているようにございますので、2,652万円の削減になります。

上記を改善項目の達成に向けて取り組んでいきますと、これにより計画期間中に2億1,580万円の経営改善効果が見込まれます。上記によって、行政で提案された額より基本料金が13ミリで647円を300円値下げできます。347円。20ミリ1,811円の基本料金を311円値下げし、1,500円でございます。ちなみに、今13ミリの戸数が1万1,904口、20ミリの戸数が1,055口でございます。

もろもろの計算をしますと、年間379万円の企業努力、これは総利益が今概算書で9,000万円あるわけでごさいます、8,600万円に減るだけでごさいます。これは、利益でごさいます。それをやることによって、基本料金を下げ、生活用水の配慮がとれ、2カ月換算で13ミリでも50立方で5,494円となり、近隣市町、西伊豆町が5,040円、伊東市5,276円、下田市5,490円、全く同一金額でごさいます。

私は、行財政改革や経営改善に取り組み、上記の料金改定もできると考えます。市長の考えを伺います。

5つ目でごさいます。水道料金に関する特殊使用に対する料金についてでごさいます。

伊豆市の収入は、先ほどからもお話がありますように、観光収入による依存度が非常に大きいわけでごさいます。そこで、日本水道協会水道料金算定要領に記述されている特定期間に偏る観光地のホテルや別荘など特殊な使用に関する料金については、これらの使用は通常極めて特異な賦課を示すことになるなど、最大需要の発生原因となる使用形態に対するピーク責任等を考慮した料金制度の検討が必要と考えられますが、まさに伊豆市はそのとおり該当すると思われます。相当量の水量を使用される観光地の業者、関係者には、一定量の水量を超えた水量には従量料金の配慮をすべきだと私は考えますが、市長はどのように考えているか伺います。

6つ目でごさいます。母子家庭、父子家庭、認認介護家庭、老老介護家庭等についてでごさいます。

私も、中学3年のときに父と死別しております。市長の環境も承知しております。伊豆市も、母子家庭、父子家庭のお宅や認認介護のご家族、老老介護のご家庭もふえてきております。なお、景気の状態等をかながみ、生活用水の配慮、基本料金の金額の減額について再考してもらえませんか。お伺いいたします。

多々質問してまいりましたが、合併以来、上下水道の料金改定に手をつけていなかった事実であります。料金の統一は、私もぜひ成し遂げたいと思ひます。ただ、提出書類が十分でなかつたり、進め方の手法に問題があるのと、市民の皆様へのご理解、ご説明がまだまだ足りないと思ひます。行政当局、また上下水道部局の方々のご苦勞も承知しておりますが、公共料金のごことであります。なお一層の努力をお願いして一般質問といたします。議長（飯田宣夫君） ただいまの鈴木議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 鈴木議員にお答えします。

まず、1つ目、19年度の決算においては税抜きで約1,100万円の利益、そして20年度においては給水収益が減少し、赤字決算となる見込みでごさいます。赤字規模は数百万円から1,000万円近くなるかと、現在そのような様子でごさいます。21年度の予算も、税込み1,260万円の黒字の予算を立てましたが、税抜きでは約47万円であり、大変厳しい決算にな

るという予測を立てたものでございます。

2つ目につきましては、経常収支の概算数値は、過去の実績から傾向を把握し定めたものと、減価償却費や企業債利息などのように確定しているもの、また現状の事業を継続するものなどがあります。それぞれの算出根拠となる資料は作成してありますので、これをもとに概算表を作成いたしました。必要であれば、これ以降の議論において、9月までの議論の中で提示をさせていただきます。

料金体系の問題点については、私は3つあると思うんですね。基本水量、それから生活用水としてとらえる範囲、3つ目が料金水準、この3つに絞られると思います。

まず、基本料金については、市民の公平性を重視して、インフラ整備にかかわる負担金、これを基本料金として、そして他方は完全に使用量に応ずる従量料金の2部制、この2部制を敷いたわけです。これは、使用量において、使った量に応じて支払っていただく。そういった意味で、私は負担の公平性というものを重視をしてこの制度を採用したわけで、これは制度としてどちらがよいか、悪いかということではなく、何を重視するかの視点の違いだと考えています。

そして、2つ目の生活用水の範囲ですが、これはご質問の中にはありませんでした。13ミリと20ミリのところですね。20ミリが今1,000世帯ぐらい伊豆市の中にあるんですが、これは今回の原案の中では料金が別になっています。ただ、現実には中を精査しますと、その1,000世帯はほとんどは通常のご家庭で、中には旧町のころに行政の勤められたということも事実のようでございます。この件については、ご下問にはございませんでしたけれども、9月定例会を目途としている条例の上程までに改めて検討させていただきたいと考えています。

それから、そもそもの料金水準、これ3つ目の論点なんですが、私は公共料金を考える際には、常にご指摘のとおり周辺市町を参考にしております。原案では、県東部で一番ではないものの、高いほうになっております。その理由は、まず1つ目として、面積が広い伊豆市の宿命として、他の農道、林道、下水道と同様に整備コストが大きくなります。この中で、特に浄水場の整備は、これから世帯誘致を進めるために絶対に必要な条件であろうと思います。現に、水道整備が不十分なために建築が頓挫しているところもあるということを見ると、何としてもこの5カ年事業で水道整備を進捗させたい。これが、料金体系を決めた1つの理由。もう一つは、人口減少と産業縮小がこのまま進むと、事業を行う財力がますます低下します。先送りすると実行できなくなるおそれさえ出てまいります。この果たして状況が好転する要素というのは、私はないんだろうと思っています。

まだ激変緩和措置の詳細がまとまっていませんので、原案の事業をすべて行えるかについては今後さらに検討いたしますけれども、必要な事業をなるべく先送りせずに実施をしたいと考えております。このような理由で、料金水準の基礎となる事業量を見積もりました。改めて、その考え方についてご理解を賜りたいと思います。

それから、職員の削減について、上水道事業会計に計上している事務系職員及び技術系職員の合計職員数は10人に減っております。

職員の削減については、今の職員数が適正であると考えてはおりますが、事務系について、賦課徴収事務の外部委託がまず可能かどうか、それから技術系については、施設管理の外部委託が可能かどうか検討いたします。ただし、いずれの場合にも委託料が必要となってまいります。

また、技術系職員については、削減を続けていくと、技術の継承という市役所の職員の知識レベルの、技術レベルの維持の問題が新たに出てまいります。広い伊豆市の給水区域内で突発的な事故が発生した場合、職員を削減してしまった場合にどうなるのか、そのような対処に対する柔軟性も考え、踏まえた上で今後検討をしていきたいと考えています。

給与については、一般会計に準じて、特殊勤務手当の支給はありません。

それから、企業債の繰上償還、あるいは借りかえにつきましては、利率の高い6%以上の政府資金について、関係当局と協議し積極的に実施しております。ただ、これも地方自治体がやりたいから全部認められるものではありませんので、これは県や国と協議しながら、これからもできるものはなるべく繰上償還はしてまいりたいと思います。

ただし、その発注する事業費につきましては、落札率を前提として料金設定することはできません。仮に、今の前提で予測より剰余金が大きくなった場合には、そのようなことが起これば速やかに料金の減額見直しということをさせていただきたいと思っています。

議員ご指摘の中で、おおむねこちらとしても対応できるものがあるかと思いますが、やっぱり事の性格上、落札率前提というのは採用は難しいんだろうと考えております。

なお、大規模使用者の料金のことがございましたけれども、今回上水道と同時に下水道料金も改定をさせていただきます。完全に両者によって相殺されるわけではありませんが、水道料金の統一は、そのまま全額が新たな負担になるわけではありません。したがって、水道審議会に入っていたいただいた旅館の皆様にも、今回の答申内容で賛同をいただいたわけでございます。

一番最後のご指摘につきましては、そのような考えのもとに、もちろん公共料金というのは安いにこしたことはないわけですが、他方必要なインフラ整備、そして将来を見越した上でどのような負担をお願いするべきなのか、総合的に判断した結果でございます。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

1番（鈴木初司君） まず、1つ目の21年度伊豆市上水道事業会計についてでございます。

実は、内容を精査しますと、これの配水管布設がえ事業だけで予算は8,520万円なんです。ただし、今回の21年度予算で全部拾いますと、1億5,590万円の工事予定が入っているんです。これ7,070万円増額の工事費になっているんですから、千何がい、さっきの47万円では当然7,030万円の赤字が出ると、当初からということになっております。

ので、その辺の数字と違うので、どのようにお考えか質問いたします。

それと、その工事箇所が11カ所あります、調べると布設がえだけで。それが、違う箇所7,070万円。その当初目的とされてやる工事箇所をちょっと教えてください。8,520万円分よろしくをお願いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） まず、工事箇所について、先に担当する部長のほうからよろしく願います。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 申しわけありません。今予算書の明細をこちらに持ち合わせておりませんので、ちょっと工事箇所を全部申し上げることはできません。

それと、先ほど鈴木議員が申し上げられました税抜き47万円の……また後で詳細は説明いたします。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 議論を前提として、ちょっと混乱しないように、混乱というか、皆さんではなくて、一度物事を整理しておきたいんですが、前回の議会、全員協議会でいろいろ議会からもご批判いただきました、今年度予算の前提と今回料金改定でお示ししました内容が全然別物ではないかというようなご懸念を与えるような表現をこちらでしたんですが、当然事業は基本構想から始まり、中期の計画、複数年度の計画ができ、そしてその複数年度の計画の初年度が今回であれば、料金改定の1年目の予算のベースとなるということでございますので、それは一貫をしております。今回は、年度が途中での料金改定を予期しておりましたので、21年度の当初予算には料金改定を前提とした事業というのは組み込んでいなかった。したがって、そこで少し乖離は出てまいります。これが1点でありますので、予算は全く別物でやっているということではございません。

それから、2つ目として、一般会計の場合には細かいことにおいてまで皆さんに、議会にお諮りして補正予算を承認していただくように、予算はすべてを行動を縛ります。金額の多寡にかかわらず、流用が許されたものについては市長といえども都度補正予算をお願いし、それが行政の運営のベースとなってまいります。他方、ご承知のとおり、企業会計の場合には、原油価格が上がったり、あるいは猛烈な販売の低下が起こったりしても一々補正予算をつけるわけではなくて、それは決算のほうで整理をされてまいりますので、確かに会計の性格はご承知のとおり違ってまいります。そのような会計の性質を説明するとき、部長はああいう説明を申し上げましたけれども、そこは会計の性格の違いというのはご承知いただいているとおりでと思っています。ですから、そこは我々も混同しているわけではないんですが、あくまでも今回は、予算は当初やろうとしていた事業を前提に、そして新しい料金体系というのは5カ年事業の中の初年度を前提にということで議論をしておりました。

その中で、大きな乖離があるではないかということなんですが、これは大変振り返っての話になりますけれども、私もそこまですべての予算の細かいことを見ているわけではありませんが、なかなか担当としては赤字予算組めない中で、しかし他方、これくらいやりたいという事業を盛り込んで、そこで決算としては多少乖離が出るかもしれません。そのようなことで今回の予算を組ませていただいたものでございます。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） では、先ほどの11カ所どこから先にやりたいということに資料がないということで、どのようにそこ見計らっていただけますか。わかりますか、言っていること。11カ所で箇所が多いんだな。金額が8,000万円も多いと。そこどこから当初工事をやろうとしていたかというのを教えてくれということで。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 申しわけありません。11カ所とおっしゃられるのは、私ちょっと予算書の明細を持っていませんので、どのことをおっしゃっているんでしょうか。今度は、料金改定の事業計画での話の中で、21年度予算の明細のお話をされているんでしょうか。そういうことではないんですか。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） ですから、先ほど申し上げましたように、予算では当初からその数字が8,520万円ということになっておったんですけれども、実際工事の内容を見させていただくと1億5,590万円になり、7,070万円の増額になっていると。そのトータルの箇所が、布設がえ工事で11カ所あると。布設がえ工事です。それについて、だから、当初予算の中ではないかと思った工事箇所はどこまでの範囲かを教えていただきたいという質問でございます。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） わかりました。それでは、後ほどその箇所と順位ですか、これらを整理してご報告するようにいたします。

議長（飯田宣夫君） それでいかがですか。

鈴木議員。

1番（鈴木初司君） では、その件は了承しました。

それで、十分工事の内容を吟味して業務に当たっていただきたいと。初めから予算オーバーだから補正というんですか、最後に一般会計から繰り入れというのは、十分行政サイドで慎重にさせていただきたいと思います。まだ始まったばかりだものですから、答弁をお願いします。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） これについては、事前に予算を作成時点で適正に見積もらせ執行させるように、これからも十分注意及び指導をしまいたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） 了解でございます。

次に、2つ目の先ほど上水道給水料金の給水人口、給水戸数、年間配水量についての説明がなかったのかなど。いまいちちょっとわからなかったので、再度そのところをお願いしたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） ご質問は、それが無いのになぜできたのかというご質問でしたので、資料は当然ございます。したがって、もし資料がこれからの議論で必要であるということであれば、しかるべく提出をさせていただきます。

議長（飯田宣夫君） よろしいですか。

鈴木議員。

1番（鈴木初司君） ぜひ出していただいて、こちらにも納得する資料を見させていただければ、またその判断材料になるので、よろしく願いいたします。

次に、3つ目の上水道改定の給水料金についてお伺いいたします。

実は、この私どもの世間皆さんですとか一般の方に説明をしに行かれた中で、上水道料金改定案というものを配付されてございます、すべてのところに。その内容の中に、料金改定の必要性とございまして、上水事業の経営の健全化、安定化を図ることを目的としますと。市民間に不公平がなく、社会的に均衡が保たれることが必要ですと、地方公営企業法。最後に、3つ目に、合併後速やかに使用料、手数料の統一について調整すること、合併協定書というところになってございますけれども、どこから引き抜いたものか教えてください、合併協定書から抜いたという。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

建設部長。

建設部長（小川正實君） 今ここに協定書がありますね。これは、使用料、手数料の欄の統一、それから上水道の欄に来ての速やかに審議会を開催して、料金について審議しなさいという文言が入っております。それは、合併協定書を見ていただければあります。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） 今の答弁で間違いございませんか。でしたら、ちょっと合併協定書のほうを読まさせていただきます。水道関係手数料については、合併時に天城湯ヶ島町の例に統一すると書かれてございます。これ使用料、手数料の統一について調整することとは一切協定書には書かれてございません。それをこちらの文章に書きかえていると。なぜかといいますと、統一の料金にするということでありまして、分担金等は一番安い天城湯ヶ島町に設定されるんですが、今修善寺町の加入金等高くなっているわけです、案は。だから、その辺がちょっと、今の答弁ではちょっとおかしいと思いますけれども、ご答弁ください。

議長（飯田宣夫君） 合併協議書はありますか。いやいや、それはしなくてもいい、当局の……。

では、ここでちょっと暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時26分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前を閉じ会議を開きます。

先ほど問題になっておりました点について、建設部長のほうから説明いたしますので、よろしくをお願いします。

建設部長（小川正實君） 鈴木議員がご指摘いただきましたものは、合併協定書23の14、上下水道事業（1）水道事業のウという欄でございまして、水道関係手数料については、合併時に天城湯ヶ島町の例により統一するというふうになっております。これは、合併時に、例えば上水道の指定工事店の申請、これが1つの手数料が入っていますけれども、こういう金額を統一するというので統一してございます。ただ、今私ここにありませんので、至急担当のほうからファクスで送らせますので、それをご確認いただきたいと思います。

以上です。

議長（飯田宣夫君） よろしいですか。

鈴木議員。

1番（鈴木初司君） 私は、それはそれでいいんですが、僕の言っているところは、上水道料金改定を皆様に説明した書類の中に、それならそういうふうに書いておいてほしいと。皆さん誤解しちゃうんですね。合併後速やかに使用料、手数料の統一について調整すること、合併協定書よりというのが、すべての皆さんの説明資料の中の一番上のお題目になっているわけですよ。だったら、本当のことを書いていないではないかと僕は言っているんですよ。ちゃんとしたことを書いて説明すればいいものを、数字もそうだけれども、ちゃんとしたものを公文書として出すんだから、もうちょっとしっかりしてもらいたいと。これではうそではないですかと僕は言っている。そこを尋ねている。

議長（飯田宣夫君） よろしいですか。

建設部長。

建設部長（小川正實君） 議員がご指摘しているところは、我々が地区懇談会に出した資料のア、イ、ウですか、ウの文章が協定のと合っていないというような話ですか。

〔「1の3つ目」と言う人あり〕

建設部長（小川正實君） 1の3つ目。要するに、協定書のほうはイといたしまして、使用料及び加入金等については現行のとおりとし、早急に新市の水道審議会において審議する。なお、水道使用料の納期は合併時に隔月とすると、隔月までは決めてございます。それで、審議会にこの合併協定書の協定項目にのっとり審議会にお諮りしたというところでございます。その審議会にお諮りした審議の答申の内容が、概略そういう方針をもって審議会の答申

をいただきましたという説明資料になります。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 改めて申し上げます。

そこは、合併協定書にある合併時の協議事項ということで、市長は旧4町からいただいた合併協議事項を合併協定書としてつくっていただいた。それを菊地になっても市長はその責務を負っている。したがって、根拠はそこです。ただし、4年間水道審議会開かれておりませんでしたので、私になって審議会を開き答申をいただきました。その内容がこれでございますということですので、論理的な一貫性は保たれていると思っています。

議長（飯田宣夫君） あと一度ありますか。

鈴木議員。

1番（鈴木初司君） だから、私わかるんです。それ言っていることはもう全部流れ知っていて調べてあるんですけども、ただここにそれであるならば、説明事項の皆さんに配付する中に、手数料については天城湯ヶ島町の例に統一するとありますけれどもとかという文言を入れてもらえばいいんですが、この文章いきなり合併後は速やかに使用料、手数料の統一について調整すること、合併協定書になっちゃっているものですから、ここから天城湯ヶ島町にその部分はするとかと一切なくて、この説明を読んだ皆さんは、手数料を統一するだけだよというふうにしかとられないではないですかと僕は言っているんですよ。だから、その辺はもっと皆さんの説明に歩いている中できちっとした資料を出されたほうがよくないですかということなんですけれども。

議長（飯田宣夫君） 承知、わかりますか。

市長（菊地 豊君） それは、不特定多数の地域の皆さんに対する説明資料ですので、水道料金にかかわるものを書くべきであると。特定の事業者さんとか、あるいは特定の方にかかわるような水道関係手数料についてあえて触れる必要はないんだろうと思い、特に私のほうは常に市民の皆さんに提示する資料については精査をして、1枚とか2枚に整理をしてくださいということを申し上げておりますので、特段議論の本質的な問題には影響はしないと私は考えるんですけれども。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員、今の質問の5回終わりましたけれども、だから、まだ議論する時間ありますので、また後ほどゆっくりやってください。

では、先進んでください。

1番（鈴木初司君） はい、すいません。

あと、御殿場市になり、新市長になり、水道料金が現行より8%の値下げを実行されました。静岡県は4%の値下げでございます。滋賀県守山町では、基本料金を1年間凍結との行政判断を下されています。どのように考えますか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） ちょうど私が水道料金の統一、大半に対しては値上げのときに、御殿場市の市長さんが8%の割引。その割引の規準は、50立米で5,500円、現在の土肥町の倍の金額なんですね。そこから、財力のある御殿場が割り引きます。これは、残念だけれども、向こうは1市だけで流入人口1,200万人、もうこれ以上観光客は要りませんというような市で、全部合わせて毎年80億円の基地周辺整備費が御殿場、小山町その辺流れているし、そのようなことは残念ながら伊豆市ではできません。ですから、私は5,500円を割引しているところはうらやましいとは思いますが、しかし他方、それよりはるかに低いところの金額を維持することは、残念ながら伊豆市ではできないということでございます。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） すいません。では、次に進みます。

あと、給与費や手当の見直し、緊急対策業務の体制見直しなどのどのように実行するかということをお話を聞きましたところ、今状況はと、そのままでというようなお話でしたが、鈴木自動車、浜松のご存じでしょうか。今この不景気の中でも560億円ですか、黒字を出してございます。その根本は、5時半になるとみんなで電気消すんです。それで、あとコピー機も集めると。その中で、あと残業はしないよと。僕、職員の状況がどうなっているかわからないですけれども、多分土・日でも出られて残業をやられて、夜給水が出ないということをやられているのか、やられていないのか、ちょっとその辺の議論をしないとわからないんですけれども、その辺をもう皆さんと同じで一生懸命やりますけれども、日曜日だけは休ませてくれとかということをきちっと5時半なら5時半で水道もおしまいですよというようなことをきちっとやった、財政改革、行政両方なんですけれども、その辺の今の考えは考えられないかという意味でもう一度質問します。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 私は、伊豆市の中を見て、もちろんまだぞうきんで絞ってまだ出るとは思いますが、先ほどの答弁で申し上げましたように、今回は水道料金上水道の中の特別会計だけではなく、全体として伊豆市は職員もペースを上回って減らし、そして公用車もどんどん減らし、そして今度は新たにまたラッピング車をふやして何とか少しでも経費を浮かしたいというような努力をしておりますし、市役所の管理者という立場では、大変申しわけないんですが、職員の皆さんが残業する場合、それから週末の休日出勤をする場合、非常にこれはグレーゾーンな発言なんですけど、法律に定められたとおりの手当を全額支給するのではなく、何とか振りかえでということでもかなり我慢をさせていただいております。土・日の残業もなるべくするなどは申しているんですが、場所によっては国の方針が変わるたびに対応するところがありますので、本当は土・日、夜も明かりをつけることを避けるべきなんですけど、私も夏に出たらなるべくエアコンをつけないで頑張っていますので、全体として

は、全体の中では水道にかかわらず、かなり職員は経費節減には頑張ってくれているというように見ております。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） 引き続きそのような努力をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、行財政改革のところで1つお聞きいたします。

この我々のところに来ている話の中で答申等見てみますと、6億6,000万円がないと、ということの中からありきで全部話が進んでいるというのが、全部の中を読まさせていただいてまさしくそのとおりなんです、私先ほどから申していますように、市長も言われているように、緊急で戸数減っていくよ、人減っていくよ。だけれども、6億6,000万円維持するよといったら当然上がるんですよ。だけれども、人が何人になり、住民推移、では今から300人生まれるのを努力してふやしていこうということの中でやったら、6億6,000万円ありきではなくて、幾らその人たちに優良な水を供給できるかがどれだけのものであるかという議論をしていって本当ではないか。だから、僕は先ほどから給水戸数とか給水配水量にこだわっているんですよ。

あくまでも僕が考えるのは、6億6,000万円の話では市民の皆さん絶対に納得していただけないと思っています、僕は。いま一度この辺は行政研究されて、先ほどから出ていますけれども、伊豆一のシンクタンクということでありますから、6億6,000万円ありきではなくて、そういうことを計算されていま一度すばらしい案を出していただきたいと思いますと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 決して6億6,000万円という金額ありきではないですね。いつも申し上げておりますけれども、どういう事業が必要か、その必要な事業の事業額を見積もったところが、今回は総額で運営経費全部入れて三十二、三億円。そのうちの約半分が事業投資に使われる。そして、それを単年度で割れば6.4とか6.6という数字になっているんですが、したがって、それを後ろに延ばせば、当然それは水道料金を抑えることはできるわけです。他方、今でさえ厳しい水道のインフラをさらに後延ばしすることは、私はできればしたくない。できればこの5年間で、つまり5年間にこだわるのは、私が今市長として決められる事業、これが7年後、10年後になると次の事業になりますから、もちろん私は頑張らせていただきますけれども、そのときに自分の責任でやりますということは今自分が責任をとることができない。自分が責任をとることのできる範囲内で一定の整備をしたいということなんです。ただ、ご案内のとおり、そのうちの総事業の半分は大体土肥地区で使われるわけです。さらに、そこに八木沢、小下田の今度水道の整備が入ってまいりますので、まずはそこに重点的にやる。その間に、こちら側の3地域については、そのおおむね半分程度の事業でかわさなければいけない。私は、決して無駄な事業を先にやるのではなくて、本当はもっとやるべき

ことがあるところをぎりぎりで行うためにはこの規模でやらざるを得ないだろうと、こう考えているわけでございます。やはり、水道事業で同じ料金をいただく以上は、同じように安全で、かつ十分な水を供給することは責務だと思っておりますので、もし中について事業を詳細に見て、これとこれとこれを延ばせばどれだけ当面浮くので、これだけの料金は下げるといことは、もしご議論あれば、これからしばらくの間時間をちょうだいして議論をさせていただきたいと思っております。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） ぜひこれはお願いをしておきます。5年間の総事業費が17億5,640万円というトータルでございますけれども、今の話は私も百も承知なんですが、その辺を我々にしたらプロでは当然ありませんので、これが本当にどうなのかというのは精査できないわけなんですけれども、いま一度その辺の事業がどうであるかというのは話し合いですが、精査していただきたいというのはご希望しておきます。

いいですか、次に。続きまして、時間もあれなので、5番の水道料金の特殊使用に対する料金についてを質問させていただきます。

水道料金に関する特殊使用というのは、湯ヶ島は126円ですずっと頑張ってきたわけなんですよ。それで、湯ヶ島の旅館関係が今まで36軒あったそうでございます。今その旅館が19軒になったと。この間に、相当の水道の負担というのが大きかったように聞いてございます。その辺、何立方ということも議論していかなければならないんですけれども、例えば1,000立米使った後には96円を50円にするとかといういろいろ、先ほどから市長、観光協会が一番てこ入れするのがいいんだよと。それが、36軒が19軒になっているという事実があるものですから、その辺はやはりもう少し、てこ入れをそこまで考えていられるなら、その辺も真摯にもう1回観光、ぜひ観光業界に元気になってもらわないと、今一番しおれちゃうときなので、その辺をちょっとお聞かせ願いたいですけれども。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） この水道料金の大口使用者の扱いについては、随分水道審議会の中でも当然それぞれの旅館組合さんの代表が入っていますので、随分正直言って厳しい議論がございました。それが、1つの当市の答申案の1立米当たり104円というところから、市のほうで3案を提示をさせていただいて、具体的に申し上げますと、当初諮問したのが基本料金525円で1立米104円、その後、ほかの選択肢を出せというご指摘の中で647円と96円、それから、基本料金1,035円と80円という案の中で議論していただいたわけですが、ここで、主婦の代表の方と旅館代表の方が、647と96という数字で賛同をいただいたわけでございます。もちろん、それによって大口使用者の負担が全部納得できるということではありませんけれども、先ほど申し上げましたとおり、下水道料は地域によって、相殺されるほどではないですけれども、全額が新たな負担になるわけではございませんので、そこでご理解をいただいた

ということです。

金曜日も申し上げましたけれども、宿泊客、あるいは日帰り客を含めてプラス10%を目指すことで滞在人口がふえる。それによって、将来人口がどんどん減り続ければ水道料金が上がるのところをとりわけ宿泊客のお客さんがふえれば、同じように水道は使うことになるわけですから、そこは旅館の皆さんには宿泊料金で取っていただき、そして間接的に宿泊客が水道料金を負担することによって、全体としての料金の値上げ圧力を緩和するという事で考えているわけです。したがって、公共料金のところは等しく料金として統一をさせていただき、個々の産業の振興のほうは産業振興策として、別の事業でぜひ全力で応援をさせていただきたいというふうに考えています。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） では、今のところ水道料金について、特殊使用者、旅館等のところの方々についての考えはないという理解で、今はしていないという理解でよろしゅうございませうか、料金について。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 現時点で、使用者によって別の料金を設定することは考えておりません。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） わかりました。それは、そういうふうに受けとめます。

次に、最後の母子家庭、父子家庭、認認家庭、老老家庭、老人家庭、あと子育て大変な世帯も先ほど同僚議員からいろいろ説明してまいりまして、室野議員から世帯数は全部発表されてしまいましたんですが、65歳以上の世帯というのは全部で3,289世帯あるんですよ。それと、母子家庭の母子年金をもらっている家庭が100世帯、父子家庭、お父さんと子供さんのご家庭が今22世帯今湯ヶ島町にあるんです。その人たちの使う20立方、30立方が一番大変になるものですから、皆さん一緒です。先ほど言いましたけれども、子育てされている方も大変だし、すべて大変だと。

だから、生活配水は、やはり先ほど僕頑張ればあと300円なり削ることが可能だと。というのは、9,000万円の利益ありで設定された数字でやってくるからであって、それを4,500万円の収益で我慢すればまた4,500万円引かせるわけですから、とにかく今の基本料金、基本水量のところをいま一度再度やればできないことは絶対ないと思うんです、あの概要書で。9,000万円ありきではなくても、4,500万円でも数字が成り立つので、僕はそこを再度、すべての人がそうだと思うんですよ。そのところが大変だから、みんなそこが上がりちゃっているもので、市民の皆さんの不満がうんとある。湯ヶ島ずっと我慢していたのに、下がると思ったら、その人たちみんな上がっているという状況なんですよ。それでは、やっぱり市民の人たち僕は理解を得られないと、そういうふうにしますけれども、その基本料金の基本水量のところをやはりあと計算先ほど言いましたけれども、300万円とか400万円下げてもで

きるんですから、ぜひそこはやっていただきたいと思います。答弁求めます。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） まさに、苦しいご家庭、特別な状況を持っているご家庭に対する福祉施策は厚くしたいと思うわけです。そこには一般財源が必要であるから、公共料金のほうは一定金額で全員負担をしていただきたい。公共料金全部の水準を下げると、失礼ながら余裕のある方、裕福なご家庭まで全部一律に下げることになるわけです。ですから、そこは特に水道の場合には赤字にしないように、一般財源から繰り入れなくて済むように、今のままだと平成25年に定期預金である基金まで食べてしまうわけですから、そこに陥らないような料金設定をさせていただいた上で、特別な母子家庭とか生活保護世帯の皆さんとかお年寄りのところには別の事業で支援をしていただくための一般財源がいただきたいということなんです。したがって、公共料金の水準と福祉施策はあくまで別の事業で、全体としてちゃんとそのような方にも目配りがされた行政を運営したいということで、基本的な考え方はご理解いただきたいと思います。ただ、これから少し時間をいただきましたので、どのような事業を早急に本当に5年間ですべきか、どれは我慢すれば延ばせるかについては少し時間をいただいて、口径20ミリの生活用水としての範囲のとらえ方も精査をして、どこに検討する余地があるのかについては引き続き検討をさせていただきたいと考えます。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） 私その従量料金の96円を下げてくださいと言っているわけではなくて、基本料金のところをあと300円下げてください、さっき計算をしましたけれども、何千万円なんですよね、年間にしても。そこをみんなの努力をすることによってだけ、それができれば、今ある基本水量の20立米までの分の生活用水と言われるところがクリアできると。僕従量料金を96円下げてくださいと言っているわけではなくて、647円を347円に、1万1,904戸なんですよ、それを持っているところ。そこにすべての今言っている老人の65歳以上の方もいれば母子の方もいるわけですから、そこをただ300円下げるだけでしたら、4,200万円だけで済むんですよ、金額が。だから、多少ずらした見方をすれば、従量料金使った方は払うんだから、それはできるんじゃないでしょうかということなんですけれども、いま一度答弁をお願いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 今のそのご指摘の見直しをやらないと申し上げているわけではありません。これまで、改めての議会への条例の上程を9月を目途にしておりますので、それまでの作業の中でもう一度今5カ年で計画している事業を見直して、どれは延ばしても、私は本当は延ばしたくないんですけれども、比較的影響が少ないのかについて見積もり、ただその際には、これまで私の視野の中に入っていなかったんですが、確かに口径20ミリの水道をお使いの方も、裕福だから20ミリではなくて、例えば母子家庭で中学生の子供がいる家庭でも、

アパートに住んでいることによって、そのアパートが20ミリということもあり得るわけですね。そこまで視野を広げて再検討をさせていただきたいということで、今暫定的に下げられるかどうかについて確約は申し上げられませんが、そのような作業はさせていただきたいと申し上げます。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） 今、最後のその20ミリの話が出たものですから、ちょっとさせていただこうと思っております。この20ミリというのは、今市がやっています分譲地に皆様をやる開発工事とか土地利用にはすべて25ミリを配管して、すべての宅内が20ミリなんです。この月見が丘、今回できたところも20ミリだし、温泉場も。それは、建設課のほうで20ミリを入れるという指導、水道課のほうでそれをやっておいて、高い金だよと。それで人が来なさいよというのは私もおかしな話ではないかな、いかがなものかという質問をしようと思ったところなので、市の指導でやっているにもかかわらず、そのところが高くなるよというのはどうかな。沼津も全部20ミリまでが一緒の基本料金ですし、静岡もそうでしたので、ぜひその辺までご配慮いただいでよろしくお願ひしたいと思います。

それで、先ほどの基本料金の値下げについても、ぜひ市長、前向きな答弁と私は思いますので、ぜひ前向きにとらえさせていただきたいので、よろしくお願ひします。

質問終わります。

議長（飯田宣夫君） これで鈴木初司議員の質問を終了します。

散会宣告

議長（飯田宣夫君） 本日は、議事の都合によりこれにて散会いたします。

次の本会議は、明日9日午前9時30分より一般質問を再開いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時51分

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（飯田宣夫君） 皆さんおはようございます。

ただいまから平成21年第2回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

発言訂正申出

議長（飯田宣夫君） 鈴木初司議員より発言の申し出がありますので、これを許します。

鈴木初司議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

1番（鈴木初司君） きのうの一般質問の発言の訂正をお願いしたく、発言の内容でございますが、昨日の一般質問の中で、65歳以上の世帯数、母子家庭で母子年金をもらっている家族の世帯数、福祉家庭の世帯数をご説明した際に、湯ヶ島にありますと申し上げましたが、誤りですので、伊豆市にありますと訂正させていただきたく、よろしく願い申し上げます。

議長（飯田宣夫君） ただいま鈴木議員よりお聞き及びのとおり発言の訂正がありましたので、これを許可いたします。

一般質問

議長（飯田宣夫君） 前日に引き続き、一般質問を行います。

松 本 ・ 君

議長（飯田宣夫君） 初めに、5番、松本・議員。

5番（松本 ・ 君） 議員ナンバー5番、松本・であります。

質問については1件であります。

公共下水道と合併浄化槽等の経費負担の公平性について伺います。

具体的に伺う前に、下水道料金が今検討されておりますが、それに対する直接の質問ではありませんので、私は下水道行政、財政についての一般的な、基本的な考えを伺うということです。ただお答えの中に、現在のものを、ちりばめることはやぶさかではありませんので、お願いをしたいと思います。

公共料金を初め、市民の受益と負担の公平性確保を大前提に、上下水道料金、小中学生通学費全額市負担、ごみの有料化等の施策が進められております。何をもちて公平とするかは、多少の意見の相違はあっても、それらを公平性を保つことに異論はないと考えます。私もそう考えます。

そこで、公共下水道と合併浄化槽等との1戸当たりの経費負担の比較をしてみました。これは、私がいろんなところから引っ張りだしてききましたので、概数でご了承いただきたいと思えます。

まず公共下水道、年3万3,000円、これは修善寺地区を例にとりました。旧料金であります。中伊豆は3万6,000円のようにあります。合併浄化槽を自宅を整備いたしますと、維持費に年5万5,000円がおおむねかかります。これはこういう検査をしないと、法令で決められているものであります。それが年間で5万5,000円。

それから、Aの公共料金は建設費であります、1戸当たりの建設費、これは総建設費を戸数で割った数字であります。中伊豆地区の建設費を例にとりました。

そうしますと、1戸当たり418万円建設費がかかります。それから、それに対する負担として、これはこれがふさわしいかどうかはともかくとして、入るときに加入分担金が19万円入ります。これがイコールとは思いませんけれども、加入時の負担ということで19万円。建設費の4.5%であります。

それから宅内配管工事、これは数十万円かかります。これは大ざっぱな数字ですが、一番安いお宅で10万円、高いお宅ですと、これが100万円かかった例もあるそうであります。このように平均で40万円ぐらいかなという数値であります、これは自己負担であります。

Bの合併浄化槽等は、これは7人槽で本体価格が98万円、これはメーカーによって違いますので、90万円のメーカーもあるそうであります、本体が90万円または98万円。

自宅配管工事、これが、上の下水道と同じように数十万円かかります。ただし、こちらのほうは両方合わせて本体と配管工と合わせて40%ぐらいの補助がありますので、自己負担を60%といたします。そして、合併浄化槽は耐用年数を一応30年としてあるようでありますので、それを30で割りますと、減価償却を30で割りますと3万3,000円になりますので、それを上の5万5,000円に合わせますと8万8,000円になります。これが合併浄化槽等の一連の経費になります。下水道ですと、これが3万3,000円ということになります。これだけの格差がございます。これは、家計簿から見た差であります。

今度は全体の特別会計の内訳を見ますと、総額が下水道は昨年で17億7,000万円あります。そして、その中で繰入金、これは一般会計からの繰入金で8億6,000万円、特別会計の約49%に当たります。水道料金、つまり受益者からの料金は3億1,000万円、全体から見ると18%であります。

さらに、下水道の普及率ですが、伊豆市の全戸数の53%であります。53%のお宅しか、この下水道に水を流せません。ほかの人は流せないから利用できません。そうすると、約半分であります。加入率が100%ではありませんので、その53%の中でさらに加入していない方がありますので、現在、伊豆市の下水道利用者は半分に満たないということになります。

特別会計は、そもそも受益者負担であることが本来であると私は思います。それが健全であると思えます。では、それをそのまま一般会計からの繰り入れをしないと、およそ現在の

下水道料金の倍強になる。今のを計算していきますと、倍強になりますから、7万円ぐらいになるはず。それが実際には3万3,000円で済んでいると、こういうことであります。

本県の場合には、そうした補助があってもやむを得ない部分もありますけれども、半分は一般会計からの繰り出し負担ということを考えますと、ちょっと余りにも差異があり過ぎる。言いかえれば、下水道を利用していない方、つまり、半分の方の一般会計から、利用している方に半分は持ち出しになっていると、こういう勘定になるわけでありまして、これはやはり許容範囲を超えておって、不公平と言わざるを得ないというふうに私は考えます。

上水道の場合には、かなり細かいところまで論議に上っておりまして、そして、しかも公平性を保つということで、水道料金が3倍になってもやむを得ないと、こういうふうなことで現在進めております。

下水道の場合にはどうなのかということを知りたいわけですが、この点での差異についての市長のご意見を伺います。

さらに、この不公平性を是正するにはどうしたらいいかということを知りたいわけですが、これは問題が大きいわけですので、今ここでこういうふうにしますというのは無理な質問であると私も承知しておりますので、今後審議委員会を立ち上げて検討するなら検討することでも構いません。そのほうがむしろ、良心的な答弁であると私は受け取っておりますので、ただ、現在こんな方法があるのではないかというような具体的な案があったら、お示しをいただきたいというふうに思います。

それから、2番の公共料金下水道加入云々は、これは当局に聞けばわかる数字でありますので、一般質問にはふさわしくないと取り下げます。実際には、私は聞いておりましたので、ただ、答弁の中に入れてもらう分には一向に差し支えありません。

以上であります。よろしく願いいたします。

議長（飯田宣夫君） ただいまの松本議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 皆さんおはようございます。

ただいまの松本議員の質問にお答え申し上げます。

一時期、新聞報道にございましたように、下水道の維持、整備は全国的な問題でございます。恐らく相当に財力が豊かな自治体でなければ、将来負担に耐えられないのではないかと考えているところでございます。

他方、伊豆市に限らず、やはり日本の美しさである清流を取り戻し、清流を保つということは、当然共通の価値観だと思っておりますので、そのバランスをいかに図っていくかというのが基本的な問題であろうと存じています。

その行政を遂行する上で、議員ご指摘いただきましたように、市の立場で見ますと事業費がほぼ1対4、そして個人負担にも不公平性があるという問題は、昨年承知をしております。市役所内部においても検討させてまいりました。まず、下水道の計画区域、認可区

域は見直すことには時間がかかりますので、どのようなスピードで、どのような姿勢で進めるかについて、これは慎重に、真に効果のあるところは計画どおりやりつつ、費用対効果について、ペースをどのように配分していくかについて、まず年度ごと慎重に検討しつつ予算化をするということが1つ。

それから、根本的な問題の解決をするために、合併浄化槽はやはり伊豆市の中にあっては、人口密度を考えて効果的であろうと。これは、合併浄化槽の能力が向上したこともございます。その合併浄化槽の普及の支援策として、1つは今までと同様に個々のご家庭に補助を充てるといふこと、それからもう一つは、一番究極的な公平の姿としては、合併浄化槽を個別であれ、あるいは数件の集合であれ、市が事業を行い、下水道と同じ料金を徴収する。これは完全に料金の上では公平になります。

ただ、過去のこれまでの補助の経緯もございますので、今おおむね合併浄化槽の支援については、個別の補助金でいくのか、市の事業として途中から切りかえたほうがいいのかについて、その効果を精査しているところで、今どちらにすべきかということについて、まだ結論を得ておりません。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

松本議員。

5番（松本 君） 不公平については、そう長く引き延ばせないと思うんです。若干のずれならしょうがないですけども、2倍強の差が明らかになって、しかもこれは受益はゼロか100かなんです。ですから、このことについては、むしろ将来的に下水道のラインを延ばすのか延ばさないのかということも必要ですけども、料金の格差についての是正は早急にやらなきゃならない問題だと、今も不公平さがあるわけですから、それはぜひ進めていただきたい。

究極のという話がありましたけれども、この是正をするには、大きく分けて3つの方法しかないと思います。私が考えるなら、1つには、もう既にこれは出ているんですけども、1つは普及率を100%にする。つまり、全戸を下水道化する。これは、そうすると一般の繰入金を幾らにしようと全部公平ですから、それは市の方針ですから、不公平さはなくなりますから。ただし、1戸世帯の建築数は、今412万円と言いましたけれども、これは400万円、600万円の建設費が必要になると思いますので、現実には無理だと思いたいますが、公平さを保つという面では、これは一つの案であります。

それから、一般会計の本年度の予算の8億6,000万円をゼロにする。つまり、全部受益者負担にする。これも公平さを保ちます。ただし、このデメリットは下水道料金が倍以上になるわけです。だけれども、これは受益者負担ということでは、しょうがないことだというふうに考えれば考えられなくはない。なぜかといったら、上水道は現在そうなっているから。あるいはしょうと思っているからであります。2倍、3倍の大変な値上げをしても、公平さを保つという意味合いで今度の料金改定を行おうとしているわけですから、これが2倍

になろうと、これはやむを得ない。これは市の方針でありますから、これをどうするか、これが一つ案であります。

それから、このちょうど中間で一番私は現実味を帯びてくるのが合併浄化槽、現在では戸数はまだ単独浄化槽のほうが多いですね。これは新しくつけることは法的にもう禁止されておりますので、やり変えたら合併浄化槽にしかならないということではありますが、たまたま維持費のところを見ていただければわかるんですが、現在、減価償却費を入れなくても維持費が5万5,000円ですから、そこを助成して、しかも新しくつくる場合の助成金を出せば、ちょうどトントンになるわけですから、例えば検査とか検針とかというような法律で決められたメンテナンスがあります。それを市が受け持って、そして業務委託をします。例えばです。これは市が払いますよと。現在、業者によって各地区の料金がまちまちである。そこら辺のところは、当面の不公平さを是正する案については、実現が一番早いものではないかなと私は思っております。そこら辺のところ、市長のご所見等がありましたら、あるいは水道関係のほうでありましたら、現在のところで結構です。さっき言ったように、これは大きな問題ですので、当然ここですぐ実動するということは無理だと思っておりますが、現状の所見があれば伺いたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） まさに議員ご指摘のとおり、目的に照らして流域下水であれ、公共下水であれ、農集排であれ、浄化槽であれ、それが地域によって数件で共有する合併浄化槽であれ、個別の浄化槽であれ、すべて市が整備をして、メンテナンスも業務委託なり何なりで市がやり、そして共通の料金でいただく、下水道と同じ料金設定にするということが、負担という意味では公平になります。

今、それを予期しつつ、それが実行できるのかどうかについて、この1年間検討していて、まだ成案を得ていないということです。

実際にやろうとすると、やる方向で検討させてみたんですが、やはり地域によって、1軒でなければ合併浄化槽を設置できないところ、あるいは地域によっては、5軒、10軒で1つの大きなものをつくって、そこに各家庭からつなぐ。それが全部市の事業でやっていくことか、真の公平になるのか、そして全体として市の財布を預る立場でいけば、それが全体として現状よりも安くなるのかということについて今検討しております、もう少しどの方向に進むべきかについて、結論を得るまでには少し時間がかかるということでございます。

議長（飯田宣夫君） 松本議員。

5番（松本 君） 途中経過を踏まえて、その情報は、できるだけ市民あるいは議員のほうに流していただきたいと思っております。

大型の料金改定を今検討しているところでもありますから、不公平さをそのままにしておいて料金を設定するというのは、やはり私は進め方としては大変無理があると思っておりますので、こういう不公平さがあるということをもまず知らせて、それを是正する。こういうことで直し

ていきたいということもひっくるめて、情報の公開といいますか、情報提供して市民の判断を仰ぐというような政治方法をとっていただきたいと思いますが、一言いかがですか。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） この件もまさにご指摘のとおりでございまして、地域によって下水道への接続率も大変差があります。接続率を高めるために、市役所もしっかり汗をかけというご指摘も、過去の議会で何度もいただいておりまして、その件については、さらに市役所も努力をすべきだろうと思っています。

それはおっしゃるとおりなんですけど、他方、非常に個々のご家庭に負担を強いて、そしてつないてくださいというのは、現実の問題として時間がかかります。

したがって、今回は、まず懸案課題である水道料金の統一はさせていただいて、そして、恐らくそれよりさらに時間のかかる下水道の普及率向上については、それはそれとして、今まで以上に姿勢を強めて、市民の皆さんにご理解をいただきお願いをしまいたいというようなことは、同時並行的にやるべきだと思っておりますので、またご理解とご支援をいただければと思います。

議長（飯田宣夫君） 松本議員。

5番（松本 君） ちょっと私の発言とずれていましたので整理をします。

新しく考え方ですね、受益者に対する負担はこういうことですよ。したがって、逆に言えば、今、下水道の方はすごい補助金をもらって安く上がっていますよということをまず示すのは、これは現状のPR活動です。

それから、新しいこういう不公平さがある。したがって、不公平をなくすために、今こういう方法があるのではなからうかという、こちらのほうの計画あるいは検討をしていますよ、やがてはこうなりますよというようなPRといいますか、途中経過も話しながら同時並行していただきたいと、こういうことであります。大体同じだと思いますけれども、ちょっとずれた感じで、確認をして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

要望ということで、答弁はけっこうです。

議長（飯田宣夫君） これで松本・君の質問を終了します。

森 良 雄 君

議長（飯田宣夫君） 次に、12番、森良雄議員。

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

3つの質問をさせていただきます。

まず、瓜生野用水。

瓜生野用水についてご存じでしょうか。本庁の近くにありますが湯川橋の上流部に、というよりも、湯川橋のすぐ下に取水口があります。横瀬を通り、瓜生野を通り狩野川に至るおよ

そ2キロメートルの農業用水路です。終点は時之栖の前です。

農業用水といっても、近年は農業用水としてはほとんど、農業用水としての利用はありません。しかし、このような水路の重要性がなくなったというものでもありません。横瀬から瓜生野までの山水を集めて狩野川に流す、なくてはならない水路です。残念ながら、山水を集めて流すという排水路としては能力不足です。

横瀬地区のおよそ1キロメートルは、旧修善寺町の手で改良工事が済んでおりますが、瓜生野地区の改良はされておられません。瓜生野地区を通る用水路は県道沿いにあります。県道萑山伊豆長岡修善寺線沿いにあるのはご承知のとおりと思います。

ごらんとおりです。開渠のままです。水路が口をあけております。住宅の前はふさがれていますが、水路が口を開いたままです。この水路は恐らく狩野川台風後の復旧工事の応急工事で復旧されたと思われませんが、水路の幅も深さも一定ではありません。狭い部分や浅い部分では、大雨が降るとあふれてしまいます。あふれた雨水は濁流となって県道を流れます。住宅にも押し寄せます。

このような水路があふれるのは、数年に一度ぐらいですが、県道わきに水路が口をあけているという危険性は毎日のように感じています。水路に車が落ちます。自転車が落ちます。人も落ちます。今のところ大きな事故もなく済んでおりますが、車を落としてしまい、車に傷をつけ車を買いかえたというような話もあります。安全のために、この水路にふたをしてはいかがでしょうか。雨水があふれないように、流路の断面積を大きくする必要があります。

瓜生野用水の改良は上流側の半分で途絶えています。横瀬、瓜生野地区の排水路の確保のために、県道を利用する車や歩行者の安全確保のために、瓜生野地区の瓜生野用水路の改良が必要と考えますが、いかがでしょうか。瓜生野用水路の改良について、市長の考えを伺いたい。

次に、宅地開発インシナー跡地について。

牧之郷のインシナー工業の工場跡地が宅地開発されようとしていますが、中断しています。経過と中断の理由について伺います。

開発行為の内容について伺います。開発の申請者はどなたでしょうか。開発が中断していますが、現在の開発業者はどなたでしょうか。開発の規模はどのくらいでしょうか。開発の目的はどのようになっているのでしょうか。外見からは宅地の分譲を目的としているようですが、宅地分譲を目的とした開発行為でしょうか。中断している理由は何でしょうか。中断した理由を伺いたい。開発業者の問題でしょうか。土地利用上の問題でしょうか。市はどのように関与してきたのでしょうか。今後の見通しについて伺いたい。

バリアフリーについて。

市役所、本庁舎のバリアフリー化が進められようとしています。バリアフリー化は社会の求めるところであり、大いに進めていただきたいと思います。

私は旧修善寺町において、庁舎のバリアフリーについて質問したことがあります。その内容は、庁舎の玄関に通じるスロープの勾配でした。あのスロープを車いすで登るのは至難ではありませんかという質問でした。今までにあのスロープを利用した方はいるのでしょうか。介助者なしに利用した方はいるのでしょうか。ご承知でしょうか、伺いたい。

さて、玄関横にエレベーターを設置する計画ですが、エレベーターに行くまでが大変なのではないでしょうか。いかがお考えですか、伺いたい。

庁舎の裏側または側面の庁舎に直接車をつけられる場所にエレベーターを設置するのがよいのではないのでしょうか。検討したことはありますか、伺います。

さて、庁舎にエレベーターを設置することは喜ばしいことですが、修善寺駅から市役所まで車いすで行くのは至難のわざです。不可能と言っても過言ではありません。距離的には車いすでも行けると考えますが、修善寺駅から市役所までのバリアフリー化はお考えでしょうか、計画をお持ちでしたら伺いたい。

議長（飯田宣夫君） ただいまの森議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

最初に排水機能の確保でございますが、排水能力を上げるには、県道横の施設瓜生野水路を大きくすれば改善されますけれども、県道用地に水路が入ってしまい、道路管理者の県土木事務所との合意形成が必要となります。

緊急避難的な対処としては、カインズ横の排水路を有効に使うということもあるようですが、これについては具体的には検討はしておりません。

次に、県道利用者の安全確保の水路ぶた設置でございますが、用水路の排水機能の確保と水路ぶたの設置は相反する行為でございます。溝ぶたを設置することにより、水路断面を小さくし、ごみ等のつまりの問題も生じ得ます。十分な水路断面が確保できるのであれば、水路ぶたの設置は可能であり、道路利用者にとっては安全な工法ですが、そこに住んでいる方にとっては、建物のすぐ横を車が往来することとなり、県道からの支線、支線というのは私道あるいは赤道等ですが、その出入り口での危険が増すことも想定できます。

以上のことから、市としては排水機能の確保をまずしていかなければならないと考えています。水路のふたについては、排水機能が確実に確保された後に、関係者、関係機関と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、インシナー跡地について、まず開発申請者ですが、株式会社塩見ホールディングスグループの関連会社であります株式会社アベックというところですが、これが申請者であり、開発業者です。開発規模と宅地分譲を目的とした開発かどうかということですが、事業面積は5,863平方メートルで、宅地造成事業として19区画が予定されております。

次に、中断の理由ですが、平成19年9月に工事着手し、防災施設となる調整池の工事に伴い、隣接家屋に被害が生じ、その補償につきましては、執行者であります株式会社Kワーク

スが補償する考えでいるという報告を受けております。また、調整池の構造に対する不安もあるようで、その調整に時間を要し中断しているということのようでございます。

最後の開発業者の問題なのか、土地利用上の問題なのかについて、あるいは市はどのように関与してきたのかについてですが、あくまでもこの開発につきましても、静岡県による都市計画法や関係指導基準に基づく審査を受け、平成19年7月17日に静岡県知事により開発行為の許可を受けたものであり、よって、開発業者の施工に関する問題であると認識していません。

市の関与の程度ですが、工事施工中の平成20年4月1日から、都市計画法、開発行為等に関する権限が県から市に移譲されたことにより、市といたしましては、市民が被害を受けたという事実に対し、少しでも早い解決をすべきと考え、被害者、施工者が一堂に会し、話し合いの場を設ける等の調整を行ってまいりました。

今後の見通しについては、補償に関して施工者のほうで家屋調査に基づき、具体的調整に入られるというような報告を得ております。また、調整池についてもコンクリートによる底張りを施工したいとの株式会社アベックからの協議があり、隣接住民の不安を考慮し、市としてはその協議に応諾した状況でございます。

市といたしましては、それぞれ関係者の立場もありますが、一日も早く隣接市民の不安が取り除かれ、宅地として供給されることを期待しております。

最後のバリアフリー化について。

ご質問の本庁舎玄関のスロープですが、建築基準法では8分の1、12.5%、ハートビル法では12分の1、8.3%以下と定められています。本庁のスロープは14.8分の1、6.7%となっており、法で定められている値よりも低い値、つまりなだらかなスロープということになっています。

現状の利用状況ですが、介助なしの方の方は余り来られないようで、市役所に来る際に、付き添いの方と自動車で来られることが多いと思われれます。実際きょうもこちらに伺うときに、玄関を出ましたときに、介助の方と一緒に車いすの方がおりられておりました。先日、シニアカーで来られた方も、職員が見ているようでございます。

玄関横のエレベーターの位置ですが、使われる方には動線の短縮が一番で、玄関横が市民サービスに最適な位置だと思われれます。実際には、私は横のほう、北側の階段のところにつけたらどうかということで、ATMの横から平らなところですので入りやすいし、実際、現在の市民課の業務遂行にも支障が小さいのではないかと考えたのですが、構造的に難しいことがあるようで、外側に設置すると建築確認が再度必要になる、あるいは構造上の問題が、工事費がかさむ等の幾つかの問題があるようで、現時点では総合的に考えると、正面玄関のところの横につけるのが最適ではないかというような検討結果でございます。

次に、修善寺駅から本庁まで車いすで行けるようなバリアフリー化の考えがあるかというご質問ですが、この区間については、一部バリアフリーとなっている箇所もあるようですが、

全体として障害者の方にとって利用しやすい状況だとは考えておりません。まず、修善寺駅前約数十メートルでしょうか、その通りについては、修善寺駅周辺整備事業において歩道整備の検討をいたしますので、その際、可能な限りバリアフリー化したいと考えております。

県道の伊東修善寺線と国道136号線については、伊東修善寺線への右折レーン設置要望、これは修善寺橋からおおむね交番程度まで、これはかなり将来構想になりますけれども、そのような事業の中で横瀬交差点付近の改良も含めて、静岡県に継続的に、また強く要望していきたいと思いませんか、その中でバリアフリー化というのは視野に入れてまいりたいと思います。

なお、国道136号線の取り合いから横瀬大平線を通して本庁までの区間のバリアフリー化については、用地や財源等の厳しい問題もございますが、だれにも利用しやすく、安全で安心して通行できる道づくりを目標に鋭意努力をしております。

国道136号の取り合いから水交園までの間について、湯川橋、これは普通の方にとっても大変危険な橋となっておりますけれども、このかけかえを含め、本年度より調査を開始し、バリアフリー化を含んだ検討を行っていく考えでございます。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

森議員。

12番（森 良雄君） 再質問をさせていただきます。

まず、瓜生野用水について。

瓜生野用水をご承知のとおり、私の家のすぐそばを通っている用水路です。

まず、再質問を始める前に、この用水路の管理責任はどこにあるんでしょうか。管理責任者はだれでしょうか、伺いたい。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 建設部長から答えさせます。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 市にございます。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） 今お答えいただいたとおり、管理責任は市にあるんです。

2点からお伺いしたいと思いますけれども、先ほどこは県道だから土木事務所に相談しなければならないということですが、ぜひ早急に相談してもらいたいです。県道は冠水すると通行どめになっちゃうんですよ。ですから、県としてもやはりしょっちゅう通行どめにしたんではいかんと思いますので、やはり、通行どめにならないように、これは排水能力を高めれば通行どめにならずに済むわけですから、ぜひ県に働きかけていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（飯田宣夫君） お答え願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 建設部長に答えさせます。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） この件につきましては、用水路を拡幅するとなりますと、県道敷を使わなければなりませんので、非常に難しい工事だと思います。我々のほうからも県にこの話をしてみますけれども、大変難しいという認識は持っています。

それにも、この用水があふれるという話なんですけれども、これは最近始まった話ではないと思います。以前はどのようにしていたか、私もちょっとわかりませんが、大変難しい経緯があったのではないかと思います。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） あふれるというのは、確かに以前からあったわけです。それで、住民はいろいろ自己対策を講じている。これは一つの写真ですけれども、この用水路の向かいの家は、もう玄関前に堰板を立てられるような、玄関前に板を立てれば、自分のところに水が入ってこないような防護措置もやっているんです。ここはうちのそばですから、ぜひごらんになってください。

それと、道路管理者なんですけれども、県道の管理者は県ですよ。ぜひ訴えてもらいたいのですよ。ここに車が落ちるんです。しょっちゅう落ちるんです。落ちるのは瓜生野の人間じゃないんです。ほとんど瓜生野以外の方。路線バスも落ちたんです。現に私はよいしょと持ち上げた。あそこを通る方が落ちる、地元の方は落ちるということを承知しているから、落ちないように気をつけて走るわけですけれども、県道のすぐそばが排水路ですから、前輪だけ脱輪してくれるんだったら何とか上げられるんだけれども、へたに脱輪されたら上がらない。いろいろ被害も出ているんです。私のそばにわら屋根のうちがあったんですけれども、あのうちがなくなったというのは、脱出しようとした車が飛び込んで柱を折っちゃったというような経緯もあるわけです。しょっちゅう落ちている。そういうことをぜひ県の方に伝えていただきたい。

市長にも考えてもらいたいんですけれども、車だけじゃないですよ、自転車も車だと思いますけれども、自転車や人が落ちるのは大体地元の間人です。落ちるんですよ、教育長さん、子供が落ちるんです。通学路のすぐそばをこういうふうに水路が走っているんですから、ふざけていたら落ちるんです。大体ふざけてみんな帰ってくるわけですからね。

先ほどこの用水路の管理は市にあるということですから、ふたをするのは難しいというお話もあるようですけれども、このままいけば、また人が落ちる、自転車が落ちる、車は落ちると。今まで車が落ちて脱出ができたからいいようなものの、恐らく両輪を落としたような場合は脱出不可能、県道の通行どめも数時間に及ぶだろうというようなこともあり得る。ぜひ早いうちに改良を進めてもらいたいと思うんですが、人が落ちるということについて、市長さんはどのようにお考えですか、お聞きしたい。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 人が水路に落ちるといのは大変危険な状態でございます、市長としては大変危惧するところでございます。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） いずれにしろ、この用水路、県と市が一体となってやらない限り、ここは県道ですから、当然承知して質問しているわけです。ぜひ一体となって早急に改良してもらいたいと思うんですけれども、建設部長、どうですか。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 先ほど市長から申し上げましたとおり、まず水路の断面が必要となりますと、県道へ食い込みます。その県道へ食い込んだ上で水路の断面を確保してふたをかける。そういう進め方になると思います。その辺が非常に難しい話だということと、もう一つは地域の方々がどう考えているかということもあると思います。

私のほうから提案というんじゃないんですけれども、先ほど市長からも申し上げましたけれども、カインズホームのところの水路を使って、用水としての水はけをつくったらどうかということ。それから、取水口における農業用水の管理をもう少し地元の方々に、台風の大水のときには非常に難しいんですけれども、事前にするようなことを心がけていただきたいと思います。

それから、建設課長のほうからもちょっとありましたけれども、森議員のところにも相当雨水が流れてくる問題がありまして、山側にちょっと整備がうまくいっていない水路があるということで、そのあたりをやるかどうか私にもちょっとわかりませんが、一度現場を確認させていただきます。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） 瓜生野用水については質問回数が来たようですので、次に移りますけれども、カインズホームの前があふれるのは、あれは熊坂用水の影響が大きいということだけは承知していただきたい。

それから、当然私のところにあるのは大洞という、うそのホラじゃなくて、大きな洞という意味で大洞と通称言っているんですけれども、そこからの山水が大量に出てくる。大体大洞だけじゃないんです。大城小四郎さんところの洞から出てくる水とか、それから銀山のほうから出てくる水、あの辺は大量に、達磨山の裾野から出てくる水が流れてくる場所ですので、ほかの水路も検討してみるということですので、それも含めて、要は水があふれないように排出できればよろしいわけですから、それと、ぜひ子供たちの安全ということも必要ですので、それも考えていただきたいと思います。

次に、インシナー、アベックという話がありましたけれども、インシナーと言ったほうが通りやすいと思いますので、インシナー跡地の開発について伺います。

これもさっきと同じように、問題になっているのは雨水を集める調整池が問題になっているわけです。今、これはだれが責任者だと聞いたら、開発業者だとお答えになると思いますので、では、でき上がった後の管理責任はどこにあるのか伺いたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 建設部長から答えさせます。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 調整池、それから地区内道路でございますけれども、これは公共施設として市に帰属することが義務づけられております。ただし、この調整池につきましては、なかなか管理上難しいものですから、開発業者が販売をまだ手がけている状況のときには、市としても帰属するというのは、時間をかけてするように考えています。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） 販売中はどうかのというお話ですけれども、調整池を管理するのは地方自治体がするべきでしょう。そうなっているんでしょう、法律は。なっていないですか。じゃ法律を読みませんか。

今回の議案書の中だって、販売中のものがあるでしょう。まず、ここは天城だからあれですけれども、中伊豆のところも載っていますよね、市道に認定するというのが。それから、本庁の近くのNTTのそばのあそこだって、今開発中でしょう、あれ。今販売中でしょう。あそこは市が管理しているんでしょう。わからなくなるから、一応切りますけれども、そうではないんですか、でき上がったら市が管理するんじゃないんですか。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 都市計画法のほうで市が管理するように義務づけられております。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） そういうことで、でき上がったら市が管理しなきゃいけない。

この問題をなぜ取り上げたかという、たしか市長も出席していましたよね。熊坂小学校のタウンミーティングのときに、ここのそばに住んでいるらしい方が来て、何かおっしゃっていったと。要は、これを何とかしてくれと言ってっただと思うんですけれども、当然市長も聞いていたと思うんですけれども、市長はあれを聞いて、その後何か対応していただきましたか、お伺いします。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 昨年の7月に熊坂小学校におけるタウンミーティングで、当事者の方から要望がございました。その後、秋以降、逐次私も含め、あるいは職員もここの現地の被害に遭われている方と話をし、当初、何とか年度内の解決を図ってきたんですが、どうしても年度末に、当事者の方の仕事のご都合で時間が見つらず、年を明けてから三者会談というも

ので、数回に及ぶ会合を進めております。

これは、当初開発許可をしたのは県ですので、市は当初の第一当事者ではないんですが、あくまで市としては市民の方に被害が及んでいるということで、非常に積極的に解決に向けて努力してきたつもりでございますし、これからもその方向で、なるべく早く解決されることを期待しているところでございます。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） 前向きに対応していただいているようですが、何でこんなことになってしまったのかということ、僕は言っておきたい。まず、県が開発許可を与えたと言いながら、窓口は市じゃなかったんですか。市でしょう。まず、それを1点、建設部長に聞きます。窓口は市でやったはずですよ。

それで、今までの答弁の中で、この調整池をコンクリートで底張りをするというお話ですから、現状ではそれしかないんだろうとは思いますが、これも写真を撮ったんだけど、住宅のそばですね、1メートルぐらいしか離れていないですね。それで底張りのない調整池がつけられたと。これはどういうお考えだったんですか。当然市だって図面を見ているわけでしょう。許可を出したのは県だと言いながらも、事前に見ているわけでしょう。見ていたか見ていないかというお答えだけでも結構ですよ。

また出しますけど、NTTのわきでも、中伊豆でつくった調整池でも全部コンクリートで底張りしているんですよ。それが常識だ。それを何で雨降っても水がたまらないような、しみ込んでいってしまうような、浸透式の調整池を何で許可出しちゃったのか。建設部長じゃないと思いますけれども、都市計画かなんかの担当者が見たんだと思いますけれども、その辺どうしてこういうのができちゃったのか、お答えいただきたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 先ほど申し上げましたように、20年4月1日から権限が県から市に委譲されております。したがって、現時点では、その事務に関して市が継承しておりますが、認可時点では市は当事者ではございませんので、議員はいろいろ市の責任を問いたいという気持ちはわかりますけれども、当時、権限がなかったことまで指摘されるのはいかがなものかと思えます。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 窓口は市であったかということなんですけれども、市でございます。

市の役目といいますか、業務は、書類の審査、これは必要書類が添付されているかどうかという問題です。それと、市の土地利用委員会にかけまして、この種の土地利用が各種の業務に支障がないかどうか、このあたりを総合的に審査するのは土地利用委員会でございますので、そういう審査をします。そして、その審査の結果、これらを意見書として添付しまし

て、県のほうへ書類を送ります。ですから、そのときに私が聞き及んでいるところによりますと、この調整池の構造につきましても、市としては判断をしておりません。県のほうに問い合わせはさせていただきます。

そして、この構造につきましても、県のほうが、私もちょっとそのときは担当でないものですから詳しいことはわからないんですけども、地下水位が高いものですから、牧之郷の底を張らないほうがいいだろうという開発業者側からの提案でございまして、県がそれを了解したというような状況だそうでございます。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 森議員。今の件は5回済んでいますので、それを承知して発言してください。

12番（森 良雄君） はい。しかし、市の責任を問うのどうこうじゃないんです。少なくとも市が窓口で書類を受け取っているわけでしょう。その辺をぜひ市長、認識してもらいたいです。市の窓口が書類を受け取って、当然住宅のそばだとか、地下水位が高いから底張りをしないんだとか、いろいろ意見を聞いているわけです。それで、どういう解決をするかわからないけれども、これは線路側から、この境界部分を見たんですけども、現時点では、これいつ亀裂が入ったかわかりません。実際問題、これ亀裂が入って下がっているんですよ。こういう場合どうするかということは、ご専門の方、ぜひ考えていただきたい。たとえ底張りしたって、恐らく350立米ぐらいの調整池ですよ。そこをコンクリートという重量物が乗っかってくれば自然沈下するのは当たり前なんです。雨が入らなくなると。定期的な沈下しているのかしていないのか、恐らく長期にわたって観測するということだって必要なはずですよ。ぜひそれだけ僕は指摘しておきたい。

次に、バリアフリーに行きたいと思えますけれども、バリアフリー、全く答えは修善寺のときと同じなんです。建築基準法にのっとってつくっているからいいんだと。しかし、お答えのように、介助者がいなきゃ動かせないんですよ。8分の1だ、12%、一般的に何%ぐらいにしたらいいかということ、僕も修善寺のときに指摘しておいたから、何%だと思えますかと市長に聞きませんけれども、3、4%の勾配にしてくださいというのがバリアフリーの考え方なんです。前面のスロープはバリアフリーじゃないんですよ、私から言わせれば。建築基準法でバリアフリーですよ、8分の1の勾配があればいいと、10%程度の勾配でいいよと言いますが、それでは利用者は使えない。介助者がいなきゃ使えない。私は3%か4%の勾配でなきゃバリアフリーじゃないですよと言いたいんですけども、市長、どうです、そう思いませんか。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） バリアフリー用のスロープについては、勾配もさることながら、距離、それから鋭角にカーブをするという問題もあり、私は北側の外側につけるのが一番いいだろうと思ったわけです。ただ、これはご承知のとおり、建築確認、市長には権限がございませ

んで、こんなことも市長が権限がないのかということで勉強するたびに驚いているんですが、現実に行政を運営する上では、やはり自分にどこまで認可があるのか、それからどこまで税金を使えるのか、そういうようなことを総合的に考えて、裏側につけることも検討はしてみたわけです。あるいは北側につけて階段をつぶし、あるいはそれによって階段が一つなくなってしまいうわけですから、避難用の階段を外づけでできないのか、いろいろなことを検討したんですが、市長の権限がほとんどないです。

それで、ことし保健所用地を買収をして改修工事をすることを目途としているわけですので、現在、市長の権限でできる、そして判断でできる範囲内では最善を尽くしたい、こう考えているわけでございます。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） せっかくバリアフリーでエレベーターを設置するんですよ。エレベーターを設置すれば、やはり維持費も相当かかるわけでしょう。年間恐らく100万とかいう単位でかかるんじゃないですか。そうしたら、最初からバリアフリーの、要するに市役所に着いたらバリアフリーだよ、あなたは1人でも行けますよというようなバリアフリー化を考えたらいかがですか。時間がかかっても僕はいいと思うんですよ。何もことしじゅうにやらなきゃいかんという問題でもないし、今までずっと、恐らくあの庁舎ができて20年か30年たっているんでしょから、きょうあすやらなきゃいかんという問題でもない。なら建築確認を出してもいいじゃないですか。そういうお考えはございませんか。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 先ほどから申し上げておりますとおり、エレベーターだけではなく、それから建築確認に要する時間だけではなく、いつも議員ご指摘されているように、税金の効率的な使い方、これは市長の重大な責任ですので、障害者の方にとって使いやすいということと、それから今年度中に着工したいということと、それから税金を最も効率的に使うことを総合的に考えているわけです。その中で、現時点では原案が最適だろうという判断をしているわけです。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） もう5回目か。

議長（飯田宣夫君） 4回目です。

12番（森 良雄君） 総合的ということだったら、どういう総合的に考えたのか教えてください。例えば、あそこは1階、2階、3階と考えますね。正面が当然2階部分ですか。1階部分に、1階から3階に行けるようなエレベーターを設置したら幾らかかるかというようなところまで考えたんですか。総合的というんだったら、当然考えているんでしょう。お伺いしたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 障害のある方、車いすの方がお一人で来られて、快適に中に入るため

にどれぐらいの経費がかかるのか。他方、例えばきょうは実際に介護の方と一緒にいらしたんですが、税金を使わないのであれば、市役所の職員がお手伝いすればいいわけです。

ですから、あくまでそのバリアフリーというのは、議員のお考えではハードだけのようなお考えのようですが、私はソフトも含めたバリアフリーというものを考えたいわけです。いつもドイツのことを言って恐縮ですが、階段で困っているお年寄りも、必ずドイツの国民は2人、3人が寄ってきて、皆さんでお手伝いしましょうかと。私はこのソフトのバリアフリーこそが伊豆市民の地域力だと思います。私は伊豆の市民を、議員と違って信じていますから、そのようなことを含めて、税金的なことを考えれば、総合的に判断をして、私はこれが現時点では最適だろうと考えているわけでございます。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） ちょっと今の市長の発言は何だ、それ、議員と違って。そんな言い方があるのか、君。取り消しなさい。議長、取り消しを求めますよ。

それと、質問を続けるよ。まず一つ、議長、取り消しを求めますからね。そんな言い方あるかっていうんだ。よく考えてやりなさい。

それと、ソフトを考えるとということをおっしゃいましたね。それでは、今、車いすで行かなきゃならない方は介助者をつけていかなきゃ庁舎へ入れない。当然介助者がいなくても入れるようなことを考えてくれるわけですね。どんなふうに考えていただいているかお聞きしたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 現在、玄関の横には幾つかの、2台かな、車いすを用意しておりますけれども、それだけではなしに、これもまたハードの準備ですので、現時点でまだ外側に何らかの職員を配置しているわけではありませんけれども、当然エレベーターをつければ、単独で来られる方も想定されるわけですから、そういうタイミングに合わせて、どのようなソフト面での支援が必要であり効果があるのか、それはまだ1年弱時間がございまして、それまでにしっかり考えていきたい。考えるだけではなくて具体策をとってまいりたいと思っています。

議長（飯田宣夫君） これで森良雄議員の質問を終了します。

ここで10時45分まで休憩したいと思います。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

西 島 信 也 君

議長（飯田宣夫君） 次に、西島信也議員。

6番（西島信也君） 6番、西島信也です。

一般質問を行います。

最初に、議会において本質的な議論を願いたいとはどういう意味かお伺いします。

去る3月定例議会において、「ごみの有料化計画は撤回したらどうか」との私の一般質問への市長の答弁の中に、次の発言がありました。「やはり、賢明な市民の皆さんは、市の現況、それからこのような行政サービスのあり方についてよくご理解されているんだろうと。ぜひ議会におきましても、いわゆるポピュリズム的なご議論ではなくて、本質的にどこが論点なのかというご議論をお願いしたいと思っております」、こういう発言がございました。

こう答弁していますが、そこで2点お伺いいたします。

1点目、ポピュリズム的な議論とはどういう議論なのか、教えていただきたい。

2点目、本質的な論点とはどういうことを指しているのか、わかりやすく説明願います。

2点目の質問、小学校を旧町1校ずつにする案は乱暴きわまりないということでございます。

市教育委員会は、今後市内に12校ある小学校を4校に再編する案を発表しましたが、一般市民の感情からすると、この統廃合は無謀かつ乱暴きわまりないとする意見が大多数を占めております。

統廃合の理由として、1学年単学級では社会性が育たないとか、人間関係の固定化、序列化を招くなどとしていますが、それは物事を一面しか見ていない偏狭な考え方ではないでしょうか。

小規模校には小規模校ならではのよさがあり、教育力は決して大規模校に引けをとるものではありません。例えば児童生徒一人一人に目が行き届き、個々に応じた学習指導が可能となり、学力向上が期待できる。あるいはPTAや地域からの協力が得やすく、学校・家庭・地域が連携して健全育成が図られる等多くのすぐれた点があります。

そこで質問ですが、伊豆市では数十年にわたってほとんどの小学校で1年生単学級の教育が行われてきましたが、このことについて教育長はどのような評価をしているのか伺います。

2点目の質問、1学年2学級が学校教育のすべての価値の最上位に位置すると主張するのなら、土肥地区は現状ではどうあがいても単学級にしかないのに、なぜ旧町1校ずつに再編するとしたのか。土肥の子供たちの山越えの通学は考えられないとも聞きましたが、なぜ考えられないのか。通学距離に何か基準でもあるのか、あわせて伺います。

次3番目、最適の教育環境とはどのようなものか、これは市長でございます。

市長は、3月定例議会での施政方針演説で、「学校再編の目的は伊豆市の子供たちに最適の教育環境を与えてあげることです」と言っております。

1点目の質問、最適の教育環境とはどのようなものか。まさか1学年2学級がそうだとはいませんが、具体的な施策をお示し願いたい。

次に、市長は、人口減少に歯どめをかけるには、住宅をふやし、世帯を誘致し、転出を抑制するということを柱としています。しかし、小学校がなくなった地域には、住宅がふえるなんてことは夢物語でしかありません。若い人は子育てをしやすい地区へ転出し、その地域の人口は減少の一途をたどるばかりであります。

私は、学校再編と人口減少対策とでは、政策の整合性はないと判断しております。市長の見解を伺います。

4番目、修善寺駅周辺整備事業の進捗状況について。修善寺駅周辺整備事業について伺います。

1点目、この事業の主目的は、商店街の活性化ではなく、人口減少に歯どめをかける第一歩にするとのことですが、どういうことなのかご説明をお願いします。

2点目、駅前関係者との話し合いは継続して行っているかどうか伺います。

3点目、本事業の進捗状況は、現時点でどこまで進行しているのかをお示し願いたい。

4点目、本年度のこの事業の進め方、事業展開予定はどのようになっているのかお伺いします。

以上です。

議長（飯田宣夫君） ただいまの西島議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

市長（菊地 豊君） ただいまの西島議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、ポピュリズムの話ですが、これはジーニアス大英和辞典によると、アメリカの政治史における人民等の主義、1890年代の農民の利益を代弁した政策、一般に庶民派の思想とあります。ただ、インターネットのはてなキーワードによると、大衆迎合主義、減税や補助金、刑罰や不安のばらまきなど、大衆受けする政策を行い、選挙を有利にしようという政治思想とあります。

現在、マスコミでの使用やテレビの討論会などでポピュリズムと言われる場合には、後者の意味で使われていることが多いようです。そこで私は、いわゆるポピュリズムという表現をしたわけです。

本件の場合、ごみの有料化という公共料金に関する議論でございました。公共料金は安いほうがいい。公共サービスは高いほうがいい。これらは市民の受けがいい、つまり人気の高いポピュラーな議論です。したがって私も居酒屋談義であれば、「そりゃそうだよね」と申し上げます。ただ、議会での議論となると、これでは困ると思うわけです。行政が提供する公共サービスの水準をいかに定め、財源をどこに求めるのか。幾つかの選択肢の中からどれを最適とするのか、そのような議論を議会にはお願いしたいと考えております。

さらに、本質的な議論とは、現在の伊豆市の状況にかんがみ、今後どのような政策を展開していくべきなのかということの議論を、二元民主主義の一翼を担う議会にもお願いしたいと思っているわけでございます。安価な公共料金を含む公共サービスの維持は、人口が減少

し産業が縮小し続ける中では、不可能であることは論を待ちません。

私は、市民の皆様をお願いする負担は、可能な限り公平にすること。そして、市の資源を未来が開ける施策に集中することを主張申し上げています。議会の皆様にもし対案がありましたら、いつでも胸襟を開いて承りますので、議会において活発な議論が展開されることを心よりお願いし、期待申し上げる次第でございます。

では、3番目の最適な教育環境。

教育を考えるときには、自衛隊もたくさんの教育機関があります。そのときに気をつけなければいけないのは、天才を対象にしてはいけない、天才を教育することはできないということでございます。

したがって、どのような環境でも頑張る子供、その境遇の中で伸びていく子供はあります。特に義務教育の場合には、大多数の子供たちにとって、どのような教育環境をつくるのかということを考えるべきだろうと考えております。

今までの伊豆市内、私の場合には天城湯ヶ島町のときも教育環境が悪かったということをお願いしているわけではありません。あのころには1学級でやっていける地域の特性、兄弟の多さ、地域の中の間人関係というのがありました。今の子供たちは、同じ1学級であっても1学級の人数が減っている上に地域で遊ぶ子供たち、今、本柿木の大龍寺に集まって遊ぶ子供たちは全くなません。そのような社会環境の変化の中で、伊豆市においてどのような教育環境をつくるのが最適の教育環境なのかということで議論申し上げているわけです。

したがって、私たちの場合には、頑張れば2クラスあるいは3クラスの学校ができる。同じ1クラスであっても、10人ではなくて30人の1クラスをつくることのできる。そのような状況にありながら、どうしてあえて小規模のたくさんの学校を残す必要があるのかということなわけです。小規模の学校が悪いと言っているわけではないんです。小規模の学校の特性は、2クラスあるいは30人の1クラスの中でも十分に発揮をできるということでございます。

さらに、最適な環境というのは学校だけではありません。今、伊豆市の子供たちで私たちの小さいころのように、川で遊ぶ子供も山で遊ぶ子供も大変少なくなってまいりました。田んぼに入ると怒られるそうです。狩野小学校では狩野川で泳がせていますが、ライフジャケットをつけておりますので潜ることもできない。そのようなことを総合的に考えて、地域の大人全員ですべての子供を教育するという事の中で、そのような認識を統一していただく中で、学校教育はどのようにあるべきかということを考えているわけでございます。

最後の駅周辺整備の進捗状況について。

まず第1点目でございますが、政策の整合性については、人口減少に歯どめをかける施策の一つとして、駅からおおむね5キロ以内に良質のベッドタウンを整備するという事を政策の一つに掲げております。電車は通勤手段として非常に有力な、魅力的な手段でございます。自動車通勤による環境負荷を軽減し、通勤する方々になるべく市内で買い物をしていた

だくためにも、使い勝手のよい駅及び駅周辺というのは大切だと考えています。また、来年4月からは、毎日720人も高校生が修善寺駅を通過することになります。彼ら、彼女らが伊豆を、修善寺を好きになってくれるような駅でありたいと考えています。

就職は三島になったけれども、このまま修善寺に住みたい、伊豆に住みたいと思えるようなまちづくりの第一歩としての駅周辺の整備を考えているわけでございます。その結果、修善寺駅に人が集まるようになれば、この駅というのは、牧之郷も含んでいるんですが、そのように人が集まるようになれば、土肥や湯ヶ島、上大見の志ある若い人たちがその商店街に店を出すことも可能になってまいります。もちろん、土肥の中心部、中伊豆の八幡地区、天城湯ヶ島の宿地区の商店街活性化も視野に入れてはおりますけれども、それは修善寺駅の活性化とリンクしてこそ効果が上がるものだと考えています。

2点目につきましては、平成17年3月に、約30名程度の駅前地区の皆さんが構成メンバーとなって結成された修善寺駅前まちづくり会議の方々には、随時事業展開の節目節目でご説明させていただくことを考えており、これからも継続をしてまいります。

3番目の進捗状況でございますが、現在作成されている基本構想をベースに、23年度からの工事化を目指すために、鉄道施設の改修にかかわる基本設計、鉄道施設以外の駅、売店等の物権補償調査、駅周辺整備及び南北広場の基本設計の修正業務を予定し、現在その前段階の調整を行っております。

現在、最も大きな要素として財源であるまちづくり交付金の対象となることの確認作業を進めております。修善寺駅の大半が伊豆箱根鉄道の用地であり、伊豆箱根鉄道さんから本事業用地にかかわる区域を、道路施設や建物が存続する限り無償でお借りし、事業を進める方向で内諾をいただいております。この点を基本協定に盛り込み、これを担保に、まちづくり交付金の対象となる方向で県及び国に再度確認しているところでございます。

また、東海バスさんのほうもここに来て、駅南広場整備事業への協力をいただく意向が示されまして、歩道整備等に関する合意形成ができるかどうか、現在協議を行っております。

さらに、より市民の皆さんの意見を取り入れた事業計画とするための準備を進めております。

4点目の本年度の進め方並びに事業展開の予定というご質問でございますが、まちづくり交付金の対象となる確認作業が終了し次第、伊豆箱根鉄道さんと基本協定を結び、鉄道施設の改修にかかわる基本設計等の委託業務に着手する予定です。

また、まちづくり交付金のメニューの整理、取りまとめに向けまして、本議会に補正予算を上程させていただいておりますが、駐車場需要調査のための社会実験を予定したいと考えております。これは私が提案して事務方に組んでもらったんですが、現在、自動車で三島方向に通勤している方々に、暫定的に、これは半年か1年になるかわかりませんが、電車通勤をしていただき、その場合の問題点とか負荷の軽減とかを検証していきたいと思っています。

次に、修善寺駅周辺整備計画利用者検討委員会を設置し、修善寺駅周辺整備事業計画の取りまとめに当たり、利用者の視点に立って、修善寺駅が伊豆市の陸の玄関口として、市民はもちろんのこと、訪れる観光客の皆様にとっても利用しやすく、かつ伊豆市のシンボルとなる環境空間の構築を目標に広く意見聴取を図っていきたいと考えております。

委員会の目標といたしまして、駅、南北広場、駅舎、中央広場、周辺道路等の利便性の向上や意匠、いわゆるデザインですね、等につきまして広い意見を賜りたいと思っております。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 次に、教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 小規模校の問題でありますけれども、現在、かなりの数の学校が伊豆市では小規模校で運営をされているのはご承知のとおりであります。

現在の小規模校では、それらの与えられた条件の中で、最大限発揮すべく教育を行われ、それ自体を全面的に否定するという考えではありません。

しかしながら、学校では多様な友達あるいは教職員との触れ合いを通して、全人的な教育を目指すということを考えると、一定程度の規模を持った学校のほうがよりよい教育ができるというぐあいに考えて、今回の再編計画を考えたところであります。

それから、土肥地区の問題でありますがおっしゃるとおり、船原峠を越えて通学するということは、現実的なことを考えると難しいというぐあいに考えました。県の基準あるいは国の基準でいきますと、今度2校が統合しても2学級規模にはなりません。

そこで、統合時の教職員の加配あるいは1学級人数がふえることで、現在の加配ができるという現実の問題もありますので、チームティーチングなり少人数クラスに分ける等々、フレキシブルな授業形態をとると、そういう授業形態も考えられるわけで、なるべく子供たちが多くの集団の中で学べることを、そこに複数の教員が使用できることを目指して再編成をしたいというぐあいに考えていきたく思っております。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

西島議員。

6番（西島信也君） それでは、再質問をさせていただきます。

初めに、議会において本質的な議論をという話でございますけれども、今、市長からポピュリズムという解説を受けたわけですが、私、はっきりといいですか、この前初めて聞いた言葉でして、余り使われていないなという気もするわけですが、市長の説明の中で、ポピュリズムということは大衆受けをする政策をやる、こういうことをおっしゃったわけですが、大衆受けをする、何か悪いようなことを言っているみたいですね。ポピュリズムというのは大衆受けをするから悪いよと。では市長は、一部の人のためにする政策がいいと言っているのかどうか、まず1つ伺います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 一部の少数意見を採用するというようなことは申し上げておりません。

議長（飯田宣夫君） 西島議員。

6番（西島信也君） 何か言っていることがよくわからないわけですがけれども、一部の人のことを採用するじゃなければ、じゃ大衆しかないではないですか。変だと思いませんか。私は変だと思っんですけれども、皆さんどうですか。

私ども議会、それから行政もそうですけれども、やっぱり一般大衆のために政策をつくっていくんじゃないですか。1人でも多くの人の、恵まれない人も含めて、とにかく多くの人のためにやるというのが政策じゃないですか、それが大衆受けをする政策だと思いますけれども、どうも市長はそうじゃないみたいですね。どうも変だと思っんですけれども、どうですか。人気の高い政策をするのはけしからんとさっき言っていましたね。それはけしからんというんですかね。だから私さっき言ったように、一部の人のためにする政策を市長はしようとしているのかと、そういうことを、再度もう一回お聞きします。大衆受けが悪いのかどうか。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 私が市民の皆さんを呼ぶときには、有権者とは申し上げたことはありません。いつも主権者と申し上げております。市長という業務を遂行する上で、主権者と有権者の間で大変苦慮しているわけでございます。地域の皆さんは、何でここを高くするんだ、何でここをやるんだと常におっしゃるわけですが、しかし、主権者ですから、政策は行政が当分4年間菊地に任せた。だけれども、主権者としてその財源はどこから負担するか、市民全員がどのような負担をするのか、将来どのようなまちをつくりたいのかということをお私に常に市民の皆さんにも考えながら要望を出していただきたい。そういった気持ちがあるので、常に主権者の市民の皆さんと、こう申し上げているわけです。

公共料金は安いほうがいい、サービスは高いほうがいい、絶対に財源はありません。そこはもちろん行政も責任を持って、政策は、取りまとめますけれども、市民の皆さんにも常に考えていただきたい、そのようなことを申し上げているわけです。

議長（飯田宣夫君） 西島議員。

6番（西島信也君） そういうことで市長さんおっしゃっているわけですがけれども、このことは、ごみ袋とか水道料とかそういうことを言っているわけじゃないですからこれ以上言いませんけれども、とにかく市長が言っているところの大衆受けのする政策はよくない、人気の高い政策はよくない。今、主権者とか有権者とか言いましたけれども、それだって選挙のことを考えて言っているわけじゃないんですよ。やっぱり伊豆市民のことを考えて言っているわけで、それを大衆受けのする政策はよくない、ポピュリズムはそうだと。だからもっと本質的な議論をするなんて、どうも言っていることが理解できないです。

それでは、いいです。次に移ります。

次に、教育長さんにお伺いいたします。

初めに、小学校旧町1校ずつにする案は乱暴きわまりないということですが、初めに、私が教育長さんに質問した後段、土肥の子供の山越えの通学は考えられないと聞きましたが、なぜ考えられないのか。通学距離に何か基準でもあるのか伺いますと、こう言ったわけです。そうしたら教育長さんは、現実的に考えられない。歩いて来るわけじゃないですよ。何で現実的に考えられないのか。いいですか。

修善寺でいいますと修善寺の大沢の上から、今度1校になるとすれば、仮に南小になるとすれば何キロあると思いますか。9.5キロですよ。あるいは天城湯ヶ島でいえば、どこになるかわかりませんが、仮に狩野小になるとすれば、浄蓮の滝の上から狩野小まで何キロあると思いますか。11.2キロなんですよ。こういうのは、現実的に考えられるんですか。そこをひとつお伺いいたします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 確におっしゃるとおり、遠くなって通学の問題は大変だという認識は持っています。ただ、遠いから天城なり修善寺に来るとするのは、我々はちょっと考えられなかったもので、旧町単位でいこうというのが現実的なところであります。

議長（飯田宣夫君） 西島議員。

6番（西島信也君） 教育長さんも苦しい答弁があるわけですが、とにかく私が申し上げたいのは、9キロも10キロもどうやって通わせるんだと。普通考えたっておかしいじゃないですか、そんな遠くへ通わせるということ自体が。私はそう思います。

私は最近修善寺図書館へ行ってきたわけですが、こんな本を見つけたんです。「子育て教育を宗谷に学ぼう」という修善寺図書館にある本です。教育長さんは先ほどの答弁で、小規模校は全面的な否定をするわけじゃないけれども、だけれどもやっぱり2学級のほうが教育上いいんじゃないかと、こういうことをおっしゃったわけですね。

この宗谷というところはどこかというところかといいますと、北海道の北端にある地域です。面積が4,077平方キロメートル、これは北海道の20分の1です。広さとしては、静岡県の半分強の大きさのところ。そこはどのようところかといいますと、今まで主力産業でありました炭鉱、これはすべて閉山されました。漁業も昔言いました200海里問題なんてありましたけれども、漁業も不振、酪農、農業も外国産製品に押されて、これも不振という、そんなような地域です。人も少ないと。

この本によりますと、小学校はこの地域に74校あるわけ。このうちの複式学級のある学校は4分の3。中学校は全部で35校。このうち小中一貫校といいますか、併置校といいますか、これが16校、中学校の複式校は約5分の2が複式校ということでございます。こんな環境の地域の子供たちでも、この本によりますと、皆さん子供たちは元気で明るいということを行っています。

この宗谷の教育、どういう教育をしているかという、それぞれの学校が取り組んでいるのは2つの共通の取り組みがあるということなんです。1つは、子供たちに真の学力をつける。2つ目、子供たちに生きる力を育てる。この2つを目標にして取り組んでいるわけなんです。

そして、最初の真の学力をつけるというのはどういうことかという、学力は単に受験のためでなくて、将来、子供たちの未来を開くための学力をつけるのが1つ。それから生きる力を育てる。これは宗谷地方も非行化の子供あるいは無気力な子供がだんだんふえてきている。都会に限らず、都会と同じように例外なくそういうのが進行していると、こういう中でも、子供たちがどのような集団の中でもちゃんとやっていけるような教育をする。やがて、大都会で働くようなことがある、そういう子供でもちゃんとやっていけるような、そういう教育をつけると、自立していけるような教育をつけると、これがこの本に書いてある宗谷の教育の2つの取り組みなんです。

伊豆市の先生方も意識しているしていないにかかわらず、この2つのことはちゃんとやっているじゃないかと思うわけです。それで、私は教育の本質は何かということを考えると、こんな1学級だ、2学級だなんてそんなことじゃなくて、教育というのは通学と、あるいは地域のかかわりを除けばどこでも同じような教育ができると、それを宗谷の教育が示しているわけですが、要するに先生、生徒、地域のかかわり方なんです。

ですから、私が教育委員会に言いたいのは、こんな1学級、2学級で血道を上げているようなことをしないで、もっと本質的な教育をしたらいかかかなと。大変生意気なことを言うようですけども、そんな気がするわけです。

学校の教育は、言いますと学校、教師ですね、それと家庭、保護者の家庭、それから地域と、この三者が連携して子供を教育するという、これはもう何十年も前から教育委員会が、県の教育委員会、国もそうなんですけれども、市の教育委員会、町の教育委員会からそういうことを言っているわけですね。

それで、私一つ教育長さんに伺うわけですけども、こういう学校統廃合というようなことになると、当然地域との関係が希薄になるんじゃないかと思うわけです。さっき言った学校、家庭、地域と、この連携ということにつきまして、教育長さんどのようにお考えかお伺いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 宗谷の話、勉強になりましたし、参考にしたいと。

地域との問題は、おっしゃるとおり、学校、地域住民の心のふるさとだという言い方もありますし、かつては学校は地域の文化センター的な役割等と言われた時期もあります。そういう意味では、地域にとっての学校の重要性というのは承知をしているつもりであります。

ただ、今回我々考えた中心は、それ以上にやっぱり現在の子供たちのことを中心、より上

位に考えざるを得ないというのが中心でありました。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 西島議員。

6番（西島信也君） 教育長さん、そういう答弁ですけれども、もう一つ、教育委員会にはいろいろなところから圧力やあるいは政治家から何か、そういう圧力がある場合もあるかと思うんですけれども、教育というのは独自性を持って、やはり教育委員会は教育のことだけ 教育のことだけというのはおかしいんですけれども、子供たちのため、教育のことを本質的に考えなきゃいけないと思うんです。

それで教育長さんにお伺いしますが、教育長さんは教育の独自性ということにつきましてどのようにお考えをお持ちでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 教育委員会が戦後できたときからの、戦前からの経緯の中で、教育委員会制度ができたというぐあいには承知しておりますし、現に教育委員会制度の中で我々活動しているという認識を持っています。時の行政等々とは一線を画している部分であるだろうというぐあいには思っております。

ただ今回の再編成問題で、市長さんと特別どうこうということではなくて、我々自身も余りにも小さな学校がたくさん伊豆市にはあり過ぎるといふぐあいに、私は正直、直感的にそれは思ったわけで、その後のことは後づけなのかもしれませんが、よりちょうどいい規模の学校に何とかしたいというのが、僕個人にはあります。

ただ、通学補助のことは我々は正直ここまで市長部局で考えてくれるとは、実は思っておりませんでした。このことは、追い風になったのは事実であります。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 西島議員。

6番（西島信也君） それでは、次に移ります。

3番目、最適の教育環境とはどのようなものかということでございます。

先ほど市長から答弁がありました、大多数の子供たちのためにやるということで、具体的には何もなかったような気がするわけでございます。私の考えている最適な教育環境、これは学校の先生も大方の方はそう思っているんじゃないかと思うんですけれども、1番目はしっかりと先生に学ぶ。いじめ、不登校、そういうことに対処できるようなしっかりした先生。2番目、学校施設、教材が充実していると。これが2番目。要するに人と物ですね。それから3番目、保護者あるいは地域の人との協力が得られると、非常に仰げるといふ3つじゃないかと思えます。それと今問題になっております通学手段の確保ということが挙げられるわけでございます。

まず1番目の質問です。先生のことなんですけれども、この小学校を12校から4校にするということは、先生においてどういうことが起きるかということ、今、伊豆市には先生方の数

は200数十人いると思います。これが半減するわけです。先生の数が半減すると。やはり、私は教育というのは先生の力が非常に大きいと、ほとんど90%以上は先生の力で教育を支えると。先生の数が少なくなって、今まで1クラス20人でやっていたのが、今度40人ということになって、それで果たしていい教育ができるのかどうか。先生の数が半分になるんですから。何を好んでそんなことをするのかということがあります。

それともう一つ、これは教育ということじゃないんですけれども、きのう市長は役場の職員の数400人にすると。それはそれでいいんですけれども、ただ単にすればいいというものじゃないと。伊豆市の就職先とか、若い人たちをどうするかと。そういうことも考えなきゃならん、こういうことも市長はおっしゃったわけですね。伊豆市の先生が100人減るわけです。100人、半分になっちゃいます。それだけの就職先をどこにつくるつもりですか。まずそれが1点。それを市長に質問いたします。

それから、一番最後に言いますと、通学手段の確保ということで、先ほど大沢から南小まで9.5キロ、浄蓮の滝から狩野小まで11キロと言いましたけれども、市長は通学費を全額公費負担にするとおっしゃいますね。大分前から言っているわけですがけれども、半年、もっと前から言っているわけですがけれども、それでは大体概算幾らぐらいかかるとおっしゃられるのか、それを教えてください。

それからもう一つ、バスがあるところはいいいけれども、バスがないところはどうするか。地域の人々の協力で、ワゴン車で通学を運行する、ボランティアで。ボランティアというのは、そう毎日毎日できるものじゃないんですよ。私も修善寺中学でキャロットクラブというボランティアグループに入っているんですけれども、それは月に一遍くらいです。いいですよ、月に一遍くらい行ってくれと言われれば、それは行くかもしれませぬけれども、毎日毎日どうやってやるのと私は思うわけです。したがって、そのことについて質問をいたします、市長。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） まず、先生が減るから就職先が減るんじゃないかという話は、これはいつも申し上げているとおり、市の施設が減るデメリットはあるわけです。そのほかのデメリットもある、地域の問題もある。ただし、ここは子供の教育を中心に考えてくださいというお願いをしているわけです。市の先生が減る、全体が減るのではなくて、今現に大東小学校では2クラスに1人の先生しかいないわけです、複式学級ですから。そういった今の子供たちに犠牲を強いるようなことはしたくない、あるいはしてはならないということを申し上げているわけです。先生の全体の数が減って、人口が100人減る。今、その議論ではなくて、教育の議論をしているわけですから、ぜひそこに照準を当てていただきたい。

そこで今の12の学校が残るときと、将来4つの学校ができるときに、通学の問題はもちろん承知しています。じゃ1キロ歩いていきたい、それはいいに決まっている、10キロ車に乗

るよりはいい。だけれども、その結果できる2クラスあるいは1クラスでも30人の学校と今の学校と、通学以外でどこが今の学校のほうがいいですかという議論をいただきたいわけです。我々は政策判断ですから、判断は最後は比較、選択肢ですので、通学のデメリットはわかっています。しかし、そのほかのでき上がった学校の中で、今のほうが教育委員会が提言してくれた案よりもいいということをご主張いただきたいと、こう考えているわけです。

そのこの決めるやり方にしておいて、1月下旬だったと、これはうる覚えですが、教育審議会から答申をいただいた。その後、私が教育長さんと一緒にタウンミーティングをやった私の発言内容、そして3月25日に教育委員会がまとめた内容、この3つは全部違います。これは私は伊豆市の民主主義のすごさだと思うんです。やっぱり市民の皆さんと議論していく中で、議論が集約されていく、成熟していく、私は非常に成案のまとめ方としていい形だったんだろうなと思っています。私は教育委員会のほうが通学費で非常に苦慮されていること、横でわかりましたので、2月、3月は教育長さんと一緒に歩かせていただいたわけです。その際、市役所の管理者という立場、つまり教育長さんとは教育と行政でパラレルということもあるけれども、行政全般の責任者という立場で意見を申し上げることは越権行為ではないだろうと、こう考えて、私はそれなりに教育委員会は非常に頑張ってくれたと思っています。通学費が幾らかについては、後ほど教育委員会のほうから答弁をしていただきます。

バスがないところ、これは今現に土肥地区においては、検討してくれていますが、ほかの地域においてまだ検討が進んでおりませんが、あと10カ月ぐらいの間に、バスの時間を変えるのか変えないのか、バスがないところはどうするのか、現に大沢でも、大野の一部でもお母さんが送り迎えをされているところをどうするのか。そこはまだ具体的にはできていません。

そこで、なぜ去年、コミュニティバスの実験が柿木でしかできなかったかということ、あそこはボランティアでやろうという方が10人手を挙げてくれたわけです。残念ながら、ほかは私が企図したところではそういったことはなかった。そこで、全部ボランティアにお願いするというのではなくて、行政と地域力と総合化して子供とかお年寄りの足を考えましょうということは今提言申し上げているわけです。全部ボランティアにやらせて市は黙っているということではありませんので、そこは誤解なきようお願いをしたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（間野孝一君） バス代のことについてお話をさせていただきます。

現在、全体的な来年度からのバス通学を無料という格好で、一定の距離でありますけれども、そのお話については、今現在精査をしている段階ですので、金額をちょっと申し上げる材料がございません。土肥地区に関しましては、概算ではございますけれども、土肥地区については準備委員会等を立ち上げた中で、バス事業者との話し合いを、おおよその金額を出す。これはぴったりというお金ではございませんけれども、現時点での予測という中での数字がおおむね出ておりますので、その数字についてはここでお話をさせていただきます。

現在の土肥地区の小学校、それから中学校につきましては、20年度の現在の市のほうの通学の補助規則でいきますと、大体221万ほどになっています。20年度の実績を見ていきますと、これは概算数字を丸めた数字でございますけれども、この地区が来年度再編成が行われまして、土肥小学校のほうに土肥南小の児童さんが通学してくると。もう一つ、中学生のほうも今、市のほうの通学補助の制度を使っています。これが全額、市長のほうがお話しされましたような補助という格好になりますと、土肥地区だけでおよそ七百四、五十万ぐらいになるだろうと。これはバス事業者のほうからいただいた数字でございます。これは、現時点での児童数の中でのお話でございますので、6年生卒業、それから新入学生というところまではちょっとまだ精査の段階ではございませんけれども、おおむねそのような金額になってございます。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 西島議員。

6番（西島信也君） 先ほど先生の方が半減するというお話をいたしましたけれども、私は最初の通告した質問の中に、学校再編成と人口減少対策とでは政策の整合性がないじゃないかというふうに言っているわけです。私、そのことで今言ったわけですがけれども、確かに先生は減ると、何が減ると。だけど、そのことと分けて考えるという、そういうお話だったですね。伊豆市の活性化について、人口減少に歯どめをかけるということについて分けて考える、今、学校のことをやるんだ。そこが政策の整合性がないじゃないかということを行っているわけです。片方のほうがどんどん減らして、そうしたら先生も減ると、地域から人がいなくなるよということ、それでもいいんだよということを書いていながら、片方じゃ人口をふやせ、ふやせと。ふやせまではいかないけれども、減少に歯どめをかけるということを行っているわけですね。反対のことをやっているんじゃないですか。反対のことをやって、何でそれで整合性が保てるんですか。

とにかく小学校がなくなるということは、先生もそうですけれども、その地域では住宅なんか建たないですよ。大体新聞広告のチラシなんてよく入ってきますけれども、大概のあれにはほとんどですよ、学校まで何分、保育園まで歩いて何分ということが書いてあります。そんな学校のないところに家が建つわけがないじゃないですか。人口減少対策、学校再編成、どう結びつけるんですか。市長、答弁をお願いします。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 何度も申し上げているんですが、今は今の子供たちに、私も含めて今の大人たちが子供を少なくしてしまった。20年前は伊豆の国と伊豆と同じように450人ずつ生まれていたんです。今は向こうが500人、うちは200人足らずしか生まれていない。この結果責任を今の子供たちに押しつけることは適切ではないと、こう申し上げているわけです。

ですから、今の教育環境は、市内でできる最適な環境をつくりますという議論、人口を含めるまちづくりは別な議論でやりましょうということを行っているわけです。今、伊豆市の

ことを考えるときに、学校が近い、ショッピングセンターが近いということで、それが競争力になって、函南、三島よりいい住宅地、だからこっちへ引っ越しましようとならないです。我々がすべきは、学校、ショッピングセンターもあるけれども、しかし、全体としてやはり心地よいところに住みたい、空気のいいところに住みたい、川がきれいなところに住みたい。去年の24人の定住ツアーに来られた方も、子供連れの家族を含めて、こういう環境で住みたいということはあったけれども、学校が近くだから、お店が近くだからということで伊豆に来ていないです。それはそれとして、伊豆の付加価値、魅力を高める政策はやるけれども、今の子供たちに今の大人の結果責任を押しつけてはならないという議論をしているわけです。

したがって、教育の環境として、学校教育だけじゃないです。全体で大人が教育の責任を負うんだけど、義務教育という学校の教育において、通学の距離のデメリットは認めますが、その現状と今の案と内容においてどちらがいいですかということは何度もお願いしているわけです。ただし、土肥がこちらになぜできないのかというのは、それは小峰にも子供さんがいらっしゃるわけで、あの子供たちが船原峠を越えて狩野とか修善寺に来るかといったら、それはもう5キロ、10キロの世界ではありませんので、それは私じゃないです、教育委員会の皆さん、あるいは先生方においても、それは子供の負担が大き過ぎるだろうということはおっしゃっていました。したがって切り分けているわけです。

だから、こちらの今の再編案の中では、通学距離を犠牲にしても、結果としてそのほうが教育環境がいいではないかという議論を再三させていただいているわけです。

議長（飯田宣夫君） 西島議員。

6番（西島信也君） あと何回ですか。

議長（飯田宣夫君） まだ4回目です。

6番（西島信也君） 学校再編成と人口減少対策は分けて考える、そういうお話でございますね。どうも私は分けて考えられないから聞いているわけですがけれども、市長はきのうも言ったわけですがけれども、今の子供たちを犠牲にしてはならないと言ったですね。だから統廃合するんだと。私は、統廃合して犠牲になるのは子供たちだと思うんですよ。子供たちと親御さん、これは犠牲になるんですよ。私さっき言ったですがけれども、要するに通学と地域の人たちのかかわり合いを除けば、どこで教育をやっても、何人でやっても、そう大差はないと私は思うわけです。

さっき通学の話が出ましたから、例えば小峰というところから、私は知らないんですけども、土肥の一番大きなほうでしたけれども、そこから30キロあるか40キロあるか知りませんが40キロだそうです。それは考えられない。車で来れば、バスで来ればそんな考えられないこともないと思うんですけども、さっき言ったですがけれども、大沢から来る人9.5キロ、浄蓮の滝の上から来る人11キロ、これは大変じゃないんですかと私は言いたいですね。

全くどうも意見がかみ合わないわけですがけれども、考えていることが大分違うわけですが

れども、私はとにかく、市長は今の子供たちは犠牲にしてはならないと言いますけれども、私は言いたいですよ。今のそのまま返したいですよ。今の子供たちと親御さんを犠牲にするのはこの政策なんです。この政策が今の子供たちと親御さん、それから将来の伊豆市の活性化に大きな禍根を残すんですよ。これは決まりきったことですよ。

そういうことですね。これでこの質問は終わります。

最後の質問、1点だけお伺いします。

1点目の修善寺駅周辺整備です。

先ほど言いましたように、人口減少に歯どめをかける第一歩にするということを前に市長は言ったと思うんですけども、それに対するお答えがどういうことだというお答えがなかったような気がするんですけども、優良住宅地を修善寺駅周辺につくるというようなお話を前に私聞きましたが、それはどうですか、可能性はあるんですか、お伺いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 先ほどの建築確認もそうですけれども、市長に対する権限が非常に、中央分権化の波とは逆に縮小されているような気がして、こんな鉄道の駅が2つある、そしてその横に家を建てるのか、どんなまちをつくるのか、そんなことを決める権限さえ市長にない。一体これはどういうことなんだろうと思うんですが、伝え聞くところによると、平成22年度は都市計画の見直しの時期に当たると聞いておりますので、これから県及び国と全力で話し合いを進めていきたいと思っています。

いずれにしても、修善寺地域は都市計画の線引きそれから農地の青地という2つの大きなハードルがあるわけで、1年や2年で越えられるものでないと思っておりますけれども、これ乗り越えないことには、今考えているベッドタウン構想というのはできないと思っておりますので、それに向けて全力を傾注してまいろうと思っています。

議長（飯田宣夫君） 西島議員。

6番（西島信也君） ぜひ可能性があるならやっていただきたいと思います。要望ですけども、市長さんは個人でこの市政のトップになるわけですから、議会での発言につきましては十分責任を持っていただいて、住民のためになるような政策をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（飯田宣夫君） これで西島信也議員の質問を終了します。

関 邦 夫 君

議長（飯田宣夫君） 次に、9番、関邦夫議員。

9番（関 邦夫君） 9番、関邦夫。

1、低迷する漁業振興の対応について。

八木沢、小下田の磯では、12月から3月ごろの冬期に、岩ノリが大量に採取されていまし

た。20年以上前から、どの地区においても不作が続き、収穫は激減していますが、自然現象としてあきらめ、対応せずに放置されています。

また、テングサ採取においても、ここ数年は豊作が続いていましたが、ことしは生育も悪く、低廉な品質の悪いテングサがはびこっています。2月から5月ごろまでの大波のとき、アントクメ（トントンメとかシワメとも言われ、包丁でたたいて粘りを出し食べ美味）が海岸に流れ着き、土地地区以外の多くの人も楽しみに拾いに来ていましたが、全滅の状況です。

テングサ、メについては過去にもこのような事例がありましたが、数年後、従来のように豊漁になりました。ノリについては過去に例がなく、不漁が長期間続き、毎年ひどくなっているように見受けられます。漁業従事者と漁協ではこの問題を解決できないで、同じ現象が繰り返されています。

質問1、国・県の専門分野の力を求めることはできないか。

2、漁礁の投入も地元負担が重く、財政難を理由に長期間行われていない。沿岸漁業振興に必要不可欠の事業だと思いますが、この2点について伺います。

2つ目、平成22年3月31日期限の過疎債について。

4町合併後も土肥地区の過疎債制度は継続されていますが、伊豆市の一地区の問題であり、合併後の時間経過で利用できなくなるのではないか。

質問1、土肥町時代累計で過疎債をどれほど利用したか。

2番目、合併後、伊豆市において過疎債をどれほど利用したか。

3つ目、合併後、土肥町時代の過疎債返還金、返還金というか交付金は毎年いかほど戻ってきたか。

4つ目、この制度は今後も継続できるのか。できるとしたら、どのようなことに利用するつもりか。前は財政難を理由に、せっかくの制度が控えめの計画で余り活用していないように感じたが。

3、橋とガードレールの安全対策について。

橋の老朽化による危険箇所問題が全国的に取り上げられています。伊豆市においても多くの橋があり、点検されたと思われませんが、問題箇所の修繕は進んでいないのではないか。例を挙げると、3トン制限の標識は長い間掲げられていますが、安全率に余裕があるのか、大きな車が制限を無視して通行しても、取り締まりもしないところがあります。

このようないいかげんの責任逃れの標識を掲げ、危険箇所の改修を先送りにしてある箇所が幾つかあると思われそうです。未整備のガードレールの設置について多くの要望があると思われそうですが、常識的に見て、危険で早急な対応は必要だと思われる箇所を、財政難にかこつけ、いつまでもおくらすことはできません。

1、橋の調査はできているのか、対応はおくれているか。

2、ガードレール設置必要箇所が多く残されていると思われそうですが、財政難を理由に先送りにしていないか伺います。

以上。

議長（飯田宣夫君） ただいまの関議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） お答えします。

まず、漁業について。県の水産業局では、静岡県水産基本政策プログラムを策定し、海の恵みの持続的利用として、漁場の環境整備や沿岸資源対策などを進めているところでございます。

その中で、海中林と磯焼けの研究、静岡マリンロボによる海水温の情報収集、漁礁の投入によるマウント漁場などを実施しており、西伊豆、土肥地区漁場への試験も進めていただけるものと考えております。県との協力は引き続き強化してまいりたいと存じます。

漁礁等の基盤整備を含め、これは地元負担のこともございますので、地元の皆さんとまた改めて話をさせていただきたいと思っております。

2点目の過疎債について。まず借入額ですが、昭和47年から累計194件、24億3,050万円の起債をし、土肥南小学校体育館や松原公園の整備、町道、農林道の整備などに充当してまいりました。20年度末で旧土肥町分の元利償還残高は2億1,600万円となっています。

次に、伊豆市としての利用状況ですが、合併後、18件、1億2,010万円の起債を実施して、市として林道整備事業などに充ててまいりました。

3点目は、ご指摘のとおり交付税措置ですが、これは毎年度の元利償還金の70%に相当する額を、地方交付税の基準財政需要額に算入されることになっています。

それから最後は、この過疎債の制度は現時点では本年度で終了することになっています。ただし、ほかの市長さんからもこれを継続してくれという要望が全国的に届いているようでございまして、伊豆市としても、引き続き新たな過疎対策法の制定を強く要望してまいりたいと思っております。

次に、橋とガードレールについて。まず橋の点検ですが、伊豆市が管理する道路の橋は、1級市道に59、2級市道に85、3級市道に534で、合計678の橋があります。そのうち建設後50年を経過する橋梁は70で、全体の10.3%を占めます。橋の長さ15メートル以上の長寿命化を図る修繕計画を立てるため、平成20年度は21の橋の点検を行いました。今年度は50の橋の点検を予定しています。

橋の長さ15メートル以上が国庫補助事業の採択条件であり、全体678のうちの119が対象となり、21年度までに点検を完了し、修繕計画を策定する予定でございまして。

安全対策ですが、ガードレールの設置については、防護さくの設置基準に従い、長期にわたる土木行政の中で整備をしております。しかし、伊豆市の中でも、特に土肥地区については、この基準に合っていない防護さくが多くあり、合併初年度から取りかえに伴うガードレールの設置を実施してまいりました。昨年度平成20年度は、新設を含め200メートルの延長の整備をしたところでございます。

議長（飯田宣夫君） 再質問はありますか。

関議員。

9番（関 邦夫君） 一次産業について、農業、漁業振興についての質問は、今までたびたび取り上げられてきました。また、私も前回、過疎地域の農業、林業、漁業の振興についてお聞きしました。3月議会で漁業の振興についての答弁の概略は、後継者不足、捕獲漁業から育成漁業への転換、観光事業への積極的な取り組み等を取り上げていただきました。

伊豆地区栽培漁業推進協議会では、栽培漁業の定着、拡大を図るため、マダイの稚魚の放流を実施し、また沿岸漁業とともに遊漁船やスキューバダイビング等による海上レジャーとの共生による漁業の振興を図るも一つの方法と答えてくれました。

夏にはトビウオすくいのような子供、若者向けのイベントとあわせた漁業のあり方も将来の方向の一つだとお答えいただきました。

後継者不足を取り上げましたけれども、後継者がいないから漁業で生活できなくなったのではなく、漁業で生活できないから漁業従事者がいなくなったんだと思います。栽培漁業について、放流したタイには標識がついていて放流の成果はわかるわけですが、タイがたくさん釣れるようになったとは聞きません。タイ釣りに出ないということは、余り成果がないのではないかと思われれます。県では、一生懸命やってくれていると言いますが、実際は効果がないのではないか。

トコブシ、アワビの稚貝も放しましたが、成果なく、今は取りやめています。

遊漁船、スキューバダイビングは既に前から行われています。子供、若者向けのトビウオすくいのようなイベントと合わせた漁業も既に実行されています。漁協では、観光客に定置網の船に乗せ見学をさせ、魚を土産にし、料金をいただく行事をしましたが、観光客は邪魔になるだけなのか、やめてしまいました。今までの対策だけでは漁業の振興は図れないので、このような状況が続いていると思われれます。

国も県も今まで強力な応援はなかったし、稚魚の放流にしても一時的なことで、継続してやってはいません。漁業の振興について、何か新しい計画があるかということです。

伊豆市は、漁業従事者からの要望がないので取り組みができないのか、それとも漁業振興について何をして振興を図るかわからないのではないかと思います。漁業は漁業協働組合と漁業従事者の問題として、市は関与していないように見受けられます。漁業振興の手助けとしては、八木沢では膨大な埋め立てをしてもらい、ここをテングサ干場に利用させてもらっています。テングサ漁には乾燥のため広い土地が必要です。同じ続きの海岸の片や埋め立てまで必要とし、片やふじみ荘の跡地を売却しようとしています。海岸の空き地は幾らあっても邪魔になりません。更地で漁業従事者に利用させるのも有効利用だと思います。ふじみ荘が建つ前は、このところは海岸で漁師が使っていた場所でございます。更地にしておけば、いざというとき何にでも活用できると思います。辺地の悲哀を回避してほしいと思います。

海藻類の不作対策と魚のアパートと呼ばれる人工漁礁について今回伺います。

テングサについては、漁協の一元集荷ですので、収穫高、売上金額は正確に市で把握できますが、その他のものについてはほとんど調査はできないと思います。岩ノリにおいては、何十年もの間不作が続いています。岩ノリは強い西風が吹くと豊漁とされ、八木沢では12月ごろから、潮の関係で旧暦の1日、15日を目安に、1日限りでノリとりが行われ、その後15日間はノリの生育に充て、次の潮まで採取は禁止されていました。年5回も6回も採取され、大きな収入になっていました。

近年は不作で、年間2回ぐらいしか採取されず、それも少量しかとれません。温暖化による原因なのか、それともほかに原因があるのか、素人にはわかりませんので、国・県の協力を要請したわけです。温暖化が原因であれば、それなりに生育するノリが付着するノリを支度する手だてが早急に必要だと思います。

今の漁協や漁業従事者の力では解決できない問題です。海藻類は針葉樹の植林により海の養分が減り、海藻類に影響があるとされていますが、テングサについては、去年まで豊漁で、ことしの5分の1あるいは10分の1と言われる不作は、針葉樹との関係では説明できません。なぜこのような現象が起こるのか調べ、対策をお願いするわけです。漁業従事者は何年かに起こる現象だとあきらめています。防ぎようがないのか、国・県に市から前向きな協力をお願いしてもらいたいと思います。

さっき市長は磯枯れという言葉が出てきましたけれども、この磯枯れ対策をして成功したという例もあります。漁業のことは習慣とか漁業権とかの問題を含み複雑ですが、市民の生活が少しでもよくなるようにお願いいたします。

人工漁礁については、多くのところでいろいろなことが行われ成功しています。土肥のときも行われてきましたが、財政が悪くなってからは、要望はあっても実行されていません。人口漁礁による効果は明らかです。受益者負担が問題になり、進行しません。年老いた漁師が何年も負担金を支払うことはできません。

質問します。過疎債等の利用で、人工漁礁の投入が検討できないか。今の財政で困難はわかりませんが、せつかくの過疎債を利用することを検討できないか伺います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 過疎債の使い方については、後ほど総務部長から答えさせますが、土肥の活性化についていつもいろいろな議論をさせていただくんですが、ぜひ地元のほうで、皆さん方でどういうまちづくりをしたいのか、やはり皆さんまず話し合っていたいただきたいと思うんです。屋形海岸のあり方、あの周辺を一体どういうまちにしようとなさっているのか。八木沢であれば、私も先日見てまいりましたけれども、私は自分で見たところを、丸山スポーツ公園の体育事業で、スポーツイベントでお客様を呼ぶというのは競争力があると思います。あると思いましたから、整備しようと思っています。

ただし、隣のふじみ荘の周辺地域についてはあのままで。あそこを更地にしてテングサの

干場で使いたいということであれば、もし八木沢区で財政力があるのであれば、市から買っていただくこともできるわけです。あるいはあの地域を全体として、漁業そのもので沼津の市場に持って行って食べようとしているのか、途中でありました観光漁業として、お客様を呼ぶ、その手段として海を使おうとしているのか、そこの方向性のある程度議論いただかないと、こちらもあれもやります、これもやりますで、やはり効果がわからないまま税金を投ずるということではできませんので、ぜひ八木沢であれば八木沢地区の、海の持っている資源をどう使おうとされたいのか、ぜひ一度ご議論を整理していただければと思っています。

漁礁に過疎債を使えるかどうか、これまたことし末ですので、ちょっと技術的にはわからないんですが、可能な範囲内で総務部長から回答をさせます。

議長（飯田宣夫君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） すみません、ちょっと確かなことは言えませんが、かつて土肥町時代に補助裏を使っていたような気もしないわけでもないわけですが、確認はしたいと思います。

いずれにせよ起債対象事業の中でということになります。その条件に合うかどうかということになるかと思えます。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 関君、1番だけを終わらせたいんですけども。

関議員。

9番（関 邦夫君） 再質問させてもらいます。

土肥の漁業の最盛期には、船元と呼ばれる経営者と乗りこと呼ばれる何十人かの従業員を擁して、何組かの船団が組まれて組織されていました。土肥は鉱山と漁業と海運業でにぎわっていました。大型の装備を備えた漁法についていけず、昭和30年ごろから急激に衰退しました。その後、遊漁船、小規模定置網、コザラシ網と個人漁の漁が行われていますが、衰退を余儀なくされています。

テングサ、貝類等は余り時代に関係なく続いてきましたが、近年の異変について対応できないので、対応をお願いしたわけです。稚魚の放流にしても、魚の住む人工漁礁の投入が必要です。雑駁ですが、土肥の認識が皆さん余りないので、くどくど説明いたしました。伊豆市の沿岸漁業の振興にお力添えをお願いしまして、この質問は終わります。

議長（飯田宣夫君） 関議員の質問中ですが、ここで休憩をとりたいと思います。

再開を13時といたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩を閉じ会議を開きます。

9番、関邦夫議員。

9番（関 邦夫君） 2番目からお願いします。

説明はわかりました。過疎債は主にどのような事業に、どのような割合で土肥では使われたか。それが1つ。

他の補助事業との組み合わせについての利用法について伺います。例えば土肥の中央農道ですか、それをつくるときに、ほかの事業で補助金の足りない分を過疎債で使ってやった場合に、ほとんどが補助でできるような、交付税でできるような格好をこの前聞いたんですけども、その使い方について説明をしてもらいたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 総務部長から答弁させます。

議長（飯田宣夫君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） 先ほどにちょっと関連しますけれども、その事業メニューによって、過疎債が使えるもの、使えないものがございます。先ほどすみません、確認して、話の中で、漁礁の関係については使うことはできるということございまして、事業、その一つ一つによって採択できるもの、できないものがあるわけございまして、これは1つは過疎債の枠というのがございます。何でもかんでもというわけにはいきませんで、伊豆市としての起債枠というのがございます。

それと、計画に基づいてということで、過疎に基づく市の計画、これを策定して議会の議決を経てそのものに使うことができるというような制度になっております。事業にあるのはそれぞれ産業振興であるとか、道路整備等にも使えるものもございます。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 関議員。

9番（関 邦夫君） 土肥で20何億だか過疎債を活用したと言うんですけども、その中で、例えば箱物にうんと使ったものか、道路の整備に使ったものか、その辺の大きな活用したものをもう少し教えてもらいたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） 主には観光施設の整備、それから林道、それから農道、これらの補助裏等に充当したというのが主な事件でございます。

議長（飯田宣夫君） 関議員。

9番（関 邦夫君） 過疎債は利用法によっては有意義な活用ができます。今使える過疎債は、平成12年度から10年の時限法で、過疎地域自立促進特別措置法による地方債です。過疎地域における補助事業、単独事業いずれにも充当される。交付税措置は、元利償還金の60%程度を基準財政需要額に算入するとなっています。過疎債の有効利用について、土肥町時代から何回も質問しています。土肥のときはこれを大いに活用し、自主財源のない中、何とか

町の運営ができたのも過疎債のおかげだと認識しています。

合併近くは財政が硬直していて、使いたくても使う余裕がなくなった状態になり、町民要望の事業を抑制し、将来に向けて財政健全化に努める。土肥は平成16年に合併したわけですが、17年度から借金が返せる計画でした。合併した伊豆市において、過疎債の利用は可能と考え質問をいたしましたが、せっかくの制度を利用せずに財政難という言葉を繰り返しています。今、水道事業が論議されていますが、八木沢、小下田を含め、土肥地域のこれから行う水道事業は、過疎債等の交付税措置、補助金で大きく減額され、それにより水道料金は大きく減額できるのではないか。過疎債打ち切りでは、これに頼る多くの市長さんが困惑し、財政が賄えなくなります。継続のための働きかけの必要について強く要望してもらいたいと思います。

過疎債、合併特例債は土肥地区の水道事業に利用できるのかできないのか伺います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 現在、八木沢、小下田で計画しております水道事業は、これは今の水道料金の事業にも入っておりませんし、今の水道料金の積算根拠にはなっておりません。

それから、この過疎法があと1年で切れますので、どのような形で使うにせよ、今これは全国市長会とそれから議会のほうでも要請しております新法の制定か現行法の延長か、どちらかが整いませんと、いずれにせよ適用できませんので、今具体的に何かを過疎債で充てるといことは考えておりません。

議長（飯田宣夫君） 関議員。

9番（関 邦夫君） そうすると、この間の水道料金を決めるに当たって、いろいろな施設の工事をこのくらいかかっていたというのを上げてあったと思いますけれども、その算定をするには、過疎債とかこういう合併特例債とかというのは勘定に入っていないんですか。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） それは、建設部長のほうから答弁させます。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 上水道事業につきましては、入っておりません。

議長（飯田宣夫君） 関議員。今の質問はもう5回になりましたので。

9番（関 邦夫君） じゃ終わります。

次に移ります。

3番、橋について、県の管理と市の管理があると思われませんが、県の管理にしても、伊豆市にかかる橋については直接関係する伊豆市も調査をして、実情を把握して誤りがないか検討する必要があるのではないか。新たな橋をかけるよりも、修理で対応できれば、費用も時間の面でも節約になり、県もこの方向で進んでいます。

橋の老朽化による危険箇所についての調査の必要について前から言われていますが、今ま

で伊豆市は安全まちづくりを掲げていても、対応がおくれているのではないかと。予算のない自治体では、調査書の作成を委託せず、市独自で調査書をつくっているところもあります。安全なまちづくりを掲げている伊豆市の職員は、忙しくて伊豆市所管の橋に限らず、危険箇所の調査ができ上がっていないのではないかと。県管理のところは、危険であっても管轄外として調査の要望ができないのか。市内の危険箇所については、綿密に早急に調査書の作成をし、正しく市内の現状を把握する必要について伺います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） もし調査の詳細でございましたら、これは後ほど建設部長から答えさせますが、ご承知のとおり急傾斜地等で800数十箇所の危険箇所を抱え、さらに、再三指摘されます県道、国道の狭隘部分による危険箇所の改善等も議論が上がっております。また、市道、林道、それから特に土肥地区では狭い農道が多いものですから、農道の拡幅等大変多くの要望をいただいているわけでございまして、その中で実情を調査し、そして優先順位を決めて予算の範囲内で逐次整備をしていくということでございます。

したがって、どれも軽視しているわけではないんですが、これは正直言って膨大な作業量になっておりますので、なかなか順番が回ってこないということはあるかと思いますが、市のほうでは今申し上げましたような事務のほう、業務のほうを着実に進めております。

議長（飯田宣夫君） 関議員。

9番（関 邦夫君） ガードレールの話に進みます。

ガードレールは大別して、車両用防護さくと歩行者、自転車用防護さくの2パターンがあるそうです。車両用防護さく、車両が斜線から逸脱し大事故を起こす可能性があるところに設置されています。例えばカーブ区間、橋梁区間、歩道と民地に高低差がある区間等です。

歩行者、自転車用防護さく、歩行者が歩道から転落したり、車道を横断しては危険の区間に設置されています。例えば歩道と民地に一定の高低差がある区間、車道部の横断禁止区間等、概略は以上のとおりですが、直轄道路の場合には、交通安全上必要と思われる箇所については、住民の要望によって防護さくの設置も検討されているとされています。

安全まちづくりを掲げる伊豆市において、危険箇所が解決されないでいるように感じますが、安全についての大城さんのときの質問に、天城北道路の建設を進めているという答弁でした。答弁書をつくる職員も答弁する市長も、どのような政治感覚が理解できませんでした。平和で安全の中、心豊かな生活ができる社会を構築するのに、安全という言葉の意味をよく理解してもらいたいと思います。安全のためにやるべき大変な事業が数多く放置されているように見受けられますが、これらの問題について、さっき答えてくれましたけれども、もう一度どのように対応するのか伺います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

今ちょっと、土肥地区時代のときにどうしてこういったガードレールが多いのか私も、承知していないものですから、今の職員の推測なんですけれども、当時財政が逼迫する中で、安価な工法を選んだのではないかと推測でございますけれども、もし議員ご承知でしたらご指摘いただきたいんですが、現実問題、土肥地区にそのようなガードレールが多い。

したがって、これは安全な基準に合ったものに早急に改善すべきではないかというご指摘だと思っておりますが、これは繰り返しになりますけれども、危険箇所が本当に数百箇所ある中で、1つには道路の利便性の向上、もう一つは危険地域の改善という、2つの違う視点の中で優先順位をつけて、そしてもちろん全額を利便性の向上ではなくて、一元箇所の回避だけに事業を使うこともできませんので、その予算の中で危険度とかあるいは住民に対する影響力を、今優先順位をつけてくださいという、事務方に対して指示をしているわけです。これはまだ全部1番から860何カ所まで全部順番がついているわけではありませんが、なるべく優先順位をはっきり定めて、そして市民の皆さんに公開できるような作業を進めているところでございまして、もう少しその作業については時間がかかるものと見ております。

議長（飯田宣夫君） 関議員。

9番（関 邦夫君） これで終わります。

議長（飯田宣夫君） これで関邦夫議員の質問を終了します。

大 川 孝 君

議長（飯田宣夫君） 次に、11番、大川孝議員。

11番（大川 孝君） 11番、大川孝。

私は通告してあります一般質問の答弁を市長に求めます。

まず、地域活性化プロジェクトに関しての質問をいたします。

「どうするこの伊豆市の活性化」を一つとりましても、活性化とは幅広く、奥の深いものがあります。人口をふやすにはどうしたらよいか。とりわけ伊豆市の地場産業の農林業、観光、商工業の活性化をどうしたらよいか。これらの商売の発展を阻害しているものは何かを突きとめなければなりません。要するに商売の鉄則ともいえる売り手よし、買い手よし、世間よしの三方よしの商売をしていかなければならないということだと思えます。

さて、今回私は市長が進めようとしております大きな改革の後の問題を取り上げてみたいと思えます。

合併後の地域おこしや地域資源などを活用した快適な住みよいまちづくり戦略を加速させていくことが重要であり、言うまでもありません。これからの活性化を進める主な諸問題といたしまして、学校再編に伴う廃校舎の活用方法。この件につきましては、土肥の小学校の来年度からの実施がほぼ確実されておりますので、挙げさせていただきました。

支所の活用方法。そして、若い世代が迷うことなく定住してくれる方策など、これらの

大きな事業につきましては、プロジェクトチームを組んで地域に不安を与えないで、本腰を入れて今から調査・研究をして、その方向性を出しておくことが求められておりますが、どのように考えているか、市長に所見を伺いたいと思います。

議長（飯田宣夫君） ただいまの大川議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

発言通告書で列挙をされております事項、それから今ご指摘いただきました問題点、いずれの問題も伊豆市の将来にとって極めて大きな影響を及ぼす重要課題だと考えております。

今ご質問のありました学校施設の活用については、これは教育委員会だけではなく、行政部、市役所内部でも部課横断的に検討する必要があるとございますし、また一番大切な地元地域の皆さんとの話し合いも欠かせないものと考えております。

地域あるいはケースによって編成の仕方は異なろうかと思いますが、そのように行政と地元の皆さんが合同でチームを検討することは非常に効果的だと思っておりますし、その方向で現在進みつつあるところでございます。

また、定住プロジェクト全体につきましても、昨年は市役所の職員で編成をしておりましたけれども、なるべく早い段階で市民の代表の皆さんにも入っていただいて、混成チームとして将来像を描いていきたいと考えております。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

大川議員。

11番（大川 孝君） ありがとうございます。

職員だけで精査・研究チームをつくってやるということももちろんその方法です。また、有識者、市民も入れた中、あるいは市民だけのチームも発足して、大きな事業の今後のあり方については、チームというのは幾つもつくった中で、その事業についてのいろいろなことについて、市民が活性化されるような、目標に向かって整えていくということが大事であろうかと思えます。

そこで再質問でございますが、学校再編に伴いまして廃校となる校舎の再利用方法は、何が適しているかを精査し、早い段階から幾つかの方法を用意して、その時期が到来したならば、慌てずに速やかに地域住民の方々に納得のいく説明をして、地域再生への新たな役目が見られるような事業展開をしていくことが重要だと考えますが、所見をお伺いします。

2つ目に、市役所の統合問題に絡みまして、支所も当然有効活用して管理費代以上の収入が上がるような論議も今後していかなければならないと思うわけでございます。例えば支所の一部は住民の窓口を置くことで支所機能を少しでも維持し、他のフロア等につきましては、ワンルームを、例えばの話、A書店のB支店にするとか、指定管理の図書館にするとか、財務内容がよく、公害のない将来性のある上場企業の伊豆支店などにするとか、あらゆる角度から考える事業を検討してみることなどを論議していくことが大事だと思えますが、市長の

所見をお伺いいたします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） まず第1点目の学校についてでございますが、これはご指摘のとおり、あるところの学校が用途廃止になったら、間髪入れずに新たな活動拠点、できれば私は新たな子供の活動拠点として新しい姿に生まれ変わっていただきたいと思っています。それで学校が整理されたときに、継続使用がなされなくなった小学校についても、そのまま校舎は残しますと、もし将来子供がふえるようなことがあれば、学校として復活させていただきますということで今考えているんですが、土肥南について、そのつもりで来年の4月1日から別の看板を出そうと思っていたんですが、非常に老朽化をしております、地元の皆様のご意見を今取りまとめさせていただいています。転用が好ましくない場合には、これはもう地元の皆さん次第ですので、そのまま転用するよりも、かえって安全上一度解体してくれということがあれば、それはもちろんその方向でやらさせていただきますし、今詳細に中の状況等、将来の使い方について地元の皆さんと意見交換をしているところでございます。

それから支所については、これは3つの支所があるんですが、まずは議会と観光経済部の移転を検討している天城支所の活用先について、既に内々にいろいろなところに打診をさせていただいておりますが、残念ながらこれまでのところ関心を示してくださっている企業はありません。我々は、企業誘致において伊豆市が置かれている状況というのを、相当厳しく見なければいけないのではないのかなと。進出企業に対する優遇策はまだ整理しておりませんが、これを早く取りまとめるとともに、全市民が新たに入ってくる世帯であれ、企業であれ、心地よくお迎えするというような態勢を整備すべきであろうと考えております。

今後とも各方面に、まさにここの利活用について打診をさせていただくとともに、同時に市民によって、市民のアイディアで新たな産業を興す拠点として活用できないかということも今視野に入れて検討しているところでございます。

議長（飯田宣夫君） 大川議員。

11番（大川 孝君） 支所の使い方、また学校につきましても、やはり長年、何十年とその地域の方々とかかわり合ってきた建物です。そういうことでして、箱物というものが不用になったからといってどうするかという中で、これを壊して更地にするということはたやすいことですが、また何か必要なものが起きたときのそうした建物を建てるというときには、また莫大なお金がかかるわけです。壊すにもお金がかかる、また建てるにもお金がかかるわけでございますので、せっかくの建物におきましては、例えば廃校舎などはコンバージョン、いわゆる改装、用途変更などをしてやってみるということで、やはり、プロジェクトチームの結果を地域住民の方々とともに、いい方向で将来の活性化にその建物ができるように、やはりしていかなければならない。

それには、そういう年が来てからチームをつくってやるんでなくて、今からそういうこと

の研究なんかをしておくということが大事だということで、市長も非常に前向きにいろいろなことについて研究しているようなところも見られますが、ぜひそういうようなことで、学校あるいは支所等につきましては、やはりこれも伊豆市の大きな財産でございますので、これを十二分に地域の発展の起爆剤になるようにしていただきたいというふうに考えております。

それから、3つ目の若い世代が迷うことなく定住してくれる方策ということで、まず私は今の若い人たちにアンケートをとって、一つの方法です。若い心をつかんで、何を若い方が訴えているのかというところをいち早くキャッチして、その対応を急ぐということも非常に大事ではないかと思うわけです。この辺のことについて、市長の考え方をお聞きしたいわけです。

そして、この4月には、人口定住化プロジェクトチームというのが市役所内の職員さんのチームによって中間報告がありました。その中で、空き家等を初め、地道な調査をすることも大変大事ですが、日々の生活が安定した職業がなく、正規雇用の貧困格差の問題が指摘されるなど、若者を取り巻く環境は大変厳しく、社会問題になっているということはお承知のとおりでございます。伊豆市の若い方々も、どのような就労についているかというようなことも把握しておく必要もあるかと思うんです。

そして、地域の将来像と若者たちの将来の希望をどうしたら重ねていけるのか、将来の発展を担う若者に対して行政が考えなければならないのは、1つにはビジョンというものがあるわけです。今は物的投資を軽減し、人により一層過大な投資をすることにより、100年に一度の難局を乗り越えていかなければならないと思います。これらについて、市長の所見を再度伺いいたします。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 若者のアンケートをとったらどうかということでございますけれども、去年、修善寺駅周辺整備に関しまして、通勤者と思われる1,000人ぐらいの方のアンケート、それから修高生は全員アンケートをとらせていただきました。ご協力いただいて、高校生とか若い通勤者の皆さんのご意向というのはかなりつかめております。これは、駅周辺に限ったことでございますけれども。

そのほかまちづくり全般で若い世代に対するアンケートというものをやったことはございませんが、なるべくいろいろな地域での活動に私は顔を出そうと思っておりまして、修善寺でのノスタルジックロマンなども、もう既に新世紀創造祭以降継続して活動してござっておりますし、あそこに参加している音楽の皆さんも、三島であったり、横浜であったり、おつき合いを、人間関係を大事にされて、修善寺温泉の活性化のために大変ご尽力をされている。

また、こちらでも天城の若い人を中心に伊豆の夢と書いて伊豆夢（いずむ）というグループがいるんですが、昨年の秋からもう4回も若い人たちだけが50人ぐらい集まって、朝まで

テーマを決めずに、本当に沼津から南伊豆までいろいろな業種のいろいろな考えを持った人たちが集まって、今定期的にやって、その中から幾つか事業の構想が決まったもの、アイデアを今出しつつあるもの、構想は今計画、整理しているもの、いろいろなものがございます。私はぜひそういった地域の若い人たちの活力を我々の世代で支援をして、つぶさないように、おまえたちそんなことやってどうせしようがないだろうということなしに、みんなで応援していく体制ができれば、必ずその地域の特性に合ったすばらしい元気の源が芽を開いてくれると思っています。

あえて彼らにアンケートをとることはございませんけれども、彼らの行動を見ることによって、相当私も刺激を得ますし、やはり、一番強いまちづくりは市民主体ですので、そのような活動を支援することが、今は行政の責務かなと考えているところでございます。

議長（飯田宣夫君） 大川議員。

11番（大川 孝君） 学校を一つとりまして、教育環境をよくするというのを一番の主眼にして、ある地域の学校がなくなるということになりますと、その地域の周りの定住化というものに対しまして、将来を担っていく若い世帯が住めなくなるというようなことも大変な大きな社会問題になっていくわけでございます。

そういうところもよく研究した中で、いかにしたらその地域が、学校がなくてもこういうもので活性化できるというようなことをよく研究・調査をして見ていただくということが非常に大事であると考えております。

伊豆市も大変大きな面積を擁しておるところでございまして、何が一つなくなっても、そこには大きな穴があくわけでございます。そういう意味で、やはり住む方々が少しでも不安を抱かないようにしていくにはどうしたらいいんだと、あらゆる方策を創意工夫を考えた中で、やはり市民の皆さんにも見せて、答えを出していく必要があるかと思えます。

そういう意味で、もう一度確認でございますが、今までかつてない大きな転換期に来ております事業に対しまして、やはり、多くの市民も入れた中でのプロジェクトチームを組んで進めていくということで、早急に立ち上げていくということの確認でもう一度確認をさせていただきます。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） まさにその方向で今は、組織づくりは土肥地域が先行しているんですが、もともと教育委員会の枠組みの中で地元の皆さんと土肥南小学校の跡地活用について議論いただいていたんですが、これは行政のほうが、市役所サイドのほうが教育委員会よりやるべきこと、それからできることが多いものですから、こちらのほうで引き取らせていただき、引き続き地元の皆さんとお話をさせていただく。決してそこを更地、廃墟にするのではなく、新しい名前は八木沢臨海学校でもマリンキャンパス八木沢でも、それは皆さんで好きにつけてください。でも私はそこは小学校ではなくなるかもしれないけれども、新たな子供の活動拠点として、逆に使い勝手が、今までは平日は朝8時から夕方まで学校として使い、

そしてそのほかの使用も非常に制限されている。今度はある意味自由に子供の活動拠点として使えるようになる。むしろ、活力のために使うようにしたい。そのための切り口は、やはり子供の活動拠点、学校、教育基本法が学校ではないけれども、学校という性格を残したいと申し上げているわけです。

これは、具体名を出して恐縮ですが、大東小学校にはまた八木沢とは全然別のよさがある。学校ではないけれども、白岩のあそこの交流センターは体育館がある、グラウンドがある、温泉がある、合宿所もある、厨房もある、そして民俗資料館もある。こんなに子供の活動拠点にとってすばらしい環境はない。

私は、そんなことを考えると、確かに小学校は今の子供たちのことを考えて整理をいたしますけれども、子供の活動拠点をむしろ充実してふやすことはできていると思います。その中で、必ず地元の皆さんと話し合いを進めさせていただき、もし適任の方がいらっしゃれば、外の方の視点も入れて、市役所はそれを支えて、そしていいまちをつくっていくということで総力を挙げさせていただきたいと考えております。

議長（飯田宣夫君） 大川議員。

11番（大川 孝君） ありがとうございます。

行政のほうも、合併後もう5年を迎えているわけですので、相当なる意識改革もできていると思いますので、やはり、住民の置かれている今の生活の立場というものをより一層理解しながら、いろいろな公共料金の値上げ等もまた言われておりますが、バランスのとれた、苦しいときには苦しいなりに、何を減らして我慢するかということも大事でございます。

そういう意味で、ぜひともこの活性化は人ごとではございませんので、より一層精査をして頑張ってくださいということをお願いしまして質問を終わります。

議長（飯田宣夫君） これで大川孝議員の質問を終了します。

木 村 建 一 君

議長（飯田宣夫君） 次に、20番、木村建一議員。

20番（木村建一君） 木村建一でございます。

市民生活が大変なときに、今、市のほうもそうかなと思うんですが、自己責任の方向、そういう方向で市民負担を求める政策が検討されておりますが、市の仕事というのは、市民生活を守るべきであるという立場から、3点にわたって質問いたします。

第1点目、上水道料金の大幅値上げというところが、今議会でもいろいろ論議されていますけれども、その値上げについての再検討を求めます。

いろいろな資料を見ていますと、今回の上水道料金の内容は、単なる水道料金体系の統一ではなくて、大幅値上げのための料金改定案と判断せざるを得ません。それは、水道料金が旧4町の中で最も高かった天城地区、この天城地区のほんの一部の人というか、使用料のある家庭を除いて値上げです。他の3地区すべてが大幅値上げだからです。

そこで、2点にわたってお尋ねいたします。

第1点目です。ほんの数カ月、3月議会で可決された上水道会計予算と今回示された5カ年の水道計画、その中の平成21年度の収入、支出の数値が違ってまいります。なぜ数カ月後に違った水道会計が出たときに、あらゆるところで数値が違ってまいりますけれども、なぜ違うのか、その説明を求めます。水道計画そのものは、値上げをするがための数字合わせとしかどうしても思えません。

2つ目に、当初、審議会で審議していた今回の水道料金の案が、基本料金が525円、水道料金が100円だったんですが、どういう審議がなされて最終答申案である基本料金647円、水道料金96円になったのか。審議会での議事録をずっと読んで、その理由がはっきりしません。しかしながら、市当局はこの最終答申を受け取ったということですから、市当局は何を根拠に判断したのかお尋ねします。

大きな2点目、ごみ有料化ではなく、ごみ処理計画の検討・具体化を求めます。

3点にわたって質問いたします。

第1点目は、布類の分別の研究・検討が必要と3月議会で答弁されましたが、その後の取り組み状況はどうでしょうか。

2つ目に、ごみの減量・資源化のための市民や事業者の役割分担、それぞれの項目、計画にありますけれども、どのように取り組んでいるのでしょうか。

3つ目に、有料化でごみの減量化・資源化の効果はどの程度を見込んでいるのでしょうか。

大きな3点目の質問です。

学校の数を少なくするということと伊豆市の将来がどうなるのかという視点から、市民の意向把握を最終的には求めるわけですが、5点にわたって質問いたします。

第1に、学校がなくなる地域の方々に、住民とりわけ青年が、その学校がなくなる地域に、今まで以上に住みたくなくなるとお思いでしょうか。学校は地域にとって独自の役割があると思いますけれども、教育長の所見を求めます。

2つ目に、学校が学校として成り立つ基本的な条件、どのような条件であれば、本当に教育らしい教育ができるとお考えでしょうか。

3つ目に、学校で子供たちと最も接している先生から、教育現場での子供たちの状況を教育委員会が聞く機会を、どういう規模でどのくらい持ちましたか、お答え願います。

4つ目に、小規模では、教師が一人一人の子供にかかわり過ぎる事例があるんだと。だから、社会に出たときに生きる力が弱いというのが前議会での教育長の答弁でした。この話に市民が今注目しているんです。経験に基づくものであるならば、余りにも狭い見識と言わざるを得ません。多くの経験と実績の積み重ねによって培われた教育という学問を根拠とした答弁でしょうか、お尋ねします。

5点目に、地区懇談会参加者は市民の一部です。アンケートをとってほしいという市民の意見も地区懇談会の中でありました。市教育委員会が市民の意見を聞く機会を求めますけれ

ども、教育長の所見をお伺いします。

議長（飯田宣夫君） ただいまの木村議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、水道料金に関して、第1表の収支が21年度当初予算と収支の金額が違っている件でございますが、第1表の金額は、21年度以降の料金改定をしないで必要とする建設改良事業を実施した場合の予想される決算ベースの金額であり、このまま続けると、内部留保資金が平成25年度で枯渇するという決算予想でございます。

本年度の当初予算を編成するときにも、決算ベースでは赤字が予想されていたわけですが、これは地方自治法の性格上、赤字予算というのを立てることはできません。また、企業会計においても、当初から赤字予算の編成というのは通常はしない。

このことから、減価償却費や企業際利息を除いた経費である人件費、修繕費など、ぎりぎりまでに切り詰めた。そこでようやく調整できたのが21年度の当初予算ということでございます。この結果、当期純利益も21年度においては47万4,707円というほとんど余裕のない、事実上ゼロベース予算を組ませていただいたわけでございます。

他方、料金算定の作業は、これは繰り返しで恐縮なんですけど、公正妥当なものであり、かつ能率的な経営の元における適正な原価を基礎とし云々とありまして、予算措置とはその編成の仕方が異なってまいります。これは、前回も申し上げたんですが、我々、一般会計、行政を拘束するほうの会計は、原油が上がれば補正を組む。去年まさにやらせていただきました。あるいは、その他の特殊な要因が起これば、その都度補正予算で組ませていただく。他方企業会計は、原因はあろうと、売り上げが下がるかと、それは決算のほうにあらわれるということで、会計処理の性格が異なってまいります。

そこでいろいろご議論もこれまであったんですが、性格が違うということは、既にご理解をいただいているんだろうと思います。

また、2点目のどういう理由で当初の104円の案が96円、これは従量料金の1立米当たりということでございますが、これもまた繰り返しですが、もともとの事業ベースが同じであれば、水道料金の総額は同じである。これの是非はあるんですが、それを前提にした場合に、当初審議会にお諮りする市役所の原案として、13ミリの口径の場合には基本料金525円、水道料金104円、これは根拠は申し上げませんが、これが当時最適であるとお諮りしたわけです。

審議会のほうでは大変厳しいご議論をいただいた中で、525円と104円の場合には、大口使用者の負担が非常に大きくなるというようなことで、かなり紛糾をいたしました。その中で、市役所の原案を承認いただくということではなくて、その他の選択肢を提示して議論をいただこうということで、行政のほうから具体例で言えば、口径13ミリについて、基本料金525円と104円、これは当初の市役所の原案、それから647円と96円、さらには1,035円と80円と

いう、もちろんほかの組み合わせもたくさんあるわけですが、一例ということで、この3案を提示させていただいたわけです。

この場合には、1,035円と80円となると、これは大口使用者の負担は減りますけれども、ひとり暮らしとかあるいは高齢者の二人暮らしの負担が高くなるということで、この3案を比較し、審議会のほうで647円と96円というところを全会一致で賛同いただいたわけでごさいます。市長としては、市長の諮問機関として審議会にお諮りした結果でごさいますので、これを尊重して現在の水道料金の原案とさせていただいているわけでごさいます。

次に、ごみの件ですが、まず布については、毎年度一般廃棄物処理実施計画を定め各事業を進めておりますが、その中で一般廃棄物処理実施計画の中で布類の分別の研究・検討の取り組みというものをしております、これは現在まだ継続検討中でごさいます。

次に、市民、事業者の役割分担について。本年3月16日から4日間、市内4カ所において事業者の皆さんとごみの分別、資源化を目的とした打ち合わせ会を実施したところでごさいます。また、新規事業として本年7月から、これも昨日申し上げましたが、レジ袋の削減対策として、マイバッグの推進を市内協力2店舗において実施する運びとなりました。

このように、事業者の皆さんの協力もいただきながら、将来ともに商工会の皆さんとも連携をして、ごみの総量の削減に努めてまいりたいと考えています。

なお、3点目の有料化に伴う減量化・資源化の効果についてですが、平成20年度のごみ処理の実績として、総排出量が1万3,165トン、1人当たり排出量は1,000グラム、1キロでしょうか。リサイクル率は24.2%でごさいました。

それに対しまして、平成25年度における目標は、総排出量1万3,208トン、リサイクル率は33.2%を見込んでいるところでごさいます。そして、この目標が達成できるように、これから努力してまいる所存でごさいます。

それから、現在の施設、柏久保にごさいます一般廃棄物の焼却場、ご承知のとおり、これまで例年8,000万円程度をかけて修繕してきたわけでごさいますけれども、ことしは5%カットの予算を組んだということもあり、一時期よりも1,000万から2,000万くらい低い予算で、ぎりぎりのところの修繕にとどめているということで、なるべくこれも使う限りは安全な施設として使用するような修理が必要だろうと考えております。また、地元の皆さんにも多々ご迷惑をおかけしているのが現状でごさいます。

こうしたことから、有料化による財源の手当てというものは必要だと思ひまして、修繕費用の上乗せ、あるいは不法投棄のごみ回収等に充てさせていただき考えでごさいます。

なお、伊東市とともに下田市でも既にごみ収集の有料化は実施しておりますが、やはり導入のときには市民の皆さんからいろいろなご議論があったそうです。今既にそちらのほうも落ち着いていて、やはり他の市町と同じように、5%程度の排出量の削減につながっているというようなことを市長さんから伺っております。

議長（飯田宣夫君） 次に、教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 学校の役割として、地域住民の心のふるさとであるということについて、今回の再編成計画を作成する過程では、我々も心が痛んだところであります。自分の母校がなくなるということが寂しいということもありました。ただ、将来のあるいは現在の子供たちのことを中心に再編成計画を考えたところでもあります。

学校問題でありますけれども、学校は国語、社会、算数といった各教科あるいは特別活動、道徳、総合的学習、外国語活動という5つから実際には学校の毎日の生活は成り立っているところです。今回の小学校再編で考えたことは、子供たちによりよい教育環境を提供していきたいという基本姿勢であるわけで、とりわけ特別活動の中に集団活動を通じて、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的態度を育てるという目標があります。

もう一つ、道徳のほうにも、集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たす。友達と互いに理解し、信頼し助け合うという目標があります。これらを指導するには、一定程度の集団が必要であると考えたわけです。これが2学級規模の学校にしていきたいという基本的な考え方にもなっています。

教育振興審議会の中で4回、22年度の再編予定の中伊豆、土肥地区で5回の保護者説明会を実施しました。2月、3月の市長とのタウンミーティングでは学校再編成について市民への説明会を実施いたしました。3月下旬に土肥地区、中伊豆地区に対して、教育委員会の案について保護者を対象に説明会を実施いたしました。4月になって、土肥小、土肥南小の職員会議等で22年度4月からの新小学校の再編計画を伝え、先生方から意見・要望等を聞いてまいりました。

その以前は、毎月実施しております校長会等で意見を聞いてきたところでもあります。一般の先生方には、目の前にいる子供たちのためにも、今ある環境の中でどれだけよい教育ができるかを工夫することができるかを考えていただいたところで、公式の場での話し合いは持ちませんでした。

4番目の小規模の学校での子供の問題ではありますが、議員ご指摘のことは、私がかつて中伊豆中学校に在席したときに経験した話をさせていただいたことを指しているんだと思いますが、6年間あるいは保育園から入れて8年間、少人数で生活していた子供が、中学校に入学した後、小学校時代の序列化した、あるいは固定観念から抜け出せずにいたこととお話ししたことがあります。それは私自身の、わずかな3年間の経験ではありますが、それなりに一般化した考え方だろうというように思っております。

5番目ですけれども、この4月20日あるいは5月19日、広報でお伝えをしてあります。また、土肥地区再編成準備委員会を開き、その中で地域、保護者、教員の代表の方々に協議をしていただきながら、再編成の準備を今進めているところであります。

また、教育審議会の答申、教育委員会の学校再編成計画準備委員会の進捗状況等ホームページに載せて、市民からの忌憚のないご意見が伺えるよう今努めているところであります。

今後、この再編計画が子供たち、保護者、地域そして伊豆市民の、伊豆市のためになるよう進めてまいりたいと考えているところであります。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

木村議員。

20番（木村建一君） 上水道料金についてお尋ねいたします。

水道公営企業法にのっとって当然やられているんです。そうしますと、公営企業法に何と書いてあるか。経済性の問題は当然やるんです。もう一つ、公共の福祉の増進という、この2つのことを考えながら水道事業をやりましょうよということがあるんですよね。それで、ずっと今までところどころで議員の集まりがあって、そのときにお話を伺ったんですけども、水道は物だと。確かに物ですよ、一つの。水は物なんだけれども、そればかり重視して、今回の水道料金の問題について、公共の福祉という立場で見たときにどうなのかというのが全く私に伝わってこないから、その辺どうなのか。それを1つ目聞きたいです。

それから2つ目に、今後の水道料金等々どういうふうに決めましょうかといったときには、過去の実績、それから社会経済情勢の推移、そういうものを見ながら将来を見ましょうよというのは、これは水道のイロハですよ。水道の料金をどうするのか、水道計画を決めるイロハ。イロハなんだけれども、過去5年間どうだったのか、合併してから。どういうことがやられてきたのか。どういう収支だったのか。何が課題なのかということが一切話されていない。それで将来だけじゃないですか。

ちょっと具体的にお尋ねしたいのは、過去の改良費という項目が、5年間の計画を出させてもらった中で、この合計改良費は、平成21年度から25年度まで、部長、約17億6,000万円です。こういう推計を出していますよね。過去5年間、平成16年度はちょっと変則なんだけれども調べてみました。変則というのは、合併してちょっとダブるところなんだけれども、単純に見ていると、過去5年間、5億5,300万円ですよ。そうしますと、その改良費だけで今回、将来5年間にわたって3倍のお金をかけましょうよという計画なんです。そうすると、当然お金が足りなくなるのは、これは当たり前なんですよ。

それから、ちょっと不思議なんです。市長は21年度の水道計画の数字が違うのは、決算を見込んだからだ、本当は違うんですよと市長は言われたんです。前もそんな話をされたんだけれども、事業収入だけ見ると5億8,000万円ですよ、3月議会で承認されたのが。今回の5カ年計画の水道計画、5億4,900万円、収入を3,100万円少なく見積もっているんです。

出のほうはどうか。建設改良費はどうなっているかということ、3月議会で、ここで承認された今年度の予算は、改良費は2億5,300万円、でも同じく今後の財政計画を見ると3億3,800万円になります。だから、出るほうを850万円ふやしたんです。だから、当然赤字になっちゃうんです。値上げせざるを得ないような状況をつくり出しているんです。

そこでお尋ねしますけれども、通常、各家庭を考えたときに、収入が一定程度ある。いろいろなものを使わなくちゃ、例えば車を買いかえなくちゃならない、高校生がいるとか大学

生がいるとか。住宅リフォームしなくちゃならない。さまざまな出費を考えたときにどうするか。例えば、5年間でこれをやりたいんだけど、どうしてもこれだけじゃ5年間の収入が足りない。そうすると、この件について先延ばししていきましょと当然やるでしょう。今、市の計画を見ていると、5年間ですべてやらなくちゃならないという、いわゆる3倍の、今までよりも3倍以上の経費をかけてやりましょというんだから、当然その負担はどこへ行くかという、市民に来るんですよ。だから、本当に17億6,000万円の改良費が必要なのかどうかということさえ、私はわからない。

それから、審議会の中身を見ていたって、やっぱりそういう事業費幾らですかと言われたら、このくらいですよといったら、それ以上私たちもわからないという話じゃないですか。だから、先に事業費があるもので、それに合わせて水道料金をどう集めようとか、どうしたって今言われた値上げの中身になるんじゃないですかね。数カ月前に議会で決めた21年度予算というのは、あれは架空の数字だと。確かに赤字予算というのはどこでも組めないです。赤字予算組めないから、一般会計にとりあえず入れちゃうんですよ。信用できないですよ。どっちを信用していいんですか。教えてください。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） まず私のほうから申し上げ、その他個別具体的なことは部長のほうから答弁申し上げますが、まず水道料金は、公共の福祉の観点からどう考えているんだと。まさにそこで料金で一律安くすると、何度も申し上げておりますけれども、支払い能力のあるところも一律低くなるわけです。伊豆市が人口がふえたり、産業が増加したり、非常に狭い面積の地域であればそれはできるかもしれませんが、静岡、浜松に次ぐ広さの中で、人口は減る一方で産業は縮小する一方のところを、平成20年度で数百万の、現実問題赤字になっているところで水道料金を安く設定するというようなことは、どこから財源を持ってこない限りはそれはできないということなんでしょうと思います。

そこで、料金については統一をさせていただき、福祉は福祉で、そこで集めた財源を福祉に充てさせていただきたい。料金は安く、福祉は厚くということは、伊豆市の財源ではできませんということを申し上げているわけです。

それで、事業の内容は部長から答弁させますけれども、確かにこの5年間でこだわったところはあります。1つには、私が選挙前から、そのときには根拠は明確にはなかったんですが、4町の料金を合わせれば、当然高いところにならざるを得ない。これは私の直感です。これだけのメンテナンスをするわけですから。だから、政策としてミニ集会等で一番高いところに合わせますと、こう申し上げたわけです。

それで、実際に自分が市長になって中を見ると、5年間放置すれば、今までのペースでいけば1,800人の人口が減るわけです。産業もずっと宿泊人口が低下している中で、5年間滞らせてしまったら、先送りしてしまったら、要するに負担が残るだけです。したがって、私

は今5年間で必要な整備をした上で、可能であれば5年後は水道料金を下げられるくらいの整備をしたいと、こう考えたわけです。

ただし、今から5年後に延ばせば、幾つかの事業を延ばせば、当然それは先送りになりますから、もしそういった議会での修正があればそれは検討いたしますけれども、いつまでも先送りはできませんので、それからどんどん補修の財源がこちらはなくなる一方ですので、私は可能な限り必要な事業は前倒しでさせていただきたい。その上でも、まださらに、今回の中には入っていないけれども、西豆地区であるとか、その他の地域でまだ整備するところもあるわけですから、私は生活にとって必要な水道というのは、余り10年、20年かけて整備するべきではないだろうということで、自分が責任を持てる5カ年事業の中では、なるべく必要な整備は済ませてしまいたいと、こう考えたわけでございます。

事業の個別のことについては、部長から答弁をさせます。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） あと6点ほどご質問がございましたので、確実に回答できるかどうかちょっとわかりませんが、説明させていただきます。

まず、推計値でございますけれども、過去をかんがみ、それから将来を推計すべきだということでございます。ご指摘のとおりだと思います。19年度の決算報告が出ていると思います。ここに集約した結果が出ているわけです。ごらんになっていただければわかると思います。

当然、我々も目で16年度からの状況は見てございまして、それで過去の状況、16年、17年、18年、一般会計からの補助金を入れているというご説明もいたしました。それから、建設改良費の5年間、お金をかけ過ぎじゃないのか、見送れないのかということだったと思うんですけれども、我々も料金算定をするには、地方公営企業法のもとにやっております。これは原価主義でございます。なおかつ、この地方公営企業におきましては、適正な価格を持ってやりなさいというふうに記載しております。この適正な価格の定義となると、いろいろちょっと難しい面も、主観も入るかもしれません。ですけれども、その適正価格を求めるために5年間の事業を設定してございます。

それから、予算書と算定上の5年間の事業が違うということなんですけれども、これは先ほど市長が申し上げましたとおり、当初予算の21年度は、これは予算編成をするに当たりまして、職員から私が聞かれまして、料金改定を見込んだほうがよろしいでしょうかと聞かれたときに、私はちょっと予定が立たなかったものですから、立たなかったというところちょっと語弊があるかもしれませんが、今回は料金改定を見込まなくて結構だよというふうに職員には申し上げました。

そうした場合に、非常に予算編成が難しくなりました。これは何回も何回も繰り返して、やっこのような予算書になったということで、これは鈴木議員さんのほうからもご指摘を受けたところでございます。

それから、収入が少ないんだから、建設改良事業を先延ばししたらいいじゃないかというお話なんですけれども、実際問題といたしまして、良質な水のサービスをこれから継続するというときに、特に土肥地区、それから湯ヶ島の一部ですが、非常に施設改良がおくれております。これは、待てば待てるということも言えるかもしれませんが、料金算定におきましては、やはり、一応理想的な形を求めさせてもらいました。

建設改良費、5年間17億6,000万円は本当に必要なのかということなんですけれども、これはうそなんて言える話ではございません。この5年間に限らず、この続きも当然改良を続けていかなければならない部分はございます。ですから、料金改定がまた、私が来てから1年半なんですけど、2年たとうとしております。そうしますと、その間に2年間にも、当初予定した事業をやはりやらなきゃならない部分が出ます。料金改定ができていけませんので、一度はどうしても見送らなければならない問題が出てきます。そうしますと、修繕費がまた膨大なものになる、そういう繰り返しになるところもございます。

ですから、正確に言えば、5年間の建設改良事業費もまた修正を加えるようになると思います。ですけれども、少しおくれることによって、見直しをたびたび繰り返すということが、非常に事務的に煩雑になるということが起きてきます。

それから、最後ですけれども、先にやる事業があって水道料金を決めるのかということなんですけれども、これは原価補償主義という形で、今、水道料金の算定はこれによっております。まずこれで算定しないと、水道料の場合は届け出なんですけれども、国の受理はできないんじゃないかと私は思っています。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 木村議員。

20番（木村建一君） ですから、ちょっと明らかにしてほしいの、次の課題があるから。

将来5年間、これだけの事業費11億何千万かかりますよ、17億6,000万円ですよ。過去5年間の3倍以上。なぜそれだけ必要なのところが住民にわからない。きょうの審議にしたって、それもわからない。ただ、数字がずっと並んでいるだけだから。

言われるように、先にこれだけの設備投資をしましょうとって料金をやるのは、これはどこでも当たり前のことなんです。だから、その辺は本当に、なるほどそうだなということを出してくださいよ。ただ数字が並んでいるだけだから、我々にはわからない。

それから、ちょっと2つお尋ねします。

条例にない水道料金が出ていますね。通常、水道料金というのは、これは条例に基づいて徴収しますよね。合併してからずっと、土肥地区は条例ある水道料金ばかりだと思っていた、合併当初も。いろいろ私も調べてやりましたけれども。ところが、今回明らかになったのは小土肥地区と土肥新田地区、これは条例がないんだけど、土肥町の習慣をそのままずっと引きずって5年間払って、この地区の住民の方は水道料金をそれでも払っているんですよ。これも当分の間続けるということですか。条例がないんだけどもっちゃいますよと、こ

それは普通行政にとってあり得ない、絶対に。過去5年間、別に市長が悪いんじゃないで、現状がわかっているんだっただけ、本来は払う必要はないですよ。そうですね、条例がないんだから、約束事でないんだから。その辺はどうなのか。この辺は市民にわかりやすく説明してください。

将来赤字になるということは置いておきますけれども、なるということだから、大幅に値上げをせざるを得ないというんだけれども、当年度純利益、それから利益剰余金、全部16年度いろいろな状況があるからよしたんだけれども、17、18、19年度と調べると、利益剰余金は3億5,000万円、3億8,000万、3億9,500万と少しずつふえているんです。急にこれが当年度利益剰余金も19年度は1,100万ある。それが急に20年度も21年度もがくと落ちると予測しているんですか。これは今までずっとある意味では黒字になったんだけれども、20年度から急に赤字になるという根拠を示してください。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 1つだけ私からお答え申し上げ、ほかは部長から答弁させます。

条例にない料金、確かにありました。私は、今回の件に限らず、とにかく過去の経緯は私は調べませんと、旧町のいわれとか、成り立ちとかを調べても、正直言って生産性のある議論にはならないと思います。少なくとも水道料金については、いろんなことがあるけれども、5年前に合わせましょうという旧4町の町民の協議事項で合併したわけですから、私にとってはそこがスタートだと思っております。

したがって、本当は今の議論は5年前にやっておくべき議論だったわけです。それを菊地はやりますと、こう申し上げているわけです。ですから、スタート地点は、伊豆市は水道料金を統一しようよと、ここの1点でお考えいただければいいと思います。その他については部長から答弁させます。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 5年間で17億6,000万円の建設改良事業が市民に説明できていないということなんでございますけれども、地区懇談会の際に、確かにこの事業箇所、事業内容、それから個々の事業費、これは説明してきませんでした。非常に説明が短時間で、長くて1時間半ぐらいなものですから、この個々の説明をすることは省かせてもらいました。ただ、審議会と議会のほうには表をつけて説明させていただいてあると思います。

なぜかいいますと、非常に時間をとるとのことと、1つには地区ごとの事業費が出てまいりますので、このあたりがどういうものかなというところがございましたので、特に説明をしてきませんでした。これからちょっと考えるところでございます。

それから、小土肥、新田の安いということなんですけれども、33.5円です。条例にないから払わなくていいだろうということなんですけれども、条例にはあるんです。土肥地区は全部57円75銭です。

それで20年度は急に落ちる根拠でございますけれども、ちょっと私も根拠は調べてございません。ただ結果だけは、もう既に年度末の集計ができておりまして、850万円ほどの赤字でございます。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 木村議員。

20番（木村建一君） 木村です。

条例にないのをとっている、土肥は1本じゃなく3つあるからということを行っているのに、市長が言っていることもある意味ではわかるんです。私は別に統一しちゃだめだと言っても言っていない。料金だって統一すればどうしたってどこかが値上がりしていくんですよ。ただし、今回僕はずっと今問うているのは、今の費用、17億6,000万円の費用がかかるんですよというところから今の水道料金が出ているんだけれども、本当にそれで市民は納得しているんですかということなんです。

繰り返しますけれども、審議会だってこんなこと言っているじゃないですか。審議会議事録、工事費がこれだけかかりますと言われれば、ああそうかねと言うしかないというところで論議が始まっているんです。だから、先に工事費とか、そういうことが先にありき、本当にそこは必要だと言われたらみんな納得するでしょう。そこをわからなくて、先に料金ですよというから、何だよということになっちゃう。私もそうです。ですから、その辺は今後明らかにしてください。

次、進みます。ごみ有料化ではなくてごみ処理計画の検討・具体化というところで、何回も市長と論議をしているんですけれども、市長は今度の人口減少危機宣言の第1番、いろいろなお話、冒頭、今回の行政報告にありましたけれども、市民の所得をふやして生活の安定を図る。私もそう思いますが、この中に4つほどあるんですけれども、今回のごみ有料化、さまざまな論議をしてきたから、市長自身の考え方はある程度わかるんですけれども、今回の市民の所得をふやすということになるならば、逆に別の角度から見ると、収入から皆さん払ってくださいよということですよ。実質的には、市民サイドから見ると、そのごみの分が出ていっちゃうということになるんですよ。だから、所得はふやすんじゃなくて減ってくる。

それで、1つ目聞きたいのは、布類の分別の研究・検討が必要ということに対して、計画の中なので、検討中というお話をなされました。具体的にどのような検討をなされたのかお願いしたい。

それから、ちょっと数字間違いかな、僕の聞き間違いでしょうか。有料化でどういうふうに関今変化するのを見ているのかということと、平成20年度が総トータルでごみの量が1万3,165トンだけれども、平成25年度1万3,208トンと。何かふえるんですか。私の聞き間違いですか。その辺ちょっとわからない。

3つ目に、確認しながらお尋ねしたいことは、ずっと一貫して言っているのは、有料化す

ればごみが減るんだと言っているんです。答申の中で、ごみは減っているんだけど、リサイクル率がなかなかうまくいっていないんだよ、こういう話ですよ。それで私は調べました。そうすると、リサイクル率、月々の広報を見るとすごく丁寧に載っていて、ごみの状況というのはすごくわかりやすい。

そういう意味で、市民に皆さんこういうごみの量出したんですよとよくわかるんですが、例えば、月ごとに出ているから、年間トータルはなかなかわからないんですけども、平成19年度の一番低いところのリサイクル率、6月で18.9でした。20年度が大体見ていると、20から26、リサイクル率が上がってきているんです。それで、平成21年度1月、2月を見ていると、1月が23.9%、2月は33.4%、だんだんリサイクル率が上がってきているんです。当初、ごみ有料化をやればごみが減るということを言っていて、リサイクル率がどうもと言っていたのが、現実にはこのリサイクル率が上がってきているんです。そうすると、何で有料化するのかなということが、どうしてもクエスチョンマーク。その辺いかがですか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 布の件とデータですね。それから、リサイクル率の経過は担当の部長から答弁をさせます。

私は、所得を上げるのに公共料金を上げて何だという話なんです。所得は産業振興政策ですから、市民の所得を上げるためにいろいろな施策をやるし、トップセールスもする。他方、公共料金を幾ら積み重ねて、これが大体ごみ袋が月間200円ぐらい、水道料金が月間3,000円ぐらい。これを下げても、結婚しようとか、ここに仕事を設けようかというレベルとは全く異質の事業であり、全く次元の違う金額ですので、公共料金を下げたから、そのままここで結婚できるような所得増加につながるということでは全くないと思いますので、これはやはり別の視点で切り分けて政策として考えていただきたい。

当面、先ほど申し上げましたように、2,000万ぐらい切り込んでおります柏久保の修繕にも積み上げが必要になりますし、それから、今の不法投棄のごみ回収も単年度で、緊急雇用対策のほうでやっている時限でございましたので、これも継続的に、かなり長期的にやらざるを得ない、そういった財源も必要であるし、それから、そのような公共事業をやる上で、もともと排出しているごみについてなので、それは出される方の量に応じて支払っていただいたほうが公平だろうと。いわゆる公共料金としての考え方から、ごみ収集の料金化というものも今考えているわけでございます。

その他の3点については、部長から答弁をさせます。

議長（飯田宣夫君） 市民環境部長。

市民環境部長（渡邊玉次君） それでは、まず木村議員さんの布類の関係でございしますが、この布類につきましては、我々も相当検討した経緯がございます。というのは、フリーマーケット等で実際布類をリサイクルしようということによってやっております。そうした中、実は今

年度、廃油、廃食油、こういった事業も展開しているということで、現在の伊豆市のリサイクルの分別が非常に多種多様にわたっております。これは前に森議員さんのほうからもご指摘をいただきまして、19種類の分別をしております。ちなみに、伊東市あたりですと15種類。この負担というのは、非常に市民の中に多いということは我々も承知しております。そういったことを踏まえまして、すぐにこの布類をやっていいかどうか、この辺で非常に迷っている状況がございます。それがまず1点目でございます。

ただ参考までに、布類、被服の古いやつ、こういったものは最近ではリサイクルショップあるいは一般の衣料品店といいますか、そういうところでもリサイクルといいますか、買い戻していただけるような、そういうシステムができておりますので、少し様子を見たいなというところが1点目でございます。

それから、リサイクル率についてでございますが、これは実は先ほど来言われている目標値においては、若干いっていないというのが実情でございます。ちょっと全体的に見てみますと、18、19、20のリサイクル率を見ますと、18が23.7、19が23.5、それから20年が24.2%ぐらいになるかなというふうに想定しております。リサイクル率については、おおむね横ばいの状況です。

それから、ご指摘の総排出量については、木村議員さんのおっしゃられるように、目標値よりかなり下回って推移しております。これは市民の方々のご尽力といいますか、協力によるものというふうに感謝しているところでございます。

それから、もう1点のリサイクル量でございますが、実はこのリサイクル量も若干減少しております。ということは、総排出量が減でリサイクル量が減ですので、総体的には率が上がらないという状況でございます。これらは、今後我々としてもどのような方法が一番いいのか、リサイクルの推進に当たっては、もう一度見直さなければいけないのかなというような気はしております。

それから、最後の3点目の総排出量の関係でございますが、先ほど市長が答弁したのは、25年の目標値より相当早くに減量の数値が来ているということです。ですから、もう既に目標量よりかは現段階でかなり下回った数字で動いている。これは市民の方を初め、議員さん方のご尽力かなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 木村議員。

20番（木村建一君） 1つ目です。今、部長が言われたように、市長も言われましたが、市民の協力がないと絶対成功しないんです。それで、今有料化すれば減りますよ、市民にこんな投げかけをしました。いいんじゃないのという人もいます、確かに。すべてがすべていろいろな意見があるんだけど、有料化すると不法投棄が始まるよと、有料化するんだしたら、ごみを一緒に混ぜろ、嫌だという人もいます。いろいろです。

有料化賛成の1つ紹介しましょうか。今度有料化したいんだという話を市が言っています

よ。有料化するとごみは減ると市は言っているんですけども、あなたは何を減らしますか、有料化して。今30リットル8円ちょっとが、今度は20円になりますよということと言ったら、答えが返ってこないんですよ。なぜか、一生懸命協力して市の要請にこたえて分別をやっているから、これ以上何をすればいいのというところに行きつつあるのかなと。

確かに布と紙は少し分け始めましたよね、ちょっと厚い紙、段ボール混ぜた。残るはごみ、生ごみと布類ですよ。これがなくなれば、もっと燃やすごみは少なくなって、今、2市でやる云々というのはいろいろあるんだけど、ごみの焼却量が少なくなれば、結果的には、長い目で見るときには、小さな炉で済むから、維持費だって建設費だってかからなくなるじゃないですか。そういう取り組みが本当に今求められていて、有料化して何が減るのか、具体的に提起していただけませんか。わからないんだよ、僕は。

それからもう1点、よく市長が言っている、そもそもごみ処理費用を税金ですべて賄うのか、手数料で賄うか、そういう問題だということをも前にもお話しなされたんですが、その次にお尋ねします。手数料に該当するかどうか。手数料というのは、地方自治法227条だったかな、ありますよね。2つ要件があって、地方公共団体の事務に関することしかだめだよと。もう一つの条件として、特定のもののためにするもの、いわゆる特定のものしかだめですよと言っているんですよ。ですから、以前市長が住民票等々の比較をして、住民票1通、2通じゃない3通、4通とったらそれなりにお金払うじゃないのということを書いて、ごみの有料化とごみ袋と比較検討したんですけども、法律はそうなっているんですよ。手数料を取る場合、こういう要件ですよ、この2つがないとだめだと。

ごみは個々の人たちがやるわけじゃないんですよ。すべての市民が、不法投棄しないだけじゃ、全部ごみを使う。そうすると、これは特定の人だけですよ、手数料を取るのとはいうところがちょっと法的に違うんじゃないですか。そのお考えをお尋ねしたい。

それから、よく言われる利用に応じて負担する。今回も言われましたけれども、利用に応じて負担することが負担の公平だということをも市長は言うんですけども、ごみ減量に関心のある人と関心のない人が同じ税金で処理するのは不公平だということと、もう一つ、ごみを多く出す人と、少なく出す家庭は不公平だということは私は別問題だと思うんです。じゃないですか。別問題だけれども、今いろいろな広報なんかを見ていると、これを一緒にしちゃって、不公平だから、ごみを多く出す人はそれなりの負担をして当たり前ということが言われているんだけど、私はそのところはきちっと区別をしていかないとならないんじゃないだろうか。

それから、最後にもう一度言いますけれども、ごみが減ってきているんだから、市民が協力して分別する。たまたまうちのかみさんがきのう東京に遊びに行って帰ってきたんです、用事があって。そうしたら、東京都のある区は全部入れているんです。多分そうです。余りにも都民があちこちから出たり入ったりするから徹底的にできないと。でも、伊豆市はそれをやっているじゃないですか。それはやっぱり市民が協力できる態勢にあるから。だから、

市民の事業者の役割分担等々、項目がきちっとあるわけですから　きょうは時間がないから、余りここで詰めるとこれで終わっちゃいますけれども、一つ一つ、マイバッグも市長が言われるその中の一つですよ。まだ幾つかの項目がこの計画の中にありますので、行政はこの辺をしっかりとチェックして、その上で本当にごみ有料化をせざるを得ないのかどうかということとは考えるべきじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

議長（飯田宣夫君）　市長。

市長（菊地　豊君）　まず1点目、ごみを削減する。私は今までの答弁で、ごみの排出量を削減することが有料化の目的ですとは、多分申し上げたことはないと思います。ただ効果として、他の先進例を見ると、5%程度減っているという効果が上がっていますと。これが別に目的だとは申し上げたことはないと思います。

2つ目の手数料で取るかどうかについては、これはちょっと私も詳細を知りませんので、これは部長のほうから答弁させます。

公平性については、それとその後のお話なんですが、確かにおっしゃるとおり、町によっては全部入れて、今、御殿場はまだ計画は溶融炉かな、そんなところに全部溶融してしまうところもあるし、全部燃やしちゃって、燃やした燃えカスだけを別途処理しているところもあるし、それぞれ地域性はある中で、伊豆市の皆さんは大変厳しい分別をやっていただいていることは、ご指摘のとおりだと思い、また市民の皆さんのそのような真摯な姿勢に敬意を表するところでもあります。

ただ、いずれにしても、我々は潤沢な予算があるわけでもないし、今それからこれまた減っている、また激減すると言う中で、必要な財源を確保しなければいけない。それは一般会計から回そうが、その結果一般会計が減ろうが、今申し上げているような料金統一という形で水道料金への一般会計からの繰り出しを抑止するとか、あるいは今回のように新たな公共料金を設定させていただいて、それを新たな財源にする。幾つかの組み合わせがある中で、ごみについては排出量に応じてとらせていただくということが、一つの公平なあり方ではないかと、こう考えているわけです。もちろんご家庭によっていろんな事情があることは承知していますけれども、あのときはたとえ話として住民票とごみ袋の話をしたわけであって、同じ手数料だと申し上げているわけではありません。

しかし、1つのごみを出す人と2つごみを出す方の負担が、1個なら1個分、2個なら2個分というのは、あながち不公正な料金設定ではないだろうと考えています。

議長（飯田宣夫君）　市民環境部長。

市民環境部長（渡邊玉次君）　手数料の関係でございますが、あしたの予定の西島議員さんからもこの質問が出ております。この考え方は、特定のものという判断でございますが、ごみを出す人、もしかすると出さない人がいるかもしれません。もう1点は、事業者という分類もこの中にございます。そういった広義の範囲の中で手数料で徴収をするというシステムを考えておるわけでございます。

ちなみに、一般的にすべての自治体もすべてこの手数料という形でとっているということ
でございます。

それから、最後の事業者の役割、これについては、木村議員さんおっしゃるように、廃棄物の基本計画にそれぞれにのっております。これらを順次やっていくというのが我々のスタンスでございます。いきなりこれを全部やりますと、先ほどの収集の業務と同じで、もうかなり皆さんがノイローゼぎみに分類をやっていくくらいですので、順次やっていかないと、なかなか理解が得られないのかなということに考えております。

もう1点、先ほど来市長が言っております有料化は、基本的に私、この間も提案のときに言ったんですが、いわゆる経済的インセンティブ、動機づけをするということが一番重要だと思っております。その結果として、ごみに対する認識を高めていただく。要するにごみはお金がかかるんだと。トン当たりでいいますと4万二、三千円かかるんです。そういうことを皆さんに理解していただきながら、ごみ有料化を推進するというのが我々のスタンスだというふうにご理解いただければと思います。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 木村議員。

20番（木村建一君） 有料化は市民の動機づけだと言われましたが、実質的に市民の意向というのは、アンケート結果しか私たち、市長もそうですが、持っていません。9割の方がこのごみ減量化に関心がある。またやっている。1割ですよ。余り関係ない。前も言ったように、9割の人に、ごみ動機づけをやってくれといたって、先ほどの1人の紹介をしたように、ごみ有料化いいですよという人だって、具体的に何をあなた減らしますかといっても出てこない状況なんです。その辺をやっぱりしっかりと押さえていただきたい。

いろいろな話をする中で、ごみ有料化しかない。そうしないとごみが減らないというんだったらみんなも納得するでしょう。でも、現実には今、布類のことについて部長が言ったように、すぐにはできないんです。当然のことなんです。一定の手順というのにかかるということは当然のこと。私が言っているのは、すぐやれじゃないんです。計画していることを一つ一つやり抜いていって、なおかつまだ減らないというんだったら、それは市民だって考えるでしょう。ということをお求めているわけですから、その辺の見解をお願いします。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） これも先ほど申し上げたんですが、ごみを減らせることが有料化の目的ではなくて、もちろん市民意識の向上というのは期待はしているわけですが、現実の問題では、財源の手当てなわけです。必要な衛生環境施設の維持補修であるとか、あるいは不法投棄の監視とか、回収とか、いろいろ環境衛生にかかわる事業の中で、今までどおり一般会計からそれを補てんしていけば、将来に向けての一般会計のほうは先細るわけですから、その財源手当ての問題であって、ただ効果として、効果として先進事例では、おおむね5%程度の削減の結果が出ているということをお申し上げているわけです。

議長（飯田宣夫君） 木村議員。

20番（木村建一君） 前も言いましたが、広報、皆さんにお知らせした分、目的に5つあります。その中の1つに、市長が言われた費用にしたいんだよということがあるんですが、ほかのところも、そもそもごみ減量推進審議会に投げかけたのは、いかにごみを減らそうかということじゃないですか。そこから始まったんですよね。その当時の担当の課長も、今は部長でいらっしゃいます。そこから始まっているんですよ、そもそも。だから、もしもこれが一番優先するんだよと、お金のためというのであるならば、もう一度皆さんに投げかけなくちゃならない。減るか減らないかは、それはまた後におきまして二次的な問題点になるんじゃないでしょうか。ということは、また検討していただきたい。ちょっとこの辺、1つだけ強調しちゃうとおかしくなる。そもそも論はごみを減らしましょうかということで始まっている課題ですから、その辺はお願いしたい。また、中でご検討ください。

学校の再編成に移ります。

学校として成り立つ基本的な条件をお尋ねしたところ、学校の中だけの、中身の問題をずっと話されたんですが、そこに学校があると、基本的条件が成り立つのか、私はちょっとわからない。

5つほどお話しします。

1つ目です。本当に教育らしいことができるのか。一人一人、みんながよく知り合える比較的少人数というのと、また違うと言うかもしれないけれども、少人数の規模が維持されるということ。2つ目に、歩いて楽に通える。3つ目に、学校が地域に根差している。4つ目に、施設や環境が整っている。整わなきゃ、学校教育、今、教育長が言われたことできないですよ。5つ目に、歴史や伝統があるということじゃないですか。

その中の1つ、きのうからきょうにかけて、通学の問題についていろいろ論議していますからお尋ねします。

統合すると、今まで徒歩で行っていた子供たち、だんだん少なくなりますよね。通学費を全額市が負担する。この問題だけで本当に解決するのかということ。子供たちは、結局、徒歩によって行き帰りの中で自然に触れたり、隣近所のおじいちゃん、おばあちゃんと触れ合いながら、お帰りとか、おはようとか言いながらやっているわけじゃないですか。それがだんだん小さくなるということですよ。

それからもう1点、登校時間はいいでしょう、バスが一定になるから。下校時間、調べましたら、低学年と高学年違いますよね。曜日によって違う、ばらばらですよ。ばらばらなのに、バスの1本線でやろうといってもそれは無理なんですよ。

さらに、ある先生から聞きました。委員会活動をやったり、授業が終わってもいろいろやりたいと言っているときに、バスの問題、それからコミュニティバス云々ということをおっしゃられたんだけど、その時間があるもので、それに合わせようとする自治体もあるんです。子供たちにちゃんとできないと、お話し合いが。だから、私はいかにも通学問題だけで簡単

に終わらないんじゃないかなと思います。

その辺はどうですか。ものすごい市民への協力、バスも通っていないところ、求めざるを得ない。当然行政もやるでしょうけれども。

それから、一番欠けているのは、教育現場での先生たちの話を聞いていないということですよ。校長会で意見を聞いた、私、何人かの先生たちに聞きました。口をつむぐんですよ。私が聞いているのは、今の学校ではどうですか。ただそれだけの単純な質問ですよ。再編成すべきかすべきでないかだれも聞いていないのに、そんな話が出ている。

それから、本来は市長に尋ねるつもりじゃなかった。市長がいろいろなお話をなさるようなので、お尋ねしたい。

市長は、こんなことを言われました。この再編成によって日本一の学校をつくるんだと。中身はさっぱりわからない。まさか格好よくということはないと思うんですけども。

それからもう1点、きょうのいろいろな話の中で、大人は子供にその責任を押しつけてはならないんだと、大人の責任を。子供たちを犠牲にしてはならない、だから学校再編成だと言っているんですけども、今具体的にどういうふうに、小規模であるがための弊害というのは、犠牲になっているということは、具体的にちょっとお話ししていただけますか。

議長（飯田宣夫君） 木村議員、もう20秒過ぎましたので。

教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 通学の問題は、ご指摘のとおりあるいは先ほど来の答弁のとおり、マイナス点というか、デメリットになっていくだろうというように思います。

特に下校時の対応については、これからきめ細かく各学校と調整しながらしていきたいというふうに思います。

議長（飯田宣夫君） これで木村建一議員の質問を終了します。

これで一般質問を終了します。

散会宣告

議長（飯田宣夫君） 以上で本日の議事はすべて終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本議会は、明日6月10日午前9時30分より再開いたします。この席より告知いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時41分

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（飯田宣夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成21年第2回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（飯田宣夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案第46号及び議案第47号の質疑、委員会付託

議長（飯田宣夫君） 日程第1、議案第46号 平成21年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）、日程第2、議案第47号 平成21年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）の2議案について一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

なお、1回目の質疑については議員及び答弁者はいずれも登壇することとし、再質疑についてはいずれも自席にて起立にてお願いすることといたします。

議案第46号 平成21年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）について、初めに12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第46号 平成21年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）について、質問させていただきます。

まず、歳入、雑入の説明83直轄砂防事業補償代800万円、事業の内容についてお伺いいたします。

22ページ、7款1項4目15節説明15 41観光施設整備工事150万円について、24ページ、8款1項1目説明50その他事務事業800万円について、事業の内容について説明をいただきたい。

24ページ、8款6項5目説明1 修善寺駅周辺整備事業174万7,000円について説明1 40計画利用者検討委員会報酬44万3,000円、9 1 費用弁償10万4,000円、説明15 40駅北広場駐車場仮設工事120万円、事業の内容について説明をいただきたい。駅北周辺整備事業、駅北広場駐車場仮設工事については期間、台数、他の交通機関への影響等、説明をいただきたい

と思います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

それぞれ担当する部長から答弁をさせます。

議長（飯田宣夫君） それでは、建設部長。

建設部長（小川正實君） それでは、説明させていただきます。

21ページの雑入の直轄砂防事業補償代800万円の件でございますけれども、この件につきましては、24、25ページをお開き願いたいと思います。

25ページのほうの説明欄でご説明いたします。1番上の50その他事業800万円でございます。

これは中伊豆小川地区におきます前ノ沢砂防堰堤、この堰堤を建設するに当たりましてその赤線がつぶれます。その赤線をつかえるために建設省のほう赤線をつかえる工事をしてくれます。工事のほうは国で行いまして、その処分、登記事務、それから土地の購入、物件補償等を市のほうで行います。それぞれ20万円、90万円、550万円、140万円を計上させていただいておりますけれども、この財源につきまして21ページの雑入で補償代として国からいただくということでございます。

続きまして、その下の都市計画費でございます。

1番の修善寺駅周辺整備事業174万7,000円でございますけれども、これは駅周辺整備を現在進めておりまして、今後、修善寺駅周辺整備計画利用者検討委員会を設置しまして、駅南、駅の南、北の広場、それから駅舎、そして中央広場、それから駅南等を中心にした周辺道路の利便性、それと建物の意匠の検討、これらのことを検討していただくということでこの委員会を設置したいと思います。その委員さんでございますけれども16名を予定しておりまして、その方々の報酬と費用弁償でございます。それが44万3,000円。費用弁償が10万4,000円でございます。

それから、その下の15 40の修善寺駅北広場駐車場仮設工事ということで120万円を計上させていただいておりますけれども、これが将来、修善寺駅におきまして、通勤通学等に使われる皆さんの駐車場等の必要性について検討してみようという社会実験のための駐車場を仮設で建設する費用でございます。期間は、7、8月ごろ利用者の募集をいたしまして、実験期間が9月から3月までの6カ月間を予定しております。台数につきましては30台を予定しております。場所は駅北広場のゲートボール場に差し支えない部分で行いたいと思います。他への影響ということでございますけれども、ほかに駐車場は駅前商工会の有料駐車場がございます。それと伊豆箱根が月決めの駐車場を設置しておりますので、伊豆箱根とは調整済みでございます。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） 私のほうから、観光施設整備工事150万円、これについて説明申し上げます。

この工事でございますが、浄蓮の滝の危険木の伐採にかかわる経費でございます。年度当初、管理していますここ国有林を市のほうが借りているという状況でございます。森林管理署からいわゆる国有林内の管理、特に流木等の安全点検、事故防止対策、これらについて適正に行うようにというようなことで通知がございました。この点検等を実施した結果、浄蓮の滝の遊歩道沿いに大木があり危険だというようなことで、この大木を処理するというものでございまして、ケヤキ2本、桜1本、それぞれ大変樹高が高い、20メートル以上ある木でございます。この処理、それから周辺の枯れ木、枯れ枝等の処理とこれにかかわる経費でございます。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質疑ありますか。

森議員。

12番（森 良雄君） まず、直轄砂防事業補償代なんですけれども、ここの面積はどのくらいあるんでしょうか。800万円の規模について知りたいと思いますので、一つ規模を教えてください。

次に、観光施設整備工事は桜が1本とケヤキが2本、前回のご説明ですと、当初のご説明ですと、倒木があるというお話ですけれども、これは現在倒木ではないのかどうなのか、生きている木なのかどうなのか、確認したい。

次に、修善寺駅周辺整備事業、30台の駐車場をおつくりになるんだと思うんですが、駅南には市有地が確かあるはずです。それから駅北には民間の駐車場が相当空いているはずです。そういうものの利用は考えられないのかどうなのかお伺いしたい。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

初めに、建設部長。

建設部長（小川正實君） 直轄砂防の砂防の規模ということなんですけれども、これは土地購入費の550万円の面積ということなんでしょうか。

申しわけありません。ちょっとその面積はここに持ってきておりませんので、また後ほどお答えいたします。

それから修善寺駅周辺整備事業の社会実験のことなんですけれども、これにつきましては一応、今回は無料で行いたいと思いますので、あくまでも市側の調査ということなものですから仮設で設置いたしまして行いたいと思います。ですから民間のほうは、ちょっと使う検討はしてきませんでした。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 次に、総務部長。

総務部長（平田秀人君） 今申しましたケヤキ、それから桜、これについては生きている、現在生木といいですか、いうものでございます。あと枯れ枝等ありますので、倒木と言うとちょっとニュアンスが前回ご説明申し上げたものとは若干違うかもしれませんが、主には今のこの立ち木の処理にかかる経費でございます。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） 僕はどちらかという自然保護派なもので、生きているケヤキの大木とか桜、できれば残したほうがいいのではないかなというのが、もし流れに支障がないとか、その枝とか何かをはらうのはいいと思いますけれども、ただ倒木等の片づけ等はいいと思うんですけれども、できるだけ今、植林植林と言っている時代でございますので、邪魔になるというんだったらこれもしようがないと思いますけれども、できればご検討いただきたいと思います。

続いて、計画、修善寺駅周辺整備事業なんですけれども、120万円といえどもこれは税金を使ってやる事業なわけですから、例えば民間の駐車場を6カ月借りる、全然使っていないのがあるわけですね、いわゆるヤオハンの狩野川寄りの駐車場なんていうのは全然使われていないと、安く2カ月貸してくれと言えば借りられる可能性だってあると。30台は無理にしても駅南の何ですか、写真館があったところ、あれは市有地だと思うんですけれども、ああいうものの利用は全然考えなかったのかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 1点目についてもちょっとお答えしますが、多くの観光客の皆さんが下を歩いているところの危険な状況の改善ということでございまして、これは自然景観云々ということじゃなくて幾つかのところでは管理責任で裁判で負けている例がございますので、これはあくまで人命を尊重した処理ということでございます。

それから、駐車場については、同じ場所、それも駅に一番近い場所からほぼ同じ条件で社会実験をしてみたい、それによってふだん車で通勤の方が電車通勤することによってどういう印象を持たれるのか、どの程度負担が軽減されるのか、駅に隣接した場所から通勤されることでほかにその例えば動線ですね、買い物、帰りに寄られるとか、ちょっと横のお店に立ち寄られるとか、そういった社会実験をするためには、同一の条件でやはり数十台確保したかったということでございます。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 先ほど森議員からご質問を受けました面積のことなんですけれども、申しわけありません、3,780.83平方メートルということでございます。

議長（飯田宣夫君） これで森良雄議員の質疑を終わります。

次に、同じく平成21年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）について、11番、大川孝議員。

〔 11番 大川 孝君登壇 〕

11番（大川 孝君） 11番、大川孝です。

補正予算の23ページの13 44、移住交流受入システム支援事業の委託ということで200万円というふうに計上されております。

これらにつきまして、5日の日にも説明があったわけですが、より一層詳細な内容につきまして、承りたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

議長（飯田宣夫君） はい、答弁願います。

市長。

〔 市長 菊地 豊君登壇 〕

市長（菊地 豊君） 総務部長から答弁をさせます。

議長（飯田宣夫君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） これについては、一般質問等の中でも市長のほうから話をさせていただきましたが、いわゆる定住促進という形の中で、昨年度よりいわゆる庁内プロジェクトというような形で進めております。

それをより進めるための方策というようなことで、市へ移住を決定するに当たりましては、その受け入れ体制、これらを総合的に構築する必要があるということございまして、いわゆるまず住むところ、土地でありますとか空き家でありますとか、それから仕事に関する情報でありますとか、いわゆる活用できる農地、これらの情報、それから地域の中でどういう形で生活していくんだというようなそういう市民のアドバイザーといいますが、そういうものも必要かなと思っております。そうした関連で、いわゆる行政のみならず企業あるいは市民団体あるいは地元の方々、こういう方々と連携をとって取り組む必要がありますので、これらを専門的なアドバイザーの指導を受けながら、この総合的なシステムを構築していこうという事業でございます。

これについては、収入のほうで地域活性化センター、これの10割の補助という形でいただいております、この事業を活用してやっていこうというものでございます。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質疑ありますか。

大川議員。

11番（大川 孝君） こういう試みを率先してやはり受け入れ体制を強化していくという事業につきましては、当然のことであると思えます。

今、地域活性センターというふうに言われましたが、頭に（財）となっておりますが、これは財団法人とかそういう意味のことでしょうか、お伺いします。

議長（飯田宣夫君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） そのとおりございまして、財団法人地域活性化センターというのが正式な名称でございます。

議長（飯田宣夫君） 大川議員。

11番（大川 孝君） しっかりと、一つこういう事業を推進して人口増につなげていただきたいと思います。

議長（飯田宣夫君） これで大川孝議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号及び議案第47号については、会議規則第37条第1項の規定により、先に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

議案第48号～議案第50号の質疑、委員会付託

議長（飯田宣夫君） 日程第3、議案第48号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正についてから、日程第5、議案第50号 伊豆市天城温泉会館条例の一部改正についてまでの3議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第48号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について、12番、森良雄議員。

〔「条例ごとに……」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 条例ごとにやりますので、すいませんが。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

45ページ、議案第48号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正についてお伺いいたします。質問の内容が間違っている可能性もありますけれども、その辺はご容赦願います。

まず、この条例改正は増税と理解してよろしいでしょうか。

増税ならば該当者はどのくらいいるのでしょうか。

増税の場合の、増税額の総額はどのくらいを見込んでおりますか。

第2条、第3条、第4条について、その辺を主体的にご説明いただきたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 担当の市民環境部長から答弁をさせます。

議長（飯田宣夫君） 市民環境部長。

市民環境部長（渡邊玉次君） それでは、森議員さんのご質問にお答えします。

まず、増税と理解してよろしいかというご質問でございますが、これは国民健康保険の運営は一般被保険者に係る経費について法定の公費負担を除いた部分のものを加入者の負担する国民健康保険料で賄うものと規定されております。ですので、我々の考え方の中では増税

という考え方はしておりません。基本的には、国民健康保険税というのは目的税でございますので、必要とする経費の上昇に伴う負担の増加としてご理解をいただければというふうに思っております。

それから、2点目の増額となる対象者の数と、増額がどれくらいかのご質問でございますけれども、これは国民健康保険税については前年度の所得水準を推計しております。その結果として税率の引き上げをさせていただきたいという状況でございます。その過程の中では、全世帯が増額の対象となるというふうにご理解をいただければと思います。それから平均の一人当たりの前年度と比較しますと、一人当たり、これは年額でございますが2,700円程度の増額を考えております。それから総額で言いますと、調定総額ですね、それでいきますと3,600万円程度の増額を見込んでいるということでございます。

続いて、それぞれの条項の説明でございますが、まず第2条からご説明をさせていただきます。介護納付金の課税の課税分の課税限度額の引き上げでございますが、これは地方税法の施行令で決まっております9万円を10万円に引き上げさせていただきたいという内容でございます。

続いて、3条でございますが、基礎課税分のうち所得割の算定のための税率の引き上げでございます。4.4%を0.35%引き上げ4.75%とさせていただきたいという内容でございます。

続いて、4条でございますが、これは均等割額の基礎課税分のうちの被保険者一人当たりの負担額を900円引き上げさせていただきまして、2万700円とさせていただきたいという改正内容でございます。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 再質疑ありますか。

はい、森議員。

12番（森 良雄君） ご説明の内容はわかりました。

一応これは、上位法が決まったから伊豆市としてもこうせざるを得ないというふうに理解してよろしいでしょうか。

それともう1点は、市民サイドから言いますと、これは増税というふうに考えざるを得ませんけれども、そういうふうに考えてよろしいでしょうか、お伺いしたい。

議長（飯田宣夫君） 市民環境部長。

市民環境部長（渡邊玉次君） 後段のご質問の増税という解釈でございますが、これはあくまでも医療費、かかった保険給付費に対して必要額を算定するわけでございますので、我々は増税という理解はしていないということでご理解いただきたいと思います。

それから、もう1点のご質問はどういった内容でしたっけ。

〔「上位法の関係」と言う人あり〕

市民環境部長（渡邊玉次君） はい、すみません。

第2条の関係だと思いますが、これは地方税法でも決められていることございまして、

いわゆる限度額、支払う限度額が滞納納付分として今まで最高9万円としていたわけですがそれを10万円に引き上げるということで、これは上位法の制定によって決められておりますので、それに伴って条例を改正するという内容でございます。

議長（飯田宣夫君） はい、森議員。

12番（森 良雄君） 質問ではないんですけども、これの表題が伊豆市国民健康保険税条例となっておりますので、市民サイドからしますとこれは税金であると、当然、医療費にかかるものということで理解せざるを得ないんでしょうけれども、ただまあ保険税を引き下げる方法はあるはずですよ。

今、伊豆市は収入増をねらうためにあらゆる方策を講じて、市民からお金をどうやっていただくか、考えているわけですね。

市長にお伺いします。

こういう負担を市民に求める前に、伊豆市としては負担の軽減を考えるようなことはしませんでしたかどうかが、伺いたい。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） もろもろの公共料金等、これは上位法がございますから国の枠組みなんですけど、これから負担いただく上で、市長としても30%のボーナスカット、副市長にも20%、教育長も20%のボーナスカットということで、これは私の知る限り県の市町ではほかにはやっていないと思います。そのような姿勢を示しているわけです。これはもともと何度も申し上げますけれども日本は北欧と違って、高負担高福祉の国、そういったことを国民の皆さん、まだ選択していないわけです。ありていに言えば、低負担中福祉に近い。その中で医療費というものを負担する上で、料金として、当然医療費ですから、それをかかった分は使った人が国民が補てんする以外は負担していただく。したがって、いわゆる増税というものはなじまないんだろうというように思っております。

他方、一定の枠組みの中で伊豆市ができることとして、子供の医療費の助成等を行っているわけです。したがって、このような制度にかかわることは、国の制度にのっとって負担はいただきますけれども、市として私は将来を見越して、1億円近い子育て支援等をつけさせていただいたわけですから、そこには政策の意志がはっきりあらわれている、このように考えております。

議長（飯田宣夫君） これで森良雄議員の質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

直ちに議会運営委員会を開きたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

休憩 午前 9時57分

再開 午前10時09分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩を閉じ会議を開きます。

ただいま行いました議会運営委員会につきまして、議会運営委員会の委員長より報告を行います。

委員長、お願いいたします。

〔議会運営委員長 塩谷尚司君登壇〕

議会運営委員長（塩谷尚司君） ただいま議会運営委員会を開きまして、西島議員より議案第49号に質疑の申し出がありますが、西島議員は福祉環境委員でありまして、この議員の申し合わせ事項の中に、委員会付託議案に対する質疑はどのような経過で提出されたのか等大綱にとどめることとし、所属委員会の所管にかかわる事項については、緊急性を要する等特別な事情があると認める場合以外は質問を控えることとするという申し合わせ事項がありますので、議運としては委員会のほうで質疑をしていただきたいというような結論になりました。

以上です。

〔「議長」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 西島議員。

6番（西島信也君） 6番、西島信也です。

ただいま議運の委員長からそういうお話があったんですけども、私の質疑はのごみ処理手数料につきまして、内容的には大綱の質疑であると。かつまた、私自身、緊急性があると思っておりますので、ぜひ質疑を許可していただきたい。

以上です。

議長（飯田宣夫君） それでは、西島議員の質疑を許可することといたします。

次に、議案第49号 伊豆市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部改正について、初めに6番、西島信也議員。

〔6番 西島信也君登壇〕

6番（西島信也君） 6番、西島信也です。

ただいま議長さんにおかれましては、質疑の発言、許可していただきまして大変ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。

ごみ処理有料化議案についての質疑でございます。

まず第1点目、この未曾有の大不況下において、市長はごみ袋の有料化を強行しようとしておりますが、そのことは公共の福祉に合致しているのかどうか伺います。

市長は、困っている人は減免措置をするんだから有料化して構わないじゃないかと、こう言っているわけですが、その減免措置にしても果たして実効性のあるものかどうか、非常に疑問があります。前回の説明ですと、要綱で減免措置を決めると言っておりましたが、要綱で決めるということになりますと、議会が全く関与の余地がないわけでございます。不

透明きわまりない。要綱は大體事務を進める上での内部規程でございますので、やめたりつくったりするのはすぐできると、こういうことですね。また、困っていないと決めつけられた人でも内情は、皆さん収入は減り、今は余分な支出はしたくないという市民は非常に多いと思います。このごみ処理有料化の議案は住民の福祉向上どころではなく、市民を苦しめる政策以外何物でもないと思うわけでございます。ごみ処理有料化は、公共の福祉に合致しているのかどうか、市長の考えを伺います。

2点目、市長は3月定例会におきまして、ごみ処理有料化の目的はごみの減量化やリサイクルではなく、ごみの排出量に応じて手数料として料金を負担してもらおうと。公共サービスのあり方として、この方が公平である。ごみの減量化やリサイクルは目的ではなく結果であると答弁していたと思いますが、このとおりでよろしいか市長にお伺いいたします。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） はい、お答え申し上げます。

まず、第1点のこの大不況下においてのごみの有料化は公共の福祉に反するのではないかと見積もりですと、標準家庭で月間200円程度、年間で二千四、五百円の負担を避けることが、ではそういう料金を料金化しないこと有料化しないことで伊豆市の経済活性化するかということはそういうことではないんだらうと思います。あくまでも、これは料金として、月間200円程度負担をしていただき、そしてそれによって、今非常に大きな問題となっている現在のごみ一般廃棄物焼却場、ごみ焼却場のより安全化のための維持補修に投じたり、伊豆市にとって非常に貴重な我々の共有の財産であるあの天城山、あるいは狩野川の清流を守る山の源流を守るようなことに使わせていただくほうが、より公共の福祉にかなっているのではないかとということでございます。

産業の振興、伊豆市の経済の底上げというのはこれは別で、改めて9月議会をめぐり全力でやっていきたいということで、今幾つかの政策を整理しているところでございます。

2点目でございますけれども、議論の本質とそれからいろんなところに、きのう木村議員からも提示いただきましたけれども、その中で、ことの軽重があります。あるいは、多少本質的に違ったことでも目的として同列で列挙するような場合も文書の書き方としてはありますし、今回、審議会でお諮りしたこともそれが発端となったことも事実でございます。ただ、例えばきのうもご指摘いただいたように、ごみの減量化やリサイクルそのものを目的であるという、例えばごみの減量化がうまくいかなかった場合には、ではもっと料金を上げてそれを強化するのか、ということに目的と手段ということになりかねない。私は、したがって、直接的な目的としてしまうと、その目的を達成しないときに手段としてのごみの料金を議論するという論理的な帰結になるわけですね。今、我々は、ごみの減量化あるいはリサイクル

の促進、そして市民の皆さんに意識を持っていただくということはもちろん一定の効果として期待している。したがって、目的として列挙させていただくこともありますけれども、これを政策としてまとめる場合には、ごみの排出量に応じて手数料いただきます。1つは20円です、2つなら40円ですということで料金設定させていただくわけですから、このように答弁を申し上げたわけです。

議長（飯田宣夫君） 西島議員。

6番（西島信也君） それでは、再質疑をいたします。

市長は、先月、伊豆市の民生児童委員会の総会に出席したわけですね。市長はよくいろんな会合に出席するわけですが、私は時々会うわけですが、その中でこうあいさつしました。日本では10年前、正確に言うと11年前からですが、自殺者が毎年3万人ずつ出ていると、これはイギリスとアルゼンチンが戦ったフォークランド紛争の1,500人の死者、これの20倍であるというようにおっしゃいましたですね。大変なその方たちが自殺をしていると。私は、私はというのは市長さんですね、私はこういうことのないように、私は伊豆市においては福祉の向上に全力を尽くすので、民生委員の皆さんもぜひ協力をしていただきたいと、こうおっしゃいました。

これ自体は大変いいことだと思うんですけども、この一、二年で私の知り合いの方が事業不振、あるいはリストラ等で何人も自殺しております。生活苦から一家離散になった人もおりますし、生活保護になった人もいますと、こういう状況でございますね。このような大変な時代に今やるべきことは今やると、この前、前回3月議会そうおっしゃったわけですが、私にしてみれば、わけのわからない理由でゴミ袋有料化を強行しようとするのは、伊豆市民の痛みを全くわかっていない、そう断言せざるを得ないと思います。

中国の古いことわざに、「羊頭を掲げて狗肉を売る」という言葉がありますね。これは皆さん、よく人口に膾炙している言葉ですのでよく知っていると思うんですけども、きのうのポピュリズムの話は、私は知らなかったんですけども、知らない方が万が一いらっしやるとあれなんですので説明しますと、要するに福祉の向上に全力を尽くすという羊の頭、うまそうな羊の頭を店先に掲げて、実際はゴミ袋有料化という食えないような犬の肉を売っていると、こういうことじゃないかと、私はそういうふうに思えてなりません。

質問の回数が限られておりますので、この問題、それから手数料等そのほかの問題につきましては、委員会で質疑を、審査をしていきたいと思っております。

次に、2番目のゴミ処理有料化の目的はゴミ減量化やリサイクルではなく、ごみの排出量に応じて手数料として料金を負担してもらおうと、公共サービスのあり方としてこの方が公平であると、ごみの減量化やリサイクルは目的でなく結果であると、これはこのとおりですかと私が先ほど聞きましたら、何だかちょっとよくわからなかったですね、このとおりであると、何かいろいろおっしゃっていましたが、しかしながら、ここに会議録が、3月定例会の会議録がありますからこれをよく見ますとこう言っているわけなんですね。

要するに、ごみ処理有料化の目的はごみの減量化、リサイクルの推進じゃないよと。負担の公平化、こういうことを言っているわけですね。市長は自覚をしていないようですけども、これは大変な問題の発言だと私は思うわけでございます。

きのうの木村議員の指摘にもありましたけれども、そもそもごみ袋有料化の案は、ごみ減量審議会、去年からですか、から始まっているわけですね。

要するに、ごみを減量するにはリサイクルの推進が必要だ。それには、リサイクルを進めるにはごみ袋の有料化が有効であると、こういう論法ですと進んできたわけなんです。これは前提条件なわけなんです。それを市長はごみの減量化、リサイクルの推進、これは目的ではなく結果だと言っているわけです。じゃ目的は何かというと、公平な公共サービスのあり方としてはごみの排出量に応じて手数料として料金を負担してもらおう、これが目的だと市長は言っているわけです。先ほどの答弁ではよくわからなかったんですけども、3月定例会その他のお話ではそういうことを言っているわけです。ちゃんと記録に残っていますからね。

ごみ処理の担当部局、市民環境部ですね、これは。これは最初からごみの減量、リサイクルを前提条件としてごみ減量審議会を開催し、そこで諮問を引き出し、アンケートもとって、市民懇談会では、2月ごろからですか、ことしの2月ごろから行われた市民懇談会ではそういう説明を市民環境部はしてきている。そういう資料も、ごみの有料化制度というこういう資料も配布してきたわけですね。

いいですか。市長の言ったことと違うんじゃないですか。このごみの有料化の目的は、書いてありますけれども、ごみの減量化とリサイクルの推進、これ、ではうそだと言うんですか。全部うそだと言うんですか。担当部局が1年もかけて、ごみの減量化、リサイクルを市民に説明してきたのに、おれはそんなことは1回も言っていないなんてきのう言いましたよね。そううそぶいているって、これどういうことなんです。市民の多くはごみ袋の有料化ということは、賛成反対はいずれにしても別として、役所がやっていることはごみの減量化、リサイクルの目的は、そういうごみの減量化、リサイクルの目的のためにごみ袋を有料化しようとしているんだと皆さん思っているわけですよ。まさか本当は、金をとることが目的だなんて、そんなことを思っている市民はほとんどいないと思いますよ。

6月4日付の伊豆日日新聞にはごみ処理の有料化はごみの減量化、リサイクルの推進、負担の公平化などを目的に進められるという記事が1面トップで書いてあるわけです。これは日日新聞の記者が担当部局で取材して載せたもんだと思うんですけども、これも間違いだと言うんですか。社会の公器たる新聞にも堂々とうそを発表させる、どういう神経しているんですか、これは。一体全体、市長と職員の間隔はどうなっているんですか。市長の指揮命令は部下には伝えられていないんですか。それとも、指示と命令していないんですか。打ち合わせなんかしていないんですか。私はそれに非常に疑問だと思います。

今、質疑という指示が出ましたので言いますけれども、今まで市民に誤った情報を流して

いた、この責任をどうとるつもりなんですか、この責任を。誤った情報ですよ、ごみのリサイクル、減量化を進めるためにやっているんだと。今ここで今までの誤りを認め、市民に謝罪をするのかどうか、市長にお伺いします。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 第1点目、自殺者3万人、大変厳しい数字だと思っています。しかも、他の先進国と比べて、家族同士の殺人が多い。社会が非常にいがみ合っている、とげとげしい、大人が、子供さんから見ると大人が見苦しい。チャレンジすべきことから逃げる。足の引っ張り合いをする。そんな社会や世相の中で、若い人が将来に夢を持ってない。そして、私も連隊長のときに一人自殺者を出しました。大変厳しい思いをしました。

このような社会であってはならないということで、福祉を含むあらゆる政策を、市民の皆さんの高い支持を受ける政策をやることは当然でございますけれども、しかし、世論の批判に遭うからといってやるべき政策からは逃げない。そのような姿勢を大人が示すことが、私は今、日本の社会にとって最も必要なことなんだろうと思います。引き続き民生委員の皆さん、児童委員の皆さんには、大変ご苦勞を普段からおかけしておりますけれども、夢が持てる社会であり続けるために、ぜひ引き続きご尽力を賜りたいと思っています。

2点目につきましては、先ほど申し上げたとおりなんで、繰り返しになりますからあえて答弁する必要はないと思います。

議長（飯田宣夫君） 西島議員。

6番（西島信也君） あえて答弁する必要ないと言ったって、私、聞いているんですよ。どうということ聞いているかと言うと、誤った情報を流し続けた責任をどうとるかということなんですよ。それと、今ここでその誤りを認めて、市民に謝罪をするか、それを聞いているんですよ。あの、これはカウントしないでください、質疑に。

議長、言ってください。

〔「議長、ちゃんと答えさせてくださいよ」と言う人あり〕

6番（西島信也君） 今のこと。

〔発言する人あり〕

6番（西島信也君） やっていないですよ。大綱についてやっているんだから、おまえ、黙っている。

〔「おまえ、黙っているとされても疑問だよ、疑問」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 静粛に。

市長、答弁お願いします。

市長（菊地 豊君） 私は、ごみの減量やリサイクルがこの有料化によって達成できないと言っているわけではなくて、目的は当然列挙されているわけですね、文書として。しかし、その中には異質のものが入ることが当然あるわけです。ごみの有料化を制度設計するときに減量率がどれぐらいになったからリサイクル率がこれぐらいになったから料金をこう設定す

ると、そこは1対1の対比ではないということを申し上げています。ですから、料金を有料化して料金化する場合、そしてそれをこれから将来変動する、下げるあるいは上げる場合にはそこでリサイクル率だとかごみの減量率をカウントしてやるようなことはない。したがって、制度設計上はその目的というのは、排出量に応じて手数料としてということは、市民の負担の公平化という観点から制度設計の基準になっているということを申し上げているわけです。

議長（飯田宣夫君） 西島議員。

6番（西島信也君） 私の質疑に対して、何にも答えてないですね。

いいですか。

3月定例会の会議録がここにあるんですけども、この懇談会で配った資料ですね。懇談会で配った、これ資料です。実はこれ4月20何日だかに福祉環境委員会のごみ有料化の説明のときにもらった資料ですね。4月ですよ、これもらったのは。

これには、いろいろこのごみが減っていないという現状を踏まえ、ごみの減量、資源化に有効な施策としてごみの有料化、有料指定ごみ袋制等について市民の皆さんに意見を聞くなど慎重に検討してまいりましたと、こう書いてあるわけですね。

4月の段階においてもそういうことで、ごみの減量、資源化ということを言っているわけなんですよ。こちらの会議録には、3月9日に木村議員に対する答弁で、「市民に対する説明資料の中で私が申し上げたことと一貫性がないことはそのとおりでございまして、ぜひ教訓にさせていただきたいと思います。昨年、私がまだ市長になって数箇月のころに、これは9月ごろでしたか、やったところで自分が十分配慮しきれないところがあったことは多々でございます。これに限らず」、いいですか、「そこは率直に反省しこれからに生かさせていただきたいと思っております」。こう言っているわけですよ。どういう反省をしているんですか。3月9日に言っているんですよ。4月20何日以前にも、まだこういうのを出しているわけですよ。おかしいんじゃないですか。私は、この事業の目的であるごみの減量化、リサイクル、資源化というこういう今までずっと言ってきた前提条件が真っ赤なうそであったということを市長みずから認めているわけですよ。一貫性がないと書いてあるではないですか。率直に反省すると書いてあるではないですか。そういうふうに市民を、こう言っちゃこれちょっと語弊があるかもしれませんが、早い話が市民をだまし続けてきたと、そういうことなんですよ。

私は、このごみ処理有料化の議案はすみやかに撤回して、一たん白紙に戻して、改めて審議会を開き検討して質疑させてもらい、市民に改めて説明をして、市長の考えるところで説明をしてもらって、それから議案を出したらいかかかなと思うんですよ。この議案については、私は撤回するのが一番適當である、妥当であると思いますがいかがですか、市長。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います、市長。

市長（菊地 豊君） 引き続き、議案を皆さんに議会のほうでご議論いただきたいと思います。

す。

議長（飯田宣夫君） これで西島信也議員の質疑を終わります。

次に、同じく議案第49号につきまして、12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第49号 伊豆市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部改正について、質問させていただきます。

今、西島議員の質問がありましたように、非常にこの条例改正、目的があいまいである。本当にごみの減量化、リサイクル率の向上をねらっているのか。

市長、たしか昨日は増収が目的だというようなことを言っているわけですね。リサイクル率、ごみの減量化が目的ならば値上げした分、全額こちらに回すのか。どうもそういうお考えもないようです。

私の質問の基本は、現状のごみはどのような量なのか、どういうふうに把握しているのか。特に伊豆市のリサイクル率の把握の仕方、前の環境衛生課の課長さんですといろいろ議論したあれがありますがけれども、今回お答えいただくのは市民環境部長だと思しますので、ぜひお考えをお聞きしたいと思えます。

質問の内容です。

この条例について詳細な説明を求めたい。現状使っているごみ袋のサイズごとの販売状況。販売がわからなければ生産状況でも結構です。どれくらいあるのか教えていただきたい。現状の軽トラックなどでの持ち込み状況について、年間、軽トラックで何台、1トントラックだったら何台くらいあるかというようなことを教えていただきたい。それから、この条例による軽トラックで持ち込んだ場合の重量の測定方法についてはどのように考えているのか、お教えいただきたい。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 担当の市民環境部長から答弁をさせます。

議長（飯田宣夫君） 市民環境部長。

市民環境部長（渡邊玉次君） まず、第1点目の森議員さんのご質問のサイズごとの販売状況ということでございます。これにつきましては、平成19年度のちょっと実績で申し上げます。

まず、20リットルが22万9,000袋、それから30リットルが127万7,000袋、それから45リットルが112万8,000袋、四捨五入してございますので、それから70リットルが24万5,000袋ということでございます。ちなみに3年間のちょっと平均を申しますと、おおむね同じような数字でございまして20リットルが21万6,000袋、それから30リットルが126万袋、45リットル

が110万6,000袋、それから70リットルが22万7,000袋というような実績になっております。

それから、現状の軽トラックなどでの持ち込みの状況ということでございますが、全体的な搬入で委託業者の平ボディパッカー車、こういったものが40%、それから軽トラックで50%、乗用車が10%というような割合で、軽トラックの剪定枝等の搬入については、1日おむね1台程度の搬入になっています。ただ、軽トラックの搬入については瓶とか缶とかごみ、こういったものを一緒に持ってくるというような実体でございます。

それから、3点目の持ち込んだ場合の重量測定の方法ということでございますが、持ち込んだときの重量をはかりますが、これは焼却量を出すために持ち込んだ場合には、基本的に搬入した段階で重量をはかります。軽トラックの場合には1台分の料金ということでお願いをしているという状況でございます。

議長（飯田宣夫君） はい、再質疑ありますか。

はい、森議員。

12番（森 良雄君） これから、今度は新しいごみ袋にした場合、どれくらいを想定しているのか。そうすると、先ほど西島議員のときにお答えいただいた、月に200円ぐらいの値上げだというようなことが正しいのかどうか、わかるわけですけれども。今度新しいごみ袋はどのくらい、年間販売するのか、売り上げするのか、想定しているのかどうか、お答えしていただきたい。

それから、軽トラックで持ち込んだ場合、今のお答えですと、相当ごみそのものは少ないんじゃないかと思うんですけれども、それでも、最低価格幾らなんですか、1,600円ぐらいになるんですか。取るのかののかどうなのか。やはり軽トラックでの持ち込みは、僕は単に減量と同じでもいいんじゃないかと、少なくとも回収費用はかかっていないわけですよ。そんなことは考えないのかどうなのか。

それから、先ほどなどの私の質問じゃないですけれども、基本的にごみの減量化が目的だ、リサイクルの向上が目的だということおっしゃっていますので、質問させていただきたいと思っておりますけれども、そもそも伊豆市のリサイクル率の計算方法はどうなっているんだと、それを詳しく説明していただきたい。

議長（飯田宣夫君） 市民環境部長。

市民環境部長（渡邊玉次君） 軽トラックの今後の搬入を想定しますと、通常350キログラムというのが軽トラックの重量制限でございます。そういったところから換算しますと、おむね2,400円というのが軽トラックでの搬入の料金になろうかというふうに思っております。

それから、リサイクル率の出し方のご質問でございますが、基本的には総排出量、いわゆる一般焼却のごみ、それに対して資源ごみ、こういったものの率も出しております。搬入量も出しておりますので、それで換算したものを示しております。ちなみに、19年度でいくと、19年度の、今ちょっと、後ほどお答えしますけれども、リサイクル率というのが決まってくるわけでありまして。そういう出し方で現在もやっておりますし、我々としてはそういうよう

な視点でリサイクル率の向上であるとか、そういったものを推進していきたいというところをしております。

〔「新しいほう……」と言う人あり〕

市民環境部長（渡邊玉次君） すいません。

新しいごみ袋の状況でございますが、ちょっとお待ちください、資料を出します。ただ、ちょっと今のところ、我々のほうでもいろいろ検討しております、一般ごみ袋の販売店の確保ということもございまして、これらを市内の小さな零細な企業といいますか、商店といいますか、そういったところでも販売できるようにしたいということから、今までのような定率の形での販売はちょっと中小零細な人たちにはなじまないのではないかと、ですから、1枚当たり全部3円とか、そういう金額を設定して小さな小売店でも同じように販売できるようなシステムを構築したいというふうに考えております。

総額でございますが、現状でのとらえ方は、このごみに係る費用が平成19年度で5億9,000万円ほどかかります。5億9,610万円ほどかかりますが、これらの分析をした中でリサイクルの収入、これが平成19年度でたしか3,000万円ほどございます。総トータルの中で、それから、リサイクル以外の収入、例えばこのごみですね、ごみの有料化によって得る金額。これがおよそ差が2,500万円ぐらい、ちょっとこれが変わってきたのは、今までは率で、今まで販売手数料をやるということになりますと、市がそれほど極端にもうける必要はないということから、2,500万円ぐらいの販売手数料を得るというふうに考えております。

後ほど、ちょっと表が、ありました。今の現段階での使用枚数見込みは、170万ほど予定しております。市の手数料見込みが2,500万円ほどというような試算をしております。ですから、総額でいいますと、使用枚数が170万枚ですので、これは実際に収集業者が1週間の間に持ってくるものを毎日のように調査しまして、その上でこの170万という数字を出しております。

以上です。

議長（飯田宣夫君） はい、森議員。

12番（森 良雄君） どれぐらい増収を見込んでいるのか、これから私も、今の数字をもとに計算しないといかんですが。

私も基本的には、このごみ有料化、有料化、有料化というきれいな言葉のもとに、昨日、市長もおっしゃっていたようですが、おっしゃっていたんですね。この目的は、要は伊豆市の収入を確保したいということなんでしょう。そんなことはやめてくれというのが、私のやはり質問の趣旨なんです。ですから、ぜひ撤回していただきたい。

きょうは傍聴の方もいらっしゃいますけれども、これだけじゃないんですよ。先ほど質問したように、健康保険税も上がるんです。来年度は水道料金も上がるんですよ。

議長（飯田宣夫君） 質疑の時間ですから、当局に対して質疑をしてください。

12番（森 良雄君） 当局に言っているんです。当局に言っているんです。

議長（飯田宣夫君） だから、前を向いて発言してください。

12番（森 良雄君） これが伊豆市の議長さんだ。市長さん、笑っているけど、あなた、きのうはっきり言っているんだ。増収を目的にしているんだ。そのターゲットに市民がされたんではたまったものではないんですよ、市民は。

次、質疑いきます。

この新しいごみ焼却場ができた場合、それから、四、五年たった場合、これをずっと続けていくつもりなんですか。この値上がりはずっと恒久的なものなのか、考えているのかどうか、市長さんにお答え願いたいです、まず第1点です。

それから、リサイクル率、リサイクル率ということが場合によっては、このごみ有料化の目的化されておりますけれども、私はこのリサイクル率の把握の仕方に疑問を持っておる。リサイクル率の分母は、今、市民環境部長のお話ですと、ごみの総量から出しているんですか。どうもそのような考えのようですね。プラスチックごみが30%というのは、数量に対する30%なのか。まず、それを確認したいんですけども、3回終わっちゃうから、また次の機会に質問しますけれども。それでいいんですか。例えば、ここにあるプラスチック、伊豆市に流入したプラスチック、トータルで1,000トンとしたら回収できたのが10トンだと、それがリサイクル率なんじゃないんですか。私の言っているのが間違っているかどうか、お答えいただきたい。

議長（飯田宣夫君） 初めに、市長。

市長（菊地 豊君） 伊豆市で期限条例は考えておりません。ほかは部長から答弁をさせます。

議長（飯田宣夫君） 市民環境部長。

市民環境部長（渡邊玉次君） どういうふうにご説明したらご理解いただけるのかよくわからないんですが、あくまでも、そう排出量に対して資源ごみ、いわゆるリサイクルするものを何トンというふうに出して、それを割り返しているわけですから、リサイクル率というのはプラスチックもありますし、いろんなものがあるわけです。そういったトン数で割り返しているということをご理解いただければリサイクル率がわかると思います。

それからもう1点の、ここでよく理解していただきたいのは、今5億9,600万円ほどの費用がかかってはいるわけです。この柏久保地区においても非常にこの施設が迷惑施設としてあるわけですね。それで新施設をつくらうとしてもなかなか決まらない、こういう実情もあるわけです。そういったものを踏まえまして、私は前から言っておりますように、基本的な料金に関する考え方というのは、いわゆる市民の方々に理解いただかなきゃならないというのが基本になります。5億9,600万円のうち、収入として入るのが、先ほど言ったりサイクル類においての収入3,000万円、それから今回2,500万円入りますと5,500万円程度。要するに5億9,600万円のうち収入として上がるのは5,500万円、おおむね10%です。こういった実情をご理解いただいて、ぜひこの有料化にご賛同いただければということで提案している

ということでございます。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） これで森良雄議員の質疑を終わります。

ここで休憩をしたいと思います。

再開を11時といたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

議長（飯田宣夫君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第50号 伊豆市天城温泉会館条例の一部改正について、初めに1番、鈴木初司議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

1番（鈴木初司君） 議案第50号 伊豆市天城温泉会館条例の一部改正について、質疑いたします。

62ページ、条例の第14条以降、指定管理者にかかわる条例について質疑いたします。

今、行財政改革特別委員会でも指定管理者による管理について議論をしているところです。伊豆市天城温泉会館をなぜこの時期に指定管理者制度を条例化するのか伺います。

2つ目に、8日森島議員の一般質問の中にありましたように、私も新聞報道で数社の民間企業の名前が出ていることに、ちょっとどうかというところがありまして質問します。

5日、概略経過の説明はありましたが、伊豆市の行政にとっても財政にとっても、非常に大きい大事な案件でございます。我々にもわかりやすく、市民にもわかりやすく理解できますよう、かみ砕いた丁寧な経過説明をお願いいたします。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 天城温泉会館については、従来、施設運営委員会のほうから民間活力を導入したらどうかというようなご議論いただいております。ただし、私は去年の10月にそれを否定するわけではなくて、まずは1番大きな赤字だけは凍結をさせてくださいということで、3月末での凍結、温泉事業に業務凍結したわけです。それに前後して地元の皆さんから、新たにぜひ使ってくれというようなことがございまして、指定管理者のほう、今、模索しているところでございます。

内容については副市長に説明をさせます。

議長（飯田宣夫君） 副市長。

副市長（佐藤典生君） 鈴木議員にお答えいたします。

今、市長からもちょっとお話がありましたけれども、私のほうからは、詳細について説明をしていきたいと思います。

天城温泉会館につきましては、非常に多額の一般会計から繰り入れがあるということがあります。そのうちの6割程度、当時、大体3,000万円強が温泉事業にかかわる一般会計の繰り入れだったということがありまして、本年の3月をもちまして、温泉事業を当分の間、休止することといたしました。しかしながら、今、市長からもお話がありましたように、凍結後間もなく地元の方々、財産区の方、それから商工会の方々等々から、やはり天城温泉会館の温泉事業が休止されたことによってますます地域が寂れることにつながることから、ぜひ民間活力の導入を視野に入れた利活用を検討していただきたいというご要望がございました。これと時期を同じくしまして、ちょっと新聞報道にもありましたが、幾つかの民間企業が天城温泉会館の運営に関して興味を示しているというか、関心を示しているというような情報がありました。

もともと天城温泉会館につきましては、平成19年の市営施設運営委員会において、当時は年間4,000万円ぐらいの一般会計の繰り入れがありましたので、現在のいわゆる市の直営という形態では採算がおぼつかないと判断して、方向転換が有効である。管理運営方法についても、市の直営ではなく民間への委託、場合によっては賃借、売却等の方法がありますという答申も受けておりました。その答申、それから今回の地元からの再開してほしいという要望、それから民間企業の動向というのは伝え聞くところではありますけれども、その辺を受けまして、市役所の中でも、今後どうしていくんだという今後の方向性について検討を進めてまいりました。その結果、5月22日に開催いたしました、先ほど平成19年にも答申をいただきました市営施設運営委員会にも審議をしていただきまして、施設の有効活用、そして地域活性化のためには、やはり民間活力の導入が必要であろうと、そのための手法として、指定管理者制度への移行を目指すのはどうだという話がありまして、市といたしましてもその方向で、今、作業を進めているところでございます。

あと、議員のご質問のありました、なぜこの時期かということでございます。

今、4月1日から温泉事業をとめておりますけれども、やはりその設備等があまり長くとめることによって、やはりマイナスの部分が出てきますので、できましたら設備を使用に耐え得る状況に早く戻して、やはり地域の活性化、それから施設の有効利用につなげるためには迅速に手続を進める必要があるだろうと、そして1日でも早い事業再開が望まれましたことから、今議会に指定管理者制度の導入について、お諮りしている次第でございます。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 再質疑ありますか。

はい、鈴木議員。

1番（鈴木初司君） 理解はできます。

1つだけちょっと、もう一度質問をいたしますが、今、温泉事業のほうを早く、その温泉を副市長のほうでもとの状況にしたいからというような説明があったわけですが、それはいろいろな運営委員会等の、地元等要望があったと、それを踏まえてというようなお話はわかりますが、我々も一番心配しまして、私も第1回の一般質問の中でも天城温泉会館のことについてはかなり調べさせていただいて、昔の経理を市長と議論をさせていただいたわけですが、非常にその辺もぶれてはいけないなというところが非常にあるものですから、その辺をどう考えるか、今一度、答弁をお願いします。

議長（飯田宣夫君） はい、市長。

市長（菊地 豊君） 今回は、先ほども副市長から説明があったような経過によって指定管理をトライしてみようと、必ずどこかが公募に応じていただけるとは限らないと思っています。

今、かつての答申内容の中にはほかの方法、賃借等もということだったんですが、法律的にどうもできないようなんです。直営か指定管理しかできない。

指定管理になりますと当然、民間企業が参入する場合にはなるべく広いフリーハンドが欲しいわけですから、指定管理というのは、本当はどこかに使っていただくのであれば余り好ましくないと思っているんです。ただ、これしかもう法的に、いつも申し上げるんですが、本当に市長の権限でないんです。ですから、今回、唯一民間企業の活力を導入し得る指定管理を1回トライしてみようということでございます。結果はどうなるか、どこかが応じてくださればいいなと強く期待はしておりますけれども、このような状況ですので、ひょっとしたらまた別の道を模索することも、必要性に迫られないとも限らないと考えております。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） ぜひ、過去を振り返らないではなくて、前々からかなりこの問題、一般繰り入れもしている案件ですから、十分注意をなされて、と言ったら失礼ですけども、間違いのないような道を進んで、ぜひやっていきたいと切に行政をお願いして質疑を終わります。

議長（飯田宣夫君） これで、鈴木初司議員の質疑を終わります。

次に、同じく、議案第50号につきまして、12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第50号 伊豆市天城温泉会館条例の一部改正について、詳細な説明をお願いしたい。

当然、改修が見込まれておりますので、改修費用をどのくらい見込んでいるのかお伺いしたい。

また、温泉施設を休んでからというような、この2カ月になると思いますけれども、この2カ月間の利用状況はどのくらいあったのか、売り上げはどのくらいあったのか。

また、指定管理者制度を導入したいということですので、指定管理者への委託料はどのく

らいを見込んでいるのか。

私は、基本的に指定管理者制度というのは、受託業者にとっては非常においしいものだというふうに考えております。本当に指定管理者制度でここが活性できるのかどうかということを、基本的に考えておりますもので、この辺をお答えいただきたい。

ちょっと議長、議題からはずれますけれども、53号、54号は取り下げたいと思いますけれども。もう部長から説明いただいちゃったもので。

議長（飯田宣夫君） はい、わかりました。

53と54ですね。

それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 市が所有する施設の活用の仕方として指定管理がベストであるのかどうか、わかりません。

ただ、法的に、先ほど申し上げましたように直営か指定管理しかないということでございますので、今直営でございますから別の道を1回模索しているということでございます。

その他の詳細については副市長から説明をさせます。

議長（飯田宣夫君） 副市長。

副市長（佐藤典生君） 森議員にお答えいたします。

まず、ご質問の中のこの2カ月間の利用状況、売り上げ等々でございます。

本年4月、5月の売り上げにつきましては、レストランにつきましては99万3,248円の売り上げがございました。レストランにつきましては99万3,248円の売り上げです。これは対前年、平成20年、これは温泉事業やっているときに比べて40%の減となっております。売店につきましては37万1,424円の売り上げがございました。こちらにつきましては、平成20年、対前年に比べまして44%の減でございます。そういう意味では、この2カ月間、温泉を休止した中で大体5割強ぐらいの利用であったというようなことでございます。

それと、あと施設の改修費用、それから指定管理者の委託料、これ指定管理料という形になろうかと思えます。こちらにつきましては今後の指定管理者の公募、それから募集があった方々の内容を審査していくわけなんですけど、その中である程度決めて、決めてというか、判断をしていきたいと思っております。と言いますのは、事前にこれだけの改修をして指定管理お願いする。例えばあと、これだけの指定管理料以内でやってくださいというのを提示して公募する応募もございませぬけれども、なるべく幅広い範囲から、やはり応募をつるために、そちらについてはあまり事前に提示をしないでおいて、公募した中の、応募者の中のその事業企画の中で、できましたらこれぐらいの事業でこういう改修をして、こういう使い方をしたい。それで、指定管理料についてはこれぐらいで私はやりますというものを、提案を逆にさせていただきまして、その中から、指定管理者は審査する場として、指定管理者の審

査会というもの、これは一般市民の方、民間の方が入っていただいている審査会がござい
ますので、そちらで審査をする際の、もちろん判断材料としていきたいと思ひます。

もちろん、事業内容、どういふ事業をやっていたかということとの関係はあります
けれども、今4,000万円から5,000万円ぐらひ、一般会計の繰り入れしておりますので、それ
がなるべく安い経費で、なおかつあそこにお客がたくさん来て活用が図れる、今、森議員か
らも、あそこが指定管理者で活用できればいいなという話がありましたけれども、なるべく
安い経費で大きな効果が出るのが一番望ましいこととございますので、それはそうなれば一
番いいなということと考へております。

以上とございます。

議長（飯田宣夫君） 再質疑ありますか。

はい、森議員。

12番（森 良雄君） どれぐらひの改修費用を考へているかということはお答えいただけ
なかつたわけですがけれども、今後どのぐらひの売り上げを見込みたいのかでもって、指定管
理者への委託料が決まると思ひんです。

それから、この活性化をどういふふうに通るかということも決まってくると思ひんです。
少なくとも、前と同じような温泉事業だったら、赤字が出るのはもう確かであるといふこ
とは言えると思ひんです。それで、家族風呂ということをお考へになつたと思ひんですけれ
ども、家族風呂をどのぐらひの料金で何家族を1日で見込むんだと、そういう考へもどうも
ないと、あくまでも指定管理者制度を利用したいと考へているのかなといふふうに通して
は見るほかない。また、これも委員会で聞きますけれども、1つだけお伺ひしたい。市長は、
もう具体的な名前が出ていますので言ひますけれども、時之栖とか、ラフォーレとこの件に
ついて接触しているんでしょうかどうかお伺ひしたい。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） ちょっと、第1点目のほう述べさせていただきますと、同じ施設で同
じ事業やっても全くかわることがあります。ホールサムイン中伊豆のころ、大きな赤字だ
つたんですが、今、もの見事に東海地域でナンバーワンの伊豆市のホテルに、同じ施設、同
じ事業で成功しているわけですが、やはり、こういったものはプロに任せるべきなのかなと改
めて考へた次第なんです、ご質問については、私は時之栖の庄司さんとは何回か会合で
一緒させていただいたことはあります。ラフォーレの責任者の方とはお目にかかつたことは
ありません。

議長（飯田宣夫君） はい、森議員。

12番（森 良雄君） 今、市長さんのお答えで答えは出たんじゃないかと思ひんです。売
却しかないので。そういう考へはありませんか。

議長（飯田宣夫君） はい、答弁願ひます。

市長。

市長（菊地 豊君） 売却という選択肢もないわけではないんですが、かつていただいている補助金を返還するという、それから現在の土地を借りているものですから、その契約の中に幾つかの条件があって、その条件が仮に変更できないとすると、施設だけ売却して回りに全部、駐車場も何もない施設で果たして事業として成立するかどうかということもあり、将来売却しないということではありません。いろんな選択肢は視野に入れているんですが、現時点でどこかに売却をして事業が成立、多分しないだろうと思うんです。駐車場がない、あれだけの大きな施設というのは多分難しいと思うので、現時点では直営か指定管理しか実行の可能性がないだろうと考えています。

議長（飯田宣夫君） これで、森良雄議員の質疑を終わります。

次に、同じく、議案第50号につきまして、20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

20番（木村建一君） 木村建一でございます。

同じく議案第50号 伊豆市天城温泉会館条例の一部改正について、質疑を行います。

お二人の議員の質疑の中で、あらかし私が最初質問しようとしたこと出ているんですけども、すいません、ちょっと進めながらお話を聞かせていただきます。

赤字を抱える温泉事業を指定管理者制度を導入する。何がどう変わるかと判断しての提案ですかということなんですが、ちょっと具体的に、また同じ答弁だとあれですから、いわゆる直営じゃなくて民間だよと、民間に今度移行するんだよと、その意味合いをちょっと若干お話ししたんですが、民間と市直営の何がどう変わるのかというようなところについてお尋ねしたい。

それから、指定管理者に対しての市の指定管理料、幾ら払うと考えていますかということについて副市長お答えになったんですが、その件についてはまた座席に戻ってから、もう少し自分なりの考え、述べさせていただきますのでお願いします。

同じ答弁になりますので、その件については。その件については、省かしていただいて結構ですから、よろしくお願いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 昨年の10月の秋の時点でもう一つの選択肢がないわけではなかった。それは、温泉の湯を改善、2カ所修繕をして事業を活性化する、市として。私はそれをやる自信がなかったと。かつてプロがやったにもかかわらず累積赤字が続き、そして素人である私どもがやってもビジネスとして成立しないだろうということを考えていたわけです。そのような判断をしていたところ、天城温泉が閉まるということで、私どもからどなたかに働きかけたことはございませんので、恐らく報道を見て関心を持った方が何人かいらっしまったのではないかと。そうすると、今度は改めて指定管理をすることによって、報道されていな

い方も目にする可能性があるだろうし、ネットで応募要領、広くPRすれば、ひょっとしたら我々が考えていないところから関心を持ってくださるところもあるかもしれない。そうすると、今、直営か指定管理かしか選択肢がない中では指定管理をやってみる意義はあるだろうと、こう考えたわけでございます。

議長（飯田宣夫君） 再質疑ありますか。

はい、木村議員。

20番（木村建一君） 木村です。

1つ目お尋ねしたいのは、民間にできることは民間にと言っておった、ずっとこの間、そんな政治動向、流れの中で、そして、天城温泉会館を本来民間でできることを町時代に手を出しちゃったと。手を出すと言うと失礼ですね、つくっちゃったと、こうなっているわけですね。大赤字食らって、大変な状況になってきたという。私、その間ずっと携わってきてよくわかるんですが、市直営にしても苦勞が多くて、そして最初に2,000数百万円から、今は、ちょっと前ですね、5,000万円になっちゃっている。もう倍になって、本当にどうするんだよというような話の中で、市長は、新しい市長になって、やっと動き始めた。地元の人たちとの意見交換をよくやるべきだと、ずっと言っていたんですけども、議会だけだと知恵出せないもので、それで具体的な答弁と言ったのは、今言った民間にできることは民間ということで、私は、市の建物、全部売るとかなんかという選択肢も確かにあるかもしれないんだけど、市のやっぱり、市長が言われる観光施設としてのさまざまところがあって、重要な施設だと、たしかに赤字で、確かめてみるのは大変なんですけれども、いろんな意味でのやっぱり観光活性化するための一つのポイントになって、それからもう一つは、天城温泉会館は当時、温泉館を開いたときに、いわゆる温泉を利用したいいろんな事業、健康メニューというのもやられて、残念ながらそれもうまく成功しなかったという歴史があったんですね。

それで、そういうふうなことを踏まえた中で、温泉がとまっちゃった、そういう意味では3,000万円抱えてどうしようもないということと言って、市長が言われるように、地元から要望があってまたそういう意味では考えましよう。私もいつまでもとめるということ自体はあまり好きじゃなかったんですが、すいません、長くなって、市ができないものを民間にやるとなぜできるのかなというようなところが不思議なんですよ、私は。そういう意味では、今言った、市の一つの重要な施策で観光政策を掲げている中で、本来はやっぱりできうるならば継続的にやっぱり市がきちっと観光の事業をやる中の一環としてやるべきじゃないだろうかと思うんですが、繰り返しになって申し訳ない。

民間にやったとき、なぜそういう展望が開けるのかなというようなことがちょっとわからない。それから、2つ目に指定管理料についてお尋ねしますけれども。副市長は、これからだということで額は述べられたんですが、私はこう思っているんです。今、福祉をやるということで約3,000万円を温泉事業にいわゆる投資してきたと。それで、指定管理者に対して

3,000万円だけじゃなく、全体の施設をやってもらうと、当然いろんな諸経費というのは契約の中であるでしょうけれども、指定管理者からすると、いわゆる指定管理料、幾ら市と契約するのかによって、やるかやらないかというのはやっぱり境界線になってくると思うんですよ。それで、今まで以上に出すことは当然ないでしょうけれども、今までとトントンのような状況だったら、いわゆる市が税金として直接投入するか、指定管理者に行くかというだけの違いであって、何にも魅力ないんですね。そうしますと、その指定管理料をやっぱり幾ら払うのかと、いわゆる昔で言う委託料ですね。それによって大きくやっぱり違ってくるのかなと思うんです。その辺はどのようにお考えですか。

最後に、私が見通しがあるのかなと思ったんです、今回の提案するのは。行政というのは、ある程度、ただ提案するのではなくて、その次のところをやっぱり考えておくということが行政手法だと思うんです。それを議会に明らかにする必要はないんだけど、市長を初め事務方のほうとして、次のステップを当然模索しているということだと、私は思ったんですが、今のお話ですと、別に見通しがあるから指定管理者制度、今回提案していないんだよという市長のご答弁でしたが、そうしますと、今後のこと、これ未来ですからわかりませんが、ひょっとしたらこの条例がまたもとに戻る場合もあり得ると判断してよろしいですか。

以上、3点お願いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 1つ目ですが、実際にその市長という職についてみて、市が事業をやるというのはものすごく大変なんです。正規職員は市の職員だからしょうがないんだけど、臨時の方のボーナスさえ出してあげることができない。1,000万円売り上げたから800万円は皆さんボーナスですということできないわけです。

今回、なるべく天城温泉会館の職員の臨時の方であっても、やっぱり市民の皆さんの職場を失うわけですから、私は解雇しないで湯の国会館とか万天の湯とか振り分けようと思ったんですが、それぞれ特別会計なものだから、天城温泉会館の職員を湯の国会館で使うことはできないとかですね、こういうものすごい制約の中でやるとやっぱりどうしても難しいんです。逆に言うと、民間企業の立場から見たら、なるべくフリーハンドがほしいわけです。何人の方に伺うと、委託料が1,000万円だと2,000万円だというよりも、どこまで自分は自由にできるのかというところがどうもご関心が高いようですね、一般的にはです。一般的にビジネスされる方は、3,000万円くれるけれどもほとんど今までどおりやってくれという方よりも、下手すると、自由にやらしてくれればいらないという方もいるかもしれない。それくらい、どれくらい自主裁量の余地があるかというのは、どうも民間の方の視点のようなんですね。ですから、ここで1,000万円です、3,000万円ですということが言えないのは、これからプロポーザルの中にどういう事業するのか、そのためにはどれくらい市費を充ててくれということになるのではないかと考えているわけです。ただ、この指定管理の性格上、私が幾つ

かの関心ある企業さんと会って、皆さんどうですかと、まちの中の雰囲気壊さないようにやってくれますかと、こういう個別な交渉ができないわけです。したがって、ものすごく、民間企業だったら当然、社長のところにみんな来て、関心ある方来てください。あなたのところどうですか。どんな改修しますか。地元の方と一緒にやってくれますか、なんてことを話ができるんですけども、タッチしてはいけない立場なものですから。したがって、何社か、どなたか手を挙げていただければ、そして手を挙げていただきやすいような枠組みを、今、副市長に任せてつくってもらっているということでございます。

〔「市長、3つあったんだけど」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 木村議員、3つ目は何でしたか。すみません。

もとに戻すかということですか。

20番（木村建一君） 可能性です。将来ならわからない。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） そうならないことを期待するんですが、実際に、条例を通していただければ、これをやって見て、その結果を見て改めて判断をさせていただきたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 木村議員。

20番（木村建一君） 確認、まさかと思いつつも確認したいんですが、副市長云われた3,000万円と言えないんだけども、今までかかった費用というのは一番かかっているのは5,000何百万円です、予算的には。そうですね。約5,000万円かかっている。

当然、指定管理者をするんだから、それ以下の交渉しかあり得ないということによろしいですね、確認しておきます。よろしいですか。

議長（飯田宣夫君） はい、副市長。

副市長（佐藤典生君） 先ほど、ちょっとお答えしたんですけども、もちろん安ければ安いほどいいというのはありますけれども、問題もう一つ、相手の事業内容ですね。どんなことをやっていただけるか、例えばそれがものすごいこれなら効果があるよと、それが例えば4,000万円でその方が間がつくのか、もうちょっと中規模だけでも1,000万円ぐらいの指定管理料でやるよという方も出てくるかもしれません。ですからそこは、なかなか幾らというのはなかなか今難しいんですが、これは市の、私たちの希望とすれば、平成20年の最高で5,940万円一般会計から繰り入れをしております。

ことしは温泉がなくて、4,100万円ぐらいの繰り入れをしておりますので、せめて、これは個人的には多くても二、三千万ぐらいに抑えていただいて、できれば今、虹の郷が振興公社、指定管理料ゼロでございます。そういう形で民間、民間といえば民間ですので、自分のところの裁量で料金をいろいろ稼いでいただいて、それで指定管理料は要らないよと、全部運営をらせてくださいというようなところがあれば、それが一番いいんですが、それがなかなか難しければ、提案の内容を見ながら指定管理料は決めていきたいと思いますが、議員言われるとおり、あまり多額にならないように、それだったら元も子もないような場合もあり

ます。ただ、1つはある程度投入しても、場合によってはものすごく地域が潤うと、例えば、今までの売り上げが、極端な話、10倍20倍になるという話になれば、またちょっと考えざるを得ないこともあるかもしれませんが、基本的にはないと思いますので、二、三千万が限度かなと、これはまだ決めてはございませんけれども、個人的には考えております。

議長（飯田宣夫君） これで、木村建一議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号から議案第50号までの3件につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、先に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議案第51号の質疑、委員会付託

議長（飯田宣夫君） 次に、日程第6、議案第51号 土地改良事業の計画概要についてを議題といたします、

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

初めに、12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

私も質問、大分疲れましたので、できたら具体的にわかりやすいお答えをいただきたい。

議案第51号 土地改良事業の計画概要について、詳細な説明をいただきたい。

工事の概要が記載されておりますが、道路については記載されておりますが、橋については記載されておられません。橋をやるのかやらないのか。当然、工事概要の説明をいただきたいもので、道路についての工事費については記載されておりますが、もし橋もこの中に入っているんだったら、橋の工事費用どのくらい見込んでいるのか、あわせてお答えいただきたい。

対象となる地域の農地の面積、作物、それらの生産量はどのくらいお考えなのか、お聞きしたい。それとあわせて、この工事を行う場所は北又ということになっておりますが、具体的には北又なのか下湯舟というんですか、それとも温泉場の上の方の地区名になるのか、そういうのおわかりになったらお答えいただきたい。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 担当する建設部長から答弁をさせます。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） それでは、お答えいたします。

工事の概要でございますけれども、工事の概要は記載されているがということで、橋の工事費ということで言われました。これにつきましては、正確な設計金額を私、ちょっと把握しておりませんでしたけれども、計画概要書をざらんになればおわかりのとおり、紙谷橋をかけかえます。しかも、補助事業で幅員5メートルですけれども、現実には6メートルの橋をかけかえたいと思います。

それから、受益面積といいますが、どの地域を対象にしているかといいますと、議員ご承知だと思いますけれども、修善寺小学校の裏の田んぼから北又の洞、それから湯舟の洞の農地を対象としております。

水田面積につきましては32.6ヘクタール、畑13.5ヘクタール、合計46.1ヘクタールという面積でございます。それから、生産量、それぞれの作物の生産量でございますけれども、水稻139.7トン、スイカ34.7トン、トウモロコシ11.5トン、サトイモ18.8トン、大根22.3トン、キャベツ42.5トン、白菜120トン、カンショ82.9トン、トマト53.2トン、こういうふうな計画書でございます。

こういう土地改良事業計画をもちまして、何としてでも、紙谷の橋を建設したいというところでございます。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質疑ありますか。

はい、森議員。

12番（森 良雄君） 道路の工事費用は1億3,270万円というふうにここに載っているわけですね。それは間違いありませんね。計画だと思いますけれども。

橋についても、幅員も決まっているは、長さもたしか側面図でいくと何メートル、余にも字が小さすぎてちょっと、30メートルぐらいあるんですか。それから構造も決まっている。どのくらいの金額で橋をつくりたいかわかっているんでしょう。ぜひ、これあとで委員会で質問しますから調べておいてください。

道路だけ、今のご説明ですと、当然、湯舟・北又全域がどうも入っているようだ。あそこでスイカつくっているのかななんて。それはいいですけども。そうしますと、これは将来的には、ここだけで済まないのかなというふうに見ているんですけども、将来もっと延長するんでしょうかね。その辺をお聞きしたい。

議長（飯田宣夫君） はい、建設部長。

建設部長（小川正實君） 今のところ、将来の延長ということはちょっとないんじゃないかと。

議長（飯田宣夫君） はい、森議員。

12番（森 良雄君） 橋がついていなかったもので一言言いたい。

この工事業者、市長はご存知ないようですけども、一時伊豆市には、工事範囲という

のはある程度業者によってテリトリーが確立されていた。一つ、その辺もよく考えて業者の選定は公平にひとつ、透明に行っていたらと思います。

以上で質問終わりにします。

議長（飯田宣夫君） これで、森良雄議員の質疑を終わります。

次に、同じく、議案第51号につきまして、20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

20番（木村建一君） 同じく、議案第51号の土地改良事業の計画概要についてお尋ねいたします。

2つお尋ねします。

1つ目です。

改良を予定している道路とか橋を利用している農業用車両台数が、なぜこんな質問をしているかという前置きなんです、この目的の中に、農業車両のすれ違いが困難で営農上、支障を来しているということを書かれてありますね、目的の中に。したがって、当然のこととして農業車両がどういう状況になっているのかということをやっぱり把握する必要あるのかなと思いましたので、1つ目質問いたします。

それから同じく、道路、橋が狭いんだと、拡幅したいんだという計画が提案されておりますけれども、概要書が。その道路や橋が狭いがために営農状況というようなことが、この計画概要書には、1番6番目のところにありますが、農作物の品質の低下を招く要因となっているということが書かれておりますので、狭いということと、今ここに書かれてある農作物の品質低下との兼ね合いについてご説明をお願いいたします。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 建設部長に答弁をさせます。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） この計画書をつくるに当たりまして、基礎調査がございまして、この基礎資料の積み上げでございますけれども、交通量としましては1日農業交通量210台と計画書に記してございます。受益集落内の自動車保有台数から推計してございまして、軽貨物車124台、2トン以下トラック36台、5トン以下トラック5台、10トン以下トラック1台と合計166台でございますけれども、この中、集落内での移動がございまして、120台と数字を計上してございます。

それから、品質の低下を招く要因でございますけれども、作物のスイカ、大根、キャベツ、白菜、トマト、これらに定義しまして、これは道路、橋の未改良によりましての荷傷みを想定してございます。これは、どのくらい荷傷みがあるかということとおおよそ3%程度と、このよ

うに記してございます。何としても橋の改良を済ませまして荷傷みを少なくしたいと思っております。

議長（飯田宣夫君） 再質疑ありますか。

はい、木村議員。

20番（木村建一君） これ、地元の農業者の方のサンプルですかね、そういう要請が出ながらということになってるんだと思うんですね、基本は。それで、土地改良法からこれは来ていますよね、部長。

〔「そうです」と言う人あり〕

20番（木村建一君） そういうことですね。

当然、今お聞きしますと、たしかに狭いとiroんな障害が出るであろうということわかります。道路が狭いからiroんなすれ違いが困難であるということで、そういう北又の湯舟の方々の農作業やっている方わかるんですけども、ちょっとごめんなさいね。いやな質問になるかもしれないんだけど、これはやっぱり認可を得るがために、認可を得るがために農作物に品質低下を招く等々というのは、やらざるを得ないということですか。3%というのは、どこで3%というのかよくわからないんだけど、これはあくまでも国・県に提出する書類上の関係で品質低下しませんよとなったら、なんでやるんだよこれなりますよね、当然、iroんな意味で。そういうふうに理解していいんですか。一定程度の、当然狭いからiroんな障害が出るであろうということでは、私はそういう意味ではどこ行ったってそうですから。その辺は地元の方々の営農を支援していくという意味では、大事な要素ではないかなというふうに判断しているんですが、その辺は私がこの賛否するに当たって、判断材料にしておきたいもので、最後の農作物云々という品質問題について、もう一度答弁してください。

議長（飯田宣夫君） はい、建設部長。

建設部長（小川正實君） 議員、ご指摘のとおりでございます。やはり地元の農作物の荷傷みのためにこの土地改良事業を使わせてもらいまして整備を進めたいと思います。

以上です。

議長（飯田宣夫君） よろしいですか。

これで、木村建一議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号については、会議規則第37条第1項の規定により、先に配付いたしております議案付託表のとおり経済建設常任委員会に付託いたします。

議案第52号の質疑、委員会付託

議長（飯田宣夫君） 次に、日程第7、議案第52号 住民票の写し等の交付に関する委託事務の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第52号については、会議規則第37条第1項の規定により、先に配付いたしております議案付託表のとおり福祉環境常任委員会に付託いたします。

議案第53号及び議案第54号の質疑、委員会付託

議長（飯田宣夫君） 次に、日程第8、議案第53号 市道路線の認定について、日程第9、議案第54号 市道路線の変更についての2議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第53号 市道路線の認定について、1番、鈴木初司議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

1番（鈴木初司君） 1番、鈴木初司です。

議案第53号 市道路線の認定について、ページナンバー79ページでございます。

2点ほど質疑いたします。

認定しようとする路線340300市道渡戸2号線について質疑をいたします。

幅員4メートルの片隅切りの行きどまり通路を市道認定しようとの議案ですが、かつて私はこういうものを経験したことがございません。法令、条例、要綱、要令等、どの規則に該当して認定しようとしているかお伺いいたします。

2つ目でございます。

伊豆市も市街化区域、市街化調整区域を持っているのが旧修善寺町でございまして、あとのところは全部無指定地域でございます。ただし、1,000平方メートル以上の開発行為、土地利用にかかりますと、すべてのところの許可が都市計画法で、旧修善寺町でございます。あとの土地利用のほうでございますが、これは認可でございますからほかの3地区は認可ということで進められるわけでございますが、その中で、都市計画法で言われる開発の場合に、4メートルの行きどまり道路というところでは、認定は多分されないんだろうなと。ただし、その開発行為の許可と、今度土地利用の認可というのが一緒のところ、市でやるわけでございますからその辺をどうかということ心配しまして、2つ目は、将来4メートルの行きどまり通路を認定して不都合な点は起きないでしょうか。

これは実は、今いろんなところにあります道路位置指定とも4メートルでございます。そこを今回認定することにおいて、そこが管理をしなければいけないということになりますと、道路の傷みとかそういうことが起きましたら、全部市の管理でございまして、伊豆市が全部責任を負うのでございます。そこに埋設されている水道、もろもろの話も出ています。下水の話も出ておりますけれども、そこについても今度伊豆市のものになってしまうわけでございます。相当の費用がかかるというところを承知していますので、この2点について伺います。よろしく申し上げます。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 建設部長から答弁をさせます。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 議案第53号の件についてお答えいたします。

この分譲地でございますけれども、平成18年11月に土地利用の申請を受けまして、12月に土地利用の承認をいたしました。そのときの計画でございます。そのときに既にこの計画案で市が承認しているという、まずその事実がございます。

それから、議員ご指摘のとおりでございますけれども、建築基準法第42条の1項5号、指定道路の基準を準用して、本来は行うべきだと思います。ですけれども、これは4メートルですけれども、指定道路ですと奥行きが35メートルを超える場合、転回広場を設けるということになっておりますけれども、これは約27メートルということをやむを得ないだろうと、もう一つは隅切りの問題ですけれども、道路位置の指定基準におきまして、ここでいいますと広角、広いほうの角度ですけれども、この内角が120度以内の場合には、二等辺三角形の隅切りをとるというふうな基準になっておりますけれども、この場合には120度を超過しておりますので、これをほんの少し何かこう、ちょっと私にもわからなかったですが、角を取られているようなんですけれども、やむを得ないだろうということでございます。

それから、その後、市としても中伊豆地区、都市計画区域外で本来建築基準法の集団規程と言いますか、この章は適用されない区域でございます。今、中伊豆地区も建築確認を出していただくという作業をやっておりますけれども、法的にはこの道路への接続の問題はないわけでございます。ですけれども、同じ伊豆市ということで、都市計画区域、都市計画区域外、これは一つの市でございますので、原則的には基準法に定められている道路位置指定基準、これは道の基準、県で定めている道路位置指定基準ですね。これらを準用していこうということで検討しております。

現在、20年の、去年ですね。去年、認定をするに当たっての認定変更または廃止に関する基準というものを設けました。ですけれども、これを見ますと、これは道路管理上の引き取るがための基準という範囲でございます。これをもう少し手を加えまして、道路位置指定基準を盛り込んだような形で準用していこうというふうには考えております。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。2番の4メートル行きどまりを認定する不都合はないでしょうかという点は、今の答えに……。

建設部長（小川正實君） そういうわけでございまして、4メートルを認定し、市に帰属すること、これは不都合ではない、やむを得ないというふうに考えております。

議長（飯田宣夫君） はい、再質疑ありますか。

はい、鈴木議員。

1番（鈴木初司君） 再質疑いたします。

要旨は、別に反対しようとかいうことじゃなくて、僕は4メートルを今、非常に、多分、旧修善寺町だと道路指定というものの中で自分たちが、私道で管理されているところの道が相当あるというふうに私は思います。そこを今回認定したことによって、そちらのほうも市のほうで管理をしてくれという道路、または下水のほうのこともろもろのことが起きていくのではなからうかということが一番心配してしまっていて、それだけではなくて、今ある私どもも天城にしても中伊豆にしても土肥にしても、4メートルあるんだよと、だけれども35メートル以内だから市が管理をしてくれということが、先々出てきやしないかなというのが、そこが私の一番懸念するところでございます。それによって、なぜかという、市の管理費用が膨大にかかってくるわけでございます。その辺をどういうふうに当局が考えられるか、もう一度質問いたします。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 今回の例でよりますと、区画1、区画2というのが奥まったその区画でございます。これは今、要するに私の侵入路にしておいた場合、抵当権の設定とか転売、そういうことがされた場合、この区画1、区画2の方が侵入できなくなる。いろいろ裁判で争って、いろんな民事的な問題もございましてけれども、抵当権の設定がされたときに、非常にこの奥の人が邪魔をされたり、いろんな問題が起きます。私の経験上、これを引き取らないで長くほっておいた場合、非常に難しい作業が出てくることのほうが私は多いと思います。言うなれば、これは4メートルなものですから、敷地延長の方法を使って、これは区画1、区画2の方が所有してしまうと問題は違うんですけれども。そうすれば個人の管理でやれるんですけれども。これを開発会社の名義のまま残すと、ほとんど抵当権の設定とか転売等の問題がございまして、非常に難儀な問題を引き起こします。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） はい、再質疑ありますか。

はい、鈴木議員。

1番（鈴木初司君） 今はそこを聞いているんじゃないかと、そこは了承しましたということで、ほかのところに問題が起きてという質問をしたのに答えられていないので、そちらのほうの答えをお願いしたい。

議長（飯田宣夫君） 要は、これからそういうことが出てきたときにどうするの、とそういうこと。

1番（鈴木初司君） いろんな、さっき言った修善寺とかあるのに、ここをしたことによって、それが伊豆市が取らなきゃならなくなったらどうですかという質問を聞いている。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 先ほども申し上げましたとおり、今後は、道路位置指定基準を原

則的に使いまして、その後は道路をつくっていただきます。そして、その後は、完了後は市に帰属したいと思います。

都市計画法のほうでも、39条のほうですね、都市計画上は帰属しなさいということになっています。ただ、ここの地域は都市計画区域外ですからその適用ありませんけれども、市としては同じようなやり方で、将来、先ほど申し上げました抵当権の設定とか転売がありますので、そういうこと避けるためにも都市計画方に準じて、道路の状態は道路位置指定の基準でつくっていただきまして、その帰属につきましては都市計画法を準用して、市に帰属していくのを原則としたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 再質疑よろしいですか。

鈴木議員。

1番（鈴木初司君） 僕が言っているのは、今あるべき4メートルの道路がそういうふうな市民の皆様からお願いされたときにどうなされますかということを知っているんですよ。

該当していると、例えば、両隅切りがあって4メートルで道路位置指定がありますよと。わかりますか。都市計画だとあるんで、そういうところは、修善寺町は。だから、そのところを帰属してくださいと、市のほうでとってくださいと言ったら、該当、みんなしているわけで、それがどうなりますかという質問、それを心配しているんです、わかりますか。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 現在、どこにそのものがあるか、ちょっと把握していないんですけども、例えばこの議案のこの神戸の例、同じ例、柏久保の神戸の例がございますね、これは2メートルです。いやいやちょっと待ってください。同じ4メートルの、私どもができた、例えばニュータウンにもございますね、修善寺の。まだ、「私」の土地になっております。それらを引き取ってくれと言われたらどうするかということなんでしょうけれども、基本的には、だから、道路構造令にのった構造であること、それから道路位置指定の基準に合っているかどうかということです。ですけれども、ここの柏久保の神戸のように、非常にこれほっておいたら、違反建築になるようなそういうものもございますので、それは確実にここで、これはこれ、あれはあれというふうに回答することはちょっとできないと思います。柏久保の例におきましては、家の立ち並びがございますので。

以上です。

議長（飯田宣夫君） よろしいですか。

また、ゆっくりいらしてください。

これで鈴木初司議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号、議案第54号については、会議規則第37条第1項の規定により、先に配付いたしております議案付託表のとおり経済建設常任委員会に付託いたします。

散会宣告

議長（飯田宣夫君） 以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、6月19日午前9時30分より再開いたします。よって、この席より告知いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時57分

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（飯田宣夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成21年第2回伊豆市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（飯田宣夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案第46号及び議案第47号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（飯田宣夫君） 日程第1、議案第46号 平成21年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）、日程第2、議案第47号 平成21年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）の2議案を一括して議題といたします。

本案については、今定例会初日の5日に上程され、各常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

初めに総務教育委員会委員長、三須重治議員。

〔総務教育委員長 三須重治君登壇〕

総務教育委員長（三須重治君） 19番、三須重治です。

ただいま議長から報告を求められました議案第46号 平成21年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）につきまして、総務教育常任委員会の所管科目につきまして、主な審査の経過と結果をご報告申し上げます。詳細につきましては、議員控室で概要書が閲覧できますので、質疑の主なものをご報告申し上げます。

初めに、教育委員会の関係ですが、委員より、22、23ページの放課後児童クラブ委託料につきまして、定員が20人ということだが、今度何人になるのか。補正予算により、指導員は何人になるのかとの質問に対しまして、修善寺南小学校区の通称こひつじ園の定員は20名ですが、現在31名が利用しております。指導員に無理を言っている状態ですが、今後利用者が33人になる予定です。この補正予算により、常時勤務者が2名から3名になりますとの説明がありました。

続きまして、関連ですが、どうしても預けなければならない事情のある家庭につきまして、利用者のニーズには100%こたえていかなければならないと思うが、今回の指導員の増員でそのニーズにこたえていけるのかとの質問に対し、経済状況や家庭の事情などの背景を見ると、申し込みを断ることはできないので、今後もこのような姿勢でやっていきたいと考えて

います。しかし、今後申し込み者がふえた場合、開設場所の面積要件や適した公共的建物が
あるかどうかを検討しながら対応していきたいと思っておりますとの説明でした。

続きまして、26、27ページの天城温泉プール施設改修工事につきまして、素足であるし危
ないが、工事はいつごろ行うかとの質問に対しまして、早く工事を行いたいのですが、諸手
続もあり、水泳教室のない夏休み期間の7月末から8月初めで施工できればよいと予定をし
ておりますとの説明でした。

次に、総務部の関係ですが、22、23ページ、地域づくり推進事業、受入システム構築事業
委託料について、委託の内容はとの質問に対し、受け入れシステムの構築と田舎体験の実証
実験ですとのことです。受け入れシステムは、空き家情報、仕事情報、農地情報、田舎暮ら
しアドバイザーの4つの事業をつくり上げるもので、市はもちろん、民間も含めて、伊豆市
に合った受け入れシステムの構築を目指していくものです。将来的に仮称ウエルカムセンタ
ーに問い合わせをすれば、伊豆市の移住に関する情報が得られるというものであるとの説明
がありました。

以上、審査の後、反対と賛成の討論があり、採決の結果、付託されました議案第46号につ
きましては、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務教育委員会の報告を終わります。

議長（飯田宣夫君） 次に、福祉環境委員会委員長、杉山誠議員。

〔福祉環境委員長 杉山 誠君登壇〕

福祉環境委員長（杉山 誠君） 7番、杉山誠です。

ただいま議長から報告を求められました議案第46号、議案第47号について、審査の経過と
結果を報告いたします。

まず、議案第46号 平成21年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）に係る福祉環境委員会
所管科目については、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべき
ものと決しました。

続きまして、議案第47号 平成21年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）の
審査の経過における質疑等の主なものとしまして、補足説明があった後、委員より、退職者
の職権適用の意味と、その適用がどのように変わったのかとの質問に対して、退職者の制度
が段階的に変わってきて、今までは手紙等を出して手続をお願いしていたものが、スムーズ
にいかなくなってきたことと、医療制度がいろいろ変わり、扶養の方についても税等の資料
で確認できれば、職権で退職者の適用ができるようになりました。退職者についても適用の
正確さが求められてきたことから、伊豆市も職権適用に踏み切りました。データの特別処理
が最終的に終わったのが3月であったので、今議会で補正をさせていただきたいとの答弁が
ありました。

次に、委員より、前期高齢者の関係について国の政策を見ると、前期高齢者の保険者間の
費用負担の調整をするとありますが、この補正との関係はいかがかとの質問に対して、ただ

いまのは、医療費の一定以上の高額になった部分については調整の対象にしないという制度です。本来の調整機能は、加入率の調整ということです。納付金は、伊豆市の国民健康保険として本来負担しなければならない部分もあり、それが今回追加する金額ですとの答弁がありました。

以上、審査した後、討論はなく、採決の結果、議案第47号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、福祉環境委員長報告を終わります。

議長（飯田宣夫君） 次に、経済建設委員会委員長、杉山羌央議員。

〔経済建設委員長 杉山羌央君登壇〕

経済建設委員長（杉山羌央君） 10番、杉山羌央です。

ただいま議長から報告を求められました議案第46号 平成21年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）経済建設委員会所管科目について、主な審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、建設部の関係ですが、当局からの補足説明に続き、質疑を行いました。当議案の審査において、質疑の主なものとしたしまして、まず委員より、修善寺駅周辺整備事業において、社会実験調査で、北側から直接駅に入れるようなことも考えていますかとの質疑に対し、駅北広場に仮設の駐車場を予定していますが、あくまでも現況の中でゲートボール場として使われていない場所を利用して実験するので、北側から直接入ることはできませんとの説明がありました。

次に、仮設の駐車場は有料になりますかとの質疑に対し、現時点では無料という形で予定していますとの説明がありました。

次に、CO₂を減らすという意味でも、公共交通機関を利用するという方向へ住民意識を変えていく意味でも、行政のほうから企業のほうに働きかけをすることも必要ではないかとの質疑に対し、今後行政としても企業に提案などをしまして、連携した活動ができるようにしていきたいと考えていますとの説明がございました。

続きまして、観光経済部関係であります。当議案の審査において質疑の主なものとしたしまして、委員より、駿河湾公共交通活性化協議会負担金の関係ですが、ことしから建設部に調査費もつきましたが、この活性化協議会ではどのようなことが話し合われるのか、カーフェリー発着場をどうするのかというようなことも話し合われるのかとの質疑に対し、駿河湾カーフェリーを使った、伊豆の玄関口になる土肥へどうやって客を入れ込むか、そのためにカーフェリーの有効活用がどのようにできるのかというソフト事業がメインになると思います。港の整備については、市でも公安審査会を立ち上げて、フェリーの乗り場、海岸も含めた全体計画をつくっています。その中で、メンバーに国交省、静岡県等々も入っています。今考えていますのは、土肥港の整備についても検討委員会をつくって、港の整備をあわせてそごがないように情報交換しながら、それぞれ進めていきたいと思っておりますとの説明がありました。

次に、観光施設整備工事ですが、市が借地している借地で管理するのは浄蓮の滝までおりる道だけですかとの質問に対しまして、駐車場下ののり面の川までの間は国の土地で、遊歩道として借りていますので、市の費用で危険木の伐採を計上してありますとの説明がありました。

以上の審査経過を経まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第46号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、経済建設委員会の委員長報告を終わります。

議長（飯田宣夫君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩をいたします。

この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時42分

再開 午前 9時46分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第46号、議案第47号について質疑、討論、採決を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第46号について、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第46号 平成21年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）について、委員長報告に対する質疑をさせていただきます。

23ページが一番下の観光施設整備工事ですが、予算額150万円について。私が理解していたのは、浄蓮の滝の上流部のどこかに3本の木があるというふうに理解していたのですが、今の委員長報告によりますと、どうも駐車場から浄蓮の滝におりる道路の途中に危険な3本の木があるというふうにお伺いしたんですけれども、その辺の確認をしたい。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

経済建設委員長、杉山羌央議員。

経済建設委員長（杉山羌央君） お答えいたします。

森議員の質問のとおりでございます。

議長（飯田宣夫君） 再質疑ありますか。

12番（森 良雄君） ありません。

議長（飯田宣夫君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

先に反対討論から行います。

12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第46号 平成21年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）について、反対討論をさせていただきます。

この予算は、歳入歳出2,110万4,000円の増額、総額137億8,847万2,000円、金額は今までの補正予算に比べ少額であります。中身については、今後の伊豆市の将来を左右するような重大な案件が幾つも入っている。それぞれの予算の執行について大変疑問に感じますもので、反対討論をさせていただきます。

そもそも、この議会が始まる日に、市長は人口減少危機宣言を発している。伊豆市の人口は今何人なんですか。本庁舎に入って右側の人口の掲示板は何人になっていますか。私は、そもそもこの予算、伊豆市の財政というものはまず人口が大きな要因を占めると思うから反対したい。

この市長の人口減少危機宣言は、伊豆市の人口はいまだ3万6,000人であるということをおっしゃっているのです。人口減少は、7月中に3万6,000人を割る可能性があるということをおっしゃっている。人口減少を3万5,000人で食いとめるとおっしゃっている。この議会が終わったら、市長はグアム島へ行くようですけれども、行っている最中に3万6,000人割っちゃいますよ。私はもう現時点で3万6,000人割っていると思っていますけれども。前の議会的时候、総務部長は3万6,000人割ったと、たしか言っているはずですが。市長と総務部長の間の見解が全く違う。そもそも予算書を提出するときの伊豆市の人口は一体何人になったと思っているんですか。人口減少3万5,000人で食いとめると言いながら、この予算書の中にはどのようなことが考えられているんですか。私は、伊豆市の人口減少は、市長の任期中に3万5,000人を割ると思っている。そういう重要なときに、少額といえども、無駄な予算の執行は控えてもらいたい。

そもそもこの予算書の中、移住交流事業、受入システム支援事業助成金200万円の収入が計上されている。そのままそっくり地域づくり推進事業、受入システム構築事業委託料200万円が支出されようとしている。たった200万円ですけれども、なぜ自分らで伊豆市のまちづくりを考えようとしなないんですか。コンサルに頼めば、日本全国どこへ行っても同じようなまちづくりになってしまうんです。それはいわゆる、金太郎あめみたいなまちづくりをしてはだめだと。どこのまちへ行っても同じような切り口で同じようなまちづくりが行われて

しまいます。本当に伊豆市の再生を考えるのなら、伊豆市独自のまちづくりを考えなければいけない。

伊豆市への移住を考えるなら、特に若い人の移住を考えるなら、安い住宅を供給してこなければ、伊豆市へ人は来ません。これを市が独自にやることは、ほとんど不可能だと思います。市民が安い住宅をどうやって供給してくれるかにかかっているんです。それでなくても伊豆市の住宅は高いと言われている。いいですか。ゴミ袋の値上げ、水道料金の値上げ、森さん大変ですねと、だけれども森さん、森さん、伊豆市は住宅費だって高いんですよ。大仁へ行ったほうが安いんだ、そう言われる。民間のアパートや借家の住宅費、市がどうこうすることはできませんけれども、市民ならできるんです。大家さんが安くしてやる、そういう雰囲気のみちづくりをしないと伊豆市の再生はあり得ません。ずるずる人口減少は進んでいきます。

そういう中で、修善寺駅周辺整備事業174万7,000円。少額の予算だからいいというものではないんです。150万円で駐車場をつくる。駅北に駐車場をつくる、30台分だ。駅南に空き地があるではないですか。なぜそれを利用しようとしらないんですか。社会実験。社会実験やるにこれからつくろうとする駐車場には最大の欠陥があるんです。そうでしょう。駅北の改札は自由通路をつくることによって成り立つんでしょ。自由通路もないのに、ここに150万円の予算を投入して駐車場をつくったら、結果がどうやって利用できるんですか。社会実験の結果、自由通路のない結果なんですよ。何を目的に社会実験をするのか、十分な検討がされていない。

駅までマイカーで行きなさいと。伊豆市の公共交通機関、特にバスはどうなるんですか、みんなマイカーで駅まで行くようになったら。そういう検討をなぜしないんですか。駅に駐車場をつくる。これは基本的に間違っている。駐車場をつくりたいんだったら、バス停につくればいいんだ。バス停までマイカーで通って、そこからバスへ乗ってくださいというのが、これからの公共交通機関のあり方はずだ。今私たちがやっているまちづくりは、伊豆箱根を助けるだけのものだ。バスやタクシー、バスの利用者が減れば、現在まちが負担している支援補助金5,000万円はさらにふえていくでしょう。伊豆市のバス交通は壊滅的打撃を受けるはずだ。

そもそも、修善寺駅周辺整備計画は、基本的なまちづくりにおいて間違っていると私は指摘したい。駅北には民間の駐車場がたくさんあるんです。無料にするか有料にするかの判断は民間に任せればいい。私は鉄道を利用するとき、函南駅や三島駅まで行きます。三島駅が一番わかりいいですね。駅に一番近いところが一番高くなっているんです。離れれば安くなっているんです。そういう価格の決め方は民間に任せればいいんです。それが資本主義経済でしょう。

天城温泉プール管理事業390万円。これは指定管理者制度の最大の問題点を露呈しているんです。これ今やっているんですか、ここは。危険だと言いながらなぜやっているんですか。

危険なら即刻閉鎖するべきではないんですか。プールにガラスの破片が落ちていると言いながら、閉鎖もしないで営業を続けているんですか。安全管理は一体どうなっているんですか。市長、ガラスの破片で手足を切るくらいだったらまだいいですよ。頸動脈でも切ったらどうなるんですか。危険だという認識があるんだったら、即刻閉鎖するべきだ。閉鎖もしないで危険だ、危険だ。この予算390万円に反対するつもりはありませんけれども、全く危険性の認識すらないのに僕は問題を提起したい。

以上、少額といえども、今後の伊豆市の将来を左右するような重大な予算のはずです。反対討論を終わらせていただきます。

議長（飯田宣夫君） 次に、賛成討論を行います。

議案第46号につきまして、20番、木村議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

20番（木村建一君） 20番、木村建一です。

議案第46号 平成21年度一般会計補正予算案に対して賛成討論を行います。

今後の伊豆市政にとって重要な課題が、今補正予算の中に提案されております。一つは、伊豆市移住交流受入システム構築事業200万円です。空き家情報システム、仕事情報システム、農地情報システム、田舎暮らしアドバイザー制度の4つを一本化していくための作業に取りかかりたいという提案です。さらには、去年実施した定住体験ツアーの結果に基づいて、都市住民の願いや市民の受け入れの検討など、短期滞在、長期滞在の田舎暮らしの体験ツアーの予算が提案されております。

この事業に対して、行政、農協、農地所有者などや市民団体が一体となる取り組みの提案であります。専門事業者に委託をすることをどう見るのか。主体性のない丸投げ委託かどうか、私、調査をいたしました。去年の実施結果を踏まえて、主体性を持ちながら取り組むというふうに私は判断いたしました。専門的な知識、経験を求めることは、ある場合には必要なときもあります。若者、団塊の世代が住める伊豆市のためには、伊豆市政に何が求められているのか。田舎体験をする住民のいわゆる移住体験する方々の生の声を聞き、この事業を発展するよう望みます。

2つ目は、修善寺駅前周辺整備事業174万7,000円です。修善寺業者の検討委員会の予算が組まれていますけれども、この事業には、将来大きな事業費、すなわち、言い方を変えれば、たくさんの住民の税金がここに投入されるということであります。したがって、検討委員会で話し合われた内容を広く市民に情報提供して、市民の意見が反映されるように望みます。

また、駅利用者の利用状況調査のために、具体的に駐車してもらうための仮設駐車場の工事費150万円が提案されています。駅に行くまでの通路が遠いことや、また、通勤者に利用が限定され、鉄道利用で1日だけ利用したい市民が利用できないなどの課題は当然あります。そのことを十分踏まえた上で、駐車場の必要性があるのかどうかということ、ぜひとも検証するよう求めます。

修善寺南小学校学童保育を利用する児童がふえたことによる指導員の増は必要な予算措置であります。今後、学童保育利用者に児童がふえることは、ここだけの問題ではなくて伊豆市全体を私はそう思うんですが、十分に予想されます。したがって、少子化対策のためにも、児童を狭い場所に押し込めざるを得ないような施設の改善対策を、今後遅くない時期、直ちにそういう意味では求めます。

そのほかの予算、プールの屋根の改修事業費390万円など、必要な予算措置であると判断して、賛成討論を終わります。

議長（飯田宣夫君） 以上で、討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第46号 平成21年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

委員長の報告どおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第46号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第47号 伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）を採決いたします。

本案についても、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議案第48号～議案第50号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（飯田宣夫君） 日程第3、議案第48号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について、日程第4、議案第49号 伊豆市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部改正について、日程第5、議案第50号 伊豆市天城温泉会館条例の一部改正についての3議案を一括して議題といたします。

本案についても、所管の委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

初めに、福祉環境委員会委員長、杉山誠議員。

〔福祉環境委員長 杉山 誠君登壇〕

福祉環境委員長（杉山 誠君） 7番、杉山誠です。

ただいま議長から報告を求められました議案第48号、議案第49号について、審査の経過と結果を報告いたします。

まず、議案第48号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について、質疑等の主なものと

しまして、補足説明があった後、委員より、今回の国保税値上げの根拠がわかりません。医療費がどれだけかかるのか、また、収納率が下がれば、その分を補てんする必要が出てくると思うがいかかとの質疑には、加入者の平均年齢が上がってきています。医療費は年齢が上がるに従い高くなっています。伊豆市の場合、70歳から75歳までの方は年間で37万円ぐらい、それから退職者の方は、60歳から65歳ぐらいの方が約35万円かかっています。それに対して、60歳以下の方は月1万4,000円ぐらいしかかかっていません。伊豆市の場合、若い方の加入が減ってきて、年齢が上がってきている関係上、どうしても1人当たりの医療費がふえてきます。収納率の関係では、税率を決定する段階で昨年と同じ90%の収納率を見込んで算定していますので、収納率が下がったから税率を上げたということではありませんとの答弁がありました。

続いて、委員より、近隣自治体と比べて伊豆市は基金がたくさんあるが、今の生活状態を見たときに、基金を取り崩し、国保税を安くする検討はしたのかとの質疑には、基金は本来、災害とか所得水準の大幅な変動などの場合に、税収が不足したときの財源とするものです。景気等の後退から所得が大幅に下がり、税収が足りなくなった場合には、基金を取り崩して補てんすることを考えていますとの答弁がありました。

また、災害やリストラ、事業の倒産等に遭った場合の保険料の減免制度はあるかとの質疑には、減免の規定はあるが、リストラ等に対応する給付規則等について見直しを進めています。7月までには告示できると思いますとの答弁がありました。

以上、質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第48号は、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第49号 伊豆市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部改正について報告いたします。

補足説明の後、質疑等の主なものとして、委員より、ごみ処理手数料の減免について、要綱で決めるのでは不十分ではないかとの質疑には、かなり細かい分野にわたるので、きちっとしたものをつくって議会に報告し、ホームページや広報で説明していきます。勝手に決めて執行するようなことはしません。また、福祉との関連では、健康福祉部を入れて協議し、つけ加えるところがあれば前向きに検討していきますとの答弁がありました。

また、委員より、剪定枝等をトラックで持ち込む場合、最大積載量で料金が決まるのでは少ししか積んでいけない場合の負担が大きい、いかかとの質疑には、この料金設定は沼津市との一部事務組合の関係もあり、沼津市に準じた形としました。土肥戸田衛生施設組合の現状を見ると、目いっぱい積んでくるか、あるいは少量であれば袋に入れて運べます。今のところ、それに対応できているようなので、やってみたいと思いますとの答弁がありました。

委員より、ごみ袋の枚数予測、年間見込み使用枚数の実績根拠を示してくださいとの質疑には、4月27日から5月1日までの1週間、収集しているパッカー車のすべての袋の数を調

べたものをもとに1年間の数を予測した数字ですとの答弁がありました。

委員より、有料化によりごみを減らす動機づけになるとのことですが、9割の市民が分別に興味があるというアンケート結果を見た上で、これ以上何を減らしていいかわからないという声も聞きます。何を求めているか市民にしっかり把握されないと、有料化の意味がありません。どう考えますかとの質疑には、これで全部達成できると申し上げているではありません。ごみが有料になる、それを議論することによって、ごみ処理費用に6億円もかかっているということも情報提供させていただくことになりまして、それにあわせて、レジ袋もなるべく出さないようにしていただいたり、不法投棄の回収というものも社会的な問題として訴えたり、そういった総合的な政策をやる中で、住民意識、それから我々自身の姿勢も含め、高まっていくと思います。先行して実施した市町で、おおむね5%程度ごみは減っているという実績を見た上で導入するに値するかと考えていますとの答弁がありました。

以上、質疑の後、委員より、何のために有料化するか、本当に市民が協力しない限りうまくいきません。もっと、我々議会として本当にごみの問題をどう考えるのかということについては、継続審査して、詰めるべきところは詰めていただきたいと思いますとのことから、継続審査の動議が出されましたが、挙手少数で否決となりました。この後に討論があり、採決の結果、議案第49号は、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、福祉環境委員長報告を終わります。

議長（飯田宣夫君） 次に、経済建設委員会委員長、杉山羌央議員。

〔経済建設委員長 杉山羌央君登壇〕

経済建設委員長（杉山羌央君） 10番、杉山羌央です。

ただいま議長から報告を求められました議案第50号 伊豆市天城温泉会館条例の一部改正について、主な審査の経過と結果をご報告申し上げます。

質疑の主なものとしたしまして、まず、委員より、指定管理の期間及び今後の位置づけ、また考え方を教えてくださいとの質疑に対し、指定管理期間は4年半を考えています。また、天城温泉会館については、観光温泉の中心という形での存在価値が大きい中、今までは、一般会計の繰り入れが非常に多く、経営的に赤字ということで、この3月に対症療法的に一たん温泉をとめました。一つは、地元からやはりあそこがなくなることによって、もっと寂れてしまう、もっと加速度的に地元が疲弊するというご要望をいただきまして、もう一つは、やはり民間企業から、新聞報道で温泉事業をとめるという報道がされたときに、何社か民間企業が本当なのか、本当に温泉をとめてどうするのかという質問があったということを知りまして、民間と私たちとは目線が少し違う、やはり民間のほうの経営感覚がありますと、あそこも有効に使う方法があるのではないかと考えたわけです。民間活力の導入をするということによって、あそこが完全に100%よくなるかという保証はないのですが、今よりはかなりよくなるのではないかと、そのために、民間活力の導入という意味合いで指定管理者制度の導入をさせていただきたく、皆さんからいろいろな意見をいただいて、日帰り温泉ではな

く、違った使い方、アイデアが指定管理者から出てくるかもしれません。そういう中で、市とすれば、一番あそこを有効に活用でき、なおかつ指定管理料が余りかからない事業計画があれば、そういう民間企業さんにぜひとも経営をお任せしてみたいということで始まっております。とりあえずは、指定管理者制度、民間活力の導入の中でどういう企画がいただけるか、そして、どのような形であそこを再開できるかという観点で進めさせていただきたいと思いますとの説明がありました。

次に、委員より、料金の設定が条例の中にはっきり決めてあると、なかなか借りる人が難しいと思うので、ある程度幅を持たせておいたほうがよいのではないかと、また、審査会へ事業者の決定を任せる場合、そのメンバー及び方法はどのように考えているのかとの質疑に対しまして、料金設定については、この条例で決められた料金より下にする分には指定管理者の提案でできます。ただし、上に上げることはできません。また、この審査会は管財課になります。民間企業の経営者がメンバーとなっております。指定管理の審査委員会が既にありますので、そちらに今回もかけるつもりでいますとの説明がありました。

以上の審査経過を経まして、付託されました議案第50号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（飯田宣夫君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩します。

この休憩中にただいまの委員長の報告に対して質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出してください。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時21分

議長（飯田宣夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第48号、議案第49号、議案第50号についての質疑、討論、採決を行います。

初めに、委員長報告に対する質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（飯田宣夫君） 質疑の通告がありませんので、質疑はないもとの認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

先に反対討論から行います。

議案第48号について、20番、木村議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

20番（木村建一君） 議案第48号 国民健康保険税条例の一部改正について反対討論を行います。

委員会の中では、今後の国保会計がどうなるのか、収入、支出の関係が残念ながら十分に明らかにされませんでした。したがって、私は、委員会終了後、担当部署に行き、詳しくは、残念ながら数字が飛び交って聞こえませんでした、ということでした。今回の所得割、均等割の引き上げの理由は、去年の医療費などの支出に合わせて国民健康保険税などの収入が少ないということでした。しかしながら、私は、国保加入者の懐くあいをぜひ見ていただきたい。仕事がない、あっても相当に落ち込んでいるという伊豆市国保加入者の実態を見ていただきたい。国の社会保障費の削減で地方自治体も財政に苦しんでいることは重々承知をしています。しかしながら、市民の暮らしを守る、病気になったときにお金のことを気にしないで必要な医療を受ける権利を保障するのが国の仕事、自治体の仕事ではありませんか。

基金の取り崩しを、委員長報告にもありましたが、委員会のほうでも当面基金の問題について私は尋ねましたが、お答えになったように、災害や所得水準の大幅な変更のときには使えるんだと言っているんです。そうであるならば、今、国保加入者の実態を見たときに、本当に基金をそのまま置いておいて、すなわち基金というのは国保加入者の貯金です。それを取り崩して国保加入者の生活を守っていく、基金を取り崩すことによって値上げを見送ることを強く要求して、反対討論を終わります。

議長（飯田宣夫君） 次に、議案第49号に対する反対討論を行います。

12番、森議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第49号 伊豆市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部改正について、反対討論をさせていただきます。

簡単に言えば、これはごみ袋の値上げです。増税なんです。今、木村議員が国民健康保険税の値上げに反対討論をなされた。これも増税でしょう。私たちはこの議会で2つの増税を、今決めようとしているんです。一方で市長は、人口減少危機宣言を発している。増税、増税のまちに移住してくる人がいると思いますか。市民が逃げ出していったって当然なんです。そもそも人口の把握をどのように皆さん考えますか。人口減少危機宣言によれば、6月1日時点で3万6,009人だと。7月中にも3万6,000人を割るであろうと市長は言っているんです。今、伊豆市の人口減少は年間何人ぐらいですか。少なく見積もっても365人だとすれば、1日1人ずついなくなるんです。こんな卓上計算も市長はやっていない。グアムから帰ってきたら3万6,000人割っていますよ、市長。そんな、今グアムへなど行っている余裕はないんですよ、伊豆市民には。

今、ここで行われた委員長の発表でも、おかしなことはたくさんある。袋の枚数を数えた。

パッカー車で袋の枚数を数えられるような状態に普通はないはずなんです。いいですか、パッカー車のぞいたことありますか。もう袋は破れて、水がばっしょんばっしょんあふれるぐらいの状態が普通のと時のパッカー車なんです。このテストでは何ですか、袋は破壊されていないと言うんです。このテストは恣意的なテストであったと言わざるを得ない。

私、この16日、時計を廃棄物で出した。持って行ってくれなかったです。理由はガラスを外して出してくれと。私、たしか担当課に行ったとき、金属物がついているものは金属のときに出してくれと言われて出したんです。ごみの搬出というのは大変難しいんです。私でさえこのありさまなんですから。たとえ一般廃棄物であろうと、もっともっと慎重にやるべきです。ましてやこれは増税なんです。今までの2倍も3倍もの増税なんです。金額の問題ではないんです。何で増税をするんですか。公共工事優先のまちづくりだから増税せざるを得ないんです。それが国民健康保険税の増税にもつながっているんです、議員の皆さん。

国民健康保険税だ、ごみ袋だ、それだけではないでしょう、これから伊豆市は。9月議会には何が出てくるんですか。たかだか10円のごみ袋が30円になるという問題ではないんです。そういうものが加算されていくんです。生活を守るなんていう政党があるけれども、伊豆市の市民の生活は守れない、破壊されていくだけです。ましてや、市長は現在の人口の状況を把握していない。公平だ、公平だ、今でさえごみの負担は公平でしょう。ごみ処理施設に6億円投入している。当然施設の改修だ、ごみの回収費用だ。随意契約でみんなやっているんですよ、これ。決まった業者が伊豆市の決めた金額で。ごみの焼却施設の発注はどのようにされているんですか。業者の言い値で発注しているのではないですか。これが伊豆市のごみ行政の実態なんです。ごみのリサイクルだ、リサイクルだ。リサイクル率の計算はどうやっているんですか。分母は何を置いておるんですか。分子には何を置いているんですか。説明できますか、市民環境部長。これが伊豆市のごみ行政の実態なんです。やろうと思えば、まだまだ増税しなくてもできることはいっぱいある。このごみ袋の値上げ、ごみ袋だけではないでしょう。多くの市民が利用している軽トラックでのごみの持ち込みはどうなるんですか。これからトラックでの持ち込みはできなくなるのではありませんか。そういうことを考えますか、市長さん。ぜひ考えてもらいたい。

伊豆市のごみ行政のいいものがなくなっていく。自宅から出たごみを軽トラックで持ち込めば、伊豆市は回収してくれる、こんないい制度はなかったはずだ。なぜそれを今壊すんですか。いいものは残していただきたい。悪いものはどんどん改善していくのは当然です。人口は減少するんです。ごみが減るのは当然です。結果はわかっている。税金を上げればどんどん人がいなくなります。ごみ袋の値上げだけではないんだ。

ちょっと話それますけれども、市長さん、人口減少危機宣言で、子供の医療費助成をさらに充実する。充実するのは当然です。ところが、議案第48号では増税ではないですか。市当局が考えるのは、増税なくして市民サービスをどうやって充実するかということを考えてもらいたい。当然議会の皆さんにもそうあるべきだと私は思います。増税して行政を改善する。

これはだれでもできる。伊豆市の発展を願うなら、市民の負担を最小限にすべきだと私は思います。

反対討論を終わります。

議長（飯田宣夫君） それでは、賛成討論。

2番、梅原議員。

〔2番 梅原泰嗣君登壇〕

2番（梅原泰嗣君） 議席ナンバー2番、梅原泰嗣です。

議案第49号について、賛成討論をします。

私の調べた数字ですが、全国で42%の自治体のごみ有料化条例を実施しております。これは、単なる公共料金の値上げという審議ではなくて、ごみ有料に係る経費を削減し、自治体の財源を見直すことだと考えます。大きな流れとしましては、平成17年2月14日付で、国・環境庁より意見具申が来ております。意見具申ではありますが、内容を見ますと、ごみの有料化とリサイクル法の実施について、はっきり明記されております。

また、一方では、自治体に交付されている地方交付金なんですが、平成20年度は伊豆市も約47億円交付されておりますが、この交付金につきましても、交付金の積算項目の中のごみ処理経費の単価が、19年、20年と比較しますと、20年度は削減されております。つまり、国・環境庁としましては、通知を出す一方で自治体の財源にプレッシャーをかけているわけです。当市では、ごみの処理経費に19年度年間5億9,600万円の経費を必要としておりますが、この経費を削減する必要があると考えます。

先日、議会の質疑の際に、各家庭でごみを削減する余地はありますかという質疑が出ましたが、有料化を実施した場合、電気式生ごみ処理機、今、販売店で約3万円から5万円で販売されているようですが、これを購入しますと、現在は市から2万円の補助があります。この補助金を3万円等にアップしていただき、将来、伊豆市の各家庭の台所、または勝手口に、この電気式生ごみ処理機を1台ずつ設置していただき、または設置していただくことによりまして生ごみを極力削減し、現在5億9,600万円かかっている経費を極力削減し、伊豆市の財源を健全化する。今後、今建設を予定されておりますが、新しいごみ焼却施設も、そのようなことによって非常にコンパクトな施設をつくっていくということも含めまして、私は、市民の皆さんに、今、コスト意識を持っていただくために、議案第49号につきまして賛成します。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 次に、20番、木村議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

20番（木村建一君） 議案第49号 伊豆市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部改正に対して反対討論を行います。

そもそも、市長は、ごみ有料化の必要性を市民にどのように説明してきたのでしょうか。

市民がなるほどそうかと納得する内容なのでしょうか。市長は、去年の5月14日の廃棄物減量等推進審議会に対して何を諮問してきたのか。2008年10月の広報紙に次のような記述があります。「伊豆市のごみ排出量は減少傾向にあるものの、リサイクル率は目標を下回っています。最終処分場の埋立容量にも限りがあり、ごみの減量化に向けた対策を講じる必要があることから、市は審議会に諮問をした。その結果、審議会から、ごみ有料化が効果的である、必要であるという答申を受けた」とあるんです。市長が言うごみ処理費用を税金ですべて賄うのか手数料を含めるのかということから、ごみ有料化の問題が始まったわけではありません。また、負担の公平でもありません。

まず第1に、有料化はごみ減量に有効な手段であるという正当な理由が成り立つのでしょうか。ごみ減量化、資源化の状況はどうでしょう。市の広報紙に、家庭から出るごみを平成19年度と平成20年度を比較した記事がありますが、燃やせるごみが減り、減量化が進んでいます。リサイクル率は増加していますとあるんです。有料化すればごみが減るという理由が成り立たないことは、事実が示しているではありませんか。有料化しなくてもごみは減り、リサイクル率が上がっているではありませんか。ごみ減量のための有効な手段として、ごみ有料化というのは成り立ちません。

市民に配布した、ごみ有料化についてを表題にした中で、ごみの減量、資源化に有効な施策としてごみの有料化であるという記述が、先日開催された福祉環境委員会では、同じ表題なんです。ごみ減量をすっかり取り払って、維持管理が厳しいから、有料化による手数料はごみ処理費用に充てると、この文面だけを、今言ったように入れかえて、書きかえていました。書きかえた理由は何なのかと聞きますと、ごみ有料化をわかりやすいように文を入れかえたとか、ごみ減量というのは有料化を狭めたような言い方だったと言いわけておりますけれども、ごみが減り、有料化の根拠が崩れたことをみずから認めたからではありませんか。

第2に、公平性が本当に正当な理由でしょうか。ごみを減らそうと努力している人も、そうでない人も、ごみの量に関係なくごみ処理費用を負担するのは不公平だ、多く出す人はそれなりの費用をだすべきだ、これが負担の公平につながるのだというのが市当局が言う正当性というものです。果たしてそうでしょうか。収入に関係なく、一律2倍、3倍、4倍のごみ処理費用を出すのが負担の公平でしょうか。負担は能力に応じて、給付は平等に、これが社会保障本来の原則、人類社会が到達した負担の民主的ルールであります。ごみ有料化は、所得の低い人ほど負担を重くするものです。

福祉環境委員会で、市長は、ごみ手数料には逆進性があることを認めました。負担の公平どころか不公平そのものであり、正当性は成り立ちません。さらには、市当局が言うごみ処理費用の負担の公平にはごまかしがあります。市当局は、ごみ減量に努力している人と、そうでない人もごみの量に関係なく費用負担をするのは不公平と言っています。市民が、なるほどそうだなと思わせるような切り口で話を始めて、最後には、ごみの量に応じて負担する

のは当たり前としております。ごみの有料化による公平性の最初の理屈は、減量に努力する人とならない人を比較しながら、最後には、そのことには一切触れずに、ごみの量だけを問題にしています。しかし、ごみの量は家族構成によって大きく影響します。子供の多い家庭は2人暮らしの高齢者世帯に比べれば、ごみが多く出るのは当たり前でしょう。ごみの多い少ないで、公平・不公平を言うのは論外であります。市当局は、多く出す人はごみ減量に努力していないという結論を導き出して、それに応じた負担は当たり前としています。ここでも負担の公平の正当性はありません。

減免制度については要綱で決めたいとしていますが、今、委員長報告にあったように、勝手に決めないと言っているんですが、市当局が勝手に決めないのなら、これ条例にする以外にないんです。そのことは横に置いておきますが、議会の裁量権は、この要綱には及びません。市当局の判断で内容を変えられますということなんです。だからこそ、市民の意向を十分に把握した内容にしなければならないのに、ごみ処理手数料の減免については不公平のまま実施しようとしています。

一つは、剪定枝を束ねれば1束30円だが、束ねずに軽トラックで持ち込むと2,400円、80束分のお金を払わなければなりません。トラックにそんなに積めるでしょうか。

もう一つは、紙おむつです。市民から切実な訴えがありました。身内に介護度2がいます。介護度2でも紙おむつを外すことはできません。なぜ市は介護度4以上にするのですかという内容です。市長は、どこかで線を引かざるを得ない、見直すことはやぶさかではないが、まずは介護度4、5という答弁でした。公平さを主張するものの、個々では不公平を承知の上でも正そうとしないのが、私は矛盾の極みだと思います。さらには、介護保険などで他のサービスを既に受けているから減免制度にはなじまないのではないかということも言い始めております。

第3に、ごみ有料化による市の収入をごみ処理費用に充てるという問題です。手数料をごみ処理費用にというのですから、手数料というものの目的税そのものです。こういう考え方ややり方が正しいとなると、財政に厳しさを理由に何でもありになってしまうのではないのでしょうか。学校の管理費のために、財政が厳しいから児童生徒の保護者にはそれなりの負担を求めてもいい、図書館利用者から本の貸し出し料をいただくか、他のあらゆる施設にとんでもない維持管理のために市民からお金をいただいてもいいんだということが始まります。

福祉環境委員会では、後で委員長報告があるでしょうが、極めて残念ですが、ごみ有料化に賛成・反対という結論を出すのではなくて、もっと市民の意見を聞いてほしいという306名の請願が否決されました。90%の市民がごみ減量に取り組んでいる。また、関心があるというアンケート結果を、私たち議員は承知しております。ごみ減量に取り組んでいる市民の姿をないがしろにして、ごみ減量の具体的取り組みを市民に示すことなく、市民も何をしているのかという合意もなく、市民にお金を使わせないと市民の意識改革が始まらないという発想でいいのでしょうか。余りにも市民の善意をないがしろにする発想であります。

市民生活が大変なときだからこそ、市民生活を応援し、守るために全力を尽くすべきなのに、ごみ有料化で負担を強いるという姿勢でいいのでしょうか。今までの議員活動の中で、市長が提案すれば、もう既に決まったものと思いこんで、市民から与えられた議員みずからの議決権を投げ出して、忘れていたという過去の議員の中にそういう議員を見かけました。市長提案が市民の要求に基づくものかどうかを判断して決定する権利を持つのは我々議員です。市民の要求はごみ有料化ではありません。市が言うごみ有料化にも道理もないことを私は明らかにしてきました。市民に依拠したごみ減量化運動、ごみを少なくすれば処理費用も少なくなることを市民に呼びかけようではありませんか。市民に依拠しないで、ごみ有料化条例を否決すべきことをすべての議員に呼びかけて、反対討論を終わります。

議長（飯田宣夫君） 次に、13番、古見議員。

〔13番 古見梅子君登壇〕

13番（古見梅子君） 13番、古見です。

議案第49号 伊豆市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

一般会計におけるごみ処理経費は約6億円であります。この条例によって、処理手数料として入る年間約2,500万円が販売手数料となっております。10%で6,000万円、5%にもならない販売手数料であります。有料、有料と言う割には金額が少ないのではないかと思っております。ごみを減量化し、ごみに対する意識を深めるためにも、この条例は必要であろうと思えます。

豊かな経済の時代は、大量生産、大量消費、ごみはふえました。年間6億もかけ、ごみ焼却をしております。しかも、老朽化し、その改修費に多額の費用を必要としております。今、時代は変わりました。物を大切にすることを育てていかなければならない。我々は、物の不自由な時代に育って、物を大切にすることを教えられました。今、子供たちに物を大切にすることを大人が後ろ姿で見せるということも大事であろうと思えます。そのためにも、この条例は大変意義のある条例であると考えております。私は、平成四、五年ごろ、バブル絶頂期のころ、ごみ焼却場の見学を女性の会で行かせてもらいました。非常にたくさんのごみがありました。そして、しかも臭いんです。そのときに非常にショックを受けまして、これは、家庭での生ごみは、もう出してはいけないと思ひまして、以来ずっと生ごみは家庭で処理しております。初めは大変苦労しました。臭いにおいと虫がわく、それをどうしたらよいかということで、女性の会で配付していただきましたEMぼかしを使いまして、その臭いにおいを消し、虫のわからない生ごみを、今宝物として花の肥料、それから野菜の肥料に使っております。非常に花がきれいに、鮮やかに、しかも虫がつかないんです。本当に、今生ごみも宝だと思っております。

こういうふうに、私たちが、この後ろ姿でもって、物を大切にすることを子供たち

に教えていくことが、今は大事であろうと思います。経済は厳しいときであります。市の財政も大変厳しいときであります。教育や福祉、観光、大変な経費もかかります。やれる最低限の負担もお願いするということも必要であろうと思います。自分の出すごみであります。自分の出すごみに責任を持つということで、多少の負担をお願いする本条例に賛成いたします。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 次に、6番、西島議員。

〔6番 西島信也君登壇〕

6番（西島信也君） 6番、西島信也です。

私は、議案第49号、通称でいいますと、ごみ手数料徴収条例に反対の立場から討論を行います。

今、日本中が大不況となり、ちまたでは派遣切り、リストラは日常茶飯事となっしまい、市民の多くはその日その日を必死の思いで、つめに火をともしようとして生きております。そういう大変な時期に、市民の生活を守るべき自治体のごみ処理有料化という新たな負担を押しつけているのは、市民の傷みが全くわかっていない悪法であることは明々白々であります。

ごみ処理の有料化は、初めはごみの減量化とリサイクルの推進という説明をしておきながら、途中から市長は、負担の公平化というわけのわからない理由を持ち出してきて、ごみの減量とリサイクルは結果であって目標でない、あれは市民環境部が勝手に言っていることだとうそぶいているありさまであります。

当局は、ごみを減量するにはどうしたらいいのかということ、昨年ごみ減量審議会に諮問いたしまして、それには、ごみ処理を有料化するのが有効であるという答申を受けておきながら、今度はごみ減量という、その最大の目的を議会で堂々と否定するとは、まことに支離滅裂としか言いようがありません。そんなことを言っているのなら、ごみ減量審議会を再度招集し、市民の皆さんにそのことを説明して、一からやり直すことを要求するものであります。

次に、ごみ処理という行政上の必要のためにする事務に手数料を徴収するということは非常に問題があります。すなわち、地方自治法第227条には、普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものについては手数料を徴収できると、こうあります。この中の特定の者のためにするものとは、身分証明、印鑑証明等、一私人の要求に基づき、主としてその者の利益のため行う事務をいうものであります。したがって、すべての市民のためにするごみ処理には手数料は徴収できないとする考えは、しごく当然のことであります。よって、本案のごみ処理に手数料を徴収するということは、地方自治法違反の疑いが濃厚であります。

また、市長は、ごみの排出量に応じた手数料の徴収が公平であると言っておりますが、ご

み袋に入らないごみを車で持ち込む場合は、車の積載量によって金額が決まります。例えば、最大積載量350キログラムの軽トラックで50キロのごみを持って行きますと、この350キロを400キロに繰り上げしまして、400キロ分の手数料2,400円をとられると、こういうことになります。これが公平か公平でないかは、小学生の子供でもわかることでもあります。焼却場にはトラックスケールという計量器がありますので、何でそれを使ってはかって、それによって金額を決めないかと、まことに不可思議きわまるこの条例案であります。

先ほどの50キログラムのごみですけれども、私の計算するところによると、本来なら300円でいいはずであります。300円のごみを2,400円とるとということが公平か公平でないかは、一目瞭然であります。

私が今まで申し上げましたとおり、本条例案は、どの角度から見ても欠陥のあるものであります。市民のためにならない欠陥条例を可決しないように、議員の皆さんにお願いをいたしまして、私の反対討論といたします。

以上です。

議長（飯田宣夫君） ここで、討論の途中ではありますがけれども、休憩をしたいと思います。

11時10分まで休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、討論の途中でありましたので、討論を続けて行います。

議案第50号につきまして、反対討論を行います。

12番、森議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第50号 伊豆市天城温泉会館条例の一部改正について反対討論をさせていただきます。

この条例案は、指定管理者制度に移行し、天城温泉会館を持続させようとするものです。

私は、ここでもうはっきり言わせてもらおう。伊豆市に温泉会館が2つも必要なんではないか。市民も議員も、これは真剣に考えるときが来たんではありませんか。市長が地元へ行って地元の人に聞けば、これは残してくれと言うに決まっているんです。それは議員の皆さん、わかるでしょう。この施設があることによって、地元には現金が落ちるんです。しかし、現在、きのうも私ここへ行ってみました。伊豆市を歩くと、ちょうどここでトイレ休憩したくなる。はっきり言わせてもらえば、人っ子一人いないと。本当にこの施設を生き返らせたかったら、まず地元の人は何をするかです。また、先ほどの市長さんの人口減少危機宣言にこ

れを流用させていただきますけれども、市長さんは、「市民の所得をふやし、生活の安定を図る。そのための一番の施策は、市長によるトップセールスを一層強化する」と言うんです。恐らく今の市長さんのトップセールスのやり方では、どんなにやってもお客さんは来ません。市長さんの言うトップセールスって何ですか。名刺を配ったり、パンフレットを配ったり、それだけでお客さん来ると思いませんか。観光に一番必要なのはやはり愛なんです。愛なんて言うと、にやにや笑っている議員さんもいらっしゃいますけれども、そうではないんです、やっぱり心なんです。本当に伊豆市の観光を活性化したかったら、トップセールスとは何だということを、私は市長さんに考えてもらいたい。一番最後には、「人口減少を当面補う施策として、観光を総業産業として活性化し、交流人口の10%増を図る。これにより、地域経済を底上げし、市民1人当たりの行政コストの負担を軽減する」と書いてあります。言っているわけです、ここで。まずこの議会が始まる冒頭に市長は言ったわけです。ところが、この議会でやっていることは、増税、増税、増税ではないですか。健康保険税の値上げだ、ごみ袋の値上げだ、市民は逃げ出してしまいますよ。

この天城温泉会館、観光施設、本当に考えるんだったら、1カ所に集約して、伊豆市の総力を挙げて温泉施設をどうやって生かすか考えるべきだ。既にこの施設は死に体である。どんなにやっても生き返る保証はない。議員の皆さん、大勢経営者がいらっしゃる。見ればわかるでしょう。指定管理者制度にして、これを引き受けるというのは、指定管理者ならば管理料がいただけるからだ。毎年何千万円という管理料を私たちは負担しなければならない。今、伊豆市にそんな財政力があるんですか。人口減少は否定できません。市長がどんなに頑張っても3万5,000人で減少を食い止めるとおっしゃっても、今の市長のトップセールスではできないでしょう。

そもそもトップセールスというのは、民間では全然考え方が違うんです。成果を一番上げる人をトップセールスというんです。要は、売り上げを一番上げた人をトップセールスというんです。名刺やパンフレットを配っているのをトップセールスというのではないんです。トップセールスの人たちは、もう死に物狂いで営業活動しているんですよ、市長さん。24時間365日休みなくセールスしてトップセールスというのは成り立つんです。グアムへなど行っている場合ではありません。あなたの任期中に伊豆市の人口は確実に3万5,000人を割るんだ。副市長、静岡県は予測しているはずですよ。市民環境部長、伊豆市だって当然将来人口予測をしているでしょう。総務部長か。どこかでやっているはずですよ。どうやってその人口減少を食い止めるかは、増税をやめて、支出を最小限に抑えて、市民生活をどうやって守るかなんです。そして、市民はどうやってこの伊豆市の現状を改善していくか考えなければいけないんです。ただ金を出せばいい、指定管理者制度にすればいい、そういうものではないと私は思います。

この指定管理者制度、ましてや、温泉施設を家族ぶろに変えます。当然これまた市民の負担がふえるわけです。さきの説明では、虹の郷は管理料はゼロだとおっしゃっておりますが、

この施設がゼロで成り立つわけではない。

議員の皆さん、考えましょうよ、一緒に。これから負担はますますふえますよ、この施設は。この指定管理を受ける人は当然伊豆市からお金が入ると考えるから受けるんです。そのような、これから負担がますますふえる事業に私は賛成はできません。ぜひ議員の皆さんも真剣に考えましょう。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 次に、賛成討論を行います。

議案第50号につきまして、関邦夫議員。

〔 9 番 関 邦夫君登壇 〕

9 番（関 邦夫君） 9 番、関邦夫。

議案第50号 伊豆市天城温泉会館条例の一部改正について、賛成の立場からその必要性について討論いたします。

今回の改正は、天城温泉会館に指定管理者制度を導入するものであり、本年4月1日をもって休止状態にある温泉部門を復活させ、地域振興の核として、その立場を再確立してほしいという地元からの強い要望によるものです。去る4月20日に、庁内における天城温泉会館に関する検討委員会を開催し、その意向を5月22日に開かれた市営施設運営委員会の席で意見集約され、指定管理者制度の導入が決定されたと聞いております。

天城温泉会館の運営に関しましては種々の意見があろうかと思われませんが、今、この時代に将来性のある民間企業のノウハウをもって事に当たり、直面している問題を良好な方向に導くことは、行政並びに私たち議会にとって必要最善の行為であると信じます。この時代に前向きな意見と行動をとらず、市民並びに市政の良好なかじ取りを乱すことは最も避けるべき行為であり、市民の利益を大きく損ねるものであると断言できます。停滞は後退にもまさる最悪のものです。ぜひ市民の利益を最優先に考えることを強くお願いいたします。

現在、市内の優良企業はこの停滞を余儀なくされ、伊豆市の発展が阻害されているというのは言うまでもありません。さらに、いのしし村の廃園、今回の天城温泉会館の温泉事業の休止など、負が負の連鎖を招く状況に陥っております。ただでさえ国内外の経済情勢が逼迫している現在、何事にも負の行為で臨むことは最悪です。世界情勢並びに国内政治経済が混乱状態にある中で、それでも景気を物ともせず頑張っている企業は多数あります。

今回の天城温泉会館への指定管理者制度導入は、民意を受けて地域の発展を願うものであります。本当の運営はこれからであり、指定管理者の募集に始まり、指定管理者選考委員会の審査を経て、本会議において議決を待たなければなりません。本来、市民の意向を100%酌むならば、一日も早い民間活力の導入を期待し、賃貸なども検討したようですが、自治法上の制約から指定管理者制度の選択を余儀なくされたと聞いております。それでも、民間のノウハウと経験からもたらされる経営手法は、行政の域をはるかに超えた期待が持てるものと確信いたします。

湯ヶ島地区に活力を再燃させるためにも、伊豆市に明るい話題と活力をもたらすためにも、ぜひ今回の条例改正に新たな息吹の導入が期待されることを願ひまして、私の賛成討論いたします。

議長（飯田宣夫君） 以上で討論を終了します。

これより採決を行います。

初めに、議案第48号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第48号は原案のとおり可決しました。

次に議案第49号 伊豆市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部改正について採決いたします。

本案についても委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 伊豆市天城温泉会館条例の一部改正について採決いたします。

本案についても委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議案第51号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（飯田宣夫君） 日程第6、議案第51号 土地改良事業の計画概要についてを議題といたします。

本案についても所管の経済建設委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長、杉山羌央議員。

〔経済建設委員長 杉山羌央君登壇〕

経済建設委員長（杉山羌央君） 10番、杉山羌央です。

ただいま議長から報告を求められました議案第51号 土地改良事業の計画概要について、主な審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、委員より、紙谷橋の件ですが、災害等を考えたときに、河川敷内の橋脚はないほうがよいと思うが、PC橋でつくるなら橋脚を一つにするということを考えなかったのかとの質問に対し、川の幅をこれだけのスパンで飛ばしたいということから、メタル、PC等の中で一番経済比較をすると、今回のけた、PCのポステンという空中けたになります。けたをなるべく薄くして、このスパンを1径間で飛ばすということで、このけたを決定してあります。ですので、計画の中には橋脚はありませんとの説明がありました。

次に、委員より、この計画の工事順位はどのようになっているのかとの質問に対しまして、用地の関係で工程が相当変わってくると思います。橋は、どうしても2年かかります。道路工事をやりながら橋をやりますが、橋を壊し、下部工、そして上部工というような形で、道路と橋などを並行してやっていきたいと考えています。橋を全部撤去しますので、工事期間中は交通どめになるということが想像できます。また、橋については、どうしても県との協議の中で渇水期に工事をしなければいけないというルールがありますので、そのあたりも考えながら、工事ということになるのかと思いますとの説明がありました。

以上の審査経過を経まして、付託されました議案第51号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（飯田宣夫君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対して質疑、討論のある議員は、通告書を議長に提出願います。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時28分

議長（飯田宣夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第51号についての質疑、討論、採決を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第51号 土地改良事業の計画概要についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議案第52号の委員長報告、質疑、討論、採決
議長（飯田宣夫君） 日程第7、議案第52号 住民票の写し等の交付に関する委託事務の変更についてを議題といたします。

本案についても、所管の福祉環境委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

福祉環境委員会委員長、杉山誠議員。

〔福祉環境委員長 杉山 誠君登壇〕

福祉環境委員長（杉山 誠君） 7番、杉山誠です。

ただいま議長から報告を求められました議案第52号について、審査の経過と結果を報告いたします。

議案第52号 住民票の写し等の交付に関する委託事務の変更については、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（飯田宣夫君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩をいたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に報告願います。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時31分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第52号についての質疑、討論、採決を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第52号 住民票の写し等の交付に関する委託事務の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（飯田宣夫君） 起立者全員。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議案第53号及び議案第54号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（飯田宣夫君） 日程第8、議案第53号 市道路線の認定について、日程第9、議案第54号 市道路線の変更についての2議案を一括議題といたします。

本案についても、所管の経済建設委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

経済建設委員長、杉山羌央議員。

〔経済建設委員長 杉山羌央君登壇〕

経済建設委員長（杉山羌央君） 10番、杉山羌央です。

ただいま議長から報告を求められました議案第53号 市道路線の認定についてと、議案第54号 市道路線の変更についての主な審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第53号であります。質疑の主なものといたしまして、委員より、横瀬月見タウンの市道梁見3、4、5号線の道路認定について、認定基準というのは交通量とか、人口密度を考慮し、原則として公共的性格を要するものというのが第一条件となるように思うのですが、ここは、その前に開発行為の基準の中で認定されていくという説明ですが、その開発行為でも公共性が強いとか、そういうものをクリアしてやらなければならないと思いますが、その点についてどうでしょうかとの質疑に対し、都市計画法の条文に39条というものがありまして、開発許可を受けた開発行為、または開発行為に関する工事により公共施設が設置されたときは、その公共施設は公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとするということになっております。この市区内道路の基準はもちろん公共性ということもありますが、それを読んでかみ砕いていきますと、建築基準法による道路位置指定基準とほとんど同じですとの説明がありました。

以上の審査経過を経まして、付託されました議案第53号につきましては討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第54号であります。質疑の主なものといたしまして、委員より、最初の計画よりかなり年数がかかっているが、最終的にいつ終わるのかとの質疑に対し、当初のときには基幹農道ということで始めましたが、今は県営一般農道という名前で事業を行っています。その中で、1期地区、2期地区というような、全体が2つに分かれております。1期地区は完了しております。今、2期地区について工事をやっています。それと、橋のことについても、当初、大見川にかかる橋が50メートル以上を超える大きな橋になりますので、上和田入り口のところで真っすぐに大見川を渡ったほうが位置的にもいいわけですが、ただ、そこに河川の落差工があるために橋をつくらせてもらえないような河川側との協議があります。農道にのっとった幅員構成に対し、歩道がついた橋を地元が望んでいるものですから、アロケとかそういう問題をクリアしながら、今、用地のほうも進めていますとの説明がありました。

以上の審査経過を経まして、付託されました議案第54号につきましては討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、経済建設委員会委員長報告を終わります。

議長（飯田宣夫君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩をいたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に提出願います。

休憩 午前 11時 37分

再開 午前 11時 38分

議長（飯田宣夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第53号、議案第54号についての質疑、討論、採決を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

次に討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第53号 市道路線の認定についてを採決いたします。

委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（飯田宣夫君） 起立者全員。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 市道路線の変更についてを採決いたします。

本案についても、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（飯田宣夫君） 起立者全員。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（飯田宣夫君） 日程第10、「ごみ手数料徴収（有料化）条例」に関する請願についてを議題といたします。

本案については、福祉環境委員会に付託されていますので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

福祉環境委員会委員長、杉山誠議員。

〔福祉環境委員長 杉山 誠君登壇〕

福祉環境委員長（杉山 誠君） 7番、杉山誠です。

ただいま議長から報告を求められました請願第1号 ごみ手数料徴収（有料化）条例に関する請願書について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

紹介議員より説明を聞いた後、次の質疑がありました。

委員より、議決をしないでくださいという請願ということによろしいですか、議案に対して反対という意味ではないということですが、これは議員の方々にということでしょうかとの問いに、請願というのは、ご存じのとおり市議会議長あてですから議会あてです。今回上程されている手数料徴収条例を議決しないでくれ、すなわち審議をもっと皆さんでやってほしい、機会を与えてほしいということですのでの説明がありました。

以上、質疑の後、請願第1号は、さきの議案第49号を議決したことから、みなし不採択とすべきものと決しました。

以上で、福祉環境委員長報告を終わります。

議長（飯田宣夫君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩をいたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に提出願います。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時41分

議長（飯田宣夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから請願第1号についての質疑、討論、採決を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論なしと認め、討論を終結いたします。

お諮りします。

本請願に対する委員長報告は、みなし不採択であります。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者少数。

採択することに賛成の議員さんの起立を求めます。

〔起立少数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者少数であります。

よって、請願第1号はみなし不採択と処理することに決定いたしました。

議員派遣について

議長（飯田宣夫君） 日程第11、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

お手元に配付してあります資料のとおり、8月24日、静岡コンベンションアーツセンター「グランシップ」において、平成21年度静岡県市町議会議員研修会が開催されます。これに全議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 異議なしと認め、資料のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

日程の追加

議長（飯田宣夫君） お諮りします。

お配りしてあります追加日程表のとおり、この3件を日程に追加し、追加日程とし、議題といたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 異議なしと認め、3件を日程に追加することと決定いたしました。

議案第55号及び議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（飯田宣夫君） 追加日程第1、議案第55号 工事請負契約の締結について（修善寺南小学校屋内運動場建築工事）、追加日程第2、議案第56号 工事請負契約の締結について（天城中学校体育館耐震補強工事）の2議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第55号及び議案第56号について一括して提案理由を申し上げます。

平成21年5月29日に制限つき一般競争入札に付した伊豆市立修善寺南小学校屋内運動場建築工事及び同天城中学校体育館耐震補強工事についてそれぞれ請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本2件とも電子入札によって入札を行いました。これ以降もなるべく早く、全入札を電子入札できるように努めてまいります所存でございます。

詳細につきまして、教育委員会事務局長に説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（飯田宣夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 間野孝一君登壇〕

教育委員会事務局長（間野孝一君） それでは、議案第55号について補足説明をいたします。

修善寺南小学校は、建設経過年数に伴う老朽化による耐力度の低下や災害時の広域避難所としての位置づけもありまして、工事を実施するものでございます。

本工事の概要は、鉄筋コンクリート造2階建てで、延べ床面積は1,272.27平方メートルであります。また、工期につきましては、議決の翌日から平成22年8月31日までの完成を予定しております。平成21年、22年度の継続事業となりますので、平成21年度当初予算にて継続費として議決をいただいているところでございます。

そのほかにつきましては、議員各位のお手元に配付をさせていただいております資料のとおりでございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第56号についての補足説明をいたします。

天城中学校の体育館は、構造耐震指標、Is値といたしますが、目標値としているものを満足していないため、耐震補強として建物の耐震性能を高めるため、工事を実施するものであります。本工事の概要は体育館の耐震補強工事で、鉄骨造、延べ床面積は1,427.50平方メートルであります。また、工期につきましては、議決の翌日から平成22年1月29日までの完成を予定しております。

そのほかにつきましては、議員各位のお手元に配付させていただいた資料のとおりでございます。よろしくご審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

議長（飯田宣夫君） 以上で補足説明を終わります。

これより暫時休憩をいたします。

なお、この休憩中に、ただいまの2議案に対して質疑、討論のある議員は、通告書を速やかに議長に提出願います。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時50分

議長（飯田宣夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第55号、議案第56号の質疑、討論、採決を行います。

これより質疑に入りますが、質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第55号、第56号について、12番、森議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案、一緒にしていいですね。 議案第55号、第56号について質問させていただきます。

まず、議案第55号、第56号、同じ業者が入札に参加しております。制限つき一般競争入札ということですが、この制限というのはどういうものであるのかを伺いたい、これが第1点です。

次、2点目、通常設計及び監理が別に、今まで行われていると思いますけれども、この議案第55号、第56号について、設計及び監理の状況はどこか別会社がやったのかどうか、どのぐらいの金額でやったのかどうか、2点目、伺いたい。

3点目、議案第55号、第56号について、例えば議案第55号の場合は屋内運動場本体の工事だけなのかどうか。附帯工事があるのかどうか。附帯工事があるんだったら、どんな工事が入っているのか。さらに、この予算から外れるような附帯工事も何か考えているのかどうか伺いたい。

同様に、議案第56号についても契約金額が1億5,120万円ということですので、耐震工事だけとはちょっと考えられないので、どのような附帯工事があるのかどうか伺いたい。

4点目、電子入札ということですがけれども、8社で電子入札というのも大変おもしろいなというふうに感じます。電子入札の内容について伺いたい。

以上です。

議長（飯田宣夫君） それでは答弁願います。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（間野孝一君） それではお答えをいたします。

最初の、制限入札についての制限とはどんなことかということでございます。

今回の場合の制限につきましては、伊豆市内に建設業の許可を有する本店、または年間委託を受けた営業所及び支店があること。それから、建築一式工事の建設業の許可が特定であること。伊豆市格付及び選定要領の総合数値が800点以上であること。それから、平成10年4月以降に建築一式工事の実績があること。これが制限として加えられておりました。なお、これは教育委員会が設定した制限ではなくて、所管事務は私のところでない、ほかの入札関係の所管事務のところが行っておりますけれども、私のほうがこの制限について持っておりますので、お答えをさせていただくということでご理解をいただきたいと思います。

それから、設計監理の業者はどうなっているんだということでございますけれども、南小学校の設計監理につきましては、地元であります伊豆市の柏久保にございますけれども、三田陸男一級建築事務所というところが設計をやっております。中学校の前といいですか、南小のちょうど角といいですか、中学校の入り口でございますけれども、三田一級建築設計事務所というところがやっております。

もう一つのほうの天城中学のほうの設計監理のほうでございますけれども、袴田建築設計事務所、三島の事務所のほうにお願いをしました。その中で金額をとということでございます

が、大変申しわけないんですけれども、金額の資料を持ってきてございませんので、ここではちょっとご回答できませんので、ご容赦願いたいと思います。

それから、工事の外構とか、そういうものがあるのかと。別のものがあるのかといいますと、南小学校につきましては、本体工事以外に建物の取り壊しもそうでございますけれども、通路、それからあとは、外構といいましても、既存の排水路へとつなぐ、建物からの排水をつなぐとか、それとか水道の既存のところにつなぐという外構工事等になってございます。それから、通路棟ということで、建物の既存本体のほうへ行くところの通路、通路といいますか、そういうものの計画もしてございます。

以上で、工事の本体に発注してある内容の中は、南小学校につきましては以上でございます。

それから、天城中学校でございますけれども、耐震工事につきましては鉄骨の補強ということで、プレス工事、内容を日本語にしますと筋交いといいますか、鉄筋棒の筋交いといいますかプレスという格好、それを壁の中に入れて壁を耐震補強していくということでございます。それから、屋根とか外壁の改修も行いますということでございます。それから、照明器具等も、多少暗いということで、そういうものもふやしていくという内容になっております。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 続いて、総務部長のほうから電子入札の件でお願いします。

総務部長（平田秀人君） どういうものかということでございますけれども、通常のいわゆる立ち会いによる札を入れる入札方式ではなくて、いわゆるそれを電子上で、そういうことがなくインターネットを通じて入札を行って、入札業者を決定するというものでございます。

詳しいやり方といいますか、その辺についてはまた別途ご照会いただければ説明を申し上げますけれども、ということで、現在、予定価格1,500万円以上のもの、これについて電子入札をということで進めています。行く行くはすべての工事契約、電子入札でという方向で向かっております。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質疑ありますか。

森議員。

12番（森 良雄君） 再質問させていただきます。

南小学校のほうの確認なんですが、取り壊しもこの2億9,925万円の中に含まれているかどうか。それから、附帯工事の中の説明でなかったですけれども、当然これは新築だと思えますので、照明だとか、当然舞台装置、暗幕等もあります。そのほかに、音響設備等もあります。そういうのも一式というふうに理解してよろしいんでしょうか、伺いたい。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（間野孝一君） お答えをいたします。

既存の、この設計金額の中には、現在あります体育館の建物の取り壊しの費用も入ってございます。まず1点目。

それから、その次の具体的な内容でございますけれども、当然、箱だけをつくるということではなくて、中の照明器具等々につきましても、体育館として利用できる機能はこの設計書の中に入っております。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） よろしいですか。

森議員。

12番（森 良雄君） これで終わりということですので、まとめて全部させていただきます。

ということは、丸々全部発注したということですね。取り壊しから完成した状態、要は使える状態にするまで発注したと。受けたところが中豆建設です。一般的には、取り壊しはまた別業者がやるのではないかと思いますけれども、まず、それ再度確認します。取り壊し、それから、もう使える状態で伊豆市に納入していただくと、そういう状態なのかどうなのか。

それから、中豆建設、たしか修善寺東小学校は中豆建設がやったと思うんだけど、私はあのときに行ったら、余り上手ではないなと。要は、余りにもひどい仕事をやったなと。工事監理を、やはりしっかり記録が残るように。例えば、土肥小学校の体育館なんていうのは、くいを何本打ったんだって聞いたって、何本打ったかわからない状態で納品されました。くいを何本打ったかぐらいはきちっと記録に残るように、ぜひ、これ質問というより注文になりますけれども。極端なことを言うと、設計書どおりにちゃんと記録とっておくということを注文しておきたいです。

それと、落札割合が98.116%、もう一方が96.927%、一般的には、一般競争入札だったら85%以下ぐらいにはなるだろうと言われているんです。電子入札をやったからといって、いいというものでは僕はないと思います。この落札率から見たら、明らかに疑わしいと言っていいはずですよ。なお一層の競争入札になるように、努力してもらいたいと思います。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 質疑は特にいいんですか。

12番（森 良雄君） 南小のは全部丸々……

議長（飯田宣夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（間野孝一君） 今、森議員のほうから質問がありました、丸々かということでございますけれども、先ほど来ご説明申し上げているとおり、工事としては、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、先ほど言いました通路等の渡り廊下工事、それから既設の屋内体育館の解体工事と、大項目ですけれども、これが一式として発注した工事となっております。

それから、東小学校の体育館がどうの、完成度といいますか、できぐあいがどうのというのは、ちょっと私は見たことがございませんので、お答えできません。

それから、工事監理はしっかりとということでございますが、この点は十分現場監督をする担当者のほうに申し添えて、しっかりと、今までどおりやっていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております本2件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより2議案を一括して採決いたします。

議案第55号 工事請負契約の締結について（修善寺南小学校屋内運動場建築工事）、議案第56号 工事請負契約の締結について（天城中学校体育館耐震補強工事）、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第55号、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（飯田宣夫君） 追加日程第3、発議第4号 「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

19番、三須重治議員。

〔19番 三須重治君登壇〕

19番（三須重治君） 19番、三須重治です。

発議第4号 平成21年6月19日。

伊豆市議会議長、飯田宣夫様。

提出者、伊豆市議会総務教育委員会委員長、三須重治。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

皆様、既にご案内のとおり、内容につきましては熟知のことと存じますので、内容説明は

省略いたしますが、伊豆市にとりまして必要不可欠な措置法です。総務委員会は、この継続に対しまして全会一致で賛成です。皆様のご賛同をお願いいたしまして、意見書の提出の発議とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

議長（飯田宣夫君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより本意見書について質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（飯田宣夫君） 起立者全員。

よって、発議第4号の意見書は、原案のとおり提出することに決定いたしました。

閉会宣告

議長（飯田宣夫君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成21年第2回伊豆市議会定例会を閉会いたします。

皆様には長期間、慎重ご審議をいただき、まことにありがとうございました。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時08分